

戦間期日本の家計消費
—世帯の対応とその限界—

加瀬和俊 編

東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.57

東京大学社会科学研究所

戦間期日本の家計消費

— 世帯の対応とその限界 —

加瀬和俊 編

東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.57

東京大学社会科学研究所

ISS Research Series No. 57

Household Expenditures in Japan during the Interwar Period:
Analysis Focused on Family Responses and their Limits

Kazutoshi KASE, Editor

INSTITUTE OF SOCIAL SCIENCE, THE UNIVERSITY OF TOKYO, 2015

はしがき

家計消費の質・量についての記録はそれぞれの時代ごとの一般民衆の物質生活の特徴を鮮明に映し出している。そこには、それぞれに固有の来歴と個性を有する各家族が当面の生活の充実と将来の各世帯員の幸福を願って取り組んだ日常的な努力の跡が、日々の喜怒哀楽とともに刻まれている。

戦間期の日本は、一面では消費の近代化が進展し、大衆消費社会に接近した時代として評価される方向へ進んでいたが、同時に農産物価格の惨落による食料費の切下げが農業恐慌の収束にともなって逆転した結果、1930年代はエンゲル係数が急上昇する特異な時期となり、ひとたび進展した消費の向上・近代化が大きな試練に直面することとなった。したがってこの時期の消費の内実は、漸進的な近代化の趨勢でとらえられるものではなく、品目ごとに陰影をもった個性を描くことが必要である。

こうした課題にとっては、共同研究は最も適切な研究スタイルといえる。そこで若手教員と大学院のゼミナール参加者に諮り、各自がそれぞれ興味のある消費品目を分担して、その品目からみた消費生活の歴史的変化とその背景としての生活構想＝消費戦略を検討してみることにした。

執筆者数に比較して紙幅の制約が大きかったこと、本研究所の研究シリーズの一冊とするために私の定年退職前に刊行する必要があったことなどの外的制約から、私の主たる役割は各章の元原稿に対して大幅な圧縮を求めることだけになってしまった。この点で編者としての責任を痛感せざるを得ないが、こうした制約にも関わらず、各執筆者の問題意識と論旨の独自性をくみ取っていただけることを期待している。

私たちにとってこの種の共同研究は、『戦前日本の食品産業』（2009年）、『戦間期日本の新聞産業』（2011年）と今回の『戦間期日本の家計消費』とで、結果として3部作となった。旺盛な知的好奇心とエネルギーに満ちた若手研究者たちとの、実り多かった議論をかけがえのない良き思い出として、本書を本研究所における私の最後の仕事としたい。

2015年1月10日

加瀬 和俊

目 次

序 章 家計消費統計の特性と消費費目の概観

——品目別消費分析の前提として——

加瀬 和俊 1

はじめに 1

1 家計消費関係諸統計の特性 2

2 家計消費の推移 6

おわりに 11

第1章 物価高騰期における都市家計の米穀消費構造

—— 1920 年前後を中心として ——

小濱 武 15

はじめに 15

1 「大阪市生計調査」の概要 16

2 家計の食料消費構造の検討 19

おわりに 22

第2章 都市における家計行動と水産物消費

—— 東京市を中心に ——

植田 展大 25

はじめに 25

1 第一次大戦後の水産物消費 —「月島調査」の分析— 26

2 階層性をもった水産物消費の展開 32

おわりに 37

第3章 東京の教員世帯における肉類消費

—— 1919 年「教員家計調査」を利用して —— 齋藤 邦明・吉田 和彦 41

はじめに 41

1 第1次世界大戦後の社会状況と「教員調査」 42

2 教員世帯における肉類消費 44

おわりに 49

第4章 家計消費行動と調味料需要

—— 調味料消費の多様化をめぐる ——

大澤 篤 51

はじめに 51

1 調味料消費と家計行動 52

2 家計支出と調味料需給 57

おわりに 62

第5章 家計消費にみる酒類消費の変容

—— 都市における酒の嗜好品化を切り口に ——

大島 朋剛 67

はじめに 67

1 戦前期日本における酒類国内市場の展開 68

2 家計調査等の諸統計にみる酒類の消費特性 71

3 酒類消費を規定した諸事情の検討 78

おわりに —1920～30年代の家計消費にみる酒類消費を中心に— 80

第6章 煙草消費の変容と煙草専売の運営

—— 消費の階層性に注目して ——

西川 邦夫 83

はじめに 83

1 戦間期における煙草の需給関係 84

2 煙草消費の階層性 88

3 煙草価格引き上げ問題 90

おわりに 93

第7章 衣類消費と裁縫

—— 「縫う」という行為に着目して ——

棚井 仁 97

はじめに 97

1 戦間期衣類消費の概観 —『家計調査報告』による接近— 98

2 女性と裁縫 —世帯内における女性の労働供給— 100

3 内職労働市場と裁縫 104

おわりに 110

第8章	都市家計の居住行動と生活水準		
	——東京市を中心に——	齋藤 邦明	115
	はじめに		115
	1 戦間期の都市と家計		117
	2 1930年代の都市家計における住居費支出の特徴		120
	3 事例 —東京市京橋区不動産業者「福井家」—		122
	おわりに		128
第9章	保健衛生費をめぐる家計行動		
	——清潔規範の浸透と医療費支出法に着目して——	田中 良一	133
	はじめに		133
	1 家計調査から見た保健衛生費の特性		134
	2 療病における家計行動選択と医療供給動向		138
	3 高額医療費支出時の家計調整		
	—『主婦之友』の看病体験談による事例分析—		141
	おわりに		145
第10章	旅行費の動向と観光産業の展開	高柳 友彦	149
	はじめに		149
	1 第一次大戦前後における旅行・観光ブームの展開		150
	2 1930年代における旅行・行楽の変容		154
	3 景気回復期における旅行形態の多様化		159
	おわりに		161
第11章	都市家計によるリスク対応と資金貸借	小島 庸平	165
	はじめに		165
	1 家計収支とリスク対応		166
	2 家計による資金借入の実態		174
	おわりに		178
巻末付表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		181

家計消費統計の特性と消費費目の概観

——品目別消費分析の前提として——

加瀬 和俊

(東京大学・社会科学研究所)

はじめに

この共同研究は戦前日本の国民経済の到達点を示す 1920～30 年代における家計消費の実態について、家計消費関連統計や消費品目別の記述資料類を用いて検討を加え、人々の消費生活からみた国民経済の諸特性について考察しようとするものである。換言すれば、生活・消費の単位であるとともに労働力の供給源でもある世帯が、両大戦間期という特定の時代状況の下で、どのような家計戦略に沿って日常生活を営み、生活水準の向上に努力していたのかについて、家計消費の推移に即して検討することが我々の課題である。

消費支出面での家計戦略とは、他律的に定まる費目に支出した上で、調整可能な支出を増減させて消費生活を合理化し、貯蓄・保険の活用を含めて長期的な家計の能力を増強させようとする方針である。本研究は、この課題を特徴的な個別品目の消費特性に即して分析する試みである。

この課題に接近するためにまず検討すべき素材は、『家計調査』に代表される家計消費についての諸統計である。そこでこの序論においては、各論の中で扱われる個別品目の検討に先だって、主要な家計消費諸統計の特性について整理し、当時の家計消費の特徴点について一定のイメージを共有することを目指したい。

1 家計消費関係諸統計の特性

(1) 家計消費統計の発足期——準備的統計

1916～20 年には外国で実施されていた家計消費統計等に注目していた先駆者たちを中心に、家計簿記帳方式を用いた調査が試みられている。第1は高野岩三郎による「東京に於ける二十職工家計調査」(1916年実施)¹⁾である。これは家計簿式調査法を日本で初めて導入した家計調査であり、生活水準の向上を目指した調査の趣旨に共鳴した職工たちが、一か月間の家計簿記入を行ったものである。その報告書は調査の経過も含めて 31 頁の冊子として公表され、「家計調査狂時代」の先導役となった。

第2は内務省保健衛生調査会の名による「東京市京橋区月島に於ける実地調査」(1918～20年に実施)²⁾である。これは高野岩三郎が設計し、月島地区で働く教員と労働者を対象として実施されたものであり、記帳の時期は前後しつつも参加した 90 余名のうち集計可能な 40 名分を整理したものである³⁾。

第3は大阪市社会部による「大阪市生計調査」(1919年6月～20年6月実施)⁴⁾であり、その報告書において約 400 世帯の月別収支を項目ごとに各戸別に公表している点で貴重である。前述の2つの調査に比較して規模がはるかに大きく、年齢別の世帯員構成も含めて各項目間の相関関係を把握できる点で画期的な素材といえる。

(2) 戦後恐慌後、1920年代前半期の大型調査

この時期は標本数の多い大規模な調査が相次ぎ、個票統計も公表されるなど、「家計調査狂時代」の中心期といえる。ここでは主要な五点についてその特徴を整理しよう。

第一は協調会の「俸給生活者職工生計調査」(1921年6月～22年5月実施)⁵⁾である。これは対象を俸給生活者と職工に絞り、六大都市所在の 5 府県(京都府を除く)、それに次ぐ 5 工業県、2 農村県(秋田・福島)の 12 府県を調査地域としている。調査戸数は 651 世帯で、月収額「50 円まで」から「300 円以上」の 7 階層に区分して個別世帯ごとのデータを表示しており、都市中堅上層までを含む調査といえる。第二は農商務省工務局の「職工生計状態調査」(1921年2月、3月実施)⁶⁾である。これは健康保険法実施の参考資料とするために行われているため、対象は健康保険が適用される予定の工場の職工に限定され、その結果は月収 30 円以上層から 150 円以上層まで 13 区分で表示されている。第三は内務省社会局による「細民調査」(1921年11月実施)⁷⁾である。これは調査対象地域として東京市内の 3 つの「細民地区」を選択し、原則としてその中の全世帯について調査したものであり、497 戸の個票データを公表している。「屑商」、「魚行商」、「煉瓦職」等の自営業者も含まれている点で他の統計とは異なっている。第四は東京府社会課による「東京市及近隣町村中等階級生計費調査」(1922年11月実施)⁸⁾である。これは当時の家計調査類がも

っぱら「労働者階級に偏し」ているという批判的見地に立つて⁹⁾、「中等階級」（ただし雇用者に限定）の生活の安定度を測定する目的で実施された調査であり、対象職種は官吏、公吏、警察官、小中学校教員、銀行会社員、鉄道従業員、職工、雑の8種、その世帯総数は1,027戸であった。月収階層区分は60円未満から350円以上までの10階層区分で、前記の協調会調査とほぼ同様である。第五は名古屋市社会課の「常備労働者生計費調査」（1923年3月、4月実施）¹⁰⁾である。これは名古屋市内の工場・専売局の職工、電気局（市電）の運転手・車掌・監督補、計200世帯前後（月収階層は40円未満から200円以上まで14区分）を調査し、個別データを公表している。

以上のうち「細民調査」、「俸給生活者職工生計調査」、「常備労働者生計費調査」は、前期の「大阪市生計調査」と同様に世帯ごとの個票データが掲載されている点で貴重である。

(3) 1920年代後半

1920年代前半に実施された大型の家計調査類の結果が25年までに公表された後で、それらの試みの集大成ともいえるべき内閣統計局の「家計調査」（1926年9月～27年8月調査）¹¹⁾が実施された。この調査は後にふれる1930年代の家計調査に比較して、給料生活者・労働者の世帯とともに農業者の世帯も含んでいること（農業者世帯については現物の収入・支出を貨幣換算して雇用者世帯と同様の方法で把握）、月収階層区分が60円未満から200円以上までの9区分でかなり高収入層までを対象としていたこと、対象世帯数が相当に多いことなどの諸点で異なっていた。

この「家計調査」の実施と公表の後には、その各県版の刊行が若干見られたほかには家計簿を用いた本格的な調査は実施されていない。その理由としては、この調査を超えて独自の意義を持てる調査が設計しにくかったこと、あるいは投入した労力に比較して調査結果を社会行政に反映させる手立てがなかったことによるインセンティブの喪失といった事情が推察される。

(4) 1930年代

金解禁＝デフレ政策と重なった昭和恐慌は不況を深刻化させ、都市勤労者の生活難意識を一挙に激しくし、救護法の制定・施行（1929年、32年）もあって、それに対する対処策の議論も活発になった。その結果、以下に見るように多様な調査目的をもって各種の家計消費調査が再び実施されることになった。

まず家計簿記帳方式にもとづく本格的な調査としては、内閣統計局の「家計調査」¹²⁾がその代表である。これは同一の基準で1931年度から40年度まで（各年9月から翌年8月まで）実施されているため、家計の毎年の変化が読み取り得る点で、他の統計には見られない重要性がある。調査地区は主要10都市に限定されており、大都市では東京市・大阪

市・名古屋市、その他は札幌市・仙台市・金沢市・広島市・徳島市・八幡市・長崎市であった。軍需関連工業の多い都市や軍都が大半であり、30年代の軍需景気の影響が強く反映していると見られる。

この調査は1926～27年に実施された「家計調査」とは以下の点で異なっている。①調査対象者の月収階層を50円未満層から100円以上層の7区分としており、より低所得層に対象を絞っている、②鉱山労働者・農業者は除外し、給料生活者（官公吏・銀行会社員・教職員）、労働者（工場労働者・交通労働者）だけに対象を単純化している、③統計の目的として米穀法・米穀統制法発動にともなう米の買入価格の決定のための資料とすることが定められたため、調査対象は内地米（内地種の植民地米を含む）を常食とする借家世帯に限定され、支出を大きく変動させるイベントのあった世帯（世帯員の結婚・大病・死亡、持家の取得等）は集計から除かれている。

これ以外に家計簿方式をとった調査としては同潤会による「アパート居住者生計調査」（1934年6～11月実施）¹³⁾がある。これは同会経営の東京市内の4アパートの居住者から給料生活者と労働者の93世帯を調査したものであり、その月収区分は70円未満から200円以上までであるが、100円以上層が62%を占めており、近代的アパートの居住者にふさわしく、「家計調査」よりもかなり上層に偏っている。

一方、戦時期に実施された調査としては厚生省労働局による「労働者生活状態調査」（1940年4月～41年3月および翌年度も）¹⁴⁾が重要である。これは戦時経済統制のために「標準生活費を算定すると共に適正賃金の決定に資する」ことを目的として調査したものであるが、世帯主の年齢が20歳から40歳以上まで5歳刻みで表示され、いくつかの支出項目では世帯員の誰のための支出かがわかるなど、戦時消費統制のために役立つ情報を得ようとする実践的な姿勢が読み取れる。

これに対して家計簿を用いない簡易な調査の中で重要なものは、東京市社会局統計課による「東京市在職者生計調査」（1931年4月1日現在。収支は3月について）¹⁵⁾があげられる。これは東京市に雇用されている全職員（年俸者、月俸者、雇員、傭員）に調査票を配布して約2万8千人から回答を得た大規模な調査であるが、支出項目については「生活必需費」4費目、「社会生活費」5費目、「文化生活費」3費目ごとにその概数を回答させるものであり、正確さは求めずに実状の概要を把握しようとしたものといえる。

以上とは別に貧困層に調査対象を絞った家計調査が相当数実施されている。これは昭和恐慌期に生活難・失業問題が深刻化して1935年頃まで容易に解消されなかったことと、救護法が施行されて貧困者に対する行政的対応能力が拡大したこととによっていると推測される。このタイプの調査のうちで家計簿記帳方式をとったものとしては、以下の諸調査が重要である¹⁶⁾。第一は同潤会による「不良住宅地区改良後に於ける地区内居住者生計調査」（1932年6～11月実施）¹⁷⁾である。これは1926年に住宅地区改良を行った旧スラム

地区2か所の189戸について、ほぼ家計調査と同じ支出項目を調査したものである。月収階層別では5円未満から120円以上まで18区分であるが、60円未満世帯が全体の87%を占めており、低所得世帯が主対象である。第二は東京市役所の「要保護世帯生計調査」(1938年7～11月に実施)¹⁸であり、東京市内の20方面地区を対象とし、1方面当たり15世帯を選択して合計269世帯を集計している。第三は大阪市社会部の「保護世帯の家計調査」(1938年6月～39年5月調査)¹⁹であり、救護法か母子保護法によって救済を受けている121世帯分を集計している。家計簿記帳のためのメモを本人が書き、調査員が毎日自宅を訪問して家計簿に転記するという方式がとられている。

(5) 小括——対象世帯の特徴

以上のように家計消費をめぐる統計調査は、物価問題が重大化した戦後恐慌前後のインフレ期とその調整過程において集中的に実施された後、20年代半ばの内閣統計局の「家計調査」の実施に前後していったん抑制された。その後、1930年代に入ると毎年実施される「家計調査」が基準的な位置を占めたため、「家計調査」の実施された市においてはその詳細な再集計版が編纂された程度であり²⁰、それ以外の市においていくつかの独自の調査がなされている。他方、貧困層や中堅層に対象を限定して「家計調査」と重ならない調査が独自の目的で実施されている。戦時期に入ると最低生活費の算出、消費規制のための調査が実施されるが、調査のために割ける人員・予算の制約、結果を公表する自由の喪失等の下で、戦前の家計消費調査はいったん幕を閉じざるをえなかったのである。

戦間期における家計消費統計の消長の中で最も強い影響力を持ったものは、唯一の経年統計である「家計調査」(1931～40年度)であった。しかし、この「家計調査」は調査対象者の選択においてかなり強いバイアスを持っており、都市住民の家計の平均的な像を示しているとは言えない。同統計の利用にあたっては以下の点に留意することが必要である。

第一は、調査対象者の月収階層は50円未満から100円以上まで10円刻みで区分されており、この点には10年間で変化がないのであるが、にも関わらず実際の調査対象者の分布はインフレの度合を超えて顕著に収入上位の方向にシフトしていることである。この理由はおそらく、調査の便宜のために年度中に家計状態の大きな変動のある者が対象から除外される結果、次第に雇用関係の安定した者(給与生活者中の高学歴者、労働者中の熟練工・技能工、成長を続けた軍需工業の労働者)に調査対象がシフトしたといった事情であろう。

第二は、夫婦と子供だけによって構成され、親兄弟・親戚を全く含まない核家族の割合が8割を超えていることである。この背景には、「正常な家賃を払っている者」に調査対象を限定するという原則によって、都市出身の跡取り層(その多くは親の持家を相続し、

親を扶養する義務を負った）が調査対象から除外されていること、主婦が家計簿記入を厭わない世帯は若年世代に偏っていたことなどによって、子供が義務教育年限までの核家族が大半を

表1 家計調査対象世帯の性格

			1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
核家族率 (%)	給料生活者		84	79	81	81	82	81	85	85
	労働者		81	81	82	83	82	83	85	86
男子世帯員 (人)	給料生活者	計	986	1,036	1,053	1,085	1,074	1,049	1,062	1,113
		～9歳	376	392	374	390	401	384	399	405
		10-	66	73	75	78	80	91	83	104
		20-	187	166	175	177	159	159	149	60
		30-	250	295	308	340	322	316	329	417
		40-	78	70	79	58	74	69	71	88
		50-	29	40	42	42	38	30	31	39
	労働者	計	1,984	2,097	2,144	2,183	2,222	2,252	2,075	2,130
		～9	772	802	825	840	852	858	786	754
		10-	159	190	164	186	197	215	212	263
		20-	284	254	294	277	233	226	230	89
		30-	548	618	613	620	666	672	589	669
		40-	163	176	184	190	203	214	206	272
		50-	58	57	64	70	71	67	52	83

出所：内閣統計局『家計調査年報』各年度版。

占めたと想定される（表 1 参照）。このことは高齢者が多く支出する医療費・交際費、中高等教育のための教育費などの比率を低める結果になっていると想定できる。

第三は、表には示していないが、世帯主の収入に対する配偶者の収入の割合がほとんど無視すべき水準であることである（給料生活者では 1%程度、労働者でも 2%程度に過ぎない）。妻の大半が専業主婦であることは毎日の家計簿の記帳にとって好都合であったが、その結果、安定的な正規雇用労働者の世帯を対象を限定する傾向をもったと思われる。したがって、家計調査の数値によってはうかがえない家計消費の実態についても注意を払いつつ、その数値を活用することが必要であろう。

2 家計消費の推移

(1) 「家計調査」(1931～40 年) から読み取れる動き

同一の調査方法で時系列的な変化を把握できる統計は「家計調査」(1931～40 年度) だけであるので、初めにこれによって家計消費の特性とその推移について確認しておこう。

付表 1 によれば、時系列的な推移として最も目立つ特徴は実支出中に占める飲食物費の構成比の上昇である。すなわちそれは、1931 年度から 1940 年度にかけて継続的に上昇傾向を示し、給料生活者では 31.9%から 40.0%へ 8.1 ポイント、労働者では 35.3%から 44.6%へ 9.3 ポイントの上昇を示している。経済発展にともなって食費の構成比が低下するという一般的傾向を超えて昭和恐慌後の農産物価格の回復が顕著に作用しており、実質賃金の上昇のない景気回復という 1930 年代の特徴が反映しているといえる。また、調査方法が異なるので厳密な比較はできないが、1926 年の「家計調査」と 1931 年のそれについて飲

表2 東京の小売物価指数(1914年7月=100)

	総平均	食料品 (42品目)	内地米	味噌	豆腐	木炭	白木綿	石鹼	電球	電灯
1928	184	202	176	193	288	399	199	188	78	51
1929	181	203	163	193	288	361	195	187	78	51
1930	155	173	149	178	271	288	139	181	73	51
1931	136	151	106	170	199	261	109	144	67	51
1932	137	158	118	182	216	223	127	133	67	51
1933	146	161	120	182	230	298	167	136	67	51
1934	149	164	144	182	220	305	174	137	67	51
1935	152	170	163	183	233	287	175	146	67	51
1936	159	184	170	205	260	340	176	147	67	51
1937	174	193	182	205	288	394	213	151	67	51
1938	200	210	192	202	288	483	330	157	73	48
1939	224	238	198	221	287	512	322	157	78	48
1940	260	281	222	272	296	574	322	157	78	48
1941	263	273	222	291	307	607	322	191	85	48

出所: 日本銀行統計局『東京小売物価指数(大正11年～昭和42年)』1968年刊。

食物費の構成比を比較すると、1931 年の方が給料生活者では 0.8 ポイント、労働者では 4.5 ポイント低い。1925 年以降、昭和恐慌期に至る農水産物価格の下落によって労働者層では比例的に飲食物費の構成比が下がったのに対して、給料生活者では米などの値下がりによって生じた余裕部分が肉・魚介類等の高価格品へシフトしたために低下度がより小さかったと解釈できる。

続いて付表 2 によって飲食物費の内訳をみると、1930 年代のその構成比の上昇は、米麦費の構成比の一貫した上昇（ただし 1940 年度には米麦配給の開始によって抑制へ転じている）と、副食費のその 1937 年以降の上昇によってもたらされており、出前・外食、嗜好品費には構成比の大きな変化は観察されないといえる。

この背景には、1930 年代における消費者物価の変動の特性が反映している。表 2 によっていくつかの品目について東京市の小売物価指数をみると、米価は 1930 年 10 月の崩落から 1931～33 年に低迷した後、1940 年における米穀統制開始まで確実に回復・上昇を示しており、食糧品価格全体も米価の推移と同様の動きを示している。もっとも味噌・豆腐など加工食品の価格は、恐慌期においても原材料である農産物価格の急落ほどには低下しておらず、価格の回復も早いように見える。

一方、工業製品である電球・電灯料・石鹼などは 1930 年代において価格上昇がほとんどみられない。もちろん工業製品の中には、白木綿のように原材料を輸入に依存しているために為替低落によって価格が上昇し、早期に消費規制の対象になった品目もあった。

したがって 1930 年代における家計消費の趨勢は、農産物価格の回復・上昇によって飲食物費の構成比が上昇せざるをえず、結果的にそれ以外の費目の構成比の圧縮を余儀なくされたとみられる。工業製品の消費財価格の相対的低落によってそれらの構成比の低下が消費量の低下に直結はしていないとしても、新たな生活につながる新たな物品の消費量を

順調に増加させ得るという意味での「大衆消費社会の前夜」といった状況には程遠かったように思われる。

飲食物費の構成比の上昇の対極として、構成比を大きく低下させているのは住居費（給料生活者は19%前後から14%台へ、労働者は17%台から12%台へ、いずれも約5ポイントの低下）、被服費（給料生活者は13%前後から10%台へ、労働者は12%台から9%台へ、いずれも約3ポイントの低下）であり、結果としてこれら基礎的な衣食住3費目の合計は実消費額の65%前後ではほぼ一定している。

したがって1930年代の家計戦略は、価格上昇にともなう飲食物費の増加はそのまま受け入れざるをえず、20年代に進展した食料品構成の近代化も37年頃までは停滞状況に入ったまま、戦時期の食糧統制品価格につながっていき、余儀なくされた他の消費金額の引き下げは住居費、被服費の意識的抑制によって果たされたと見られる。その他の文化的・社会的な消費費目は、保健衛生費、修養娯楽費、交際費などに見られるように、いったん到達した生活水準から大きく後退することは、戦時経済に入るまでは困難であったと考えられる。

もちろん失業などによって大幅に支出額を減らさなければならなくなった場合には、飲食物費を含めた全費目の消費額の削減がなされたはずであるが、調査中に失業して経済状況が大きく変化した世帯は調査対象から除外されることになっていたから、こうした動きが「家計調査」に反映することはなかったのである。

(2) 費目別の特徴点

ここでは個々の支出費目ごとの特性について、「家計調査」以外の統計が明らかにしている事項にも触れながら検討してみたい。ただし各章の記述との重複を避けるために食費については触れない。

1) 住居費

「家計調査」によれば、1930年代に実支出額に占める構成比を最も大きく低下させた費目は住居費であった。他方、月収階層別にみると住居費の構成比には明瞭な階層差は見られず、どの階層もほぼ同歩調で構成比を下げていくといえる。したがって、この動きは個々の家計の戦略によるというよりも、借家料が継続的に低下した結果であるとみなすことができる。

なお、住居費にとってはどの地域で家を借りるのかという選択が重要である。「細民調査」の結果を示す付表5によると住居費の構成比は7%前後であって、「家計調査」よりも格段に低率であるが、その傾向は月収150円以上階層も含めて全階層に共通している。

住居費が安い地域では月収の高い世帯も安価な家賃で住居を確保できたこと、したがってどの地域に居住するかという選択が家計戦略の中で重要であったことがわかる。

2) 被服費

被服費も 1930 年代にその構成比を顕著に下げた費目である。しかし月収階層別の構成比の差異については付表 3 で見る限り明瞭ではなく、収入に比例して構成比が上がる傾向と収入に関わらず平均的である傾向とが混在しているように見える。一方、付表 10 に示した「労働者生活状態調査」(1940 年)では月収 60 円以上階層はすべて 11%前後に集中している。このことは被服費は収入が増加すれば絶対額としては増加するが、食費増加などの影響を受けて先送りするなど、調整的に支出額が決められている傾向が強いことを示唆している。

なお、同じ「労働者生活状態調査」によると、被服費の帰属者別の支出では世帯主は収入階層に関わらず 3%台で、勤務用以外の被服費が勤務用の被服費の 3 倍程度を占めていること、世帯主が 20 歳代である間は世帯主用の支出が最大であるが、世帯主が 30 歳代以降になると子女の被服費の比重がずっと高くなるなど、世帯のライフコースによって被服費の帰属者が明瞭に変化しているといえる。

一方、表には示していないが、「アパート居住者生計調査」では、世帯人数が多いほど被服費の構成比が低いこと、どの収入階層でも世帯主用の方が他の世帯員用よりもかなり多額に上ることがわかる。子供用の服は家庭内で使い回し・仕立て直しが可能であるのに対して、世帯主の衣服は購入せざるをえなかったのであろう。

他方、「細民調査」(付表 5)では、収入が上位になるほど被服費の構成比が高まっているが、その水準は全体として中間層の多い他地区に比較して低いことがわかる。ここにも居住地域による品目別の消費規範意識の違いが読み取れるように思われる。

3) 光熱費

光熱費は「家計調査」では各年とも実支出額の 5%程度で 1930 年代にやや構成比を上昇させている。階層的にも大きな差はなく、ほぼ 4~6%台である。もちろん暖房費の関係で冬季に構成比が高まるのは当然であり、「職工生計状態調査」(1921 年 2 月、3 月調査)では下層で 10%、上層で 7%と高い構成比を示している。これに対して「東京市及近隣市町村中等階級生計費調査」では収入階層に対して逡減的であり、新築住居の多い地域では燃料効率が高いという特徴があるように見える。「アパート居住者生計調査」は 1934 年 6~11 月が調査期間であるため、「光熱費」の構成比は 2~4%に留まっているが、その内訳では「瓦斯」がほぼ半分を占めており、都市計画の進展によって家計が影響を受けることがうかがわれる。他方、「細民調査」の「燃料・燈火費」は、収入増加にともなって構成比

がかなり明確に低下していること、「家計調査」に比較して下層はかなり比率が高く、上層はほぼ同水準であることがわかる。瓦斯・薪よりも木炭利用が多く、隙間の多い貧弱な家屋のために燃料費が非効率的に支出されていると推測される。

4) 保健衛生費

「家計調査」では 1930 年代を通じて給料生活者・労働者ともに医療費が 4%前後、「清潔費」（銭湯代、理髪代等）が 3%前後で横ばいである。収入階層的にも大きな違いが見られないことは、収入レベルに応じた衛生・医療の標準的水準が共通に意識されていたことを示唆している。それに対して「細民調査」では「清潔費」に比べて医療費・売薬費は相当に低率であり、両者を合わせてもほとんど 2%に達していない。都市における正規労働者層と「細民」を多く含む地域の住民では、医療費支出の格差は大きかったといえる。

医療費の世帯員別の支出額は「労働者生活状態調査」（1940 年）で判明するが、これによると、調査世帯数が 2 戸に過ぎない 60 円未満層を除けば、配偶者・子女用の支出が多く、世帯主はそれよりも相当に低い。幼児死亡率の高かったこと、配偶者の出産費用が重かったことが関係していると思われる²¹⁾。

5) 育児費・教育費

「家計調査」では育児費には大きな変化は見られないが、教育費は 1931～32 年を底として構成比が上昇しており、特に労働者では 1936 年以降に給料生活者の構成比を超えている。熟練労働者たちが軍需景気に乗って子弟への教育費を増やし、給料生活者への接近・平準化を達成しようとしていることが読み取れる。また「労働者生活状態調査」（1940 年調査）では、教育費構成比が収入上位層でかなり高率であり（月収 200 円以上層では 4.8%）、かつ世帯主の年齢階層に相関していること（25～29 歳＝0.2%、30～34 歳＝0.8%、35～39 歳＝3.0%、40 歳以上＝5.7%）がわかる。さらに「アパート居住者生計調査」では「教養費」（育児費と教育費の計）の構成比が給料生活者の三人世帯で 6.4%、四人世帯で 9.5%、五人世帯で 11.4%、労働者世帯ではそれぞれ 5.8%、12.1%、11.6%であって、労働者世帯の方がむしろ構成比が高いことが示されている。社会関係の戦時的平準化の下で労働者世帯の上昇志向がこのような形で現れたように思われる。

6) 修養・娯楽費

「家計調査」での構成比は 5%前後であったが、給料生活者・労働者ともに 1933 年に構成比のピークを示し、その後で 1%程度の低下を見せている。これは修養・娯楽の水準が低下したというよりも、新聞・雑誌の普及にともなってその価格が低下するなど、消費が一般化したことにともなう変化とみるべきであろう。これに対して「細民調査」では、修

養費全体で 1%前後、そのうちの図書文房具で 0.4%前後に過ぎないから、「家計調査」と比較してはるかに低率であり、両者の間には文化水準的にかなり顕著な相違があったといわなければならない。

7) 交際費・冠婚葬祭費

「家計調査」では交際費の過半は贈答費であり、給料生活者・労働者に大差なく毎年ほぼ 8～9%であって、衣食住の基本支出費目に次いで多額にのぼっている。構成比の階層差については、給料生活者では月収階層に関わらずほぼ同率であるのに対して、労働者では月収が上位であるほど構成比が高く、月収 80 円以上層ではほぼ同等の月収階層の給料生活者と相違のない構成比を示している。このことは労働者の中の中堅以上層が支出面において給料生活者と同等の規範意識を有しているのに対して、それよりも収入の低い層はそうした支出を避ける独自の生活意識を有して居たと解釈できそうである。

こうした傾向は他の調査からも裏付けられるところであり、中堅以上層の多い「アパート居住者生計調査」では交際費の構成比が 6～12%、協調会調査でも 7～10%を占めているのに対して、「職工生計状態調査」では交際費は 3～5%、「細民調査」では、月収 80 円層までは 1%前後と他の調査に比較して極めて低率であることがわかる。

おわりに

以上、紙幅の制約に縛られつつ、大急ぎで家計消費関連の諸統計の性格を検討し、主要な消費費目の特徴点について触れてきた。以下の各章において各消費費目にそくして具体的な分析がなされるが、共同研究において共通に意識しようとした論点として、消費財需要を引き出そうとした供給側の対応と政策の影響とがある。

まず供給側の対応については、本論の中で触れられている企画旅行の提案に見られるように、供給者側が需要の水準に見合った内容で低価格・高品質の商品を提供しようとする競争が展開されていた。市場競争による価格の変動と商品態様の変化とが進展して、供給構造が再編されつつ消費構造の変容が進んでいったと見られる。

他方、消費品目の需給関係に影響を与えた政策については、戦間期にあつては貿易収支赤字の解消と国内生産者の保護のための輸入抑制、植民地経済の振興、消費者保護など多様な政策領域があったが、そうした種々の配慮が相まって家計消費がどのように誘導されていったのかは興味深い論点である。

とはいえ、研究会の間では盛んに議論されたこれらの論点は、その大半が今後の課題として残されていることを率直に認めなければならない。かくてこの共同研究の力点は、何

よりも個別消費費目ごとの消費特性の実態把握とその背景事情を事実として明らかにすることであり、その課題を果たすために本書は以下のような構成をとっている。まず、前半の6つの章で飲食料品を取り上げ、後半の4つの章でその他の費目を扱い、最後に家計収支の資金的側面についての章を配している。具体的には飲食料品については、米（1章）、水産物（2章）、肉類（3章）、調味料（4章）、酒類（5章）、煙草（6章）の順に検討し、その他の費目については被服費（7章）、住宅費（8章）、保健衛生費（9章）、旅行費（10章）について論じ、11章で家計の資金貸借を取り上げている。ミクロな家計消費の変化がマクロな国民経済の変化に繋がっていく構造については、本共同研究においては直接の課題とすることはできなかったが、各章の個別分析の先にその論点に接近することを今後の共通の課題としていきたい。

注

- 1) 高野岩三郎「東京ニ於ケル二十職工家計調査」（河津暹編『最近社会政策』1916年11月、所収）。
- 2) 内務省保健衛生調査会『東京市京橋区月島に於ける実地調査報告 第一輯』1921年12月。
- 3) この調査と並行して実施された東京市の教員を対象とした家計簿式調査が第3章で扱う「教員調査」である。
- 4) 大阪市役所労働調査課『生計調査』1919～20年。
- 5) 協調会『俸給生活者職工生計調査報告』1925年3月。
- 6) 社会局健康保険部『職工生計状態調査』1923年7月。
- 7) 内務省社会局『大正十年施行 細民調査統計表』1922年6月。
- 8) 東京府内務部社会課『東京市及近隣町村中等階級生計費調査』1925年3月。
- 9) 同前書の『記述篇』1頁。こうした批判が公共機関自身からなされていることは、大戦期の物価急上昇の記憶の鮮明なこの時期において、生活問題の焦点が貧困層の問題なのか、税金を負担し都市生活を支えている中堅的勤労層の問題なのかについて行政担当者の中に多様な見解があったことを示唆している。ここでは俸給生活者や熟練工を構成員とする「中等階級」は「労働者」ではなく、したがって「資本対労働の問題」の外にある存在として理解されている。
- 10) 名古屋市社会課『常傭労働者生計費調査』1924年3月。
- 11) 内閣統計局『家計調査報告』第1～第4巻、1929年。
- 12) 内閣統計局『家計調査報告』各年度版。
- 13) 同潤会『アパート居住者生計調査』1936年3月。
- 14) 厚生省労働局『労働者生活状態調査報告』1942年3月。1941年4月から42年3月の調査も行われ、結果が刊行されている。
- 15) 東京市社会局統計課『東京市在職者生計調査』1932年3月。
- 16) 他方家計簿記帳方式をとらなかった重要な調査としては以下のものがある。①東京市社会局『東京市要保護世帯生計調査』1931年2～5月に調査、32年3月刊。これは市内要保護世帯21,666戸を対象とし、支出項目は総額、食費、住居費のみを調査している。②京都府学務部社会課『少額生活者に関する調査』1932年6月10日調査、1933年刊。京都市内で方面委員が把握している小額生活者8,046世帯について、支出額としては総額と住居費のみを調査し、他に飲酒・喫煙者有無別の世帯数を調べている。③神戸市社会課『要改善地区内生活状態と戸口調査』1933年10月10日現在の調査、1934年7月刊。支出額を食費、家賃、被服費、光熱費、水道料、教育費、公課、その他の8区分で把握。④愛知県学務部社会課『貧困家庭の生活状態』1934年4月。支出総額とその内

訳（米代、副食物代、住宅費、被服費、薪炭灯火費、医療費、酒煙草代、子供小遣の8区分）を調査。⑤神戸市社会課『要保護世帯の生活状態調査』1934年6～10月に調査、36年7月刊。4,710世帯を集計。支出の調査は総額以外は、食費、住居費、薪炭・ガス代、嗜好品費、子供の小遣、教育費、保健衛生費、公課、その他について。これら以外にも、社会局が失業救済事業の登録者・登録希望者を対象に実施した『失業者生活状態調査』（東京市は1932年10～12月調査）において、月支出の総額と内訳（「生活費」、家賃等、その他の3区分）の調査などがある。

- 17) 同潤会『不良住宅地区改良後に於ける地区内居住者生計調査報告書』1933年10月。
- 18) 東京市社会局『要保護世帯生計調査』1940年3月。
- 19) 大阪市社会部『保護世帯の家計調査』1939年11月。
- 20) 東京市社会局『東京市勤労階級家計調査』昭和7年度版、昭和12年度版は詳細な再集計によって独自の存在意義を有している。
- 21) 健康保険法は1939年の改正によって家族給付が導入されるとともに、同年の職員健康保険法の成立によって給料生活者も給付の対象となっている。「家計調査」で1938年度に比較して39、40年度の医療費構成比の低下が見られるのはそのためかも知れない。

物価高騰期における都市家計の米穀消費構造

——1920 年前後を中心として——

小濱 武

(東京大学大学院・農学生命科学研究科)

はじめに

本章の課題は、1920 年前後の物価高騰期における都市家計の米穀消費構造の検討を通して、各家計の持った多様な消費戦略を明らかにすることである。

戦前においても米穀は、国民主食であり、その需給調整は国家的課題であった。1900 年代以降、米穀消費量は、1 人当たり消費の伸びと人口の増加によって、生産量の伸びを上回るスピードで拡大した。この不足分は、台湾、朝鮮の両植民地からの移入米によって補填された。1910 年代末に深刻な食糧不足が発生したことを契機として、米穀の供給について、外米依存政策から、帝国内での自給政策へと転換する。1920 年以降、戦時期に至るまで、植民地朝鮮・台湾からの移入によって、安定した米穀供給が達成された。

米穀については、食糧政策や市場との関連で、分厚い研究蓄積がある¹⁾。しかし消費についての研究²⁾は、マクロ分析または定性的な分析が中心であった。消費主体としての家計に注目した研究も存在するが、個別事例を取り上げたごく少数に止まっている³⁾。このため、消費のもつ階層性については十分な検討が行われていない。そこで、本章では、1920 年前後に行われた、家計簿を用いた「家計調査」型統計を利用することで、多様な食料消費のあり様の一部を明らかにしたい。

また、1920 年前後は、米を筆頭とする諸商品の価格が急騰する時期であった⁴⁾。1910 年代後半から急騰していた米価は 1920 年にその頂点に達した後、1921 年に崩落するものの、1922～1927 年まで高水準を維持した。食料消費は世帯の再生産に必要不可欠なものであり、物価変動のリスクに対応した家計の食料消費戦略の検討を通して、主体としての都市家計が立ち上がってくる局面を観察することができるだろう。

本章で用いる中心的な資料は、大阪市社会局による「大阪市生計調査」（1919 年 6 月 - 1920 年 6 月）である。同資料では各家計の個票を利用可能であり、名寄せした結果、400 世帯余りのデータを得た。これらのデータを用いて、当該期の食料消費構造を検討する。

本章の構成を述べる。まず第 1 節で「大阪市生計調査」の性格を明らかにしたうえで、収入階層別の食料消費構成を検討する。さらに、「家計調査」（内閣統計局、1926 年）と比較することで、1920 年前後の都市家計の位置づけを行う。第 2 節では、収入の変動と米価高騰の下での米への支出動向に着目することで、個別家計のとった消費戦略について考察する。最後に、これまでの分析を踏まえて総括を行う。

1 「大阪市生計調査」の概要

1920 年前後は、激しい物価高騰期であり、都市住民の生存条件は圧迫されていた。本節では、こうした状況下における「大阪市生計調査」の特徴を明らかにした上で、「家計調査」（1926 年）と比較することで同調査の位置づけを行う。

(1) 資料の特徴と概要

「大阪市生計調査」⁵⁾は、大阪市社会部調査課による、大阪市近隣の工場労働者を主な対象とした家計簿記入式の調査で、1919 年 6 月から 1920 年 6 月の 13 か月間に渡って実施された⁶⁾。主な調査対象者は大阪市近隣の工場労働者であり、調査世帯の中には、途中で職業が変わるものも少なからず存在するものの、「機械工業職工」が 7 割弱を占めていた⁷⁾。同調査の報告書では、406 世帯のべ 2,456 月分の個票が公表されている。これを利用するにあたって、注意する点を 2 つ挙げておこう。第 1 に、世帯によって記入月数に幅があった。記入月数別の世帯数とその平均収支を表 1 で示した。全 13 か月を記入したのは 10 世帯に止まる。記入月数が短い世帯では、収入、支出額ともに低くなる傾向がある。特に 1 か月のみ記入した世帯が最も多かったことは、1 年間継続して家計簿を記入した世帯に限定して集計に利用した内閣統計局「家計調査」などと比べてのこの調査の特殊性を示している。第 2 に、平均月収が月によって大きく変動した。激しいインフレの下であって、平均月収は調査期の後半になるほど高くなる傾向があった。1919 年 6 月の平均月収が 75 円

表1 記入月数別調査世帯の特徴

単位:世帯、人、円

記入 期間	世帯数	換算 世帯 人員	収入	支出	収支
1	105	2.92	80.07	79.30	0.77
2	46	2.85	92.35	84.03	8.33
3	22	2.88	78.27	74.45	3.82
4	16	2.90	78.01	77.99	0.02
5	23	2.82	115.65	85.81	29.84
6	15	3.06	98.09	93.51	4.58
7	12	3.24	122.11	112.44	9.67
8	17	2.92	98.62	95.48	3.14
9	16	2.78	93.69	86.67	7.02
10	14	3.01	95.64	91.81	3.84
11	30	2.99	96.80	94.95	1.84
12	80	3.23	92.20	88.77	3.43
13	10	4.00	102.39	99.28	3.11
総合	406	3.01	91.23	86.31	4.92

出所:大阪府役所『生計調査』(以下、『大阪府生計調査』と略)より作成。

それぞれの世帯について、平均世帯人員、所得、支出額などを算出し、月収階層別に整理した結果を、表2で示した。

調査対象世帯の2割弱が属する月収60円未満層では、平均月収を上回る支出を行っている。月収60円以上80円未満層においても、月収と支出はほぼ均衡しており、この両者を合わせた全体の約半数の家計では、食料費支出もかなり切り詰められたものであったことが予想できる。1人当たり食料費は月収120円未満層まで伸びていくが、その後減退した。月収階層が上がるにつれて世帯規模も拡大し、この両者の兼ね合いの上で、食料費支出額は順調に増加した。食料費構成⁸⁾を確認すると、月収階層の上昇に対応して、米、麦、果実及蔬菜の割合が減少し、牛肉、魚肉などが増えた。全階層を通じて米が食料費構成の50%程度を占めていたことは、各家計にとっても米支出の抑制が家計収支を左右する重要な項目であったことを意味する。収支過不足別1人当たり米支出額を確認すると、プラス世帯では6円60銭であったのに対し、マイナス世帯では7円9銭であった。米価が高騰する中では、米支出の節減を達成することが、家計収支をプラスにする重要な条件の1つ

表2 所得階層別構成

単位:円、%

月収	世帯 数	世帯平均					食料費構成				
		換算 世帯 人員	月収	月支出	食料費	1人当 食料費	米	麦	果実 及蔬 菜	牛肉 及牛 乳	魚肉
-60	73	2.59	50.89	54.96	30.09	12.25	55.0	4.6	8.1	2.8	6.4
60-80	126	2.89	69.79	69.07	35.74	13.16	51.6	4.3	8.2	2.7	7.5
80-100	111	3.02	89.34	83.71	39.85	13.87	50.4	3.7	8.7	3.3	8.1
100-120	47	3.25	109.81	102.46	46.28	15.42	49.5	3.9	7.3	3.0	8.0
120-150	28	3.54	133.89	123.74	50.43	15.23	47.1	3.0	7.7	3.3	8.7
150-	17	4.46	187.09	171.65	61.51	14.24	47.9	4.9	6.8	5.0	7.6

出所:『大阪府生計調査』より作成。

であった⁹⁾。

(2)「家計調査」(1926 年)との比較

前項でみた調査結果の概要について、本項では、内閣統計局「家計調査」(1926 年)との比較を中心に考察する。それぞれの食料費支出構成を表 3 で示した。

調査対象世帯の階層性や各階層の購買力が異なるため、単純に比較することはできないが、まず全体的な傾向として、米への支出割合が減少したことに相当する分だけ、食料費全体の割合が低下したことが指摘できる。1919 年に 1 石 55 円 6 銭、1920 年 55 円 88 銭であった米価が、1926 年 45 円、1927 年 42 円まで下落したことが大きかった¹⁰⁾。他の項目についても、麦、牛肉・牛乳は大きく減少した¹¹⁾。特に麦は、「大阪市生計調査」に比べて構成比が大きく低下している。大阪市『自治要覧』によると、1910 年代末に大阪市は積極的に節米奨励を行っていたが、職工・労働者世帯では官公吏世帯に比べて節米が不徹底であった¹²⁾。それでもなお、1920 年代後半と比べて麦の混用率には大きな差があり、麦の米の代替財としての役割が政策的に強化されていたことに対し、その後の米価下落による白米食へのシフトによって、こうした性格が弱まったと言えよう。他方、魚肉の消費支出については、両調査時において同水準の構成比率であり、しかも階層間の格差がほとんどないことは注目に値する。1910 年代末には既に、食料消費において重要な地位を確立していたと言える。

所得階層間の動向を確認すると、全項目を通して「家計調査」では階層間の差が縮小しているが、特に米ではその傾向が顕著である。米価の高騰局面の背景には米消費への渴望があった。1920 年前後には所得階層間格差を孕みつつ都市中間層の米消費が拡大していたものが、1930 年の米価崩落を機にその格差が解消されていく。こうした大きな流れの下で、世帯の食料消費戦略は多様に展開していたのであ

表3 「大阪市生計調査」と「家計調査」(1926年)との比較

単位: 世帯、人、%

	月収階層	世帯数	換算世帯員数	支出	食料				
					米	麦	牛肉及牛乳	魚肉	
大阪市生計調査	-60	64	2.53	100.0	54.6	29.7	2.5	1.6	3.6
	60-80	114	2.90	100.0	51.7	27.2	2.2	1.4	3.7
	80-100	112	3.02	100.0	47.7	24.1	1.8	1.4	3.8
	100-120	56	3.17	100.0	45.5	22.8	1.7	1.4	3.6
	120-140	22	3.55	100.0	44.0	21.1	1.3	1.6	3.8
	140-160	19	3.96	100.0	40.0	19.1	1.9	1.3	3.2
	160-180	7	3.44	100.0	31.8	15.5	1.0	2.3	2.1
	180-200	6	3.89	100.0	36.0	14.4	0.6	1.5	4.0
	200-	6	3.70	100.0	26.8	11.8	1.0	0.8	2.5
	総数	406	3.03	100.0	46.6	23.6	1.8	1.4	3.6
家計調査	総数	3210	3.18	100.0	39.8	15.6	0.2	0.8	3.4
	-60	191	2.78	100.0	50.2	23.0	0.4	0.6	3.9
	60-80	621	2.94	100.0	44.9	19.5	0.3	0.6	3.6
	80-100	958	3.05	100.0	42.0	16.9	0.2	0.7	3.6
	100-120	658	3.20	100.0	38.1	14.7	0.2	0.8	3.3
	120-140	398	3.41	100.0	37.0	13.7	0.2	0.8	3.4
	140-160	188	3.74	100.0	36.4	12.9	0.2	0.8	3.3
	160-180	98	3.75	100.0	34.2	11.9	0.1	1.0	3.0
	180-200	47	3.70	100.0	31.8	10.2	0.1	0.8	2.8
	200-	41	4.36	100.0	32.4	10.7	0.1	1.0	3.1
	総数	3210	3.18	100.0	39.8	15.6	0.2	0.8	3.4

注:「牛肉及牛乳」は、「家計調査」での「肉類」及び「牛乳」の合計を用いた。
出所:『大阪市生計調査』及び内閣統計局『家計調査報告』(1926年)より作成。

り、次節では、世帯人員1人当たりの米支出額の階層性に着目しつつ、その一端を明らかにしていきたい。

2 家計の食料消費構造の検討

本節では、「大阪市生計調査」を利用して、世帯の米支出構造について検討する。その際、月収階層差とともに、世帯の規模にも着目していく。

(1) 所得階層別の検討

本項では、月収階層差に留意しつつ、米支出の多い世帯とそうでない世帯の食料支出構造の差異を検討する。月収階層を3つに区分し、それぞれについて換算世帯員数1人当たりの米支出額（以下、1人当たり米支出額と略）によってさらに階層化したものを、表4に示した。1人当たり米支出額にこれほどの開きがあることから、同支出額が外米への依存割合による差を含むものであり消費量と直接対応していないことが予想される。しかし全体的な傾向として消費量の大小を表していると評価することは十分可能であると考えられるので、以下では、この前提の下で、米穀支出構造について検討する¹³⁾。

月収階層別にみると、1人当たり食料費では明確な階層差が確認できるが、1人当たり米支出額にはほとんど差がなく、3つの月収階層すべてで支出の小さい世帯から大きな世帯まで同様な比率で分布している。該当世帯数は、月収階層にかかわらず1人当たり米支出額が6―8円、4―6円、8―10円、2―4円、10円以上の順であった。最も該当世帯数が多かったのは、1人当たり米支出額が6円以上8円未満、次いで同4円以上6円未満の層であり、各月収階層内の世帯数の比率でみると、両者を合わせて月収80円未満層の72.8%、80円以上120円未満層の69.6%、120円以上層の66.7%を占めていた。

同一月収階層内の1人当たり米支出額と世帯規模との関連をみると、1人当たり米支出額が高い世帯は、世帯規模の比較的小さい世帯に限定されていることが確認できる。1人当たり米支出額を高水準にできるかどうかは、月収だけでなく世帯規模にも規定されていたと言えよう。「大阪市生計調査」で採用されていたケトでは、世帯主と配偶者の2人世帯の換算世帯人員が1.8人であった。80円未満層でも1人当たり10円以上の米支出を実現し得た層の平均換算世帯人員がこれを下回っていることは、世帯を形成したばかりのライフステージ初期の世帯が、低月収ながらも米支出を積極的に行っていた層の中心であったことを示している。一方で、1人当たり米支出額8円未満の世帯では、世帯規模と1人当たり米支出額との関連は明確ではない。米食への依存度は、各世帯の食料消費戦略によって比較的自由に決定されていたと言える。

表4 月収階層別・1人当たり米支出額別食料費構成

単位:世帯、人、円

階層		世帯数	世帯平均				食料費(100)中の構成比				
平均月収	1人当米支出額		換算世帯人員	食料費	1人当食料費	1人当支出額	米	麦	果実及蔬菜	牛肉及牛乳	魚肉
-80	2-4	15	2.70	22.5	8.6	3.3	39.9	8.6	11.1	4.4	7.8
	4-6	61	2.88	31.3	11.3	5.3	48.8	6.0	8.3	2.7	7.9
	6-8	84	2.88	36.4	13.1	6.9	54.7	3.8	8.1	2.6	6.7
	8-10	32	2.30	36.5	16.1	8.9	56.2	2.4	8.1	2.5	7.1
	10-	7	1.79	33.5	19.7	11.9	60.4	2.3	5.6	3.4	6.4
	計	199	2.73	33.7	12.9	6.6	52.7	4.4	8.2	2.8	7.2
80-120	2-4	6	3.33	32.4	10.5	3.4	36.1	5.3	10.6	6.2	8.5
	4-6	38	3.65	40.1	11.3	5.2	47.3	5.0	8.5	3.4	7.9
	6-8	72	2.98	40.7	14.1	7.0	51.1	3.6	8.5	3.0	8.2
	8-10	37	2.72	46.0	17.2	8.7	51.6	2.8	7.6	3.0	8.5
	10-	5	2.28	50.0	25.5	13.7	55.7	2.9	6.1	3.6	4.8
	計	158	3.07	41.8	14.4	7.0	50.1	3.7	8.2	3.2	8.1
120-	2-4	4	3.70	47.1	12.7	3.7	28.7	2.2	10.3	6.0	9.0
	4-6	12	4.38	50.4	12.1	5.2	45.1	6.7	7.6	5.1	6.3
	6-8	18	3.95	57.1	15.0	7.1	49.2	3.5	7.4	4.3	8.7
	8-10	9	3.44	58.2	17.6	8.9	52.9	1.9	5.7	2.2	8.9
	10-	2	2.72	56.2	20.7	10.4	50.5	1.6	7.5	1.7	10.6
	計	45	3.89	54.6	14.8	6.8	47.4	3.8	7.3	4.0	8.2

出所:『大阪市生計調査』より作成。

各品目の食料費構成比を確認する。米についてみると、月収階層の上昇にともなって構成比が低下した。月収 80 円未満層において最も消費しない層で 40%弱、最も消費する層では 60%以上であり、より収入の高い層に比べても特に高く、低収入層における米の底堅い消費を表している。麦と果実・蔬菜は、米への支出の低い世帯でより多く消費されている。特に麦については、月収階層が下がるほどこの傾向が強くなっている。麦の混食によって、米消費を抑えていたと考えられる。肉類については、牛肉の支出は、米の消費と逆相関を示すと同時に、月収が上がるほどその構成比も上昇している。一方、魚肉は収入階層、米支出額によらず比較的安定的に消費されている点で特徴的である。

最後に、それぞれの月収階層内における 1 人当たり米支出額の格差について確認する。月収 80 円未満の層では、積極的な米支出を実現できたのは、ライフステージ初期の小規模な世帯に限られていた。こうした世帯は、月収 120 円以上層平均を上回る 1 人当たり食料費を達成してなお、支出全体に占める食料費の割合を低く抑えることができた。月収 80 円未満に限定して換算世帯人員が 2 人未満の世帯の支出構成を確認すると、食料費の割合が 46.7%であったのに対し、同 2 人以上の世帯では 54.4%であった¹⁴⁾。月収 80 円未満層においては、この対極に、1 人当たり米支出が 4 円未満で同食料費が 8 円 59 銭という世帯が、全体の 7.5%に相当する 15 世帯存在していた。これらの世帯では 1 人当たり食料費が低く、食料支出構成は麦や果実、蔬菜などが高かった点で、生活防衛的な米支出の節減という性格を持っていた。

月収 120 円以上の層においても 1 人当たり食料費が 4 円未満の世帯が、全体の 8.9%も

存在していた。月収 80 円未満層の同水準の世帯と食料費構成を比較すると、麦の比率が低く、その分を上回り牛肉や魚肉など副食への支出が増加していることが確認できる。月収 120 円以上層全体を通して、平均世帯人員が多く、1 人当たり食料費の増大が食料費全体の増額に強く表れるという特徴があった。この点で生活防衛的な米支出の節減という性格は持っていたものの、1 人当たり食料費では月収 120 円未満層の 1 人当たり米支出額 6 円未満の層を上回っているものであり、食生活の質的な向上という点から評価すべきだろう。

以上の検討の下で、月収 80 円以上 120 円未満の中位所得層の食料消費の特徴が位置づけられよう。すなわち、この層で 1 人当たり米支出額が最も多額になっているのは、月収に比べて世帯規模が小さいため、家計が比較的多額の 1 人当たり食料費を許容したからに他ならない。

(2) 月別所得と米支出額の推移

本項では、「大阪市生計調査」が月ごとのデータを持つことを利用して、短期間における所得の変動に対して、米への支出という点で家計がどのように対応していたのかを検討する。表 5 で、月収と米支出の推移を示した。期間平均月収及び換算人員 1 人当たり米支

表5 月収と1人当たり米支出額の推移（1919年6月＝100）

階層	年	1919年							1920年						平均
		月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
月収	1人当 米支出 額	米価 指数	107.8	116.4	121.3	124.7	124.7	127.0	132.5	131.6	132.2	124.7	121.8	107.5	123.5
-80	2-4	月収	100.0	95.2	104.0	86.1	103.2	103.8	84.0	110.6	119.0	111.9	94.8	100.7	101.1
		米	100.0	88.1	90.0	81.4	91.9	90.2	73.8	95.4	107.5	92.2	85.9	82.5	89.9
	6-8	月収	100.0	86.4	93.0	92.3	99.8	98.9	87.1	94.8	101.7	100.3	95.8	80.8	94.2
		米	100.0	89.8	92.6	92.2	96.0	102.2	90.1	97.6	105.9	103.8	92.9	84.6	95.6
	8-	月収	100.0	90.2	94.2	108.9	106.1	103.6	128.0	130.1	107.5	121.9	99.0	92.5	106.9
		米	100.0	118.7	119.9	135.6	132.0	132.1	160.5	169.5	139.1	155.1	132.2	109.1	133.6
	計	月収	100.0	89.5	95.9	94.4	102.0	101.6	91.8	106.9	109.3	110.9	99.0	88.7	99.2
		米	100.0	93.2	94.7	94.2	99.0	101.3	91.9	106.7	111.5	109.7	97.4	88.0	99.0
	2-4	月収	100.0	83.2	106.6	97.3	97.6	95.3	92.3	94.9	103.5	88.0	99.5	95.3	96.1
		米	100.0	81.0	99.4	82.8	87.9	81.2	66.7	80.7	92.6	77.9	88.6	80.7	85.0
80-120	6-8	月収	100.0	102.6	90.9	97.5	97.5	101.0	90.2	101.3	110.2	111.1	102.1	92.8	99.8
		米	100.0	103.6	90.4	92.2	91.1	93.3	78.8	93.9	102.9	103.9	96.2	85.2	94.3
	8-	月収	100.0	91.6	100.4	100.4	104.4	109.6	111.7	128.1	114.8	126.8	104.8	121.9	109.5
		米	100.0	118.1	118.8	116.4	123.0	135.4	134.2	150.2	143.6	140.0	135.6	132.3	129.0
	計	月収	100.0	101.0	104.2	104.6	107.2	111.2	106.9	119.1	119.9	122.1	108.9	112.8	109.8
		米	100.0	99.0	98.1	93.6	96.3	99.3	89.4	103.8	109.1	105.3	101.4	95.0	99.2
	2-4	月収	100.0	131.9	109.1	134.0	92.0	116.5	126.0	128.2	162.6	119.8	133.8	106.1	121.7
		米	100.0	168.3	122.1	127.6	125.4	117.6	128.8	129.3	167.8	138.5	142.0	117.7	132.1
	6-8	月収	100.0	128.0	120.6	138.1	142.7	132.4	138.9	146.7	174.3	121.3	147.0	145.2	136.3
		米	100.0	121.7	112.3	126.8	140.5	106.5	140.1	134.5	179.6	129.4	138.7	128.7	129.9
120-	8-	月収	100.0	112.4	174.0	133.5	116.2	190.1	165.3	169.6	203.2	176.8	136.9	162.5	153.4
		米	100.0	101.4	185.5	136.1	156.4	209.2	197.6	187.8	223.4	169.0	176.5	134.2	164.8
	計	月収	100.0	123.7	126.2	137.5	128.0	143.5	143.5	147.5	183.8	141.1	142.5	131.9	137.4
		米	100.0	140.8	132.7	138.0	149.7	134.7	153.9	148.7	190.3	145.9	153.3	132.5	143.4

出所：日本銀行調査統計局「明治33年10月基準東京卸売物価指数」（『明治以降卸売物価指数統計：100周年記念資料』、1987年、所収）及び『大阪市生計調査』より作成。
注：米価指数は、東京卸売物価指数による。

出額によって階層を区分したのち、各月において、各階層に属する世帯の数値をそれぞれ平均した。米価については月別のデータを得られなかったため、東京卸売物価指数によって代用した。

月収の推移についてみると、月収 80 円未満層では期間平均月収が基準月（1919 年 6 月）とほぼ同程度であることから、所得が伸び悩んでいたと言える。80 円以上層では、調査期間の後半で特に所得が増大し、特に 120 円以上層ではその伸びが著しい。さらに 1 人当たり米支出額に注目すると、月収 80 円以上の層では米支出が大きな世帯ほど月収の伸びが大きくなっている。逆説的ではあるが、月収が増大した世帯のみ米支出額の増額を許容できたと言える。1 人当たり米支出額の推移については、月収 120 円以上の全階層と月収 120 円未満 1 人当たり米支出 8 円以上の層で大きく上昇している。一方で月収 120 円未満 1 人当たり米支出 8 円未満層では低下しており、特に 1919 年 7 月から 1920 年 2 月にかけて米支出の縮小が顕著である。これらの世帯は、米価が高騰していく中で、麦の混用によって消費量を抑え、価格が下がり始めると米の消費量を増加させた¹⁵⁾。逆に月収 120 円以上 1 人当たり米支出 8 円以上層では、基準月の 2 倍を超えるような米支出を行っており、こうした局面でも米の消費量を維持していた。これらの中間の世帯では、米支出額の増額を許容するものの、米の消費量を抑制することで、その増加をできる限り抑えようとしていた。

最後に、収入と米支出額の関係について確認する。月収が横ばいまたは低下する中で米支出を抑えていたものが、月収 120 円未満 1 人当たり米支出 8 円未満層であった。特に 1 人当たり米支出 6 円未満の層でその減少度が大きかった。前項で述べた生活防衛的な米支出節減という性格が一層強く表れている。他方で、これら低・中位収入層のうち 1 人当たり 8 円以上の米支出を行っていた世帯では、若干の月収の増加と、それを上回る米支出額の増大がみられる。世帯規模の小ささによって 1 人当たり食料支出額の制限が緩かったことに加えて、収入も堅調に推移したことで、米価の高騰局面においても相対的に豊かな食料費支出を行うことができた。月収 120 円以上の高収入層では、どの階層においても収入・米支出額ともに拡大していった。特に 1 人当たり米支出が 6 円未満の層であっても支出額を増大させたことは、家計制約の下で米支出を節減しなければならなかった低・中位収入層の低米支出世帯と異なり、食料費の膨張を許容するだけの家計収支の余裕が存在していたことを意味している。

おわりに

1920 年前後という米価高騰期に行われた「大阪市生計調査」の検討から明らかになった米穀消費構造は、その底辺に生活防衛的に米支出を抑制せざるをえなかった層を、その頂

点には堅調な収入の伸びに支えられて米価高騰にもかかわらず消費量を維持することができた層を持ち、その間で月収やライフステージに応じた多様なあり様を示した。こうした構造については、特に、収入階層によらず1人当たり米支出額について幅広い分布がみられた点は重要である。多くの世帯では米食を中心としていたものの、家計収支の制約から価格が高騰していた米の消費から言わば撤退せざるをえなかった層と、高い収入にもかかわらず米食比重を減退させて副食費を増加させた層が存在した。収入や世帯規模に一定程度規定されつつも、個別世帯は自律的に多様な食料消費戦略を取り得たと言えよう。

本稿が資料の利用について課題を残していることは否定できない。特に、1919年12月を除外した点について、さらなる検討が必要であった。第1に、分析対象とした12か月の支出が12月の収入と独立的になってしまった可能性がある。12月の賞与ないし臨時給与支給によって米を買い込んだケースなどが想定される。第2に、収入の月別動向に階層別の相違があった可能性がある。12月に追加収入があった世帯に比べて、それがなかった世帯では平均月収が相対的に過大に評価される。こうした点については、別稿での改訂を期したい。

注

- 1) 持田恵三『米穀市場の展開過程』東京大学出版会、1970年。川東埤弘『戦前日本の米価政策史研究』ミネルヴァ書房、1990年。大豆生田稔『近代日本の食糧政策 対外依存米穀供給構造の変容』ミネルヴァ書房、1993年。玉真之介『近現代日本の米穀市場と食糧政策—食糧管理制度の歴史的経緯』2013年。
- 2) 東畑精一・大川一司『米穀の消費統計に関する調査』日本学術振興会、1938年。篠原三代平『長期経済統計6 個人消費支出』東洋経済新報社、1967年。大豆生田稔『お米と食の近代史』吉川弘文館、2007年。江口誠一「戦前期日本農家の食料消費構造：『農家経済調査』による計測」『社会経済史学』69-5、2004年。
- 3) 近年における貴重な研究として、1919年に実施された『労働者及教員家計調査報告』の対象となった1教員世帯の報告書を利用して当該期における俸給者世帯の家計特性に迫った齋藤邦明・加瀬和俊「インフレ下、俸給世帯の家計特性—「教員家計調査」（1919年）の事例的検討—」（東京大学社会科学研究所 ISS Discussion Paper Series、J-211、2013年）が挙げられる。
- 4) 大川一司他『長期経済統計8 物価』（東洋経済新報社、1967年）「第4表 品目別ウェイト、基準価格および価格指数」（140,141頁）によると、1914年価格を100としたときの1920年における物価指数は、白米267.7、いわし237.1、かつお256.2、牛肉243.5であった。
- 5) 大阪市役所労働調査課『生計調査』（多田吉三編『大正家計調査集3』青史社、1991年、所収）。
- 6) 「専ら労働組合並ニ公私ノ工場等ニ対シテ募集方ヲ依頼シ、傍ラ係員直接ニ勧誘シ以テ之レガ記入者ヲ募集ス。而シテ募集ノ区域ハ本市内及ビ本市隣接町村ニ住居スルモノニシテ、其採択ノ標準ヲ家族的世帯ヲナス工場職工及一般労働者ニ限定セリ。」（大阪市役所調査係「労働調査報告」第二輯、1頁（多田吉三編前掲書、所収））。
- 7) のべ2,456月・世帯中、「機械工業職工」が1,634であった。「繊維及染織工業職工」147、「化学工業職工」109など上位3つを職工が占め、その他の職工も併せると、2,056となり、全体の8割3分を超える割合となる。その他の職業としては、「電車乗務員」92、「使丁」62、「人夫」53、「教員」50が挙げられる。
- 8) 「大阪生計調査」では、食料費は以下の14項目に分類されている。米、麦、果実及蔬菜、牛肉及

牛乳、魚肉、脂肪、乾物、鶏肉及鶏卵、漬物、香味料、刺戟料、間食、豆腐及蒟蒻、其他。『大阪市労働調査報告』ではそれぞれの項目がどのような品目を対象としているのかについて言及がない。上述の項目のうち、支出額の多い順に、米、刺戟料、香味料、果実及蔬菜、魚肉、牛肉及牛乳となる。刺戟料は酒類、香味料は煙草を指すものと思われる。

- 9) 家計収支については、第 11 章で検討を行っているので参照されたい。
- 10) 大川一司他『前掲書』、「第 5 表 主要品目小売価格」(153-154 頁)。
- 11) これらの品目のうち、魚介類と肉類については価格指数を得ることができるが、1919 年と 1926 年ではそれぞれ採用銘柄が異なるため、両時点での小売価格を直接比較することは困難である。そこで注 4 と同じく 1914 年価格を基準に 1925 年における物価指数を確認すると、白米 250.6、いわし 144.3、かつお 267.0、牛肉 213.3 であった。1920 年と比べて魚介類と肉類の価格が低下していた。大川一司他『前掲書』、「第 4 表 品目別ウェイト、基準価格および価格指数」(140、141 頁)。
- 12) 「今四月末調査ニ係ル節米成績ヲ見ルニ、所属官衙中独身者多キ警察官署ニ於テ節米約五割、其他ノ官署ハ七、八割程度ニシテ... (中略) ...之レニ反シ趣旨ノ最徹底セサルハ職工・労働者ニシテ、特志ノ者ヲ除クノ外ハ多クハ (一) 腹ノ減リ方早く激務ニ堪ヘサルコト (二) 炊事ニ手数ヲ要スル事 (三) 不味ノ為多ク副食物ヲ要シ不経済ナルコト (四) 粗食ハ栄養ニ害アリ等ノ理由ノ下ニ節米ヲ肯セス、然レトモ其重大ナル原因ハ (一) 好景気以来食ヒ馴レ来レル白米食ノ情勢ヲ脱スルノ勇氣ニ乏シキ事 (二) 趣旨ノ理解力足ラサル事 (三) 労銀多クシテ差當リ節約ノ要ナキコト等之ナリ...」。大阪府『大阪府治要覧』1919 年、362-363 頁。
- 13) 参考までに、1919 年 8 月に大阪で売り出された外米の価格について確認すると、1 升あたり 37 銭から 43 銭であった（「今日から賣出す外米」『大阪毎日新聞』1919 年 8 月 17 日）。1919 年の内地米小売価格が 1 升約 55 銭であったから、価格差は大きいものの、それだけでは 1 人当たり米支出額が全階層を通して 2 円から 10 円以上まで分布していたことを説明できない。
- 14) 換算世帯人員 2 人未満の世帯とそれ以上の世帯を比較すると、前者が月収 59 円 82 銭に対して支出 57 円 73 銭、後者が月収 63 円 95 銭に対して支出 66 円 96 銭であった。前者の方が支出構成比の大きかった項目は、被服費 8.6% (換算世帯人員 2 人以上世帯では 8.6%、以下同様)、精神・社交 10.4% (4.8%)、家具・什器 2.8% (2.0%)、保険・貯蓄 2.5% (1.9%) などであった。同一月収階層内で比較すれば、当然ながら、小規模の世帯の方が比較的にゆとりのある家計収支であった。
- 15) 月収 120 円未満 1 人当たり米支出 8 円未満の世帯に限って検討しておく。1919 年 6 月から 1920 年 2 月にかけての 1 人当たり支出の平均は、食料費 11 円 68 銭、米 6 円 3 銭 (51.7%)、麦 59 銭 (5.1%) であったのに対して、1920 年 3 月以降では、食料費 12 円 88 銭、米 6 円 44 銭 (50.0%)、麦 55 銭 (4.3%) であった。

都市における家計行動と水産物消費

——東京市を中心に——

植田 展大

(東京大学大学院・経済学研究科)

はじめに

本稿では戦間期の家計における水産物消費の特徴を、都市家計の消費行動を中心に明らかにする。以下では本稿と先行研究との関係について言及したい。

分析の対象となる戦間期は、動力船化による漁業生産力の上昇とともに運輸手段、冷凍・冷蔵施設が整備され、都市部に各地から水産物が集散し、全国的な市場圏が確立した時期であると先行研究では供給側の動向を中心に位置づけてきた¹⁾。だが先行研究において都市部における水産物需要の存在は所与とされ、いかに消費が拡大したのかについては立ち入った検討がなされてきたわけではない。また当該期の消費全体の動向は、戦時の日本学術振興会、戦後の篠原三代平氏、それらに修正を加えた江口誠一氏などにより、主として生産統計を加工した推計を用いながら数量的な把握が試みられてきた²⁾。しかし実際に戦間期に消費生活のあり方が、いかに変化したのかについては上記の推計を用いた分析でも検討されていない。

以上の課題を克服する際に参考としたいのは、家計調査型の統計を用いた分析である³⁾。中でも江口誠一氏は『農家経済調査書』を用い、農家世帯では都市世帯と比べて主食に対する副食の割合が低く、加えて鮮魚ではなく腐敗しにくい塩干魚の形で動物性タンパク源

を摂取していたことを明らかにし、都市と農村における水産物消費の違いを指摘した。だが序章でも述べられているように家計調査型の統計は全数調査ではないため、サンプルバイアスが強い。とりわけ注意しなくてはならないのは、ある時点で家計調査に応じることができた家計だけが捕捉されていることである。また多くが 1 年に満たない記録である。このため長期的なマクロレベルの消費動向を把握する場合には、利用に際しては注意が必要である。しかし水産物のように地域性や階層性の強い消費財の場合には、バイアスを踏まえた家計調査の利用により、消費の実態に迫ることができる面があると筆者は考える。

ところが刊行された家計調査からは、基本的に価格面の情報しか得ることができない。大衆魚や高級魚のような魚種の違い、加工法、鮮度により価格が異なる水産物を、ある期間の購入総額から把握するだけでは、消費拡大の要因に迫ることは困難である。家計の消費行動の変化を品目、数量、購入回数、消費の目的などから明らかにする必要がある。

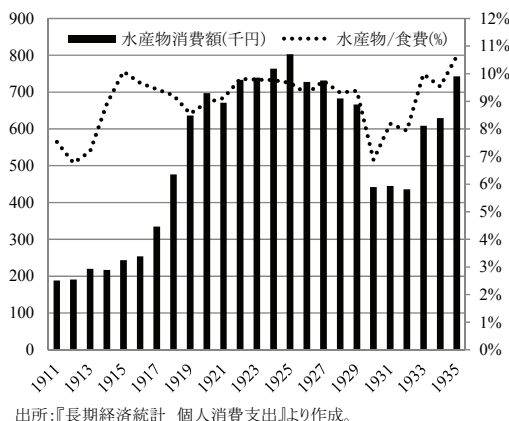
本稿では法政大学大原社会問題研究所所蔵の『東京市京橋区月島に於ける実地調査』（以下「月島調査」）の原票を用いて、上記の課題に迫りたい。さらに「月島調査」に東京を対象とした各種家計調査、小売業者側の資料を突き合わせて検討し、家計行動と水産物消費との関係を明らかにする。本稿の分析対象は主として東京市の工場労働者世帯ではあるが、給料生活者世帯などとの比較を行い、戦間期の水産物消費全体の特徴にも迫りたい。

1 第一次大戦後の水産物消費―「月島調査の分析」―

(1) 戦間期における水産物消費

本稿が分析対象とする戦間期の水産物消費の動向を、数量と金額から推計を用いて概観したい。図 1 に用いた日本学術振興会による推計は、『農林省統計表』（以下「農林統計」）による魚種ごとの漁獲量や、水産製造物生産量に独自の可食率を乗じて算出したものである⁴⁾。食用水産物の生産量は、漁船動力化、流通網整備が進む中で、1910 年代半ばに増加する。1920 年に 200 万 t 台を突破すると、27 年には 306 万 t となる。昭和恐慌期にはやや落ち込むものの 1933 年には 485 万 t に達する。一方で 1 人当りの消費量は 1925 年に 20kg 台となり、その後も増加を続けて 33 年には 35kg をこえる。以上のように第一次大戦後か

図2 1910-30年代の水産物消費額



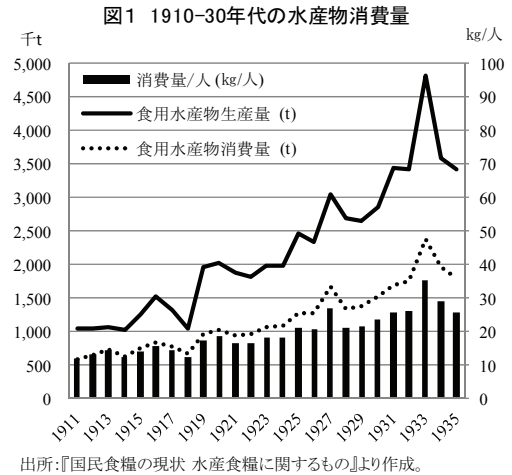
ら 1930 年代にかけて消費量はほぼ倍増し、恐慌期においても 1 人当りの消費量は 1920 年代の水準を保っていたといえる。

次に消費額からも検討したい。図 2 は、篠原三代平氏の推計より作成した。以下では食費に占める缶詰を除いた水産物の消費額をみたい。推計によると、まず 1910 年代初頭に水産物消費額が急上昇したことが分かる。第一次大戦期には米価高騰により食費に占める割合が相対的には抑制されたものの、米価が安定した 1920 年代

には、消費額、食費中の構成比はともに大きな変動なく推移する。だが図 1 でみたように、消費量は当該期に増加していることから、魚価が下落していた可能性がある。また昭和恐慌下の 1930 年から 32 年にかけて、その消費額は大幅に下落する。この間には食費に占める割合も、7% 台にまで落ち込む。昭和恐慌期の水産物消費額の下落は、他の費目の下落と比べても顕著だったと考えられる。この傾向は景気の回復過程である 1933 年以降に、解消されたとみえる。以上のように水産物の消費額は第一次大戦期には 3 倍近くに上昇するものの、戦間期には停滞した。だが量と額の両面から戦間期の水産物消費を検討すると、消費額が停滞する中でも、消費量は伸びていたとみられる。

マクロレベルの動向を掴んだ上で、少しく残された課題について指摘したい⁵⁾。第 1 に消費の在り方が地域的に分断されていたことである。その理由は、まず水産物の腐敗性にある。冷蔵・冷凍技術が未整備な戦間期にあつては、鮮魚としての流通範囲は狭く、塩干魚にもできずに肥料にされたもの、廃棄されたものが大量にあったと考えられる⁶⁾。さらに鮮魚とは異なり長期的な貯蔵に適した塩干魚であっても、流通コストが流通範囲の幅を狭めていた。関東以北では廉価な水産物として消費された塩サケは、関西では消費者が廉価に購入することが困難であり、取扱業者は 1930 年代でも関西以南の販路開拓を課題としていた⁷⁾。以上のように地域によって消費可能な水産物がそもそも異なるとすれば、地域を限定して消費の実態を明らかにする必要がある。

第 2 に地域的な分断性がある中でも、大都市の家計では日常的に鮮魚を中心に大量の水産物を消費していたことである。とりわけ戦間期には流通網の都市偏重的な発展により、集荷範囲の地域的な拡大を伴いながら、集散的に大量の水産物が都市に供給された⁸⁾。供給制約が緩和される中で、日々の生活の中に水産物消費が、一層定着していったとみられる。1930 年代半ばに北海道水産会が行った東京出張所販路調査は「都会住ノモノハ随所随意ニ必要ナル商品ヲ必要ニ応ジテ求メラレル、随テ買置キハシナイ、殊ニ食料品ニ於テハ



尚更ニシテ米増ハ勿論、副食ニ至ツテハ其ノ都度 1 回ニ食シ終ル丈ケノ分量ヲ求ムルガ通例ニ御座候」⁹⁾と報告する。戦間期の東京市では、個々の世帯が水産物を購入する場合、その都度必要とする分だけを購入することができたのである。従って都市家計では日常的に水産物を選択しながら、それらを消費したと考えられる。本稿では供給量の増加を指摘するに留まる先行研究に対して、家計の側から消費の拡大を捉えたい。

次項では以上の課題に応えるべく、主に「月島調査」を手掛かりにして、第一次大戦以降の東京市に限定して、消費の内訳、頻度、金額を可能な限り明らかにしながら、都市における家計行動と水産物消費との関係を分析したい。

(2) 第一次大戦後における都市工場労働者の水産物消費 — 「月島調査」の検討—

日露戦後の工業化に伴う工場労働者の増加は、水産物を日常的に消費する所得階層が新たに都市に増え始めたことを示した。まず 1909 年 2 月に農商務省農務局が東京で行った初期の家計調査、『農業小作人工場労働者生計状態に関する調査書』(以下「生計調査」)を用いて、工場労働者世帯の水産物消費について論じたい¹⁰⁾。調査は夫婦 2 人に子供 2 人、老人 1 人、もしくは子供 3 名の 5 名からなる工場老労働者世帯を対象に行われた。調査結果からは 1 ヶ月の食費 17.70 円の内 50.8% の 9.00 円を 100 合 1.64 円の 3 等米 (549 合) に、8.5% の 1.50 円を肉魚類にあてていることが分かる。備考欄には 1 切 (約 93.75g) ¹¹⁾ 1-2 銭の塩サケを昼御飯の弁当に半切、副食として 1 切、それらを月に 10 回程度消費したとある。一方で鮮魚は 1 ヶ月に 2 度から 3 度、肉類は消費がほとんどないとしている。同時に調査対象となった農業小作人 5 人世帯の肉魚消費額は 0.42 円に過ぎず、工場労働者の消費額を大幅に下回っていた¹²⁾。「生計調査」からは、工場労働者の水産物消費が、まず農業労働者のそれを大幅に上回ること、次に用途が弁当用と副食用であること、またその消費の頻度が月に 10 回程度であったこと、さらに購入品が鮮魚ではなく 1-2 銭程度の塩サケを中心としたことが分かる。

第一次大戦期には日露戦後に徐々に進んできた工業化の速度が、輸入品の途絶に伴う輸出先行型の経済成長の中で急速に早まる。都市を中心に新たな企業が設立され、農村から就業機会を求めて多くの人が都市に流入した。だがインフレに対して賃金上昇が遅れる中で、1918 年の実質賃金には伸び悩みがみられるようになる¹³⁾。以下では物価高騰期にあたる 1919 年前後に実施された「月島調査」を用い、東京市内における工場労働者世帯の水産物消費状況をみることで、工場労働者の水産物消費の実態を明らかにしたい。

「月島調査」では、工場労働者 40 世帯が調査対象となっている。だが全ての世帯が、同時期に家計簿へ記録を残したわけではない。そこで本項ではサンプルが多く取れる 1919 年 3 月に記載があり、さらに世帯収入が判明する 25 世帯を分析対象とする。分析対象とした家計の内、雇用先がわかる世帯主は 22 名である。その内訳は石川島造船所 11 名、日

東機械製作所3名、新潟鉄工所3名、月島鉄工所2名、海軍造兵所1名、東京紙器製造会社1名、碌々商店制作部1名であり、いずれも比較的規模の大きな工場労働者である。また世帯主の平均年齢は、32.6歳である。収入は世帯主収入を中心とし、妻の内職や借間代、下宿代によるものがこれに加わる。やや異なるのは月収100円以上層である。4世帯の内2世帯は父子、もしくは兄弟の2人分の稼ぎから世帯収入が構成されている。だが基本的には、第一次大戦前後に世帯を形成した夫婦2人に子どもという単婚小家族が調査対象であるといえる。

表1を用いて食費の内訳をみたい。1919年3月の米価は「生計調査」と比較して、100合で4.00-5.00円台と2.5倍から3倍ほど高騰してい

表1 工場労働者世帯の所得階層別食料支出額内訳

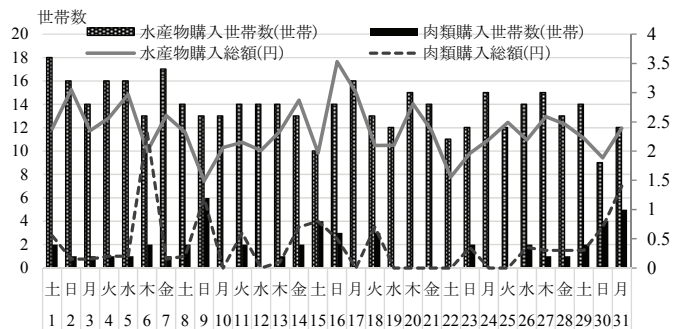
単位:人、歳、円、%、世帯								
	世帯員数	世帯主年齢	食費	米	魚介類	水産物	食費/水産物	世帯数内訳
50円未満	2.6	30.0	21.96	10.65	2.22	2.33	10.6%	5
50-100円	4.1	31.4	30.10	14.33	1.87	2.32	7.7%	16
100円以上	5.8	40.8	61.42	27.36	5.29	6.07	9.9%	4
平均	4.0	32.6	33.48	15.67	2.49	2.92	8.7%	25

出所:「月島調査」(未整理)より作成。

た。「生計調査」に倣って5人世帯が549合の白米を消費したと仮定した場合には、22円から27円の支出が必要である。だが月収100円以上層を除き、それだけの支出を米だけでは割いていなかったようである¹⁴⁾。次に水産物消費についてもみたい。表1では調査上では別費目である煉製品も、魚屋で取り扱われることから、魚介類と合わせて水産物としている¹⁵⁾。表1では月収50円未満世帯の食費に占める水産物の割合が、10%を超えている。だが消費額が多い1世帯を除くとこれは7.5%に落ち、魚介類費1.50円、水産物費1.62円となる。傾向として所得階層が上昇するにつれて、水産物費、食費に占める割合を増やしていたとみることができる。

次に図3を用いて25世帯の購入世帯数、購入日の特徴を肉類との比較から考察する。購入回数は各家庭に冷蔵設備が整わない当時にあつて、消費の頻度を示す指標の1つになると考える。そこで掛買の欄に記載があれば購入日数とし、それを購入回数と置き換え、以下では検討を行う。この処理は4世帯で行った¹⁶⁾。まず25世帯は全てが水産物を購入しており、1日平均13.7世帯と過半数を超える世帯が、水産物を購入していた。購入世帯数は月末に向かって減少していくものの、16-31日をとっても平均13.2世帯が購入している。次に各工場労働者の月2回の給料日の内1回にあたる3月中頃に、購入額が

図3 工場労働者25世帯の水産物購入回数、購入総額



出所:「月島調査」(未整理)より作成。

上昇するという特徴がある。一方肉類は、1 日平均 1.6 世帯が購入している。肉類は、土曜日、日曜日、中旬と月末 2 回の給料日に購入する世帯が増加する。家族が集まって食事をする週末や給料日後に消費したとみられる。各家計が肉類とともに購入しているのは葱、豆腐、しらたきなどである。よって肉類はすき焼・牛鍋の形式で消費された可能性が高い。だが上記のような肉類消費も、4 世帯では行っていない。以上のように水産物を肉類と比べた場合、水産物はより多くの世帯が日常的に購入した費目であったといえる。

表2 1919年3月における月島工場労働者世帯の所得階層別水産物購入額、購入回数

単位:円、回

	消費 単位	水産物				肉				卵				豆腐・油揚げ			
		金額	購入 回数	換算 金額	/回	金額	購入 回数	換算 金額	/回	金額	購入 回数	換算 金額	/回	金額	購入 回数	換算 金額	/回
50円未満	1.9	2.33	14.8	1.23	0.08	0.18	1.0	0.09	0.09	0.27	2.0	0.14	0.07	0.41	7.4	0.21	0.03
50-100円	2.5	2.32	15.5	0.92	0.06	0.42	1.9	0.17	0.09	0.29	1.6	0.12	0.07	0.57	8.9	0.23	0.03
100円以上	3.5	6.07	26.0	1.75	0.07	1.14	3.3	0.33	0.10	0.08	0.8	0.02	0.03	0.58	9.3	0.17	0.02
平均	2.5	2.92	17.0	1.15	0.07	0.49	2.0	0.19	0.10	0.25	1.6	0.10	0.06	0.54	8.7	0.21	0.02

出所:「月島調査」(未整理)より作成。

備考:消費単位は、『職工生計状態調査』に基づき、15歳以上男子1.0、同女子0.8、13歳以上0.5、10歳以上0.4、7歳以上0.3、4歳以上0.2、0歳以上0.1とし、26世帯の年齢(1919年3月1日時点)、性別構成から算出した。

さらに個票を所得階層別に分類し、購入額、購入回数、世帯員 1 人当りの購入額、1 回の 1 人当り購入額を算出し、表 2 を作成した。まず興味深いのは、タンパク源となる他費目と、購入額、購入回数が大きく異なることである。水産物は 50 円未満層でも、月に 14.8 回も購入しており、他の費目と比べた場合には、購入回数が突出して多い。また水産物の購入回数、購入額は、所得の上昇とともに増加する傾向にある。だが 50 円以上と 100 円以上層では、購入回数が激増しているのに対し、1 回の 1 人当り購入額をみると 6.0 銭から 6.8 銭とそれほど大きな変化はない。購入額以上に購入回数が増える傾向があったと推察される。

それでは個票を用いて、明らかになった水産物の内訳に触れながら、消費の特徴について検討したい¹⁷⁾。消費していた数量、価格が判明する主な水産物を挙げると、カレイ 1 切 3-6 銭、タラ同 4-5 銭、ヒラメ同 4-10 銭、サバ同 5-7 銭、サメ同 5-7 銭、マグロ同 6-7 銭である。また塩干魚は塩サケ 1 切 3-6 銭、身欠ニシン 1 本 1 銭、イワシ同 1-2 銭、タラの子 1 腹 10 銭、煉製品は竹輪 1 本 3-5 銭、焼竹輪 1 つ 3-5 銭、半片 1 つ 4-8 銭である。多くが表 2 に示した 1 回の 1 人当り消費額の範囲に収まる金額の商品である。

まず内訳から分かることは、用途には副食用と弁当用の 2 種があったことである。消費された水産物の内、頻繁に登場するのはカレイ、塩サケ、サバ、ヒラメなどの 1 切 5 銭前後の切身と、1 本が同価格帯の竹輪である。塩サケや竹輪、タラの子などは副食だけではなく、工場労働者たちの弁当用にも用いられていた¹⁸⁾。次に各家計は限られた予算の中で、複数の選択肢を持って買物をしていたことである。だが選択肢が複数ある中で、必ずしも価格が安いものだけを好んで買ったわけではない。1 本が 1 銭程度と塩サケよりも価格が安いニシンは、月収 50 円未満 2 世帯、50 円以上 3 世帯、100 円以上 1 世帯の計 6 世帯の

みが購入している。当時の販路調査では、魚価が上昇する中でニシンの最大の長所は価格の安さにあったとされるが¹⁹⁾、それだけが購入動機とはならなかった可能性がある。以上のように工場労働者世帯では、複数の選択肢がある中で、日々必要とする5銭前後の水産物を用途に応じて購入していたのである。これらの特徴が消費を伸ばしたと考える。

また日常的に消費した上記の水産物とは異なり、特別な場合に消費されていたのが刺身である。刺身の購入は、5世帯で行われている。1人前の価格は20-30銭と切身の数倍に相当する²⁰⁾。しかし切身とは異なり、購入しても1世帯で1人前であり、工場労働者世帯にとっては、かなりの贅沢品であったことが分かる。やはり工場労働者の水産物消費は、少額、少量で日常的に購入する1切5銭前後の水産物を中心としていたといえるだろう。

給料生活者である教員世帯の水産物消費の動向についても同様に、「月島調査」と同時に行われた『教員家計調査』（以下「教員調査」）を利用しながら検討したい。教員世帯の家計調査は、職場である学校単位で行われたため、世帯構成は多様であり²¹⁾、さらに居住地が分散している。東京市のいわゆる山の手には官公吏、会社銀行員が多く居住し、一方で下町の下谷区や本所区などには工場が立ち並び工場労働者が多く居住したとされる²²⁾。そこで居住地が消費行動に与える影響を考慮し、分析対象を山の手（小石川区・本郷区）の12世帯と、下町（深川区・本所区・下谷区）の13世帯に分けて検討を行う²³⁾。

まず表3を用いて、購入額と購入回数をみたい。水産物は全ての世帯が購入している。両地域の購入額には大きな違いはないが、山の手12世帯の購入回数は平均12.0回、下町13世帯は15.2回と購入回数はやや異なる。また肉類よりもともに購入額、購入回数が多い。さらに月収50円以上層、100円以上層では、ともに工場労働者ほど明確に購入回数、購入額に階層差がみられない。次にその内訳をみると教員世帯でも基本的には工場労働者と同じようにカレイ、塩サケ、サバ、竹輪を頻繁に少額、少量ずつ購入している。だが一方で山の手7世帯、下町4世帯の計11世帯が刺身を購入している。さらに山の手にはタイを月10回購入する家計もある。とりわけ山の手には、刺身、鯛のような高級魚に支出する世帯が多かったとみられる。一方で25世帯の内にニシンを購入した世帯はない。教員世帯の消費活動は少額、少量を繰り返すという点では、工場労働者と類似しているものの、タンパク源を必要とする肉体労働とは異なる職業ということもあり、支出額は同程度であ

表3 1919年3月における教員世帯の所得階層別水産物購入額、購入回数

単位:円、回

	山の手(本郷区・小石川区)									下町(深川区・本所区・下谷区)								
	水産物				肉					水産物				肉				
	消費 単位	金額	購入 回数	換算 金額 / 回	金額	購入 回数	換算 金額 / 回	金額	購入 回数	消費 単位	金額	購入 回数	換算 金額 / 回	金額	購入 回数	換算 金額 / 回	金額	購入 回数
50円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	1.42	9.0	0.71	0.08	0.20	2.0	0.10	0.05
50-100円	2.3	2.28	11.9	1.00	0.08	0.69	3.1	0.30	0.10	3.3	2.81	15.7	0.84	0.05	0.89	4.1	0.27	0.06
100円以上	3.9	3.26	12.5	0.83	0.07	1.33	3.0	0.34	0.11	5.0	5.51	16.0	1.10	0.07	0.15	0.5	0.03	0.06
平均	2.6	2.44	12.0	0.96	0.08	0.80	3.1	0.31	0.10	3.5	3.12	15.2	0.89	0.06	0.72	3.4	0.21	0.06

出所:『月島家計調査』(未整理)より作成。

備考:消費単位、換算は、表1と同様の基準による。

っても、より嗜好性を重視した消費が行われていたとみられる。

以上の検討から、工場労働者世帯、給料生活者世帯は、消費の内訳には違いがあるものの、ともに頻繁に水産物を少量、少額ずつ購入していたことが明らかとなる。「月島調査」、「教員調査」から分かる範囲では、1919年3月の東京市では日常的に水産物を消費する生活が行われていたといえる。また購入回数からは、工場労働者の消費は給料生活者に接近し、時には上回ったとみることもできる。だが石川島造船所の工場労働者を事例にすると、このような消費生活は第一次大戦の造船需要が残る中での戦時手当、残業や徹夜勤務といった労働時間の延長の上に成立していた²⁴⁾。したがって実質賃金そのものが上昇しない限りは、1919年3月時点で購入回数が多い家計であっても、継続的に同様の水準で消費することは、給料生活者とは異なり困難であったとみられる。

2 階層性をもった水産物消費の展開

(1) 階層性のある水産物市場の拡大

1920年代に入ると物価上昇の圧力が、製造業の実質賃金が上昇する中で緩和されていくことになる²⁵⁾。また第一次大戦で中断されていた漁船の動力化の再開に伴う生産力の高まりや、流通網の整備、冷蔵・冷凍技術の進展により、水産物が季節を問わず各地から都市部に流入するようになる²⁶⁾。表4は東京市の主要な港、駅に集散した水産物の数量の推移をみたものである²⁷⁾。移輸出入量を差引すると、塩干魚の入荷は停滞しているが、生鮮魚の入荷は20万tに迫る勢いで大幅に増加した。各地から入荷する水産物を、日本橋の魚市場では複数の卸商がそれぞれ集荷し、価格設定を行った上で、小売業者に売渡した²⁸⁾。

表4 東京市に集散した水産物数量推移

単位:t

	移輸入						移輸入-移輸出	
	水運		陸運		計			
	生鮮魚	塩干魚	生鮮魚	塩干魚	生鮮魚	塩干魚	生鮮魚	塩干魚
1914	91,128		54,776		15,970		161,874	
1915	49,437		60,121		19,340		128,898	
1916	53,048		58,465		25,171		136,684	
1917	19,807	31,402	65,349	21,857	85,156	53,259	72,556	24,840
1918	22,997	28,976	75,560	17,307	98,557	46,283	83,040	24,925
1919	26,437	30,311	87,666	17,023	114,103	47,334	95,993	28,312
1920	66,656	27,356	106,628	15,184	173,284	42,540	159,636	19,259
1921	36,096	29,476	120,723	16,402	156,819	45,878	144,899	26,660
1922	36,753	12,269	127,837	11,932	164,590	24,201	153,758	6,750
1923	9,915	10,480	122,012	11,748	131,927	22,228	121,447	9,346
1924	50,286	4,401	140,514	14,754	190,800	19,155	179,021	9,575
1925	46,240	3,883	132,897	23,004	179,137	26,887	170,436	19,484
1926	61,375	4,131	133,548	30,168	194,923	34,299	183,807	25,377
1927	49,314	6,843	122,330	34,656	171,644	41,499	160,763	34,415
1928	53,327	4,353	118,083	37,949	171,410	42,302	161,250	34,498
1929	64,064	6,379	118,093	29,484	182,157	35,863	172,992	30,685
1930	68,260	4,457	112,169	30,155	180,429	34,612	173,928	29,853
1931	76,428	8,719	112,008	32,397	188,436	41,116	179,657	35,595
1932	69,371	6,169	101,163	35,154	170,534	41,323	166,269	27,356
1933	74,616	8,143	108,105	40,518	182,721	48,661	178,056	45,013
1934	85,764	7,818	113,593	43,289	199,357	51,107	192,657	46,404
1935	84,830	9,185	114,646	42,235	199,476	51,420	193,567	43,995

出所:『東京貨物集散調査書』東京市役所庶務課、各年版、『東京市貨物集散調査書』東京市役所商工課、各年版より作成。

備考:1923年については震災の影響により、資料が消失し水運については過小に算出されている。統計の作成にあたって調査対象となる私鉄路線が、年次をおって増加しているが、水産物流通については大きな変化はないとみられる。

1921年の東京市内には、少なくとも3,148店の魚介藻類販売店が存在したとされる²⁹⁾。その内には「貧民窟の魚屋」³⁰⁾のように、都市に供給が集中する中で、下層の人々にも品質の良い魚を安価に販売する小売業者もいたとされる。鮮魚を中心とした供給量が急速に増加する1920年代には、幅広い階層の人々が鮮魚を中心に水産物を消費するようになったとみられる。

表5 1921年3月における東京府工場労働者世帯の所得階層別食料消費額

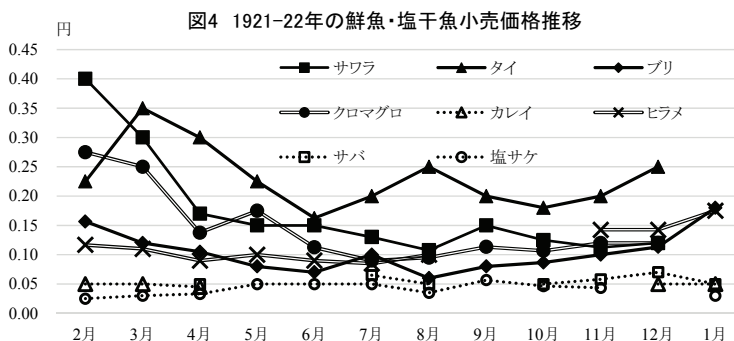
	消費 単位	食費		主食費		副食費		魚介類		肉類		蔬菜類		豆腐・煮豆	
		計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算
50円未満	2.3	27.78	12.08	9.61	4.18	12.23	5.32	2.38	1.04	1.41	0.61	2.20	0.96	1.33	0.58
50-100円	2.8	36.10	13.12	12.75	4.63	15.19	5.52	3.48	1.26	2.16	0.79	2.89	1.05	1.45	0.53
100-150円	3.2	42.39	13.28	13.61	4.26	17.63	5.52	4.10	1.28	2.61	0.82	3.45	1.08	1.61	0.51
150円以上	3.5	50.19	14.42	19.41	5.58	19.20	5.52	6.95	2.00	2.30	0.66	2.92	0.84	1.86	0.53

出所:『職工生計状態調査』より作成。

備考:消費単位、換算は、表1と同様の基準による。

主食費は米、麦、麺類およびパンの合計値、副食費は蔬菜、乾類、漬物、肉類、豆腐煮豆類、魚介、調味の合計値とした。

1920年代初頭の東京における水産物消費の特徴を、家計調査を用いながら分析したい。まず1921年3月の『職工生計状態調査』（以下「職工調査」）を、表5から検討する。「職工調査」の調査地域は東京府全域である。また調査対象者の職業は主なものだけでも機械器具職工、交通労働者、化学工業職工、染織工業職工と多岐に渡る³¹⁾。まず消費単位を用いて1人当りに換算すると、副食費には階層差がみられない。だが魚介類だけは所得階層の上昇に合わせて、1人当りの支出額を伸ばしている。仮に1切当りの価格が5銭程度の日用品として消費する鮮魚・塩干魚であれば、月収50円未満層でも月に20回ほど小売業者から繰返し水産物を購入していた可能性がある。だが以上で示したような消費生活を当時の新聞は、必ずしも豊かな生活とは捉えてはいない。「職工調査」について述べた当時の新聞記事は、水産物消費を節約の余裕がない生活の中でのささやかな消費であるとしている³²⁾。また1922年4月の深川区の単身日雇人夫の貧しい生活について取り扱った新聞記事では、仕事のある日には食堂で10銭程度のサバ、タラ、塩サケなどの煮魚を食べる様子が紹介される³³⁾。ここでも水産物の消費は豊かさを表すものではない。1920年代に入る



出所:『東京朝日新聞(夕刊)』1921年2月3日付-1922年1月24日付より作成。

と水産物消費はかなり広い階層に拡大したとみられる。しかし水産物の消費は、貧しい生活の中でのささやかな消費という文脈の中で位置づけられることも多かったのである。

だがそれは、水産物消費の一面に過ぎない。図4は、『東京朝日新聞（夕刊）』に「台所案内」として記載があった神田区鍛冶町公設市場鮮魚小売店の主な魚種の価格データを、1921年2月から22年1月にかけて月ごとに集計し月平均値を出した上で、その推移をみたものである³⁴⁾。第1に工場労働者が頻繁に消費している1切当り5銭前後のカレイ、サバなどの廉価な鮮魚は、塩干魚の塩サケとともに味が良いとされるシュンの時期を含め、小売価格にはあまり変動がない³⁵⁾。一方で比較的価格の高いサワラ、クロマグロの場合は、シュンとされる春や冬に変動の幅が大きい。前者のような日用品の場合、価格が高騰すれば、同一価格帯にある他の水産物を選択することになる。他方で後者のような嗜好品の場合には高くても、消費者はその商品を購入することになるだろう。魚種ごとの消費の目的の違いが、シュンの時期の価格動向の差につながったとみられる。同様に嗜好品的な性格があるタイは、シュンが周年の魚であるものの、特定の時期に価格が高騰している。歓送迎会、お盆、お正月などの節目に局所的に需要が集中するためである。以上のように水産物消費は、その目的により多様であり、需要の在り方に応じて価格動向が異なっていたのである。先に示したような工場労働者の生活で度々登場する水産物は、鮮魚小売店が取り扱う中では、最も値段の低い商品であったとみられる。水産物は階層性のある商品であり、消費の性格に応じて価格が変動していたのである。

1922年11月の家計調査である『中等階級生計費調査』（以下「中級調査」）を用いた表6から、先に述べた消費の特性も踏まえて工場労働者と給料生活者との比較を行ないたい³⁶⁾。まず工場労働者は1人当りの副食費はいずれの階層も5円前後であり、給料生活者も月収

表6 1922年11月における工場労働者・給料生活者世帯の所得階層別食料消費額

単位:円

	工場労働者															
	消費 単位	食費		主食費		副食費		魚介類		肉類乳卵		蔬菜類		豆腐佃煮		
		計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	
80円未満	2.8	34.84	12.59	12.58	4.55	14.15	5.12	3.11	1.12	1.52	0.55	3.75	1.36	1.03	0.37	
80-100円	3.2	38.91	12.27	14.41	4.55	15.87	5.01	3.88	1.22	1.56	0.49	4.11	1.30	1.15	0.36	
100-150円	3.4	41.88	12.15	15.17	4.40	16.90	4.90	4.22	1.22	1.81	0.53	4.20	1.22	1.43	0.41	
150-200円	3.9	50.17	12.86	17.83	4.57	20.02	5.13	5.57	1.43	2.46	0.63	4.47	1.15	2.16	0.55	
200-250円	4.0	60.31	15.12	18.94	4.75	23.02	5.77	5.42	1.36	2.94	0.74	5.82	1.46	1.77	0.44	
250円以上	4.8	71.86	14.88	29.52	6.11	25.06	5.19	5.82	1.20	2.40	0.50	5.81	1.20	2.74	0.57	
	給料生活者(官公吏、銀行会社員、教員)															
	消費 単位	食費		主食費		副食費		魚介類		肉類乳卵		蔬菜類		豆腐佃煮		
		計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	
80円未満	2.5	32.02	12.86	11.93	4.79	12.64	5.08	3.00	1.20	1.93	0.78	3.56	1.43	1.07	0.43	
80-100円	2.8	39.68	13.94	12.61	4.43	16.41	5.76	4.28	1.50	2.71	0.95	3.91	1.37	1.17	0.41	
100-150円	3.1	43.89	13.97	13.41	4.27	19.44	6.19	4.72	1.50	3.30	1.05	4.56	1.45	1.49	0.47	
150-200円	3.7	52.98	14.36	15.68	4.25	21.76	5.90	5.29	1.43	4.70	1.27	4.99	1.35	1.71	0.46	
200-250円	4.2	67.42	16.01	17.60	4.18	31.53	7.49	8.79	2.09	6.54	1.55	6.11	1.45	2.98	0.71	
250円以上	4.6	67.12	14.57	16.47	3.58	32.47	7.05	9.46	2.05	7.00	1.52	6.16	1.34	2.46	0.53	

出所:『中等階級生計費調査』より作成。

備考:消費単位は70歳以上男子0.5、66歳以上男子0.7、同女子0.5、60歳以上男子0.9、同女子0.7、17歳以上男子1.0、同女子0.8、15歳以上男子0.9、同女子0.8、13歳以上男子0.8、同女子0.7、11歳以上男子0.7、同女子0.6、8歳以上0.6、5歳以上0.5、2歳以上、0.4、0歳以上0.3となっている。

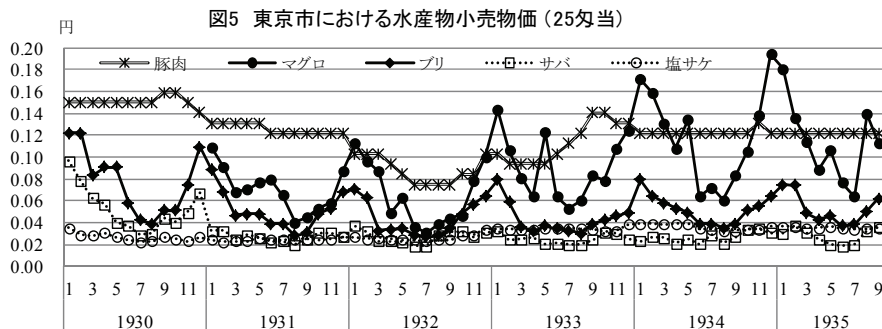
主食費は米、麦代用食の合計値、副食費は肉類乳卵、魚介類、蔬菜類、乾物類、豆腐佃煮、調味料の合計値とした。

100 円以上層までは工場労働者との差は小さく、5 円台で推移する。だが給料生活者の場合には、所得の上昇とともに副食費が増加し、月収 200 円以上層では7 円台に達する。その内訳をみると上層では魚介類と肉類乳卵費の支出額の差が、副食費の差につながる事が分かる。前節では工場世帯と教員世帯との比較から、給料生活者はより嗜好品的な消費を行う傾向があることを示した。このような消費の傾向の違いが、所得階層の上昇に合わせて水産物の支出額が増加する一因であると考えられる。

さらに家計行動の違いは小売業者との関係によって、固定化されたとみられる。鍛冶町公設市場鮮魚小売店のように比較的大きな店舗の場合は、直接消費者が出向いて複数の選択肢の中から選んで水産物を購入することができる。だが日常的な買物は、少額、少量で繰返し行われるものであり、直接店舗で購入する場合も御用聞きの場合も、いずれも徒歩で往復可能な範囲で行われたとみられる。他面で狭い商圈に対応した仕入や販売を、小売店側が行っていたとみることもできる³⁷⁾。小売業者はシュンで高騰している商品を購入したい顧客が多い場合にはそのような商品を仕入れ、他方で廉価な日用品を求める顧客が多い場合には日々安い水産物を仕入れたと推測される³⁸⁾。各階層に対応した狭い商圈の中で商売を行う小売業者の存在が、消費者の求める商品を提供することを可能にし、1920 年代の消費の拡大を促進させたと考えられる。

(2) 都市における家計行動と小売市場

都市の工場労働者賃金は 1920 年代には安定的に推移したとされる。ところが労働者の実質賃金は、1926 年を 100 とした場合、昭和恐慌期の 1930 年には 80.9、1931 年には 69.5 と下落し、その中で東京市内の水産物消費量は 1926 年の 1 人当り 44kg から 1932 年には 32kg へと落ち込んだといわれている³⁹⁾。図 5 は魚 1 切とされる約 25 匁(93.75g)に換算して、小売価格の推移をみたものである。塩サケ、サバといった日用品は確かに価格が落ち込んだではいるが、1 切当り 2-4 銭前後で比較的安定している。他方でマグロ価格は 1931 年以降のデータしか得ることができないものの、恐慌期には年間の価格変動の幅も狭まり、



出所:『物価統計表』各年版より作成。

表7 1932年9月から33年8月における工場労働者・給料生活者世帯の所得階層別食料消費額

単位:円

	工場労働者														
	消費	食費		主食費		副食費		魚介藻類		肉類乳卵		野菜類		豆腐煮物	
	単位	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算
80円未満	2.4	25.09	10.54	7.86	3.30	9.24	3.88	2.29	0.96	1.12	0.47	2.09	0.88	0.92	0.38
80-100円	2.4	28.55	12.03	7.92	3.34	9.95	4.19	2.30	0.97	1.33	0.56	2.15	0.91	1.03	0.43
100-120円	2.6	31.34	12.22	8.08	3.15	11.44	4.46	2.85	1.11	1.67	0.65	2.35	0.92	1.11	0.43
120円以上	2.8	37.22	13.23	9.31	3.31	13.81	4.91	3.65	1.30	2.26	0.80	2.72	0.97	1.34	0.48
	給料生活者(官公吏、銀行会社員、教員)														
	消費	食費		主食費		副食費		魚介藻類		肉類乳卵		野菜類		豆腐煮物	
	単位	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算	計	換算
80円未満	2.1	24.30	11.31	6.46	3.01	9.11	4.24	2.15	1.00	1.38	0.64	2.01	0.93	0.90	0.42
80-100円	2.4	27.08	11.50	7.01	2.98	12.91	5.48	2.40	1.02	1.62	0.69	2.15	0.91	0.98	0.42
100-120円	2.2	28.86	12.95	6.85	3.07	10.85	4.87	2.59	1.16	1.95	0.88	2.21	0.99	1.01	0.45
120円以上	2.3	33.01	14.07	7.00	2.98	10.97	4.67	2.62	1.12	1.95	0.83	1.96	0.83	1.07	0.45

出所:『東京市勤労階級家計調査』より作成。

備考:消費単位は、21歳以上男子1.0、同女子0.9、15歳以上男子1.0、同女子0.9、11歳以上0.8、8歳以上0.4、5歳以上0.5、2歳以上0.4、0歳以上0.2となっている。また消費単位では世帯員の中で不在日があった場合、これを除外している。

景気回復過程には価格上昇とともに、価格差が拡大している⁴⁰⁾。恐慌期には消費が減退したとされるが、日用品的な消費が維持された一方で、嗜好品的な消費は抑制されたとみられる。

1932-33 年にかけて行われた家計調査、『東京市勤労階級家計調査』(以下「勤労調査」)を用いた表 7 から当該期の消費について検討したい。「中級調査」と同様に給料生活者世帯、工場労働者世帯の1人当り魚介藻類費は肉類乳卵費を上回り、両者に大きな相違はみられない。景気回復過程でも水産物は、その内訳は異にしていたとしても、工場労働者、給料生活者とも日々の生活の中で日常的に消費されていたと考えられる。それゆえに家計の担い手である女性は水産物価格の動向に敏感であった。京都・大阪で先行的に導入された中央卸売市場の単数制が、小売価格の高騰につながるという情報を基に、女性たちの中には小売業者に協力して、東京市の単数制導入反対運動に参加していくものもいた⁴¹⁾。

単数制に敏感に反応した小売業者は、1930年代には恐慌期の消費の落ち込みや、公設・私設市場の増加による競争激化により、収支状況を悪化させていた⁴²⁾。1934年の東京市内同業組合加入店舗数は、新市域と旧市域を合わせて約8,500店に達する。同年の人口に換算すると約143戸、666人に付1店の割合で店舗が存在したことになる。既に新聞記事で過剰性が指摘されていた1921年の旧市域の魚介藻類販売店数でも3,148であり、203戸、787人に1店であることを考えれば、その数の多さが分かるだろう⁴³⁾。同業組合に加盟していない店舗や、3,000名を超えるとみられる行商の営業を考慮すると、競争環境はさらに熾烈であった可能性がある⁴⁴⁾。1935年の小売経営を調査した『小売業経営並ニ金融ニ関スル調査』は、比較的規模の大きな店舗が捕捉されているに関わらず、多くが経営上必要とする常連客の半数の確保も困難としていたことを教えてくれる⁴⁵⁾。各家計の水産物消費は、行き詰まりをみせる小売経営に支えられていたのである。

以上のように戦間期の東京では水産物が、生産地を含めた市場機構の下で魚種や製品ごとに、各家計の需要に応じて価格を調整されながら消費されていた。都市消費の地位が上昇する中で、その対応を生産地の側でも模索することになる。1934年9月の北海道水産会による東京販路調査では「東京ニ於ケル一般家庭ノオ惣菜ト云ヘバ1人前5銭ガ限度トシテ主婦ガ切り盛リスル。道内人ノ想像モ出来ナイ程少サナ切身デ用ヲ済シテ居ル状態デアル⁴⁶⁾」とする。このような報告は販路調査書の中に散見される。生産地では都市における水産物市場が発達する中で、いかに消費者が日々の支出の中で買いやすい商品を出荷するかを、強く意識していたのである。

おわりに

本稿ではマクロレベルでの分析が困難な、水産物消費の実態について、東京市を中心に分析を行ってきた。戦間期の都市部では、家計行動に対応した不均質で細分化した水産物市場が展開していたとみられる。水産物は幅広い階層が消費していたが、その実態は所得・職種によって内情を異にしていた。本稿ではまず「月島調査」を基に、工場労働者世帯の生活水準の上昇が、低価格魚を中心に水産物消費の拡大を牽引した面があったことを明らかにした。さらに他の階層・職種との比較などから、消費のあり方には階層性があることについて言及することで、当該期に幅広い階層で水産物の消費が盛んになった要因を検討した。そしてこの階層性のある不均質な水産物消費に適応したのが、狭い商圈で活動する小売店であったとみられる。

以上のように戦間期に都市で急速に発展した水産物消費は、各家計の消費のあり方を均質に統合しながら展開したというよりも、その階層性を前提としながら不均質に展開したのである。このような特性が階層差の拡大する1920年代に⁴⁷⁾、水産物消費が都市で拡大した一因であったとみられる。

注

¹⁾ 都市における需要の拡大は動力船化などの生産力発展における前提とされた。主な研究として清水弘・小沼勇共著『日本漁業発達史序説』潮流社、1949年、現代日本産業発達史研究会『現代日本産業発達史 第19巻 水産』交詢社出版局、1965年、水産協同組合制度史編纂委員会『水産業協同組合制度史第1巻』水産庁、1971年を挙げられる。また市場史研究において都市の流通問題が扱われたが、これらも小売業者や消費者の実態に迫ったものではない。主な研究は藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究』清文堂、1972年、原田政美『近代日本市場史の研究』そして、1991年、高宇『戦間期日本の水産物流通』日本経済評論社、2009年などがある。

²⁾ 日本学術振興会『国民食糧の現状 水産食糧に関するもの』、1939年、篠原三代平『個人消費支出

- 長期経済統計 6』東洋経済新報社、1967 年、江口誠一「戦間期日本における魚類消費量の推計 (1921-40)」『ディスカッションペーパー (一橋大学経済研究所)』(No.252、2008 年 12 月)。だが以下に示す研究が述べるように、基になる諸統計には製品を原料魚に換算した際の数値と漁獲量との乖離が顕著である。北原恒造「水産統計の諸問題」『農林統計調査』農林統計協会、1951 年、25-26 頁、「水産物国内消費動向の分析 (1) 生産統計の分析」『水産統計資料』水産庁、1952 年 7 月、26-29 頁。
- 3) 近藤康男・中込暢彦『水産物の需要構造に関する研究 (1)』水産庁、1961 年、江口誠一「戦前期日本農家の食糧消費構造—『農家経済調査』による計測—」『社会経済史学』(第 69 巻第 5 号、2004 年)。また戦後の農村と都市との消費の相違については岡本清造『都市の購買力と価格の研究』水産研究会、1952 年、近藤康男・佐藤勝男・阪本楠彦『農村における水産物市場の研究 第 1 部農家経済調査物財統計の分析 水産研究会研究資料』(第 38 号、1952 年)などで指摘されている。
 - 4) 江口、前掲論文、2008 年、6 頁。
 - 5) 北原、前掲論文、25-26 頁、水産庁、前掲論文、26-29 頁。
 - 6) 水産物消費量は 1927 年、33 年に大幅に上昇しているが、この時期には多獲性魚であるニシン、イワシの漁獲量が急増している。とりわけ 1933 年のニシンの漁獲量は前年から 2.4 倍の 100 万 t と群を抜いて増加しており、推計による消費量を押し上げた可能性がある。
 - 7) 「ドン底生活」『大阪毎日新聞』毎日新聞社、1917 年 3 月 13 日、高、前掲書、199-202 頁。
 - 8) 都市に対して農村は、立地条件が消費を規定していた。秋田郡山本郡富根村では鮮魚の購入機会は行商の訪問時に限られ、主として塩サケを食した(『秋田郡山本郡富根村ニ於ケル農村保健衛生状態実地調査報告』内務省衛生局、1922 年 3 月、109 頁)。購入機会に恵まれた福井県今立郡栗田部村では下層は身欠ニシン 1 年に 1 束-2 束 (1 束約 50 匹) しか消費していないものの、中上層の中には毎日のように水産物を購入するものがいた(『福井県今立郡栗田部村ニ於ケル農村保健衛生状態実地調査報告』内務省衛生局、1922 年 3 月、83 頁)。
 - 9) 北海道水産会「北海道物産宣伝会出品物批判」『自昭和 10 年 10 月至昭和 11 年 9 月、東京出張所水産物販路調査報告書』、出版年不明、35 頁。
 - 10) 「農業小作人工業労働者生計状態に関する調査 (42 年 2 月調査)」『統計集誌』第 338 号、統計協会、1909 年 4 月、198-202 頁。
 - 11) 1 切が 25 匁に相当するとの記述は、「台所案内」『東京朝日新聞』朝日新聞社、「魚の小売値はこれが標準 市産業局が行った調査」『東京朝日新聞』朝日新聞社、1938 年 3 月 31 日などによる。
 - 12) 女工も塩サケを週 1 度消費した(細井和喜蔵『女工哀史』岩波書店、1982 年、204-205 頁)。
 - 13) 中村隆英・尾高煌之助「概説-1914 年-37 年」『二重構造 日本経済史 6』岩波書店、1989 年、21-23 頁。
 - 14) 白米の購入を抑え食パンを 24 回に分けて、12 斤購入する家計もある。このような世帯は弁当を塩サケと米からパンに変えた可能性がある(今井清一『日本の 100 年 6 成金天下』筑摩書房、107 頁)。
 - 15) 『日本職業大系 I 商業編』職業紹介事業協会、1934 年、41 頁。
 - 16) 掛買を 4 世帯で行っている。3 世帯が 50 円以上、1 世帯が 100 円以上であるが、他の世帯との比較で支出額、購入回数、勤め先に明確な違いはない。本稿では下記の文献で指摘されている掛売問題に関して検討できていないため、今後の課題としたい。廣田誠『近代日本の日用品小売市場』清文堂、2007 年、7-13 頁、満園勇「食料品小売業における販売「合理化」の限界—戦間期東京市の掛売・御用聞きに着目して—」『都市の公共と非公共』日本経済評論社、2013 年、211-246 頁。
 - 17) このほか個票から購入額と購入数量ともに分かるものを割り出すと、鮮魚の切身では 1 切当りでムツ 3-7 銭、コノシロ 6-7 銭、1 尾当りでアジ 5 銭、トビウオ 7-15 銭などである。
 - 18) 北海道水産組合聯合会編『東京長野群馬栃木水産物販路調査報告書』北海道水産組合聯合会、1919 年、117 頁。
 - 19) 「年頭回顧」『水産界』(436 号、1919 年 1 月、9 頁)、北海道水産組合聯合会編前掲書 (126-127 頁)。
 - 20) 「刺身と名づけて魚を生で食うこと、これなども牛鍋鰻飯などとともに、今や日本料理の主要なる特徴のように考えられているが、やはりまた一つの新世相であった」と柳田國男氏は当時の著作で述べている(柳田國男『明治大正史 世相篇 新装版』講談社、1993 年、76 頁)。

- 21) 個別世帯に目を向けると下町 100 円以上層に含まれる 1 世帯では、47 歳の女性小学校教員が世帯主とし、6 人の子どものうち次女も小学校教員、長男は東京高等商業学校に通学する。同世帯ではミシンの月賦払をし、内職で 15.46 円を得ている。世帯員数の増加そのものが家計を圧迫した面もあるが、必要となる子どもへの教育投資をミシンによる内職収入で補おうとする戦略の中で、奢侈的な肉類消費を節約し廉価な水産物を消費したといえる。給料生活者の中には、長期的な視野に基づいた世帯戦略をとるものもいたのではないかとみられる。
- 22) 宇野宙人『無産階級の生活状態』平民図書刊行会、1920 年、28-29 頁、岩本光良『東京苦学成功案内』虹文社、165-169 頁。
- 23) 両地域の特性から店舗の分布にも違いがみられた。廉価な馬肉を扱う小売業者は下町に、御用聞きで少量の小口販売を行う牛肉小売業者は屋敷町に集中したとされる(職業紹介事業協会、前掲書、75-76 頁、78 頁)。
- 24) 石川島造船所に勤務する複数の世帯主が残業している。ある世帯主は徹夜勤務を 27 勤務日の中で 10 日間も行っている。徹夜勤務により賃金は 5 時上りの 1 円 29 銭に対して 3 円 53 銭と倍増しているが、翌日朝から勤務し、労働時間の延長でなんとか家計支出を補っていたのである。したがって造船需要が一巡すると世帯の再生産は困難になったと考えられる。
- 25) 中川清『日本の都市下層』勁草書房、1985 年、100 頁。
- 26) 『東京市魚市場年報』東京市魚市場、1935 年、97-163 頁。
- 27) 加工して減耗したもの、腐敗して廃棄されたものを含む。実消費量とはやや乖離するとみられる。
- 28) 水産協同組合制度史編纂委員会、前掲書、363 頁。
- 29) 「物価の高い原因はこれ 見よ多い小売商 一戸でお客様が 54 戸の菓子屋を筆頭に少い顧客」『東京朝日新聞』朝日新聞社、1921 年 10 月 4 日。
- 30) 中村亮『憧憬の東京に成功を夢見る前に』霊岸授産場出版部、1928 年、67-68 頁。
- 31) 『職工生計状態調査』社会局保健部、1923 年 7 月、3-6 頁、12 頁。
- 32) 「ふだん倹約して雨の日に備えよとはキリつめたコチトラの生活に出来ない相談 つゆ時の労働者」『東京朝日新聞』朝日新聞社、1922 年 7 月 3 日。
- 33) 「どん底の生活」『神戸新聞』神戸新聞社、1922 年 4 月 24 日。
- 34) 本場物(近海産)や場違物(北海道・三陸産)など複数の価格が提示されている場合、低価格の方を選択して図を作成した。
- 35) 東京市編『日用品の見分け方』東京市商工課、1928 年、30-31 頁。
- 36) 同年 9 月から 10 月にかけて東京市でコレラが蔓延し、魚消費が落ち込んだため、全体としてやや下方に推移した可能性がある(東京魚商業協同組合のあゆみ編集委員会編『東京魚商業協同組合のあゆみ』1980 年、38-40 頁)。
- 37) 職業紹介事業協会、前掲書、42-43 頁。店員はまず午前中に得意先を訪問して注文をとる。場合によっては顧客の求めに応じて調理し、午後の夕食時間帯までに商品を配送するなどのサービスを行う。また腐らないように刺身を食事の時間を聞いた上で別に配達することもあった。
- 38) 高級住宅地では、払えるものには高く売りつけるような「紳士値段」により、他の消費者の掛買による貸し倒れ分も、負担する場合があった(平井康太郎「小売商受難時代(4)他力本願よりも自力自制 経営難の因を確かめよ」『大阪毎日新聞』毎日新聞社、1929 年 7 月 25 日)。
- 39) 山口和雄、前掲書、337 頁。
- 40) 「お台所へご注進! まぐろの安いこと お正月に比べると半値 その他の魚もエライ下落ぶり」『東京朝日新聞』朝日新聞社、1933 年 2 月 11 日。
- 41) 1933 年 1 月には小売業者とともに、山田わか(東京婦人聯合)、市川房枝(婦選獲得同盟)、千本木みち(婦人矯風会)他 10 余名が築地の魚市場で調査をしている。先行する大阪・京都で卸売市場制度を導入した後、魚価が高騰しており、その導入には危機感を持ったためだとされる(「お台所に影響とけさ魚河岸見学 婦人団体代表たち」『東京朝日新聞』朝日新聞、1933 年 1 月 15 日、「市民の台所を護れと意気込む婦人団体 魚市場の単一制に強硬反対」同左、1933 年 1 月 18 日)。
- 42) 「小売物価は低下の余地なし 低物価政策の悩み」『中外商業新報』、中外商業新報社、1930 年 10 月 31 日。職業紹介事業協会、前掲書、41-42 頁。

-
- 43) 「物価の高い原因はこれ 見よ多い小売商 一戸でお客が 54 戸の菓子屋を筆頭に少い顧客」『東京朝日新聞』朝日新聞社、1921 年 10 月 4 日。
- 44) 1929 年の段階で 3,337 名の魚行商が存在したとみられる（「汚い魚屋、肉屋 驚くべし 9,000 うち 200 人は科料 夏を目前にこの不成績」『東京朝日新聞』朝日新聞社、1929 年 5 月 7 日）。
- 45) 『小売業経営並ニ金融ニ関スル調査』東京商工会議所、1936 年 9 月（全国商工会議所関係資料刊行委員会編『全国商工会議所関係資料 第 I 期東京商工会議所関係資料（明治 10 年～昭和 40 年）』雄松堂書店、2010 年）による。販売対象地域を住宅地とした小売店に限り、調査項目に常得意とある 1 世帯の月平均支出額を推計すると、4 円から 10 円をやや超える範囲で推移する。そのような世帯を経営上では概ね 100 戸程度必要としたが、最も常得意を必要とすると答えた経営でも 200 戸に過ぎない。だが最低戸数の半分も、確保できない店舗が多く存在していた。同資料を用いて商家経営の比較分析を行った満園勇氏は、比較的規模の大きな魚介藻類販売業者が捕捉されているにも関わらず、大部分が東京市の要保護世帯の収入を下回り、それにも拘わらず商業所得以外からも利益を得ずに経営を行っていたと位置づけている（満園勇「昭和初期における中小小売商の所得構造—商外所得に着目して—」『社会経済史学』（第 79 巻第 3 号、2013 年）、115-134 頁）。
- 46) 北海道水産会「道産鰯子ノ批判調査（1934 年 9 月 22 日報告）」『昭和 9 年自 5 月至 10 月 本会出張所水産物販路調査報告書』、出版年不明、63 頁。
- 47) 南亮進『日本の経済発展 第 3 版』東洋経済新報社、2002 年、220-221 頁。

東京の教員世帯における肉類消費

—1919年「教員家計調査」を利用して—

齋藤 邦明

(立教大学・経済学部)

吉田 和彦

(東京外国語大学大学院・総合国際学研究科)

はじめに

本章の課題は、東京の教員家計における肉類消費について、世帯の特性に着目して、その実態を明らかにすることである¹⁾。その際、1919年に実施された「教員家計調査」²⁾（以下、「教員調査」）の個票を利用し、戦間期日本の開始時点における都市家計の肉類消費の可能性と限界を明らかにしたい。

近代日本における人々の肉食受容については、野間万里子の研究が重要である³⁾。その中で本章との関わりで注目されるのは、野間が近代日本の肉食史研究を検討して、「時間的・場所的固有性」をもった事例研究の必要性を提起している点である⁴⁾。本章はこうした野間の提起を受けて、「1919年」という時間的、「東京」という場所的固有性に加え、「小学校教員」という特定の職業層における肉類消費の実態を明らかにすることを意図している。

本章で利用する「教員調査」については後段で触れるが、これを利用した研究としては寺出浩司があげられる⁵⁾。寺出によれば、1919年の家計支出はインフレーションの下で月ごとに名目額の上昇を見せているが、その程度は教員世帯において大きく、労働者世帯との差を大きく広げていったという。その中で、教員世帯は被服費などの消費を伸ばしてい

った事実を指摘している。また齋藤邦明・加瀬和俊は、大原社会問題研究所のホームページ上で史料が公開されている「教員 1」という夫婦世帯の集計を行った。夫婦 2 人という世帯では所得がそれほど高くなくとも支出先を選択する余裕があり、1919 年末には高額なカメラ (85 円) とその資材を購入するといった文化的支出を志向する家計実態を捉えた⁶⁾。

当時、小学校教員は俸給生活者の中でも多数を占める職業集団であり、俸給生活者の家計のあり方において、教員世帯はその代表性を示していると考えられていた。また、寺出や齋藤・加瀬の指摘を踏まえると、「教員調査」はその後の家計調査型統計では除外されるような特異な支出行動を行う世帯をも把握しており、インフレや世帯の特性によって家計の動向が大きく変動する中で、教員世帯は平常時には見られない消費の可能性と限界を持っていたと思われる。本章では肉類消費に着目して、その可能性と限界に接近したい。

1 第 1 次世界大戦後の社会状況と「教員調査」

(1) 第 1 次世界大戦後の社会状況と人々の食生活

第 1 次世界大戦後の日本経済は、景気の激しい浮き沈みを経験した。第 1 章でも言及されているように、この時期は戦間期の中でも高物価期であり、人々はいかに支出を節約して高騰した食料を確保するかということに苦心していた。

当時の人びとのタンパク質摂取源は、豆類と魚介類が主であったとされる⁷⁾。そして魚介類消費が徐々に増加していった (第 2 章参照)。そのことは統計的にも確認できる。日本学術振興会による食料需給の推計データを参照すると⁸⁾、1921～1925 年の 5 ヶ年平均で、「豆類」(大豆・その他の豆類の合計) は、1 人当たり年間供給量 18.0kg、1 人当たり 1 日供給量 52.1g、1 人当たり 1 日熱量 201.3cal であるのに対し、「魚貝類」(海草類との合計) はそれぞれ 8.1kg、22.2g、28.9cal、「肉類」(牛・豚・にわとり・その他の合計) は 2.1kg、5.7g、7.1cal となっている。同じデータを 1931～1935 年の 5 ヶ年平均で示すと、「豆類」14.7kg、40.4g、153.5cal、「魚貝類」10.3kg、28.3g、36.7cal、「肉類」2.3kg、6.0g、8.0cal となり、10 年の間に「豆類」が「魚貝類」に代替されていったことが見て取れる。

当時の一般的な食事は(以下、1921～25 年→1931～35 年の 1 人当たり年間数量を示す)、米 (142.8kg→140.6kg)、野菜 (79.9kg→80.6kg)、いも類 (53.4kg→46.5kg)、豆類 (上述) を中心に、汁物や惣菜が加わるといった構成が基本であった。そこに魚介類 (同) が加わっていった。肉類は上述のデータで、1 人 1 回の食事量を 50g 程度とすると⁹⁾、その消費頻度は月に 2・3 度食べる程度であった。したがって、多くの都市家計にとって肉は必需品というよりは、奢侈的性格をもつ食材であったと思われる。

1919 年の時代状況に注目すると、肉は他の食料品と同じく価格は上昇傾向にあったが、

米よりも物価上昇の影響は小さかった¹⁰⁾。そのため、穀物消費が大きな制約を受ける中で食事量の確保として肉食が注目された¹¹⁾。そして第1次世界大戦で日本の租借地となった山東省から青島牛の移出を期待する声や¹²⁾、大豆や鶏卵と並んで牛肉の輸入関税の撤廃が議論された¹³⁾。また当時東京で肉といえば一般に牛肉であり、豚肉は日露戦後から徐々に普及し始め¹⁴⁾、馬肉など他の肉類はそれほど普及していなかったが¹⁵⁾、食材一般の高騰を受けて牛肉以外の肉にも関心が向けられていったのである。

以上から 1919 年は、食料価格高騰による食料確保の困難という社会状況から、肉類消費が関心を高めた時期であったといえよう。そして、高物価の下で都市世帯の家計運営が厳しくなり、それが広く社会問題と認識されるようになって、社会調査が次々と実施されていった。「月島調査」と「教員調査」はその先駆的な取り組みの一つであった。

(2) 「教員調査」の概要¹⁶⁾

「月島調査」と比較しながら、「教員調査」の概要を述べる¹⁷⁾。「月島調査」は、高野岩三郎らによって 1918 年から 1919 年に実施された東京市京橋区月島地区における工場労働者の調査である。一方「教員調査」は、東京市内及び隣接郡部在住の小学校教員を対象とした調査である。労働者と並んで俸給生活者の中で教員のみが取り上げられた理由としては、民間部門の俸給生活者に比較して、小学校教員は依頼されれば比較的積極的に調査対象となることを受け入れる立場にあったので、各種の家計調査類において調査対象者として多く含まれている。また、第1次大戦期には日本経済の急成長の下で小学校教員の相当数が企業の事務職員に転職したため、その人手不足が大きな問題となった。それに対処するために、教員の給与に対する国庫補助制度が導入されるなど¹⁸⁾、小学校教員の生計費問題は重視されており、その実態把握の必要性が広く認識されていたのである。

「月島調査」では、工場労働者を世帯主とする世帯が対象で、地区内に調査所を設けて、山名義鶴、星野鉄男らが住み込みで調査を行った¹⁹⁾。一方、「教員調査」では「世帯主の月収 80 円内外」の世帯を対象としていた。そして権田、山名、星野らが調査対象世帯を毎月訪問して家計簿を配布し、記入済の家計簿を東京帝国大学の経済統計研究室に設置した調査編整部に送付させ、記入事項に不明な点があった場合は手紙で確認をとった。

「月島調査」・「教員調査」では、既存の統計資料の蒐集と実態調査が行われた。実態調査の目的は衛生調査を主眼とするもので²⁰⁾、実態調査を通じて個々の世帯の家計簿が集められた。実態調査を通じて最終的に得られた標本数（少なくとも 1 ヶ月以上家計簿を記入した世帯）は労働者 40 世帯²¹⁾、小学校教員 95 世帯²²⁾であった。このうち、1 年間記入を継続したのは前者がわずか 2 世帯、後者は 19 世帯であったという。本章の作成に当たり全サンプル（95 世帯）を精査するよう努めたが²³⁾、集計対象を選択する時間が限られており、原史料の閲覧可能な範囲で世帯タイプが重複しないよう、さしあたり 5 世帯に着目し

た。そして5世帯の家計簿が同一時点で得られる1919年3月を選択した²⁴⁾。

史料の特徴についても触れておく²⁵⁾。「教員調査」の家計簿の名称は、「大正○年○月中 金銭出入控帳 (保健衛生調査会)」とあり、扉頁の左端に教員が勤務していた学校名が記載されている。次頁には「所帯主住所」、「姓名」、「所帯主又は所帯主との続柄」、「男女の別」、「配偶の関係」、「生年月日」、「職業」の項目がある。帳簿の形式は、見開きの左頁に日ごとの「入れ部」、「掛け買入控」、「実物出入控」、「現金残額」、「備考欄」の各項目が縦の罫線によって仕切られて設けられている。右頁は一頁すべて「出の部」となっている。

2 教員世帯における肉類消費

(1) 集計方法

世帯ごとに肉類と他の食料消費についてみていく前に、個票の集計方法を示しておこう。家計簿には、商品名、数量（記入は任意であったためか記載はまばら）、価格のほか、番号が付されている。例えば肉類に該当するのは「1-8」～「1-14」であり、「1-8」が牛肉、「1-9」が豚肉といったかたちで商品ごとに番号が割り振られていた。これらの番号は東京帝大の経済統計研究室調査編整部が、集計に際して記載したのだと思われる。番号は基本的には品目別分類を原則としていたが、部分的に用途別分類が用いられている。すなわち、「卵」を購入した場合、家庭で消費した場合は「1-12」と割り振られるが、贈答に用いられた場合は「2-13」、接客に用いられた場合は「2-14」と割り振られている。

本章では品目別分類のみを採用し、「卵」が「2-13」ないし「2-14」とあっても、肉類支出に分類した。その理由として、肉類は贈答よりも来客時のもてなしとして提供されることが多く、その場合、購入した世帯も一緒に食事していると考えられる。魚介類も同じ方法をとった。なお、注意が必要なのは蒲鉾など魚介類の加工品であるが、これは魚介類とは別に「佃煮・蒲鉾」として品目分類されていたことから、本章では魚介類に含めていない（第2章との違い）。こうした品目別分類のみを用いるというのは、後の内閣統計局『家計調査』でも用いられた方法である²⁶⁾。

また掛買を行っている世帯があるが、掛買は購入時に価格が表記されている場合、そのまま支出項目に集計した。期末に支払いがあるが（多くは月末）、二重計算を避けるために、期末の支払いは支出に集計していない。牛乳のように配達され²⁷⁾、日々の家計簿上では登場せずに、期末の支払い時に掛買が判明する品目は、支払日に支出に集計した。

表1 世帯特性と家計収支

小学校名	夫 妻			夫婦以外の世帯員(年齢)	収入			支出(食料費)					購入品数	
	夫 歳	妻 歳	就業		本業	その他	合計	米穀類	肉類	魚介類	その他	合計	肉	魚
山伏尋常	28	21	無		48.00	0.30	48.30	20.29	0.76	1.98	7.04	30.07	6	13
黒田尋常	35	24	無	長女(2)	47.50	0.00	47.50	15.56	2.25	3.14	12.65	33.60	7	16
麹町尋常	40	33	無	長男(11) 次男(8) 三男(2) 四男(1)	55.00	28.00	83.00	17.42	6.30	2.23	24.39	50.34	15	11
泰明尋常	n.a.	n.a.	n.a.	娘(11) 息子(7) 息子(2/28出生)	72.50	25.15	97.65	3.45	3.52	6.09	18.78	31.84	5	1
済美高等	51	42	n.a.	母(82)	61.40	0.00	61.40	12.16	2.25	1.68	12.30	28.39	5	23

出所:保健衛生調査会「大正八年三月中 金銭出入控帳」各小学校(法政大学大原社会問題研究所蔵)より作成。

(2) 肉類消費の実態

世帯ごとの肉類消費の実態をみていこう。表1に本章で取り上げる世帯と収入、食料費支出を掲載した。食料費は米穀類、肉類、魚介類、その他の4つに分類して集計した。

山伏尋常小学校の世帯からみてみる(以下、各世帯は「～小」と学校名で記載)。この世帯は、齋藤・加瀬が分析した「教員1」で、世帯構成は夫婦のみである。所得は基本的に世帯主の本業収入(48円)であり、他は紙屑売却代がわずかに30銭ある。

支出に目を移すと、米穀類20.29円、肉類0.76円、魚介類1.98円、その他7.04円となっている。肉類の内訳は牛肉20銭と豚肉15銭を1回ずつ購入し、他は卵である。米穀類が食料支出の70%近くと大きな比重を占めていたが、史料には3月6日の備考欄に「米代、^{きゅうろう}舊臘(昨年12月ー引用者)21日白米4斗、糯1斗ヲ郷里ヨリ送り来タシモノノ礼トシテヲクル」として、米代20円と為替料20銭を支出している。1918年12月の米相場は内地玄米が東京市場で1石40円59銭であったのに対し²⁸⁾、5斗20円は1石にして40円なので概ね市価と同じである。

肉類消費との関連で注目されるのは、肉を購入した時は葱や豆腐と一緒に購入している点であり、牛鍋(すき焼き)ないし肉豆腐²⁹⁾などにして食べていたと思われる。山伏小の世帯は、都市家計のライフコースに即していえば、都市生活を開始したばかりの若年の都市家計の消費スタイルを表しているといえよう。

続いて黒田小の世帯は夫婦と女兒1人という世帯構成だが、子どもは2歳とまだ幼い。所得も山伏小とほぼ同じである。表1をみると、黒田小は山伏小より肉類消費がやや多い。そこで黒田小の日ごとの消費動向を表2に示した。肉類消費増加の要因として考えられるのが、3月20日以降、北海道から2名が来客し、3月29日まで10日間滞在したことである。長期の滞在をしていることから、親類などの近親者が来たのではないかとと思われる。客が来るまでの肉類消費は週に1回、日曜か月曜に20～25銭の牛肉を購入し、山伏小の世帯と同じく葱や豆腐と一緒に購入している。客が滞在して以降は、牛肉の購入価格は増加している。客にも食事を提供していたのであろう。魚介類の購入価格も同じく増加している。このことから当時の肉類消費は基本的には奢侈的性格をもっていたが、その支出伸縮の要因は所得や支出といった家計収支要因だけではなく、交際などの社会的要因が影響していたのであり、いわば社交的性格をも有していたのである。

この点は第一次大戦後の社会状況をよく示している。しばしば日本の近代史で言及され

表2 黒田小世帯の食料消費支出動向（1919年3月）

単位: 銭

日	曜日	米穀類			肉類		魚介類			その他の食料		備考
		品名	数量	価格	品名	価格	品名	数量	価格	品名	価格	
1日	土									昆布	5	
2日	日				牛肉	25	切鮭	2	10	葱・こんにやく	35	
3日	月						さば・海苔		33		0	
4日	火									豆腐・油揚げ	0	
5日	水	そば	4	24						塩・醤油・味噌・煮豆	7	
6日	木									小松菜・人参・こんにやく・卵	100	
7日	金									塩煎餅・大根・ちくわぶ・焼芋	56	
8日	土										29	
9日	日						ひらめ	2	16	焼ちくわ・豆腐・焼豆腐	23	
10日	月	白米	1斗	455	牛肉	20	さけ	2	10	葱・豆腐	6	
11日	火									煮豆・はんぺん・こかぶ	24	
12日	水	そば	3	10			かわい	3	15	味噌・さつまいも	37	
13日	木				卵	30	海苔		15	きり〇ぶ・油揚げ	12	
14日	金								15	天井・菜	50	
15日	土	小豆	1升	35						砂糖・大根・蓮・煮豆	79	
16日	日						かわい	1	17	豆腐・大和芋	14	
17日	月				牛肉	20	めざし		7	醤油・味噌・こぶまき・こかぶ・豆腐	107	
18日	火									酢・蓮・葱・にんじん・そばろ・かんぴょう・しいたけ・	81	
19日	水									焼ちくわ・いとこんにやく・紅ショウガ・豆腐	0	
20日	木						ぶり切身	4	32	寿司・豆腐	56	北海道より来客2名
21日	金	白米	1斗	435	牛肉	50				葱・こんにやく・焼豆腐・芋・味噌	60	来客2名逗留
22日	土	そば	10	60			いか	3	27	さつまいも・小松菜・大根	39	来客2名逗留
23日	日									醤油・蓮根・にんじん	106	来客2名逗留
24日	月						海苔	1	18	塩煎餅	20	来客2名逗留
25日	火						ぶり切身	4	36	味噌・はんぺん・こかぶ	39	来客2名逗留
26日	水	そば	7	42			鮭鮓漬	5	25	煮豆・くわみ	62	来客2名逗留
27日	木				牛肉・卵	80				大和芋・焼豆腐	29	来客2名逗留
28日	金						さば	1	30	焼豆腐・みつば	16	来客2名逗留
29日	土	白米	1斗	435						ごま油・砂糖・味噌・芋・蓮根・酢	130	来客2名逗留
30日	日									小松菜・豆腐・煮豆	27	
31日	月	そば	10	60			かわい	1	23	はんぺん・焼豆腐	16	
合計		9品		1,556	7品	225	16品		314		1,265	

出所: 保険衛生調査会「大正八年三月中 金銭出入控帳 黒田2 東京市黒田尋常小学校」(法政大学大原社会問題研究所蔵)より作成。

注1: 表中の「※」は、本業の給料日を示す。

注2: 品名は史料ではひらがな・カナ・漢字で不統一に記載されているが、表に掲載するにあたり、適宜統一させた。

る「肉」は、明治維新时期における文明開化の象徴であり³⁰⁾、「西洋近代化」受容過程における新奇性を表したものであった。しかし、すでに維新时期から半世紀近く経った1919年で、「肉」はそのような食材ではなかった。すなわち、第一次大戦は日本の民衆の多くにとって西欧世界に対する関心を一挙に高める機会となったが、同時に西欧へのコンプレックスを払拭し、生活水準の本格的洋風化へ拍車をかける契機ともなった。一般家庭において来客に対し、西洋を代表する食材である「肉」を振舞うという事実がそれを示している。しかしながら、肉の調理法や肉と一緒に食される穀物は米であり、「西洋近代化」を直接受容するのではなく、日本の慣習的な食事方法との折衷が行われている点にも注意したい。以上、山伏小や黒田小は、都市生活におけるライフコースの初期の状況を表す世帯タイプとして分類できる。

次に、子どもが複数名いる世帯として麴町小と泰明小を取り上げる。先に麴町小をみてみよう。麴町小の世帯は夫婦に男児4人がいる6人家族の世帯で、所得は世帯主の本業収入55円、その他の収入として国元からの送金10円、家賃収入18円となっていた。「国元」とあることから江戸・東京出身ではないと思われるが、年齢がそれほど高くないにも関わらず、本業の3分の1にも匹敵する家賃収入があったこと、国元からの送金も多額であることから、地方の裕福な家系を出自とするのではないかと思われる。表1と表3で支出を

第3章 東京の教員世帯における肉類消費

表3 麹町小世帯の食料消費支出動向(1919年3月)

単位:銭

日	曜日	米穀類			肉類		魚介類		その他の食料		備考
		品名	数量	価格	品名	価格	品名	価格	品名	価格	
1日	土	白米		452					菓子・小豆・酒・ちくわ	49	
2日	日	パン・うどん		32					餅菓子・油揚げ・蓮・にんじん・酒・酢・たばこ	89	来客1人
3日	月						ひらめ	31	醤油・ちくわ・納豆・酒・菓子	85	
4日	火	パン	4		卵	14	海苔	18	砂糖・椎茸	43	
5日	水	パン	23						煙草・豆腐・小豆・小松菜・鰹節・酒・菓子	164	
6日	木								菓子・昆布・焼芋・葱・油揚げ・酒・やま芋	59	
7日	金						ひらめ	20	弁当・酒・菓子	63	
8日	土								弁当・大豆・昆布・菓子・牛蒡・酒・煙草	79	
9日	日				鳥骨	5			味噌・菓子・酢・酒・椎茸・蓮根	71	
10日	月				鶏卵	80			弁当・菓子・煙草	30	
11日	火	白米		500			海苔	18	菓子・弁当・葱・ちくわ・砂糖・ほうれん草・油揚げ・酒	88	
12日	水						鮭	15	菓子・煙草・味噌・切餅・豆腐・酒	82	
13日	木								大豆・牛蒡・砂糖・豆腐・酒	57	
14日	金								三ツ葉・ちくわ・煙草・菓子	41	
15日	土								菓子・醤油・大根・からし菜・あやめ	148	
16日	日	うどん		20					煮豆・蓮根・菓子・あつあげ・煙草・弁当	50	
17日	月				牛肉・卵	150	魚	35	菓子・砂糖・味噌・酒	43	
18日	火	米		300	鳥肉	20			弁当・野菜・昆布・いなりずし・酒・葱・豆腐・菓子	114	親戚1人
19日	水								豆腐・菓子・弁当	24	
20日	木								にしもの・豆腐・弁当・煙草・がんもどき・酒	56	
21日	金	※			牛肉・鳥骨	51			弁当・酒・牛蒡・豆腐・酒	60	送金1円、貯金1円
22日	土	うどん	24		鳥	20			味噌・大根・からし菜・ごま・煙草・酒	48	
23日	日	麦	1升	27	うづら卵	105	ひらめ	26	酒・菓子・塩	32	
24日	月	米・うどん		320	鳥骨	5			酒・煙草・弁当	60	
25日	火								弁当・野菜・昆布・いなりずし・酒・葱・豆腐・菓子	105	
26日	水				牛肉・鶏卵	120			甘藷・ごま油・味噌・菓子	31	来客1人
27日	木				鳥骨	5			菓子・葱・酒・豆腐	80	
28日	金	うどん	20				ひらめ	20	麩・ちくわ・菓子・煙草・大根・椎茸・大豆	111	
29日	土	うどん	20						煎餅・ぶどう酒・三ツ葉・ごま	109	
30日	日						鮎・むき身	30	菓子・鰹節・生姜	343	
31日	月				鳥骨・卵	55	網小エビ	10	酒・菓子・味噌・牛乳代	25	地代5円45銭支払
合計		12品		1,742	15品	630	11品	223		2,439	

出所:保健衛生調査会「大正八年三月中 金銭出入控帳 麹町4 麹町尋常小学校」(法政大学大原社会問題研究所蔵)より作成。

注1:表の作成方法は表2)に同じ。

みると、麹町小の特徴は購入品目・支出額ともに肉類が魚介類より多いことが特筆すべき点としてあげられる。特に3月18日、21日、31日に肉を購入している要因として考えられるのは、18日に親戚1人が来訪していることが挙げられる(同時に国元からの送金10円を得ていることから、親戚が金を届けに来たのであろう)。21日は給料日、31日は家賃収入があった日である。ここでも現金収入機会があった日(奢侈性)、あるいは来客があった日に(社交性)、肉を購入するという関係がはっきりと成り立っている。肉類以外に目を向けると、魚介類は3月が旬のヒラメを中心に週に1・2回購入している。米穀類では米価高騰を受けて、パンやうどんの代替食を購入していることがわかるが、必ずしもパンを買った日に肉を買っているわけではないことから、主食・副食が一体となった食生活の「西洋近代化」は肉食が進んだ世帯でも見られなかったといえる。

泰明小の世帯は夫婦に娘・息子が1人ずついるところに、2月28日に男児が生まれた5人家族である(夫婦の年齢、子どもの続柄は不明)。泰明小の世帯収入は、世帯主の本業が72.50円と5世帯中で最も高くなっているが、内訳をみると、俸給45円、住宅料4円、臨時手当10円、夜学校13.5円と各種の手当が出ている。世帯主の年齢は不明だが、俸給が45円となっていることから、30～40代であったと思われる。また、その他の収入も25.15円と多くなっているが、これは出産祝いの関係で貯金引出19円、産衣祝3円、古紙回収などで3.15円が入っているためである。もちろん貯金引出は「収入」ではないが、現金収支を確認するという意味で除外せずに収入に繰り入れている。したがって、泰明小の高収

入状況は世帯主の就業条件と世帯が出産というライフイベントに直面したからである。

そして、出産は家計支出にも大きな影響を与えている。表1をみると肉類は3.52円と多くなっているが、その内訳は牛乳の掛買代金1.82円、卵1.6円、「鳥ノ骨」（軟骨か）10銭である。魚貝類は6.09円とあるが、1ヶ月間の支出の中で3月29日に産衣祝の返礼として贈答用に鰯11把を購入しているだけである（本章では品目別分類を採用したために、魚介類へと分類）。したがって、泰明小の世帯で消費した肉と魚はほとんどなかった。

その背景には、3月5日に「妻発熱シ」と家計簿の備考欄にあることから、産後、妻が体調を崩していた（7日・11日「医師来診ス」、13日「妻出血シ産婆来ル」）。同日、「母手伝ニ来ル」とあり（世帯主、妻どちらの母かは不明）、17日まで滞在し家事の手助けをしている。紙幅の関係で表出はしないが、「その他」の食料支出には、親子丼（1・6・27日1杯30銭）、あんかけうどん（12日1杯14銭）、弁当（14日13銭、31日16銭）があり、外食で済ませていることがわかる。史料から、子ども2人分の食材購入の様子があまり見られないが、「母」が料理の提供を行っていたため、記帳者である世帯主は把握していなかったと推察される。このように特定のライフイベントに直面したとき、家計のあり様は大きく変容した。以上、麴町小と泰明小の世帯は、さまざまなライフイベントに直面しながら都市生活を確立させつつある世帯タイプであるといえよう。このタイプは2世帯で捉えきれるものではなく、さらに多くの事例研究が必要となるタイプであろう。

最後に済美高等小の世帯をみてみよう（表1）。この世帯は夫婦に母（82歳）がいる3名の世帯で、5世帯の中で夫婦の年齢も比較的高齢である。子どもがいたかどうか史料上からは読み取れない。世帯収入は世帯主の本業収入61.4円で手当を除いた本業収入だけでみても最も高額である。表1によれば、済美高等小は肉類よりも魚介類を多く消費しており、魚介類は週に3〜4回購入している。注目されるのは、肉を購入している時も魚を購入している点で、この世帯にとって肉と魚は代替的ではなく、それぞれ副食の一つとして消費されていたと推察される。肉の種類では購入回数5回中4回が豚肉、1回が馬肉と牛肉をまったく買っていないことも他の家計では見られない点である。すでに述べた東京における肉消費の多様化とともに、肉の種類への嗜好を反映しているのだと思われる。また、毎週土曜ないし日曜に必ず白米2円（4升4〜6合）と麦1円（3升5〜6合）ずつ購入する習慣があり、高物価期にも関わらず、安定した消費生活を過ごしている。済美高等小の世帯は明治年間のうちに都市生活を定着させ、習慣的な食生活が確立しており、親世代の面倒を見ながら都市生活を過ごす世帯のタイプとしてあげられよう。

以上、5つの教員世帯の事例から、都市生活におけるライフコース上の初期、確立期、定着期という一般化可能な3つタイプが得られ、それに来客対応や出産というライフイベントが生じたケースを加え、それぞれの肉類消費の実態が明らかになった。

おわりに

本章は1919年3月時点における東京の教員家計の肉類消費の実態を見てきた。当時の肉類は奢侈的かつ社交的性格をもつ食材であり、都市中下層の世帯にとって未だ日常食といえるものではなく、その消費は来客への対応など限られたものであった。それでも食料価格全般が高騰している中、教員の中には魚介類より肉類へ多く支出する世帯や馬肉など肉消費の多様化している世帯が存在し、肉食受容の可能性を示した。肉食受容の程度は家計収支要因だけでなく、世帯の特性によって大きく規定されていたといえる。また食事方法は米とセットに慣習的な食事と折衷され、食生活の「西洋近代化」は漸進的であった。

本章で検討したのはわずかに5世帯であり、近代日本の肉類消費の実態を明らかにするためには、より多くの事例を検討する必要がある。しかし、本章でみた5世帯の特性は、それほど特異なものではなく、都市家計一般に見られたであろう。教員世帯に限ってみても、本章の分析を手掛かりとしながら、世帯の特性や社会状況を踏まえて、肉類消費の多様な実態を解明していく必要がある。例えば本章が明らかにしえた肉類消費の実態は家庭内（肉食）だけで、中食・外食における「肉」は捉えられなかった。今後の課題としたい。

注

- 1) 本章は次のような分担で作成した。吉田は「教員家計調査」原本の調査・撮影を行い、論文の原案を作成した。齋藤は吉田の原案を踏まえ、史料の集計と本章の執筆を行った。
- 2) 調査結果をまとめた報告書が公刊されなかったため、統一的な呼称はないようである。権田保之助は家計調査の歴史をまとめた論考の中で「高野博士の東京市及附近に於ける小学校教員家計調査」としている（同「本邦家計調査」高野岩三郎『経済学全集 第52巻 本邦社会統計論』改造社、1933年、25頁）。また権田の手による調査報告の草稿は残されており、その内容を検討した寺出浩司によれば、書名は『東京市京橋区月島に於ける実施調査報告第二輯 労働者及教員家計調査報告 内務省衛生局』となっていた（寺出浩司「月島調査報告書第二輯『労働者及教員家計調査報告』—権田保之助手稿についての一検討—」『三田学会雑誌』75巻6号、慶應義塾大学経済学会、1982年。なお、この手稿は現在も未公開である）。以上を踏まえ、本章では便宜的に「教員家計調査」とする。
- 3) 野間万里子「近代日本における肉食受容過程の分析」『農業史研究』第40号、2006年。同「日露戦争を契機とする牛価高騰と食肉供給の多様化」『農林業問題研究』第182号、2011年。同「近代日本の肉食史研究の展望—食生活史の研究動向を踏まえて—」『経済史研究』第16号、2013年。
- 4) 野間、同上、2013年、129頁。以下、引用は同じ箇所。
- 5) 寺出、前掲論文。
- 6) 齋藤邦明・加瀬和俊「インフレ下、俸給者世帯の家計特性—「教員家計調査」（1919年）の事例的検討—」東京大学社会科学研究所 ISS Discussion Paper Series、J-211、2013年。
- 7) 権田保之助「東京市に於ける労働者家計の一模型」（中鉢正美編著『生活古典叢書7家計調査と生活研究』光生館、1971年）は、下層労働者において特にその傾向が強いことを指摘している。
- 8) 農林大臣官房調査課編『食料需要に関する基礎統計』農林統計協会、1976年、第2表、第3表。原資料は国民体力問題調査委員会食糧委員会編『国民食糧の現状』日本学術振興会1939年刊行。
- 9) 当時の家庭における食事1回あたり1人消費量はわからない。同時代の東京の料理屋の紹介本によると、牛鍋について「市中の鍋屋は一人前普通三十五匁、乃至四拾匁の皿盛」（奥田優曇華『食行脚 東京の巻』協文館、1925年、55頁）とあり、1匁=3.75gとすると、一人前123~140gとなる。

- ただし、市中の牛鍋は成人男性を対象とした量であったと思われること、家庭における消費量はより少量となると考えられる。ここでは便宜的に 50g とした。
- 10) 「食料品騰貴率」(『大阪朝日新聞』1919 年 11 月 15 日)によれば、1914 年 6 月の物価を 100 として 1919 年 9 月に米は 309 であるのに対し、牛肉は 269 となっている。
 - 11) 「一日に三度も米食する日本人は贅沢すぎる 食糧問題を解決するの途は代用食料の奨励にあり 同問題研究者ストラザース氏談」『大阪朝日新聞』1919 年 6 月 4 日。
 - 12) 「安い安い牛肉 百匁二十銭で優に輸入 山東牛の柔かさと美味 大阪医科大学 正井教授視察談」『大阪朝日新聞』1919 年 5 月 1 日。「牛肉屋も取締る 百匁十二銭五厘の青島牛を内地牛として売る不正商がある 警視庁福永衛生課長談」『時事新報』1919 年 10 月 31 日。
 - 13) 「必需品輸入税免除 綿糸布、大豆、鶏卵、牛肉緊要勅令にて発表と決定」『東京朝日新聞』1919 年 11 月 21 日。
 - 14) 野間、前掲論文、2011 年、63 頁。
 - 15) 勿来関人『横目で見た東京』(星成社、1922 年、150-152 頁)によれば、東京では明治 17・8 年頃に馬肉料理屋が進出し、「その後馬肉料理の話はほとんど聞かなかったが、近頃になって彼所此所に麗々しく主で『馬肉』と書いたり『さくら』と書いた大看板を掲げた飲屋を見受けるようになった」という。馬肉を「さくら」と呼ぶのは「発音が清朗でなく、又た下品に聞こえる」ためで、「鹿に紅葉、猪に牡丹、想ひ着いたのが『咲いた桜になぜ駒つなぐ (以下省略引用者)』の歌」にちなんで、「さくら」と呼ぶようになったということである。そして馬肉料理屋を「さくら屋」、「けとばし屋」、「ひん屋」などと言っていた。一方、牛肉料理屋は「ちん屋」という呼び名があった。
 - 16) 以下、「教員調査」、集計方法、山伏小世帯について、齋藤・加瀬、前掲論文の一部を利用した。
 - 17) 関谷耕作「高野岩三郎と月島調査」同編『生活古典叢書 6 月島調査』光生館、1970 年、川合隆男『近代日本における社会調査の軌跡』恒星社厚生閣、2004 年を参照した。
 - 18) 藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房、1949 年、218 頁、石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、1967 年、293、296-297 頁。
 - 19) 大島清『高野岩三郎伝』岩波書店、1968 年、99-100 頁。
 - 20) 衛生状況にかかわる項目として、「住居状況」、「家計状態」、「小児の健康状態」、「既往に於ける生産、死産、死亡及疾病の状態」が調査された。
 - 21) 権田保之助「東京市に於ける労働者家計の一模型」中鉢編、前掲書、1971 年、105 頁。
 - 22) 権田保之助「東京に於ける少額俸給生活者家計の一模型」、同上、117 頁。法政大学大原社会問題研究所のホームページでは 97 世帯の原簿を所蔵しているとある。
 - 23) 「教員調査」の全体の動向は紙幅の関係上、触れられなかった。権田、同上論文を参照されたい。
 - 24) 史料の調査・閲覧・撮影にあたり、法政大学大原社会問題研究所職員の皆様に大変お世話になった。記して謝意を申し上げる。
 - 25) 権田、前掲論文(「本邦家計調査」、1933 年、110-119 頁)。
 - 26) 内閣統計局『家計調査』の支出分類については、「第 5 編 家計調査・物価調査」(総理府統計局編『総理府統計局百年史資料集成 第 3 巻 経済 下』総理府統計局、1984 年、258-265、332-334 頁)を参照。品目別分類をとっていたと判断した根拠は、「交際費は贈答費その他を含む。但し来客の場合の酒、菓子・果物、食事等はむしろ食費の該当部門に加算されてゐる」とあることによる(永野順造『国民生活の分析』時潮社、1939 年、169 頁)。
 - 27) 加瀬和俊「牛乳供給と衛生行政」同編著『戦間期日本の食品産業—1920~30 年代を中心に—』東京大学社会科学研究所シリーズ No.32、2009 年、86-87 頁。
 - 28) 農商務省農務局『農務局法』第 15 号(米穀要覧)、1921 年、5-6 頁。
 - 29) 牛鍋とすきやきは厳密には調理法や具材が異なるが、今日ではほぼ同一の料理とみなされている。一方、肉豆腐は豆腐が主要な具材で、肉は少量が用いられる料理である。たとえば堺利彦は、東京の本所・深川・浅草の木賃宿の「旅行記」の中に「肉豆腐を注文した。暖かい豆腐が細切の肉にまみれて居るのが馬鹿に旨かつた」と書いている(堺利彦「読者御註文の木賃宿旅行」『当てなし行脚』改造社、1928 年、119 頁)。
 - 30) 維新前後の肉食受容については、野間が東京・横浜を中心に検討している(前掲論文、2006 年)。

家計消費行動と調味料需給

——調味料消費の多様化をめぐる——

大澤 篤

(明治学院大学・非常勤講師)

はじめに

本稿の課題は、両大戦間期における調味料の消費のあり方と調味料需給の関連を、社会階層別の家計支出に留意しながら解明することにある。特に農家・給料生活者・労働者世帯の比較を通じて調味料消費の内容変化の特徴を捉え、さらにそれが調味料需給規定的な側面を有した点を明らかとする。調味料需給の検討は消費のあり方に関連する限りでの分析にはなるが、一方では支出の増加に伴う調味料消費の多様化がみられ、他方では生産者が競争的な市場条件下で商標を重視した取引を長期的に展開していた事実をみることで、消費内容の資本主義的再編の限界面が把握され则认为している。

上記の課題設定は、以下の経済史的研究と生活史・文化史研究に関する研究史理解からきている。経済史的研究については、伝統的な経済成長論的視角によって食料需要の長期的推移を支出面一般から分析した1970年代の研究はあるが¹⁾、食料消費の具体的な内容にまで立入った分析は行われてはいない。ただし産業史研究のなかに生産者の側から家計行動にまで接近した分析はある。長妻廣至氏は、農家経済の有り様に着目することで、醤油醸造業の自家醸造への対抗と、下層需要の掘起しの実態を解明した²⁾。とはいえ供給サイドから消費に対して接近を試みたという点で、在来産業論の枠組みに止まるという限界が

ある。

この点、社会階層の消費のあり方や家計行動からの消費財産業への接近に関しては、重工業化という経済構造の展開が、階級構成に変化をもたらし、更に進んで周辺化した産業の発達に対しても間接的に影響を与えるのであれば、資本主義発達史的視角の限りでは少なくとも一定の意義は見出しうる。しかも食文化史・食生活史の領域では、一般論として調味料は段階を追って種類を増したとの把握はある³⁾。階級構成の変化と生活様式の間連も意識されてきた。ただし調味料消費となると、個別商品の発生史とその後の消費のされ方に関心を集中させているため⁴⁾、両大戦間期における階級ごとの調味料消費の特徴や家計消費上の調味料相互の関係、それらの歴史的位置を見定めることは、なお検討課題として残されている。

上記の課題を解くために本稿では次の視点を重視した。第1に調味料消費の性格をめぐって、必需品的なものと嗜好品的なものとを便宜的に区別した⁵⁾。例えば、味噌・醤油が塩分を多く含み、その消費には生存に不可欠な栄養素の補給という意味合いが強くみられたのに対し、砂糖は糖分が主に主食である米から摂取されるため栄養摂取面での機能は小さいなど、それぞれに消費上の性格の違いがみられた。こうした差異は家計支出にも影響するため、この区別は調味料消費のあり方を把握するうえで有用となる。

第2に調味料のもつ地域性に注目したい。嗜好の多様性は、その一部が消費の地域的特色となって現れる。例えば世界商品の砂糖でさえも、米食地帯の消費飽和量は比較的少なく⁶⁾、また東アジア地域には独特な車糖の市場が存在した⁷⁾。こうした地域特殊な嗜好は調味料市場を細分化し、狭隘性を付与するため、大量生産を背景とする調味料市場の拡大を抑制する要因ともなりうる。

以上をふまえて、本稿では次の構成をとった。第1節で調味料消費の特徴を社会構成の変化に着目して把握し、第2節では明らかとなった消費のあり方と調味料需給との関連を検討する。主な利用資料は、各種家計調査および合名会社中定商店所蔵資料となる。

1 調味料消費と家計行動

(1) 調味料消費の特色

両大戦間期における食料消費の増加の相当部分は人口増加に吸収されたことが、篠原三代平によって統計的に把握されている⁸⁾。1912～21年と1922～31年、1931～40年の調味料消費支出は、実質額で3.8億円、4.9億円、5.6億円となり、1人当たりでは7.06円、8.06円、8.19円と漸増した。この内実を把握するため、篠原推計に利用されたデータから、まずは可能な範囲で調味料消費の特徴をとらえてみたい。

表1 1人当り消費量と小売価格

	消費量(kg)					小売価格(kg/円)				
	味噌	醤油	砂糖		グルタミン酸ソーダ	味噌	醤油	砂糖		グルタミン酸ソーダ
			粗糖	精糖				粗糖	精糖	
1920年	3.6	4.9	1.5	0.5	0.002	0.28	0.40	0.82	0.99	15.8
1926年	2.6	5.1	1.9	0.9	0.004	0.24	0.39	0.38	0.45	19.2
1931年	1.9	3.2	2.4	0.8	0.010	0.20	0.25	0.27	0.35	13.6
1936年	2.0	3.0	3.0	0.9	0.029	0.24	0.27	0.32	0.40	10.1

出所:『大日本帝国統計年鑑』(第59回)および『個人消費支出』より作成。

篠原推計では、味噌、醤油、グルタミン酸ソーダ（「味の素」）、食塩、人造バター、酢、油脂、砂糖類といった複数の財が採用されて、調味料支出の長期的趨勢が把握された。「コモディティー・フロー法」と「小売販売法」の併用によって、『家計調査報告』等の資料的限界の克服が図られている。例えば味噌・醤油は、自家醸造分を考慮しながら、主原料の1つである塩の使用量を用いて推計値が得られており、またグルタミン酸ソーダの場合は、主原料の小麦粉の生産量が利用されている。『個人消費支出』には、紙面の制約からバランスシート未掲載のものもあるが、性質の異なる4品目（味噌、醤油、砂糖、グルタミン酸ソーダ）のデータは得られる。

1人当り調味料消費の商品別の変化を表1は示す。まず伝統的な発酵調味料である味噌と醤油についてみたい⁹⁾。味噌・醤油の主原料は大豆と食塩であるが、塩化ナトリウムは人間の生存に欠かせない物質であり、味噌は平安時代、醤油は安土桃山時代に現れて以降、調味料としての利用に限らず、野菜・魚・肉などの保存（漬物、塩漬け）にも活用された。特に味噌は、両大戦間期でも「汁物の飲食物に特別の嗜好を有つて居るから、其の消費は実に大なる数量」になったという¹⁰⁾。ただし同表からは1920年から1936年にかけて、味噌の1人当り年間消費量は16.4kgから9.9kgへ、醤油は14.3kgから12.3kgへと減少したことがわかる。味噌・醤油は必需品的性格が強く、短期的な消費の急減は想定されにくい、同時に副食品の豊富化に伴う消費漸減の可能性も否定できない。というのも嗜好品の調味料の消費量の増加は明らかなためである。

例えば砂糖は、第一次大戦期に重工業化に伴う消費支出の増加を背景に、消費量の増加をみた¹¹⁾。そこでは在来的な砂糖から機械制砂糖への消費構造の変化も生じた¹²⁾。その後も機械制砂糖の著しい消費減少はみられず、在来的砂糖劣位の消費構造は定着した。特に農村を中心に黒糖に対する嗜好は根強かった。しかし第一次大戦期以降は「白砂糖が農家のどこにでも」あるようになったという¹³⁾。例えば1925年時点で、内地総供給量のうち30%が家庭その他直接消費分とみられ、その内訳は含蜜糖5%、機械制粗糖3%、精製糖21%、その他1%であった¹⁴⁾。また1人当りの家庭その他直接消費量は、含蜜糖1920年0.4kg、1926年0.6kg、1930年0.6kg、1936年0.7kgと推移したのに対し、機械制砂糖は1920年1.8kg、1926年2.7kg、1930年2.8kg、1936年3.5kgと変化したと推測される¹⁵⁾。しかも1920年代

の長期不況下では、精製糖から耕地白糖・分蜜糖への機械制砂糖内での下級財シフトを伴いながらの価格低迷をみた¹⁶⁾。砂糖の場合は、資本主義的な商品への嗜好を示しつつ、価格感応的な側面がみられ、後述する工場制工業化との関連も含めて、その性質は味噌・醤油とは異なっていた。

そして嗜好品の調味料のうち当該期に急激に消費を拡大させたものに、グルタミン酸ソーダ（「味の素」）がある。グルタミン酸ソーダは、鰹節や昆布のもつ「うま味」成分の商品化に成功した合資会社鈴木製菓所が、1908年から製造を開始した¹⁷⁾。同表1の示す通り1920年から1936年にかけての1人当たり消費量は0.2gから2.9gとなった。特に1920年代前半には小売価格の上昇にもかかわらず消費量は増加した。その後は価格の下落とともに消費量の増加をみる。グルタミン酸ソーダは「出汁」に代替するもので、新商品の出現が調味料消費の多様化を引起す当該期の事例として注目される。

このように調味料消費は、価格変動の影響を一方的に受けたわけでもなく、その内容を多様化させる傾向にあった。味噌・醤油などの必需品の調味料の消費を残しながら、砂糖・グルタミン酸ソーダなどの嗜好品の調味料の消費は増加したのであり、資本主義的な商品の消費増加を一部に含みながら、調味料支出の商品別構成は変化したのである。

(2) 調味料と社会階層

両大戦間期の日本では給料生活者と近代的生産部門の労働者の増加をみた。農業を「本業」とする者は1920年1,413万人、1930年1,414万人、1940年1,384万人と推移した¹⁸⁾。一方で給料生活者は1920年131万人、1930年159万人、1940年329万人となり、近代的生産部門の労働者は1920年144万人、1930年210万人、1940年421万人となった¹⁹⁾。そのため社会階層を意識した家計調査が各地で実施された。ただし調味料の種類は多く、調査品目にも統一性は見られず、その調査結果も集約された。味噌などの一部調味料が代表的品目として、他の品目と合算されながらもその名を明記されるにすぎない。そこで以下では、各種家計調査の資料制約をふまえつつ、農家と給料生活者・労働者の調味料消費のあり方を把握し、調味料消費の多様化要因を探りたい。

a. 農家世帯

農家世帯の調味料消費の実態に接近しうる資料は限られるが、内務省衛生局および各府県の実施した「農村保健衛生状態実地調査」から、その断片を窺い知ることができる。例えば静岡県周知郡宇刈村（384戸）では、副食物として1日1～2回は「野菜ノ煮物味噌汁吸物等」、他は「漬物、煮物ノ残り等」が食されていた²⁰⁾。山口県吉敷郡平川村（518戸）では、「朝夕主食物ノ外味噌汁其他ノ汁ヲ用ヒ又香ノ物等ヲ常用トシ汁中ニハ専ラ野菜ヲ混ス」形が一般的であった。福井県今立郡栗田部村（573戸）では、1日1～2回は「野菜ノ

表2 農家の献立1週間 - 愛媛県越智郡清水村の事例 -

	家族構成		日付	主食			副食物		
	15歳以上	15歳以下		米	麦	その他	朝	昼	晩
H某 (上層)	5	1	5月2日	1升6合	4合		漬物	味噌、味噌汁、漬物、菜、卵	漬物、魚、豆腐
			5月3日	1升4合	6合		漬物	味噌汁、大根、卵、漬物、魚、菜	漬物、大根、筍
			5月4日	1升4合	6合8勺		漬物	漬物、豆腐、味噌、卵、筍	漬物、菜、揚げ
			5月5日	1升2合	4合8勺		漬物	味噌汁、大根、筍、漬物、魚	卵、菜、揚げ
			5月6日	1升2合	6合		漬物	味噌、漬物、味噌汁、卵、筍	大根、漬物、揚げ、卵
			5月7日	2升6合	-		漬物	味噌汁、魚、豆腐、漬物	漬物、魚、卵、揚げ
			5月8日	2升	4合4勺		漬物	味噌汁、筍、卵、漬物、魚	卵、筍、大根
M某 (中層)	4	1	5月2日	1升1合	3合	小豆2合	大根醋漬	鯖煮付、漬物	里芋、菜、味噌汁
			5月3日	5合	3合	饅頭粉1升	沢庵	瓜ノ味噌漬	馬鈴薯、味噌汁
			5月4日	1升5勺	7合		菜漬	馬鈴薯、蕎麦ノ煮付	十六寸豆
			5月5日	8合	6合		十六寸豆、沢庵	塩鯖、漬菜	豆腐汁
			5月6日	9合5勺	5合		大根味噌漬	卵ノ花、沢庵	卵ノ花
			5月7日	1升2合	3合		沢庵	筍、蕎麦、漬菜	魚
			5月8日	6合	4合		梅干	イリコ、沢庵	豆腐、味噌汁
T某 (下層)	5	2	5月5日	1升4合	1升4合		大根、漬物	味噌汁、野菜	大根
			5月6日	1升4合	1升4合		漬物	大根、味噌	鰯
			5月7日	1升4合	1升4合		漬物	野菜、大根	野菜汁
			5月8日	1升4合	1升4合		大根、漬物	味噌、豆	大根
			5月9日	1升4合	1升4合		味噌	鯖、漬物	イリコ
			5月10日	1升4合	1升4合		野菜	味噌汁、漬物	味噌
			5月11日	1升4合	1升4合		イリコ	漬物、団子汁	味噌
M某1 (下層)	5	0	5月4日	1升3合	7合半		大根	菜、魚	味噌汁
			5月5日	1升2合	6合		菜	味噌汁、大根	筍
			5月6日	1升1合	7合		菜	大根	梅干
			5月7日	1升3合	-		大根	菜、漬物	魚
			5月8日	1升1合	6合		漬物	大根、菜	梅干
			5月9日	1升3合	6合		菜	漬物	鰯
			5月10日	1升3合	6合5勺		漬物	菜、大根	味噌汁
M某2 (下層)	4	0	5月3日	1升	1升5合		沢庵	大根、菜浸	味噌汁
			5月4日	1升	1升		沢庵	菜漬	味噌汁
			5月5日	1升5合	7合5勺		沢庵	煮物	
			5月6日	1升5合	7合5勺		目刺	大根	味噌汁
			5月7日	1升5合	7合5勺	餅2升	沢庵	菜漬	味噌汁
			5月8日	1升	1升5合		沢庵	菜、煮物	
			5月9日	1升5合	7合5勺		沢庵	大根、梅干	味噌汁

出所:『愛媛県越智郡清水村ニ於ケル農村保健衛生状態実地調査報告』より作成。

煮物、味噌汁、吸物等」、他は漬物にするケースが多かった。少なくとも農家は、日常的に味噌を消費していたとみられる。

農村保健衛生状態実地調査については、一部地域で1週間程度の献立調査も実施された。そのうち愛媛県越智郡清水村(401戸)の調査から、家族構成の近い5世帯の6~8日間分の献立を抜き出したものが表2である。H某は上層、M某1は中層、その他3世帯は大多数を占める下層に位置した農家である。家庭ごとに献立に個性があることはもちろんであるが、副食として朝は漬物、昼は野菜・煮物・味噌汁、夜は味噌汁など1品が食卓に上っている。毎食あるいは毎日同じメニューの組合せが続くことはなく、品数は限られていても内容は変化している。加えて低所得世帯に対して高所得世帯は、品数は多く、種類も豊富である。味噌を消費しながらも、煮物などの副食の変化にあわせてその他各種調味料が使用されたと考えられる。

調味料市場の拡大という点から留意されるのは調味料の自家醸造である。同村では「味噌ノ如キハ自家直接製造スルモノ多ク本村ニアリテモ大多数ハ之ニ属ス醤油ハ其醸造比較

の手数ヲ要スルヲ以テ味噌ニ比スレバ自家ニテ製造スルモノ稍少キ」状況にあった²¹⁾。味噌の自家醸造は401戸中372戸(92%)を数え、村民1人当り平均年7.83kg、1日22.5g(大豆1升味噌4.5kg製造換算)の消費量と推定された。また醤油は自家醸造229戸、1人当り平均年12.1L、1日32.5mLであった。ともに買入世帯の消費量は少なかったという。

同様の観察は1932年の協調会農村課による「埼玉県北埼玉郡井泉村調査」にもみられる。表3によれば調査対象64戸に対し味噌52戸(81%)、醤油23戸(36%)は自家醸造を行った。味噌・醤油購入世帯は、零細な自小作・小作に多かった。上記清水村の

事例とあわせて考えると、農村における味噌・醤油取引は下層世帯の増加を背景に拡大したとみられる。調味料取引の拡大という点では、自作農層が味噌・醤油の購入を控えた点に限界があり、農家の意義は大きいとはいい難かった。

b. 労働者・給料生活者

労働者・給料生活者の調味料消費の実態に接近しうる希少な調査として、『俸給生活者職工生計調査報告』がある²²⁾。調査期間は1921年6月から翌1922年5月、味噌、塩、醤油、ソース等が「味噌・塩類」として、味の素、味醂、砂糖、カレー粉、バター、薬味、揚げ油、麴は「調味品」として集計された。労働者・給料生活者の月平均支出をみると、「味噌・塩類」は比較的安定的だが、「調味品」は12月に集中したことを表4は示す。「味噌・塩類」の日常的な使用と、砂糖や「味の素」の必需品的性格の弱さをみてとれる。

この点、労働者の食事は一部具体的な把握が可能である。表5は、愛媛県松山市伊予繭蚕種利用組合製糸工場寄宿舎職工に関する、1929年9月中9日間の献立である。朝食は味

表3 埼玉県北埼玉郡井泉村の例(1932年)

	世帯数		平均年収(円)			味噌(戸)		醤油(戸)	
		平均 人数	農業	兼業		自給	購入	自給	購入
地主	6	7.8	380	1,272	1,651	5	1	2	4
自作	11	7.5	742	91	832	11	0	5	6
自小作	28	7.4	409	28	437	25	3	11	17
小作	19	6.0	216	32	248	11	8	5	14

出所:『実地調査の結果から見た農村生活』より作成。

備考: 平均収入のうち現金分は不明。

表4 職業別調味料支出

単位:円

		給料生活者		職工	
		味噌・ 塩類	調味品	味噌・ 塩類	調味品
1922年	6月	2.0	0.9	1.8	0.7
	7月	1.7	1.2	1.8	1.2
	8月	2.0	1.8	1.9	1.2
	9月	1.9	0.9	1.9	0.7
	10月	2.1	0.9	2.0	0.7
	11月	1.9	0.8	2.2	0.6
	12月	2.7	2.7	2.8	1.8
1923年	1月	2.1	1.3	1.8	1.0
	2月	1.8	0.7	1.9	0.6
	3月	1.9	0.8	2.3	0.6
	4月	1.9	0.7	2.0	0.7
	5月	2.0	0.8	2.1	0.7

出所:『俸給生活者職工生計調査報告』より作成。

表5 寄宿舎職工献立(1929年)

	朝	昼	晩
9月4日	味噌汁、漬物	煮豆、漬物	漬物
9月5日	味噌汁、漬物	煮付、漬物	漬物
9月6日	味噌汁、漬物	塩鮭、胡瓜、漬物	漬物
9月7日	味噌汁、漬物	煮付、漬物	漬物
9月8日	味噌汁、漬物	酢の物、漬物	漬物
9月9日	味噌汁、漬物	煮付、漬物	漬物
9月10日	味噌汁、漬物	煮付、漬物	漬物
9月11日	味噌汁、漬物	煮付、漬物	漬物
9月12日	味噌汁、漬物	煮豆、漬物	漬物
9月13日	味噌汁、漬物	ふろふき豆の煮付、漬物	漬物
9月14日	味噌汁、漬物	酢の物、漬物	漬物
9月15日	漬物	焼鰯、漬物	漬物

出所:『營養食の健康と作業能率に及ぼす影響』より作成。

備考: 愛媛県松山市伊予繭蚕種利用組合製糸工場の実地調査による。

噌汁・漬物、昼食は煮付・漬物、夕食は漬物が副食の基本となっており、玉ねぎ、馬鈴薯、油揚げ、茄子などが日替わりで使用されて、その内容に日々変化が加えられていた²³⁾。そしてほぼ毎日のように味噌・醤油（特に昼食）が使われた。加えて、

1934年7、10月、翌1935年1、4月に実施された新潟県下の寄宿舎栄養調査によれば、1食平均料理数1.4品に対し、内訳は78.8%に味噌汁、「煮物」17.3%、「混煮物」16.5%であった²⁴⁾。煮付・煮物には砂糖・味醂等が使われるため²⁵⁾、嗜好品的な調味料は主に副食に活用されたとみられる。単身女工への片寄りはあるが、必需品的調味料は生活水準の低い労働者の食事にも多用されていたことは明らかである。

また1932年9月～1933年8月実施の『東京市勤労階級家計調査』を用いることで、給料生活者と労働者世帯の1ヵ月平均調味料実支出が比較可能となる。ともに味噌・醤油の合計が支出の50%前後を占める一方で、労働者に対して給料生活者は「その他」の割合が大きいことを表6は示す²⁶⁾。東京の日常食は、白米を主食に、朝食は味噌汁・納豆・佃煮・漬物、昼食は塩サケや野菜の煮物、おから炒り、漬物、夕食はサバの味噌煮やブリ大根、切干大根と揚げの煮物、漬物などが加えられたという²⁷⁾。労働者と比較して給料生活者は副食からの栄養摂取は多く²⁸⁾、副食の種類も豊富であったと考えられる。支出の増加に伴う副食品の増加をみるなかで、調味料消費の多様化は精神的労働の多い職業世帯のよって特に促されたとみられる。

表6 1世帯1ヵ月平均調味料実支出

単位:円

	調味料支出(100%)								
	味噌			醤油		砂糖		その他	
給料生活者	2.5	0.46	18%	0.74	29%	0.57	23%	0.76	30%
官公吏	2.6	0.49	19%	0.76	30%	0.58	23%	0.74	29%
銀行会社員	2.6	0.46	18%	0.75	29%	0.58	22%	0.79	31%
教職員	2.3	0.41	18%	0.64	28%	0.52	23%	0.69	31%
労働者	2.6	0.51	20%	0.80	31%	0.61	23%	0.68	26%
工場労働者	2.6	0.52	20%	0.81	31%	0.60	23%	0.69	26%
交通労働者	2.5	0.49	20%	0.76	30%	0.63	25%	0.62	25%

出所:『東京市勤労階級家計調査』より作成。

備考:調査期間は1932年9月～1933年8月。

2 家計支出と調味料需給

(1) 調味料支出と価格変動

続いて家計支出と調味料需給の関係を捉えてみたい。最初の全国レベルの家計調査は、1926～27年の『家計調査報告』である。そして1931年以降は、対象を限定する形で連年実施された。表7から1926～1927年と1931年を比較すると、給料生活者・労働者ともに所得の多い世帯ほど食料消費支出は多く、調味料支出の絶対額も多い。さらに1926～1927年の給料生活者の平均と労働者120～139円、労働者の平均と給料生活者の80～99円を照合し、1931年についても比較すると、金額の限りでは似たような調味料支出であったと推察される。

表7 社会階層別金額別調味料支出

(1) 1926~1927年

単位: 円

		平均	60-79円	80-99円	100-119円	120-139円	140-159円	160-179円	180-199円
給料生活者	消費支出総額	124.34	69.64	86.12	103.28	120.25	132.81	152.78	165.96
	飲食物費(a)	40.61	26.43	31.58	36.26	40.22	43.12	48.02	49.88
	調味料(b)	3.46	2.43	2.85	3.08	3.47	3.59	3.97	4.27
	b/a	8.5%	9.2%	9.0%	8.5%	8.6%	8.3%	8.3%	8.6%
	1人当り	1.08	0.95	1.02	1.04	1.07	1.10	1.10	1.20
労働者	消費支出総額	91.38	67.66	82.23	97.93	112.11	128.46	142.08	154.54
	飲食物費(a)	36.33	30.41	34.53	37.35	41.43	46.71	48.57	49.20
	調味料(b)	3.08	2.68	2.96	3.12	3.41	3.85	3.86	4.05
	b/a	8.5%	8.8%	8.6%	8.4%	8.2%	8.2%	7.9%	8.2%
	1人当り	0.97	0.91	0.97	0.98	1.00	1.03	1.03	1.09

(2) 1931年

単位: 円

		平均	50-59円	60-69円	70-79円	80-89円	90-99円	100-109円
給料生活者	消費支出総額	82.46	55.73	61.19	69.16	75.55	82.81	99.91
	飲食物費(a)	26.34	20.56	21.92	23.63	24.95	26.56	29.85
	調味料(b)	2.42	2.13	2.06	2.25	2.31	2.42	2.67
	b/a	9.2%	10.4%	9.4%	9.5%	9.3%	9.1%	8.9%
	消費単位当り	0.83	0.74	0.75	0.78	0.82	0.82	0.89
労働者	消費支出総額	73.08	51.33	58.73	65.75	75.7	81.65	94.62
	飲食物費(a)	25.83	20.67	22.34	24.07	26.54	28.76	30.2
	調味料(b)	2.31	1.87	2.12	2.25	2.46	2.42	2.5
	b/a	8.9%	9.0%	9.5%	9.3%	9.3%	8.4%	8.3%
	消費単位当り	0.74	0.61	0.72	0.74	0.79	0.75	0.76

(3) 1936年

単位: 円

		平均	50-59円	60-69円	70-79円	80-89円	90-99円	100-109円
給料生活者	消費支出総額	88.37	57.89	62.17	67.38	77.15	85.9	102.1
	飲食物費(a)	30.66	22.8	25.22	26.12	28.52	30.01	33.57
	調味料(b)	2.65	2.03	2.18	2.38	2.47	2.6	2.87
	b/a	8.6%	8.9%	8.6%	9.1%	8.7%	8.7%	8.5%
	消費単位当り	0.90	0.85	0.82	0.86	0.85	0.89	0.95
労働者	消費支出総額	79.17	52.37	59.96	68.09	76.06	83.56	95.4
	飲食物費(a)	30.99	24.65	27.12	28.14	30.04	32.41	34.59
	調味料(b)	2.25	2.17	2.45	2.37	2.42	2.66	2.75
	b/a	9.2%	8.8%	9.0%	8.4%	8.1%	8.2%	8.0%
	消費単位当り	0.71	0.69	0.87	0.78	0.80	0.86	0.86

出所:『家計調査報告』より作成。

これをふまえて調味料支出と各種調味料の価格変動の係に注目したい。住友合資会社労務課は、1920年10月の伸銅所（安倍川工場、尼ヶ崎工場）、電線製造所、製鋼所の計4工場、労働者8,087人（家族数15,284人）を対象とした生活費調査を使い、1929年2月の生活費指数を求めて、1921年7月を100とした場合に、味噌105、醤油131、砂糖85であったという数値を得た²⁹⁾。この結果は、必需品的調味料と嗜好品的調味料とでは消費者の感じる割安感が異なったことを示す。味噌・醤油の価格低迷は、砂糖ほどではなかった点は表8の示す通りである。

次に前掲表7から1936年についてみると、給料生活者・労働者世帯の調味料支出パターンに目立った変化はみられないが、高所得層において飲食物費に占める調味料の割合は低下し、他の食品への支出は増加することから、生活水準の上昇が一定水準に達すると調味料支出の増加は鈍化することが示唆される。必需品的調味料の消費を基礎に嗜好品的調味料の消費が増加することを考慮すると、砂糖のような嗜好品的調味料が大量生産を背景に価格を下落させ、かえって需要量を増加させていくことは想像に難くない。しかし一方で

例えば醤油もまた、野田・銚子・龍野・小豆島といった産地において工場製の展開をみたことから³⁰⁾、味噌・醤油のような必需品的調味料の価格が相対的に安定した理由はかえって判然としなくなる。そのため続いて、味噌・醤油を事例として必需品的調味料需給のあり方について検討してみたい。

(2) 必需品的調味料の需給関係——味噌・醤油の例——

1) 味噌・醤油需要の地域性と都市化

味噌・醤油の種類は多く、一部地域ではその独特な嗜好が地域特有の需要として現れた。味噌は普通味噌と嘗味噌に大別される³¹⁾。普通味噌の限りでも、原料による区別から米味噌・麦味噌・豆味噌に分かれる。しかも例えば、麦味噌は九州、豆味噌は東海三県での消費が多かった。一方で醤油は、普通醤油と溜醤油に大別される。溜は主に東海三県で消費された。これらのうち豆味噌を例にとれば、「旨味は多いが特有の香気があつて愛知、三重、岐阜地方の外には余り用ひられてゐない」状況にあり³²⁾、消費者の味覚は需要構造にまで影響を与えていたのである。

加えて東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸は大消費地となっていた。表9は『東京市勤労階級家計調査』から月収階層と職業の近い16世帯について、月収70～79円、80～89円、90～99円、110～119円、120～129円の会社員5階層、月収100～109円、110～119円、120～129円の教職員3階層の調味料支出を抽出したものである。同調査は夫婦2人と子供で構成される世帯を主な対象とした。子供の少ない少人数世帯ほど1人当り調味料支出は多く、またそうした世帯は味噌・醤油の支出割合は小さいことが多いとわかる。当該期の6大都市の平均世帯員数は1920年4.7人、1925年4.5人、1930年4.7人、1935年4.8人と安定していた³³⁾。前述の農家による自家醸造を考慮すると、都市化は調味料市場の拡大に影響を与え、特に必需品的調味料に関しては都市における世帯増加に意味があったと

表8 小売価格の推移

	単位:円/kg		
	味噌	醤油	砂糖 (粗糖)
1920年	0.28	0.40	0.82
1921年	0.22	0.36	0.52
1922年	0.22	0.34	0.44
1923年	0.24	0.45	0.47
1924年	0.24	0.43	0.43
1925年	0.25	0.43	0.42
1926年	0.24	0.39	0.38
1927年	0.23	0.38	0.37
1928年	0.23	0.35	0.35
1929年	0.23	0.32	0.35
1930年	0.21	0.30	0.32
1931年	0.20	0.25	0.27
1932年	0.21	0.27	0.32
1933年	0.21	0.27	0.32
1934年	0.21	0.25	0.30
1935年	0.21	0.25	0.30
1936年	0.24	0.27	0.32

出所:『個人消費支出』より作成。

表9 世帯員数と調味料支出

		会 社 員										教 職 員					
月収階層		70-79円		80-89円		90-99円		110－119円		120－129円		100-109円		110－119円		120－129円	
実世帯員数		2.9	5.9	3.7	6.9	2.1	7.0	3.0	5.0	2.2	4.3	1.9	5.0	2.0	4.2	2.4	6.0
調味料支出		2.06	1.65	1.8	2.56	2.18	2.51	2.58	2.66	2.15	3.45	1.86	2.54	2.02	2.26	1.94	2.77
(構成比)	味噌	17%	34%	22%	22%	6%	15%	31%	25%	26%	21%	17%	17%	20%	18%	34%	17%
	醤油	32%	27%	35%	31%	26%	29%	21%	38%	18%	24%	27%	26%	24%	35%	30%	22%
	砂糖	27%	22%	26%	25%	22%	30%	10%	13%	20%	29%	19%	25%	13%	16%	18%	23%
	他	25%	18%	17%	22%	46%	26%	38%	24%	37%	26%	37%	31%	43%	31%	19%	38%
1人当り支出		0.72	0.28	0.49	0.37	1.04	0.36	0.86	0.54	0.97	0.80	1.01	0.51	1.04	0.54	0.80	0.46
(内訳)	味噌	0.12	0.10	0.11	0.08	0.07	0.05	0.27	0.13	0.25	0.16	0.17	0.09	0.21	0.10	0.27	0.08
	醤油	0.23	0.07	0.17	0.12	0.27	0.10	0.18	0.20	0.17	0.19	0.27	0.13	0.25	0.19	0.24	0.10
	砂糖	0.19	0.06	0.13	0.09	0.22	0.11	0.09	0.07	0.19	0.23	0.19	0.13	0.13	0.09	0.14	0.11
	他	0.18	0.05	0.08	0.08	0.48	0.09	0.33	0.13	0.36	0.21	0.37	0.16	0.45	0.17	0.15	0.17

出所: 表6に同じ。

みられる。

留意されるのは都市部が生産拠点にもなっていた事実であろう³⁴⁾。味噌・醤油の生産面の特徴は、多数の小規模生産者の存在に求められる。味噌・醤油・食酢の職工5人以上工場数をみると1922年末811、1929年末1,275、1936年末1,368と推移した³⁵⁾。明らかな範囲で商品別にみると1929年末に味噌647工場、醤油1,231工場あった。味噌は「其の製造法至極簡単である為に他の醸造物の如く大工場組織の下に大量生産発達せず」、工場生産は醤油も大都市周辺に位置した野田・銚子・龍野・小豆島などの産地に限られたという³⁶⁾。規模拡大をみながらの生産競争が示唆される。そして例えば名古屋市では専ら豆味噌・溜醤油が製造されており³⁷⁾、市内の味噌醤油溜製造戸数は1924年68、1930年75、1936年40と推移した³⁸⁾。市場へのアクセスの良さが競争上の優位を与えていたと理解できる。都市の成長は地域特殊的な調味料市場の展開を規定したのである。

2) 豆味噌・溜の供給——愛知県知多郡：中定商店を事例として——

都市化による地域特殊的な需要の拡大が生じた典型として、東海三県に広がる豆味噌・溜醤油の需給圏と名古屋の関係に注目したい。名古屋市の人口は、1920年43.2万人9.2万世帯、1925年77.3万人16.4万世帯、1930年90.7万人19.0万世帯、1935年108.3万人22.5万世帯と増加した³⁹⁾。消費者の市場アクセスという点から、まず名古屋市における味噌・醤油小売部門を概観しよう。小売店の実態は十分には明らかとならないが、市場（いちば）に関係した各種資料からその一端を把握することはできる。名古屋市には1919年に5か所の公設市場が開設された⁴⁰⁾。1923年に低利資金の供給をうけると、公設市場の増改築が進み、1928年までに14か所となった。一方で1920年から私設市場も開設されて、1929年には34か所となった。1937年1月時点で公設14、私設91の市場が存在し、味噌・溜の取扱店は101か所となった。

その特徴は、公設市場でさえ給料生活者・労働者を主な顧客とした点にあった。名古屋市の公設市場は、当初は「救済的社会施設」であったが、「価格の低廉品質の優秀、量目の正確なる」ことから「中流以上の人々も参集する様」になったという。彼らは御用聞き・商品配達を行う一般小売店を利用しながらも、品揃えやアクセスの利便性、価格を考慮して小額の「常用買」を行った。「名古屋には上流家庭の集まった場所がなく、又市場の性質上上流家庭では余り之を利用せず…(中略)…極端に下流の所では全く購買力がなく入場人員の割合に利益を納めることが出来ない」状態であったという。少なくとも給料生活者・労働者やその家族が、調味料を日常的に購入するための市場的条件は整えられていたと考えられる。

そこで表10から1926年以降の名古屋市の小売価格と卸売価格の変化に着目したい。味噌の卸売価格は1920年代後半に低落し、1930年代も停滞が続いた。昭和恐慌からの小売

価格の回復は遅く、生産者の販売競争が示唆される。醤油にも同様の傾向がみられた。特に溜の価格低迷は、大量生産品の普通醤油との競争によって味噌以上となった⁴¹⁾。名古屋市人口と世帯の増加を考慮すれば、ともに供給過多であったと理解される。

前述の通り名古屋市でも生産は行われたが、「名古屋市ノ味噌、醤油醸造高ハ需要ノ累増ニ伴ハ

ス且ツ又名古屋市生産品ハ品質優秀ナラサルモ価格比較的低廉ナル為近県各地ニ移出サルモノ少カラサル結果他地方ヨリ供給ヲ受クルモノ漸次増加ノ趨勢」になり⁴²⁾、主な供給地は「主トシテ知多半島各地（半田、武豊、岩成等）東三地方（豊橋、田原等）西三地方（大浜付近）」となっていた。とりわけ知多郡には、貿易港である武豊港があり、また1886年に開通した武豊から名古屋への鉄道もあった⁴³⁾。流通面、特に主原料の大豆調達の点でも、製品販売の点でも、同地は味噌・醤油醸造業に適していたのである。知多郡の味噌生産量は1926年には324万貫と県全体の34%を占め、1936年には437万貫33%となり、県内第1位の地位を維持した⁴⁴⁾。溜生産では1926年時点で4.2万石24%、1936年には5.5万石26%と、やはり第1位の産地であり続けた。しかも知多郡味噌醤油同業組合加盟者は1928年4月時点で163名を数え⁴⁵⁾、1940年11月時点でも155名を確認でき⁴⁶⁾、昭和恐慌を経てもなお大幅な淘汰は起らなかった。

表11は、武豊町に位置し、両大戦間期に経営規模の拡大を試みながら味噌・溜の生産・販売を進めた中定商店

（1932年合名会社化）の製品売捌きをみたものである。当社は名古屋市木挽町にも支店を設けて、小売商への卸売りをはかった⁴⁷⁾。製品販売先には「豊田屋野間支店」、「美濃屋」、「三河屋商店」といった近隣地域を地盤とする取引先も

表10 味噌・醤油価格の推移（名古屋市）

単位:円

	味噌(1貫)			醤油(1升)				
	卸売		小売	卸売			小売	
	薄口五分	薄口七分		薄口八分溜	薄口七分溜	亀甲萬	亀甲萬	溜
1926年	0.55	0.40		0.48	0.69	0.67		
1927年	0.49	0.31		0.42	0.59	0.63		
1928年	0.48	0.31		0.42	0.60	0.60		
1929年	0.48	0.32	0.68	0.42	0.64	0.59	0.98	0.73
1930年	0.36	0.26	0.60	0.28	0.51	0.53	0.84	0.67
1931年	0.31	0.24	0.53	0.26	0.40	0.56	0.67	0.56
1932年	0.30	0.25	0.51	0.26	0.37	0.47	0.63	0.52
1933年	0.33	0.27	0.52	0.30	0.41	0.45	0.59	0.55
1934年	0.30	0.25	0.55	0.28	0.39	0.39	0.59	0.54
1935年	0.32	0.24	0.69	0.31	0.41	0.43	0.63	0.58
1936年	0.35	0.31	0.67	0.32	0.42	0.45	0.62	0.57

出所:『名古屋商工会議所統計年報』(各年版)より作成。

備考:1貫=3.75kg, 1升=1.8039L。

表11 中定商店蔵出実績

(1) 味噌

単位:貫

	味噌計(A)			支店(B)			
	「宝山」(a)	a/A		B/A		「宝山」(b)	b/B
1926年(1-4月)	64,684	-	-	51,091	81%	-	【65%】
1930年	338,480	251,416	74%	285,044	84%	234,760	82%
1937年	308,467	275,879	89%	242,384	79%	234,306	97%

(2) 溜

単位:石

	溜計(C)			支店(D)			
	「桜」(c)	c/C		D/C		「桜」(d)	d/D
1926年(1-4月)	107	-	-	87	79%	-	-
1930年	524	324	62%	450	86%	316	70%
1937年	188	148	79%	188	100%	148	100%

出所:『大正十五年度原料品味噌溜受払帳』、『昭和五年一月生引溜味噌受払帳』、

『昭和拾貳年度生引味噌受払帳』(中川商店所蔵)より作成。

備考:1貫=3.75kg, 1石=180.39L。1926年は1~4月、1930年および1937年は年間実績。

1926年の支店「宝山」の比率は、銘柄が判明した3.44万貫中から抽出した。

みられたが⁴⁸⁾、製品売捌きは名古屋支店に集中していたことを同表は示す。しかも味噌「一力」・「桜」、溜「一力」・「菊」といった自社商標を複数もつなかで、名古屋支店の取引では特に味噌「宝山」と溜「桜溜」を重視するようになっていった。

商標重視という点に関連して、次の経営行動が注目される。第1に味噌・溜は7～8ヶ月から2～3年の幅で熟成期間を選択しながら製品を売捌くことができる⁴⁹⁾。熟成期間の違いは味覚上の「塩の枯れ具合」に現れるにすぎず、季節的な需給変動を含む景況に応じた在庫調整は可能である。例えば当社の『生引溜味噌受払帳』に1930年月21日付で「昭和四年仕込第六拾五号」と「昭和五年仕込第壹号」からの「受」を確認できた⁵⁰⁾。

第2に生産者間の長期的な製品取引があった。出口源吉、中川八助、中川信一といった同業組合会員とは⁵¹⁾、1925年、1930年、1937年いずれも味噌を取引した⁵²⁾。味噌は配合可能な商品であり、製品の過不足には同業者間取引でも対応しえたのである。生産者の異なる味噌を混ぜあわせることで、かえって「味に深みがでる」ことさえあるという。

そして第3に、豆味噌・溜生産は兼営可能である。溜は「大豆のみを原料としたる味噌より浸出した一種の醤油にして…(中略)…味噌の副産物と看做すことも出来」る⁵³⁾。「溜醤油は大豆のみを以つて原料とする而して残滓は…(中略)…之を味噌(溜味噌)として利用する事が普通」であった⁵⁴⁾。当社についても例えば「14年仕込第9号樽」の製品が、味噌および溜として各々繰越在庫・出荷準備状態に置かれたことを1925年の「受払帳」から確認できる⁵⁵⁾。

市場環境が競争的であることをふまえると、以上は商標重視の製品販売が有効であるがゆえの経営行動とみることができる。武豊町内でも厚味友右衛門商店の「ヂガミト印」味噌溜、青木彌六商店の「サクラ万歳味噌」・「サクラ丸一中引溜」など、看板となるような商標を保持する動きは多くみられた⁵⁶⁾。豆味噌・溜需給圏の外からの味噌・醤油の流入に対しては一定の価格競争を強いられたが、豆味噌・溜生産者にとって地域的嗜好は競争障壁となっており、更にそれを前提として個別経営レベルでは商標を使いこなす形の差別化戦略がみられたのである。消費者の選好は製品供給主体のあり方にまで影響を与えたと理解されよう。

おわりに

本稿の課題は両大戦間期における家計消費行動と調味料需給の関連を把握することにあった。調味料消費には、支出の増加にあわせて消費品目が多様化していくという特徴がみられた。それは新たな商品が在来的な調味料に置き換わるというよりも、味噌・醤油のような生活必需品的な調味料の消費を基礎としたうえでの、砂糖やグルタミン酸ソーダとい

った嗜好品的色彩の強い調味料増加という形であった。味噌汁などの日常的な消費を前提に、副食品が追加されるという消費行動が前提にあるためである。

両大戦間期の社会構成の特徴は、広範に存在する農業従事者と給料生活者・労働者の増加とに求められるが、調味料市場の拡大という意味では後者の意義は大きい。砂糖やグルタミン酸ソーダといった嗜好品的調味料は各階層に購入された。しかし必需品的調味料、特に味噌・醤油に関しては、農家は味噌・醤油の自家醸造・自家消費を行い、一方で給料生活者・労働者は専ら購入に依拠して調達したからである。

これをふまえて調味料毎に製品購入時の割安感が異なっていく点に注目すると、大量生産体制を背景に価格低下の顕著な嗜好品的調味料が消費量を増加させた点はわかる。しかし供給因からの素朴な理解では、必需品的調味料にも生産者の一部に資本主義化あるいは生産者の集中傾向がみられたにもかかわらず、その価格が相対的に安定していた理由は判然としなくなる。そこで豆味噌・溜需給のあり方をみると、地域特有の消費者嗜好を前提に、生産者は競争的な市場環境下で商標を利用しながら製品販売を行った事実が明らかとなった。消費者の嗜好性は生産者が競争回避的な行動をとる条件となっていたのである。

このようにみると給料生活者・労働者の増加とその支出の変化によって、必需品的な調味料消費を基礎としたうえでの嗜好品的調味料の消費増加はすすみ、供給サイドもそうした消費者行動の影響をうけていたと把握できる。そして同時に消費者の嗜好性を崩しきれないがゆえ、味噌・醤油の例が示すように家計消費の資本主義的再編にはなお限界があったとみることもできる。この点に変化がみられるようになるのは、その後の配給統制と企業整備が実施される戦時体制下となる。本稿では階層ごとの分析に留まったことから、農村と都市あるいは都市間の人口移動のもたらす家計消費全体に対する影響の検討が続く課題となろう。

注

- 1) 野田孜「食料需要」(大川一司・南亮進編『近代日本の経済発展 「長期経済統計」による分析』東洋経済、1975年)。
- 2) 長妻廣至「近代醤油醸造業と農村」(林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館、1990年)。
- 3) 「味噌、醤油、食酢といった醸造製品の近代工業化」、「新しい洋風調味料の商品としての企業化の過程」、「化学調味料の発展」という調味料の商品化の3つの流れが指摘されている(花田実「調味料の商品化—調味料洋風化のあゆみ—」大塚力編『食生活近代史』雄山閣出版、1969年、87-116頁)。
- 4) 芳賀登・石川寛子監修『油脂・調味料・香辛料』雄山閣、1998年。
- 5) 石川寛子「食生活史上における砂糖の役割について(第1報)」(芳賀登・石川寛子監修、同上書、133,134頁)。
- 6) 1981年までに米、英、ソ連など工業国に加え、メキシコ、イラク、南アフリカといった諸国の1人当たり年間分蜜糖消費量は35kgを超えたが、日本や台湾は23kg程度にすぎなかった(金井道夫『砂糖消費の経済分析』明文書房、1986年)。

- 7) 拙稿「日本における精製糖生産の展開と日本帝国」(堀和生編『東アジア資本主義論Ⅱ』ミネルヴァ書房、2008年、54-59頁)。
- 8) 篠原三代平『個人消費支出』東洋経済新報社、1967年、15-18,49-52,61-66頁。
- 9) 石川寛子「解説」(前掲芳賀登・石川寛子監修『油脂・調味料・香辛料』8-12頁)。
- 10) 鉄道省運輸局『塩・砂糖・醤油・味噌ニ関スル調査』1926年、3頁。
- 11) 石井寛治「産業・市場構造」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史Ⅰ 第一次大戦期』東京大学出版会、1985年、139頁)。
- 12) 拙稿「両大戦間期日本の砂糖市場構造と黒糖」(『東洋文化』第88巻、東京大学東洋文化研究所、2008年、174-177頁)。
- 13) 大塚力『食物食事史』雄山閣、1960年、205頁。
- 14) 日本銀行調査局『商品用途別消費割合調』1926年、5頁。
- 15) 台湾総督府殖産局特産課『台湾糖業統計』(第28、1941年)記載の「内地砂糖消費高種類別累年表」のデータに、前掲日本銀行調査局『商品用途別消費割合調』に記載された1925年の消費割合(安部幸商店調査)を利用した。なお機械制砂糖は、主に分蜜糖、耕地白糖、精製糖からなる。
- 16) 前掲「日本における精製糖生産の展開と日本帝国」(堀和生編、前掲書、70-72頁)。
- 17) 味の素株式会社『味の素沿革史』1952年、7-33頁。
- 18) 『国勢調査報告』(1920年)、『国勢調査最終報告書』(1930年)、『結果報告摘要』(1949年)より集計。
- 19) 原朗「階級構成の新推計」(安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』東京大学出版会、1979年)。
- 20) 内務省衛生局『保健衛生実地調査成績』1929年、137,139,150頁。
- 21) 内務省衛生局『愛媛県越智郡清水村ニ於ケル農村保健衛生状態実地調査報告書』1922年、97頁。
- 22) 協調会『俸給生活者職工生計調査報告 大正十年六月至十一年五月』1925年。
- 23) 産業福利協会『營養食の健康と作業能率に及ぼす影響』1929年、27-38頁。
- 24) 調査対象は、(株)倉共栄製糸所ほか製糸業8工場、名古屋紡績会社新潟工場の紡績業1工場、(株)洲崎工場ほか織物業4工場、理研ピストリング(株)柏崎工場の機械工場1工場の合計14であった。そこから「答申ノ記述二、又ハ数量ニ不明ノ四工場」を除いた10工場の調査がまとめられた。
- 25) 割烹研究会編『四季の御料理』由盛閣書店、1920年、59,60頁。
- 26) その他項目として次の品目が列挙されている。塩、食塩、焼塩、精製塩、鰹節、花鰹、粉鰹、煮干、味出小魚、煎雑魚、削節、揚げ油、種油、胡麻油、ラード、ヘッド、バター、サラダ油、オリーブ油、落花生、味の素、カレー粉、七味蕃椒、芥子、胡椒、芥子粉、山椒、柚子、山葵、ジャム、酒の粕、麴、諸味、明礬(『東京市勤労階級家計調査 昭和七年九月至昭和八年八月』東京市、1934年、11頁)。
- 27) 今田節子「第一次大戦後の恐慌と栄養学の発達」(石川寛子・江原洵子編『近現代の食文化』(株)アイ・ケイコーポレーション、2002年、112-114、120-121頁)。
- 28) 内閣府統計局『家計調査報告 栄養に関する統計表』1931年より集計。
- 29) 内務省社会局社会部『生活標準調査ニ関スル資料』1930年、17-21頁。
- 30) 前掲鉄道省運輸局『塩・砂糖・醤油・味噌ニ関スル調査』21-30頁。
- 31) 同上書、3-55頁。
- 32) 糧友会編『味噌自家醸造法』1936年、2頁。
- 33) 大都市調査統計協議会編『大都市比較統計年表』より集計。
- 34) 前掲鉄道省運輸局『塩・砂糖・醤油・味噌ニ関スル調査』40頁。
- 35) 商工大臣官房課編『工場統計表』(各年版)より集計。
- 36) 前掲鉄道省運輸局『塩・砂糖・醤油・味噌ニ関スル調査』2-30頁。
- 37) 鉄道省運輸局『港湾と鉄道の関係調査』第1輯 1921年、39-40頁。
- 38) 名古屋商工会議所『名古屋商工会議所統計年報』(各年版)より集計。
- 39) 前掲大都市調査統計協議会編『大都市比較統計年表』より集計。
- 40) 市立名古屋商業学校調査部編『名古屋市に於ける小売市場調査』市立名古屋商業学校調査部、1937年、1-3、9、54-59、69、94、125-137頁。

-
- 41) 近代的醸造業と「中小醤油醸造家」の競争は、1920年代後半以降に熾烈となった（前掲長妻廣至「近代醤油醸造業と農村」）。
 - 42) 前掲鉄道省運輸局『港湾と鉄道の関係調書』39-40頁。
 - 43) 武豊町誌編さん委員会編『武豊町誌』武豊町、1979年、540-541頁。
 - 44) 愛知県『愛知県統計書』（各年版）より集計。
 - 45) 知多郡味噌醤油同業組合『知多郡味噌醤油同業組合名簿』1928年。
 - 46) 愛知県味噌醤油工業組合連合会『所属組員名簿』出版年不明。
 - 47) 以下、特に断りのない限り、中定商店相談役中川隆文氏からの聞き取り（2014年11月14日）による。
 - 48) 中川定平『昭和五年一月生引溜味噌受払帳』（中川商店所蔵）。
 - 49) 前掲鉄道省運輸局『塩・砂糖・醤油・味噌ニ関スル調査』4-15頁。
 - 50) 前掲中川定平『昭和五年一月生引溜味噌受払帳』。
 - 51) 前掲愛知県味噌醤油工業組合連合会『所属組員名簿』。
 - 52) 前掲中川定平『昭和五年一月生引溜味噌受払帳』、同『大正十五年度原料品味噌溜受払帳』、同『昭和拾貳年度生引味噌受払帳』（中川商店所蔵）。
 - 53) 愛知県商品陳列所『愛知県の食料品工業』1931年、34-35頁。
 - 54) 前掲鉄道省運輸局『塩・砂糖・醤油・味噌ニ関スル調査』4-15頁。
 - 55) 前掲中川定平『大正十五年度原料品味噌溜受払帳』。
 - 56) 前掲武豊町誌編さん委員会編『武豊町誌』544頁。

本稿の一部は、愛知大学中部地方産業研究所の助成によった。

家計行動にみる酒類消費の変容

——都市における酒の嗜好品化を切り口に——

大島 朋剛

(兵庫県立大学・経済学部)

はじめに

本章は、戦前期日本の酒類消費について、そのマクロ的把握の前提となりうるミクロ的な消費行動の特徴を明らかにすることを課題としている。工業化を経た戦前日本の国民経済が到達点を示したとされる1920～30年代にかけて、いかなる種類の「酒」¹⁾が、いかなる人びと——年齢や階級、所得階層、地域等の別——の間で飲まれるようになったのか、世帯の所得・消費戦略を踏まえつつ、その概観図を描くことが当座の目標となる。

酒類消費に関する研究史を紐解けば、それは経済史的文脈からの研究と民俗学・社会史的文脈からの研究に大別できよう。前者に関連する篠原三代平は、実質食料消費の統計データを整備した上で、戦前日本の酒類消費について「短期の経済変動には敏感だが、長期的には主食の伸び率をさえ下まわっている」とした²⁾。また宮本又郎によれば、1人当たり消費量と飲まれた酒の平均アルコール度が、第一次大戦後から第二次大戦開始前の時期まで共に低下傾向にあったという³⁾。それらはいずれも酒類消費の低成長化ないし減退を論じているともいえる。他方、民俗学・社会史的文脈からの研究は、柳田國男の飲酒論⁴⁾をベースにして進展した。そのなかで青木隆浩は、近代において生じた飲酒の特徴を大量飲酒化にあるとし、それが惹起した社会問題や禁酒運動を検討している⁵⁾。一見すると真逆

とも取れるこれら酒類消費の変化に関する評価には、整合的な説明が求められよう。

酒類消費の特性を分析するにあたり、本稿がその切り口とするのは、酒の日用必需品的性格と嗜好品的性格である。「嗜好品」の定義が「本来は摂取しなくてもよい商品」だとするならば、普通その価格弾力性は大きくなるといわれる⁶⁾。つまりそれが大きいということは、日用必需的商品ではない場合、価格上昇時にその消費量は減少し、安くなれば消費量は増加することを意味する。しかし、煙草のように習慣性や依存性をもつような商品ほどこの弾力性は小さくなる。酒類消費はそのどちらにあたるのかを考慮する必要があるが、嗜好品化が進むほど、それを単なる数量と価格の関係だけで把握することはむずかしくなるだろう。先述の宮本は、「戦前は乏しい家計のなかから酒のためのお金をやりくりしていたようであり、この意味で、酒は贅沢品、高級財であった」としたが、その評価も含めてさらなる検討が必要である⁷⁾。

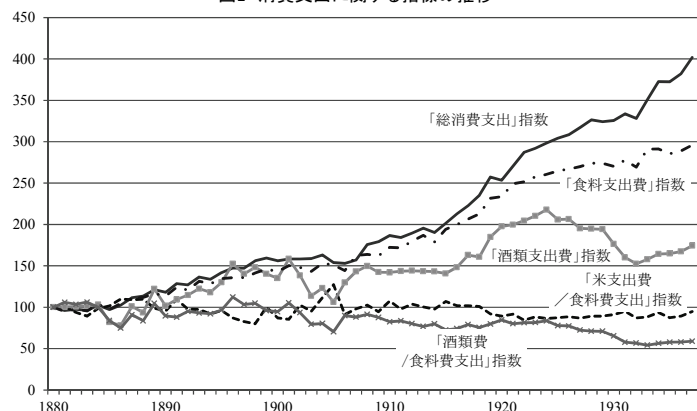
本章の構成は、以下の通りである。第1節では、戦前期日本の酒類消費に関してマクロデータを整理した上で、その転換点を検討する。第2節では、主として戦間期の各種家計調査等を用いつつ、階級別、階層別、都市と農村の別にみる酒類消費特性の把握を試みる。第3節では、酒類消費の実態を規定した諸事情について、供給サイドによる需給調整等を含む市場への対応と、酒類消費に関わる諸政策の性格とその影響の2点から検討される。

1 戦前期日本における酒類国内市場の展開

(1) 個人消費支出額でみる酒類支出の推移

図1は、国民経済単位でみた各消費支出について、実質額をベースに1880年を100とした指標の推移を表したグラフである。「総消費支出」指数と「食料支出費」指数は、戦前期を通じてほぼ一貫した上昇傾向を示していたが、1920年代以降になると「食料支出費」指数の伸びが相対的に鈍くなっている。つまり、総支出に占め

図1 消費支出に関する指標の推移



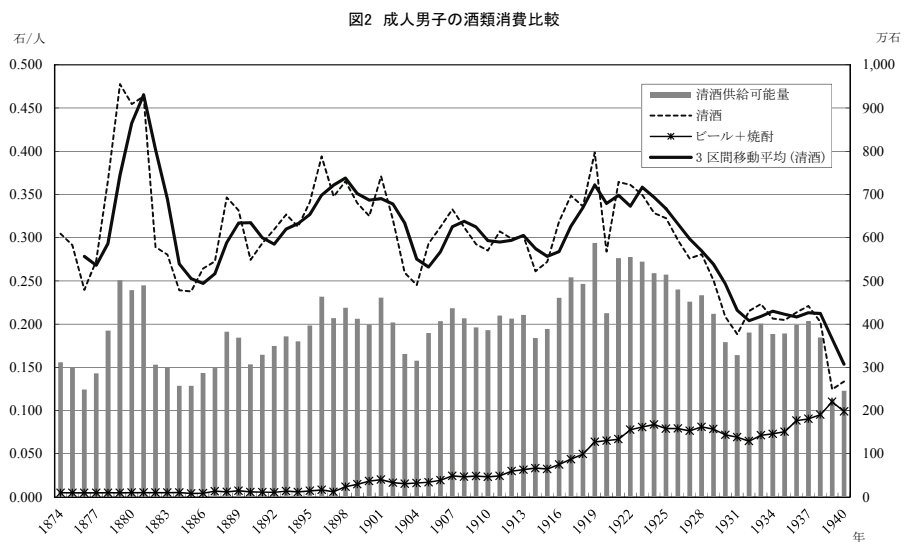
出所：篠原三代平『長期経済統計6 個人消費支出』（東洋経済新報社、1967年）より作成。
 注1：各指標は、1880年を100とした指数であり、1934～36年を100とした実質額から作成された。
 注2：実質食料消費支出が「酒類・茶」で区分される点については、酒類（清酒、しょうちゅう、ビール、その他酒類）と製茶のバランスシートに示される各年の国内消費額の比率を求め、酒類支出分を抽出した。

る食料費の割合が長期的に低下するなかで、1920年代以降その割合はより大きくなったといえる。それに対し、「酒類支出費」指数は、短期的な変動をともしつつ1920年代前半まで上昇トレンドにあったが、その後一転して1930年代初めまでの間に大きく減少した。また「米支出費／食料費支出」指数が長期的には100前後で大きくは変わらずに推移したのに対し、「酒類費支出／食料費支出」指数は、20世紀になって以降1930年代初めまでの間に約半分の水準までに低下していることが注目される。

以上から、支出全体に占める食費の割合が小さくなるなかで、さらにその食費に占める酒類費が減少しているということが読み取れるが、それでは果たして人びとは酒を飲まなくなったといえるのだろうか。

(2) 飲酒量と1人当たり消費量の関係

図2は、全国の清酒造石量と成人男子人口1人当たりの造石量の推移を示している。後者について、これを仮に人口1人当たり消費量とするならば、清酒需要の動向は1880年前後のきわめて早い時期にピークをむかえ、その水準が戦前期を通じたほぼ上限であったことが確認できる⁸⁾。ただしこの時期の急増には、濁酒に程近いような品質の「清酒」も相当分含まれていたと考えるのが自然であり、注目すべきは各地における酒造改良が進展した明治中期以降の動向である。1890年代から1920年前後までの期間の1人当たり消費量は、3カ年平均で約0.25～0.35石の間を振幅しつつ推移していた。四斗樽にはかつて3



出所：清酒供給可能量については、小野藤介編輯『清酒醸造法実験説 第三巻』40-44頁、『日本帝国統計年鑑』、『大蔵省主税局統計年報』を使用。
ビールと焼酎の供給可能量は藤原三代平『長期経済統計10 鉱工業』（東洋経済新報社、1972年）、成人男子人口は梅村文次（梅）『長期経済統計2 労働力』（東洋経済新報社、1988年）によった。

備考：小野藤介、上掲書によるデータは、富山県（1875～81年）、福井県（1876～79年）、鳥取県（1876～80年）、徳島県（1876～80年）、佐賀県（1875～81年）、宮崎県（1876～81年）について括弧内の年次の数値が欠落している。そのため、同期間中の実際の造石量の数値は、グラフよりもやや大きくなる。

斗 6 升 (=0.36 石) の清酒が詰められていたが、それは 1 人で毎日 1 合ずつ飲んでちょうど 1 年分の量でもある⁹⁾。したがって、1 年間で 0.35 石/人の飲酒量は必ずしも少なくない。

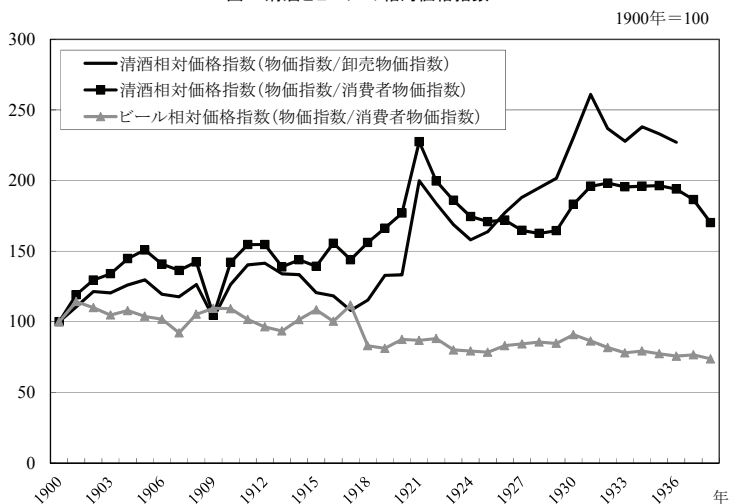
明治期以降に 1 人当たり飲酒量が増大した可能性については、既存研究でも飲酒習慣の変化という視点から言及されてきた¹⁰⁾。すなわち、幕末期には酒造家により造られる比較的長期保存の利く清酒が政策上の制限を受ける一方で、農家で造られる自家用濁酒も季節と賞味期限による制約を受けるという状況を受け入れざるを得なかった消費者は、明治期以降の営業の自由化や生産制限の撤廃による（より日持ちのする）清酒の増産と個人消費支出の増大とにより、一年中清酒を飲むことが可能な「ほとんど毎日の晴」である環境を獲得したという理解である。ビール・焼酎の 1 人当たり消費量も 1920 年代半ばまで増え続けていたことから（図 2）、酒類消費全体でみれば飲酒量（もしくは飲酒機会）の増加を強調することも可能である。無論そこには、柳田のいう、新時代・明治における「社交」の発現により町を中心に酒飲みが増加したという事情も、自家用酒製造の禁止や家庭内における独酌の増加とともに、飲酒習慣の変化として考慮されるべきである。

しかし、1920 年代前半以降になると酒類需要は減少傾向に転じることとなった。図 2 をみると、1920 年代前半から 1930 年代前半にかけて、清酒の 1 人当たり消費量は 0.15 石以上減少し、ビールと焼酎をあわせた 1 人当たり消費量もほぼ横ばいか僅かながら減少している¹¹⁾。この需要減少の要因の 1 つに考えられるのは、酒税増徴による相対酒価の上昇である。例えば清酒に対する造石税は、1920 年代に入り税率の引上げ率の高さが顕著であり、1920 年には 1 石当たり 10 円増、1927 年には同 7 円増大して、1917 年からの 10 年間で 2 倍の 1 石当たり 40 円と

なった。宮本によれば、戦前期の酒消費は個人消費支出よりも相対酒価に敏感な反応を示したという¹²⁾。1920 年以降の清酒需要減退もまた、大幅な増税にともなう価格上昇の影響が大きかったとも考えられる。

価格との関連でいえば、酒類全体の消費における構成の変化、つまり清酒需要の減少と焼酎

図3 清酒とビールの相対価格指数



出所：大川一司、篠原三代平、梅村又次編『長期経済統計8 物価』（東洋経済新報社、1967年）135-149頁より算出・作成。中村氏試算数値は、中村隆英「酒造業の数量史」の付表より作成。
備考：相対価格指数は、それぞれの物価指数を消費者物価指数で除したものに100を乗じて算出。
中村氏による数値は、清酒相対価格指数を卸売物価指数により除したものに100を乗じている。

やビールの需要増大にも考慮する必要があるだろう。酒類生産の構成比ではあるが、1900年には焼酎やビールに対して清酒が92.9%と圧倒していたのが、1930年にそれは76.9%まで縮小している。そこで、清酒とビールの関係について図3をみると、1900年を100としたそれぞれの相対価格指数は、その後清酒が常に100以上で推移したのに対し、ビールは1910年代末期以降100を下回り続けたことがわかる。ビール産業においては、20世紀に入り、札幌、日本、大阪朝日の大合同で大日本麦酒(株)が誕生するなど、資本集中の進展とともに大規模生産体制が構築されてコストダウンが進んだ一方、1920年代には寡占体制の動揺から各社間で熾烈な価格競争が繰り広げられた¹³⁾。結果、ビールの相対価格が引き下げられ、清酒に対するその価格競争力も少しずつ高まったのである。

以上の検討から、戦前期日本の酒類消費の転換点は1920年前後にあったことが確認された。1920年頃までの清酒需要が伸びた要因としては、まず人口1人当たり消費量の増大が想定された。ただし、飲酒人口拡大の可能性を考慮すると、統計上からはそれらを明確に区別することは難しい。そのギャップを埋めるには質的な情報——おそらく平均値では計りきれないような部分(酒の飲み方の変化であるとか、密造酒の存在、流通の変化など)——まで考慮に入れる必要がある。また、1920年代以降の酒類需要の減少が酒価の高騰に反応したとするならば、それは消費者にとっての酒が日用品から嗜好品としての性格をより強めた可能性も考えられよう。そこで次節では、特に需要減退期における酒類消費の動向について、家計の視点から考察してみよう。

2 家計調査等の諸統計にみる酒類の消費特性

(1) 『家計調査報告』(内閣統計局、1926年および1931-40年)

はじめに、内閣統計局『家計調査報告』を用いて全体の傾向と推移について確認しておこう。表1は、1926年の給料生活者および労働者について収入階層別でみた飲食物、嗜好品、酒類に対する支出の概観である。最下層である60円未満層から階層が上がるにした

表1 1926年『家計調査報告』にみる酒類消費(1)

単位:世帯、円

	総数	50円 -60円	60円 -80円	80円 -100円	100円 -120円	120円 -140円	140円 -160円	160円 -180円	180円 -200円	200円 以上
世帯総数	4,785	200	733	1,223	912	688	405	249	178	197
支出総額	102.23	52.59	67.96	83.04	99.42	115.54	130.79	148.57	162.94	193.56
飲食物費	37.74	26.25	29.80	33.92	37.04	40.92	44.79	48.24	49.70	56.21
嗜好品費	6.90	3.84	4.78	5.97	6.63	7.65	8.91	9.49	10.20	12.06
酒類費	2.37	1.56	1.73	2.21	2.35	2.68	3.06	2.94	2.82	3.06
飲食物 /支出総額	36.9%	49.9%	43.8%	40.8%	37.3%	35.4%	34.2%	32.5%	30.5%	29.0%
嗜好品費 /飲食物費	18.3%	14.6%	16.0%	17.6%	17.9%	18.7%	19.9%	19.7%	20.5%	21.5%
酒類費 /嗜好品費	34.3%	40.6%	36.2%	37.0%	35.4%	35.0%	34.3%	31.0%	27.6%	25.4%

出所:内閣統計局『家計調査報告』(第二～四巻)より作成。

がって、支出総額に占める飲食物費の構成比は小さくなり、飲食物費に占める嗜好品費のそれは増大している。「酒類費／嗜好品費」は、60 円未満層で 40.6%と最も高く、逆に 200 円以上層では 25.4%と最も低い数値となっている。また、支出全体のうち酒類が占める比率は、100 円未満層で 2.5%以上なのに対し、180 円以上層では 1.8%未満であった。つまり、低所得層ほど支出全体に対する飲食物への出費は増える一方で嗜好品への支出は抑えられるが、嗜好品でも酒類分は大きくなる傾向がみられる。

以上について、給料生活者と労働者に分け、それに農業者に関するデータを並置したのが表 2 である。給料生活者と労働者との比較から、後者の方が支出全体のうち飲食物費にまわす分がより多い一方で飲食物費に占める嗜好品費は少ないことと、支出総額、飲食物費、嗜好品費それぞれにおける酒類費の構成比は給料生活者の方がより小さかったことが分かる。他方農業者は、給料生活者や労働者に比べて支出全体に占める飲食物費の比率が大きく、逆に飲食物費に占める嗜好品費は小さい。ただし、「酒類費／嗜好品費」では給料生活者 25.7%、労働者 39.3%に対し、農業者が 43.9%ととても大きかった。

次に、1931～40 年に実施された家計調査の結果について同様に比較してみよう。表 3 は、本書巻末のデータ¹⁴⁾を用いて 1931・33・35・37 年の酒類消費の推移を表している。まず、恐慌からの回復過程で支出総額に占める飲食物費の比率が次第に拡大していったのとは対照的に、総数、給料生活者、労働者のそれぞれについて、「支出総額」、「嗜好品費」、「飲食物費」に対する酒類費比率は縮小していたことが分かる。しかし、1931～37 年の「嗜好品費／飲食物費」および「酒類費／嗜好品費」の縮小度合を計ると、給料生活者がそれぞれ▲18.1%、▲17.9%であったのに対し、労働者は▲22.6%、▲11.0%であった。つまり以上からは、1930 年代には、給料生活者、労働者ともに家計における食費の比重を高めた一方で酒を含む嗜好品は縮小させていったことと、労働者の方が相対的に嗜好品費を削ったが、そのなかで酒類分の削減度合は小さかったことの 2 点を指摘できる¹⁵⁾。

表 2 1926 年『家計調査報告』にみる酒類消費 (2)

単位: 世帯、人、円

	給料生活者	労働者	農業者
世帯数	1,575	3,210	670
1世帯平均	4.17	4.21	5.83
支出総額	124.34	91.38	96.39
飲食物費	40.61	36.33	44.01
嗜好品費	7.70	6.51	4.33
酒類費	1.98	2.56	1.90
酒類費 / 支出総額	1.6%	2.8%	2.0%
酒類費 / 嗜好品費	25.7%	39.3%	43.9%
酒類費 / 飲食物費	4.9%	7.0%	4.3%
飲食物 / 支出総額	32.7%	39.8%	45.7%
嗜好品費 / 飲食物費	19.0%	17.9%	9.8%

出所: 内閣統計局『家計調査報告』(第二～四巻)より作成。

表 3 『家計調査報告』にみる酒類消費 (1931～37 年)

		酒類費			飲食物費 / 支出総額	嗜好品費 / 飲食物費
		/ 支出総額	/ 飲食物費	/ 嗜好品費		
総数	1931	2.0%	5.9%	24.9%	34.1%	23.8%
	1933	1.8%	5.3%	24.0%	34.1%	22.1%
	1935	1.7%	4.6%	23.6%	37.6%	19.5%
	1937	1.6%	4.0%	21.5%	38.7%	18.8%
給料生活者	1931	1.6%	4.9%	20.4%	31.9%	24.1%
	1933	1.3%	4.1%	18.7%	31.2%	22.1%
	1935	1.3%	3.7%	18.4%	34.4%	20.3%
	1937	1.2%	3.3%	16.8%	35.8%	19.8%
労働者	1931	2.3%	6.4%	27.2%	35.3%	23.6%
	1933	2.1%	5.9%	26.9%	35.9%	22.1%
	1935	2.0%	5.0%	26.3%	39.5%	19.1%
	1937	1.8%	4.4%	24.2%	40.4%	18.3%

出所: 内閣統計局『家計調査報告』(各年度版)より作成。

(2) 『給料生活者の家計調査』¹⁶⁾ (大阪市社会部労働課、1934 年)『家計簿より観たる労働者の消費量』¹⁷⁾ (大阪市社会部労務課、1933 年)

続いて、1932～33 年に実施された大阪市による調査結果を用いて、給料生活者に限定した酒類消費の特性を検討する。表 4 より銀行会社員と公職員（官公吏、教職員、巡査・消防手）とを比較すると、実支出総額や飲食物費、嗜好品費のそれぞれに占める酒類費の比率は、僅かではあるが前者の方が後者よりも高かった。しかし、公職員についてその内訳をみると、「巡査、消防手」の「酒類費/実支出総額」（2.8%）、「酒類費/飲食物費」（8.0%）、

表4 給料生活者の一世帯一ヶ月平均支出にみる酒類消費（1932-33年調査）

単位:円

	総平均	銀行 会社員	公職員			
			平均	官公吏	教職員	巡査、 消防手
総支出額	169.56	175.91	155.55	143.24	183.28	150.60
実支出総額…①	87.36	89.91	81.71	79.14	90.58	75.76
飲食物費…②	29.11	30.18	26.75	26.29	27.85	26.47
嗜好品費…③	6.94	7.35	6.06	5.79	6.30	6.53
酒類費…④	1.74	1.90	1.39	1.19	1.36	2.11
④/①	2.0%	2.1%	1.7%	1.5%	1.5%	2.8%
④/②	6.0%	6.3%	5.2%	4.5%	4.9%	8.0%
④/③	25.1%	25.9%	22.9%	20.6%	21.6%	32.3%

出所: 大阪市社会部労働課『給料生活者の家計調査』(1934年)より作成。

「酒類費/嗜好品費」（32.3%）は、官公吏（1.5%、4.5%、20.6%）や教職員（1.5%、4.9%、21.6%）といった他の公職員のみならず、銀行会社員（2.1%、6.3%、25.9%）をも上回っている。おそらくこれは、デスクワークを中心とする他の給料生活者に比べて、相対的に体力仕事が多いであろう巡査、消防手の方が、その疲れを癒すとい

う意味においてより酒類を消費する傾向にあったことを示しているのではなかろうか。

この点を補強しうるのが、ほぼ同時期に大阪市の労働者世帯を対象として実施された家計調査の数値である。1ヶ月の1世帯平均消費総額 67.9 円のうち、39.7%が飲食物費として使用され、その 25.4%が嗜好品費に回されている。また、支出総額、飲食物費、嗜好品費のそれぞれに占める酒類費は、2.9%、7.4%、29.0%というように、やはり先述のホワイトカラー層を上回っているのである。すると、以上のような傾向は、職業の違いによる栄養摂取のあり方に少なからず規定されていたとも考えられる。

(3) 『家計調査報告 栄養に関する統計表』(内閣統計局、1931 年)

表 5 は、給料生活者（官公吏、銀行会社員、教師、巡査）と労働者（工場、鉱山、交通、日傭）、農業者（自作農、自作兼小作農、小作農）の 1 日 1 消費単位でみた食物の種類別摂取量、栄養素別摂取量、摂取カロリーをまとめたものである。

まず「米麦及代用食」についてみると、給料生活者の摂取量は最も少なく、全体に占める比率が 41.6%、逆に農業者の摂取量は最も多くて全体中 49.7%であった。これは炭水化物の摂取量の多寡とも連動する。次に「魚介類」「肉類」「鶏卵類」で比較すると、それらの合計摂取量は、給料生活者が 99 g、労働者 88 g、農業者 55 g であり、それぞれの構

表5 職業別栄養摂取量(1日1消費単位平均)

単位:グラム、カロリー													
		世帯数	1世帯平均		総数	米麦及 代用食	魚介類	肉類	鶏卵類	豆及 蔬菜類	酒類	菓子 果物類	総数
			実人員	消費単位									
給料生活者	総数	1574	4.03	3.01	1243	517	79	9	11	266	27	116	612
					100%	41.6%	6.4%	0.7%	0.9%	21.4%	2.2%	9.3%	100.0%
	官公吏	640	4.01	3.02	1247	511	81	8	10	277	28	117	604
					100%	41.0%	6.5%	0.6%	0.8%	22.2%	2.2%	9.4%	100.0%
	銀行会社員	381	3.97	2.94	1266	522	82	10	13	272	28	122	623
					100%	41.2%	6.5%	0.8%	1.0%	21.5%	2.2%	9.6%	100.0%
教師	293	4.47	3.33	1226	511	76	10	12	260	20	123	615	
				100%	41.7%	6.2%	0.8%	1.0%	21.2%	1.6%	10.0%	100.0%	
巡査	260	3.71	2.75	1214	534	74	8	7	251	29	96	6609	
				100%	44.0%	6.1%	0.7%	0.6%	20.7%	2.4%	7.9%	100.0%	
労働者	総数	3210	4.05	3.00	1262	568	75	7	6	260	38	86	642
					100%	45.0%	5.9%	0.6%	0.5%	20.6%	3.0%	6.8%	100.0%
	工場労働者	2028	4.02	2.98	1236	554	75	7	6	252	33	88	624
					100%	44.8%	6.1%	0.6%	0.5%	20.4%	2.7%	7.1%	100.0%
	鉱山労働者	447	4.45	3.27	1483	629	87	6	4	336	62	79	746
					100%	42.4%	5.9%	0.4%	0.3%	22.7%	4.2%	5.3%	100.0%
交通労働者	416	3.68	2.67	1226	545	69	8	8	259	35	97	621	
				100%	44.5%	5.6%	0.7%	0.7%	21.1%	2.9%	7.9%	100.0%	
日雇労働者	319	4.26	3.22	1135	586	64	7	4	202	37	65	619	
				100%	51.6%	5.6%	0.6%	0.4%	17.8%	3.3%	5.7%	100.0%	
農業者	総数	670	5.84	4.63	1468	730	49	3	3	371	27	60	811
					100%	49.7%	3.3%	0.2%	0.2%	25.3%	1.8%	4.1%	100.0%
	自作農	132	5.93	4.74	1492	737	46	3	4	394	28	61	818
					100%	49.4%	3.1%	0.2%	0.3%	26.4%	1.9%	4.1%	100.0%
	自作兼小作農	330	5.96	4.73	1471	725	48	3	3	366	27	67	813
				100%	49.3%	3.3%	0.2%	0.2%	24.9%	1.8%	4.6%	100.0%	
小作農	208	5.61	4.41	1444	733	52	2	1	363	26	49	803	
				100%	50.8%	3.6%	0.1%	0.1%	25.1%	1.8%	3.4%	100.0%	

		蛋白質			脂肪	炭水 化物	カロリー
		総数	動物性	植物性			
給料生活者	総数	68	21	47	22	493	2506
		11.1%	3.4%	7.7%	3.6%	80.6%	
	官公吏	68	21	47	22	488	2487
		11.3%	3.5%	7.8%	3.6%	80.8%	
	銀行会社員	70	23	47	24	502	2564
		11.2%	3.7%	7.5%	3.9%	80.6%	
労働者	教師	68	21	47	22	489	2486
		11.1%	3.4%	7.6%	3.6%	79.5%	
	巡査	66	19	47	20	496	2494
		10.8%	3.1%	7.7%	3.3%	81.4%	
	総数	72	20	52	20	521	2614
		11.2%	3.1%	8.1%	3.1%	81.2%	
労働者	工場労働者	68	19	49	20	508	2549
		10.9%	3.0%	7.9%	3.2%	81.4%	
	鉱山労働者	97	23	74	19	589	2992
		13.0%	3.1%	9.9%	2.5%	79.0%	
	交通労働者	67	19	48	20	508	2546
		10.8%	3.1%	7.7%	3.2%	81.8%	
農業者	日雇労働者	63	17	46	18	514	2532
		10.2%	2.7%	7.4%	2.9%	83.0%	
	総数	98	13	85	18	658	3265
		12.1%	1.6%	10.5%	2.2%	81.1%	
	自作農	98	13	85	17	667	3294
		12.0%	1.6%	10.4%	2.1%	81.5%	
農業者	自作兼小作農	100	13	87	18	657	3273
		12.3%	1.6%	10.7%	2.2%	80.8%	
	小作農	96	13	83	17	654	3233
		12.0%	1.6%	10.3%	2.1%	81.4%	

出所:内閣統計局『家計調査報告 栄養に関する統計表』(1931年)より作成。

成比も8.0%、7.0%、3.7%と差がついた。また表出していないが、給料生活者の高所得者層ほど鶏卵の摂取量が多い。一方、「豆及蔬菜類」の摂取は農業者(371グラム、25.3%)が給料生活者(266グラム、21.4%)、労働者(260グラム、20.6%)を抑えて最多であった。こうした食物摂取の違いは、給料生活者や労働者による動物性蛋白質摂取量の多さや農業者の脂肪摂取量の少なさに結びついている。

そして、酒類の摂取量については労働者(38グラム、3.0%)が給料生活者(27グラム、2.2%)や農業者(27グラム、1.8%)に比べて最も多い。そのなかでも鉱山労働者の酒類摂取量は、労

働者平均の約 1.6 倍となる 62 ㉔ (4.2%) で特筆すべき数字であり、労働者の平均値を引き上げている。酒類と同じ嗜好品に分類される「菓子果物類」の摂取量は給料生活者が多く、特に官公吏・銀行会社員・教師はそれぞれその平均値 (116 ㉔、9.3%) を超えたのに対し、農業者はその約半分程度の水準にとどまる。

こうした結果は、本節第 1 項でみた給料生活者の対飲食物・嗜好品支出比率の高さや農業者の対嗜好品・酒類支出比率の高さにも通じる部分がある。ただし農業者の酒類摂取量の絶対値が給料生活者とさほど変わらない (過少にカウントされすぎているのではないか) という点については、再度検討が必要となろう。おそらくその際に重要な鍵となるのは、摂取カロリーの大きさである。農業者全体の平均摂取カロリーは 3,265kcal で、給料生活者の 2,506kcal、労働者の 2,614kcal をそれぞれ大きく上回っている。また、労働者のなかでも鉱山労働者の摂取カロリーは 2,992kcal であったことから、とりわけ重労働を強いられる職種ほどその数値は大きかったととれる。摂取カロリーとは消費カロリーの裏返しとなって現れるはずであり、毎日の作業が体力を要する仕事であるほど増大すると考えられる。アルコールは効率の良いカロリー摂取食品であるといわれるが、もしそうであるならば、酒類摂取量でみる鉱山労働者の多さと農業労働者の少なさの間にはいかなる説明が可能であろうか。この点について、炭鉱労働者と農業者とに分けて検討してみよう。

(4) 『炭礦鑛夫家計調査』(社会局鑛業労働事情調査会、1925 年 4 月～6 月施行)

炭鉱鉱夫に関して、1 ヶ月の 1 世帯当たり酒類消費についてまとめたのが、表 6 および表 7 である。両表で調査対象となっている鉱山は異なる部分もあるが、各食物の支出額や構成比などは概ね同様の傾向を示しているといつてよからう。いずれの地域においても総支出額のうち約半分は飲食物に費やされ、そのうちの約 15～20% が嗜好品費である。そして、嗜好品費のうち 5 割前後という高い水準で酒類費が占めているのである。これらのことから、炭鉱や鉱山による地域別差異はほとんどなかったといえよう¹⁸⁾。しかし表 6 から

表 6 炭鉱鉱夫の酒類消費 (1)

單位:円														
	總支出	飲食物費								飲食物費 /總支出	嗜好品 /飲食物 費	酒類 /總支出	酒類費 /嗜好品計	米麦 /食費
		總計	米麦	野菜	肉・ 魚介類	嗜好品								
						計	酒類	煙草	間食費					
採炭夫	82.80	40.05	21.77	3.79	4.53	6.31	3.71	0.89	1.71	48.4%	15.8%	4.48%	58.8%	54.4%
運搬夫	66.64	34.52	19.95	3.28	3.42	4.84	2.74	0.83	1.27	51.8%	14.0%	4.11%	56.6%	57.8%
職工	76.05	36.38	20.69	3.24	3.78	5.16	2.55	1.05	1.56	47.8%	14.2%	3.35%	49.4%	56.9%
合計	77.08	37.68	21.03	3.51	4.05	5.62	3.14	0.92	1.56	48.9%	14.9%	4.07%	55.9%	55.8%
札幌	84.29	41.07	22.41	2.95	4.29	7.48	3.80	0.86	2.82	48.7%	18.2%	4.51%	50.8%	54.6%
仙台	78.67	42.15	22.16	4.33	4.17	6.84	3.85	1.06	1.93	53.6%	16.2%	4.89%	56.3%	52.6%
福岡	73.69	34.69	20.07	3.42	3.92	4.45	2.62	0.89	0.94	47.1%	12.8%	3.56%	58.9%	57.9%

出所: 社会局鑛業労働事情調査会編『炭礦鑛夫家計調査』(産業福利協会、1926年)より作成。

備考: 各鉱山監督局管内に含まれる炭礦、鑛業所は次の通りである。

札幌鉱山監督局管内: 夕張炭礦、奔別炭礦、芦別炭礦、美瑛鑛業所、砂川鑛業所

仙台鉱山監督局管内: 湯本鑛業所、入山炭礦第五坑、内郷炭礦

福岡鉱山監督局管内: 明治炭礦、目尾炭礦、田川鑛業所、大之浦炭礦、大瀬炭礦、海軍燃料廠採炭部、杵島炭礦、相地炭礦、芳雄炭礦、二瀬炭礦、沖ノ山炭礦、三池炭礦、東見初炭礦、鯉田炭礦

表7 炭鉱鉱夫の酒類消費(2)

単位:円

	世帯数	実人員	消費単位	実支出 総額	飲食物費	嗜好品費	酒類費	飲食物費 /支出総額	嗜好品 /飲食物	酒類 /支出総額	酒類 /嗜好品
夕張	84	4.31	3.25	70.39	33.82	6.11	2.74	48.0%	18.1%	3.9%	44.8%
磐城	82	4.91	3.63	78.30	38.76	7.44	3.18	49.5%	19.2%	4.1%	42.7%
足尾	103	4.49	3.30	75.42	38.43	7.52	2.94	51.0%	19.6%	3.9%	39.1%
別子	92	4.21	3.08	77.23	34.96	6.97	3.32	45.3%	19.9%	4.3%	47.6%
筑豊	86	4.55	3.52	67.42	32.79	4.83	2.05	48.6%	14.7%	3.0%	42.4%

出所:内閣統計局『家計調査報告 第二巻 給料生活者及労働者の部』(1929年刊)より作成。

は、採炭夫及び運搬夫の方が職工よりも総支出や嗜好品支出に占める酒類費の比率が大きかったことを読み取ることができる。すなわち、同じ炭鉱労働者でもその職掌の違い（重労働か否か）が酒類消費の大きさを左右していたといえるのである。また表出はしていないが、「酒類費/全支出」は60～90円の階級で4.7%、90円以上の階級で3.6%というように、炭鉱鉱夫たちには収入が少ないからといって酒類費を節約するのではなく、却ってその割合を増やすという特徴も見られた¹⁹⁾。彼らは極力諸費を節約してまでも酒を飲み、肉魚介類や野菜、味噌、漬物等よりも米麦類を食べていたのである。

(5) 『家計調査報告 第四巻 農業者の部』(1926年9月～27年8月調査)

『農村生活の調査』(1930年～31年調査)²⁰⁾

一方、農業者の酒類消費に関しては、給料生活者や労働者に比べて「嗜好品費/飲食物費」が小さかった反面、「酒類費/嗜好品費」は大きかったことと、栄養摂取量の面では酒類摂取の絶対量が給料生活者と同等であったことをすでに確認している。表8では、さらに自

表8 農業者の酒類消費(1ヶ月1世帯平均、1926年)

単位:円

		支出総額	飲食物費	嗜好品費	酒類費	酒 /支出総額	酒 /飲食物費	飲食物 /支出総額	嗜好品 /飲食物費	酒 /嗜好品
全国	総数	96.39	44.01	4.33	1.90	2.0%	4.3%	45.7%	9.8%	43.9%
	自作農	109.66	45.97	4.81	2.10	1.9%	4.6%	41.9%	10.5%	43.7%
	自小作	100.63	44.87	4.43	1.89	1.9%	4.2%	44.6%	9.9%	42.7%
	小作農	81.26	41.40	3.88	1.79	2.2%	4.3%	50.9%	9.4%	46.1%
	-60	59.79	30.03	2.85	1.23	2.1%	4.1%	50.2%	9.5%	43.2%
	-80	75.81	38.58	3.57	1.50	2.0%	3.9%	50.9%	9.3%	42.0%
	-100	93.05	43.39	4.38	1.89	2.0%	4.4%	46.6%	10.1%	43.2%
	-120	107.67	48.82	4.59	2.04	1.9%	4.2%	45.3%	9.4%	44.4%
	-140	126.28	54.53	5.01	2.36	1.9%	4.3%	43.2%	9.2%	47.1%
	-160	138.88	55.94	6.13	2.69	1.9%	4.8%	40.3%	11.0%	43.9%
	-180	140.09	57.49	6.61	3.16	2.3%	5.5%	41.0%	11.5%	47.8%
	-200	139.32	51.28	5.45	2.16	1.6%	4.2%	36.8%	10.6%	39.6%
	200-	169.48	61.42	7.82	3.26	1.9%	5.3%	36.2%	12.7%	41.7%
山形	総数	111.61	55.84	4.31	2.23	2.0%	4.0%	50.0%	7.7%	51.7%
埼玉	総数	113.13	49.13	5.21	2.11	1.9%	4.3%	43.4%	10.6%	40.5%
新潟	総数	92.25	44.91	3.69	1.41	1.5%	3.1%	48.7%	8.2%	38.2%
長野	総数	96.90	44.52	6.03	2.37	2.4%	5.3%	45.9%	13.5%	39.3%
愛知	総数	86.32	35.90	3.55	1.15	1.3%	3.2%	41.6%	9.9%	32.4%
兵庫	総数	100.65	43.27	3.85	1.66	1.6%	3.8%	43.0%	8.9%	43.1%
広島	総数	81.15	38.94	4.12	2.39	2.9%	6.1%	48.0%	10.6%	58.0%
愛媛	総数	89.49	39.58	4.65	2.12	2.4%	5.4%	44.2%	11.7%	45.6%
福岡	総数	98.79	44.80	3.38	1.31	1.3%	2.9%	45.3%	7.5%	38.8%

出所:内閣統計局『家計調査報告』(第四巻)より作成。

作農・自作兼小作農・小作農の別、所得階級別、地域別による比較を試みた。全体では、所得が多くなるほど支出に占める飲食物費の割合が減り、逆に飲食物費に占める嗜好品比率が増えるという一般的な傾向がみられるものの、「酒類費/嗜好品費」による差は認められなかった。ただし、酒類への支出額そのものの増加は所得水準の高さに比例しており、小作農<自作兼小作農<自作農の順であった。

前掲表5において、農業者の1日平均摂取カロリーは3,200kcal前後で給料生活者や労働者の各平均値に比べて多かったことをすでに確認したが、自作農や自作兼小作農、小作農の間に大きな差はみられない。ところで、1日1反歩を手労働で起こす際にかかるエネルギーは1万kcalほどで、それを補給するには少なくとも米2升分を必要としたというので、人間の消化器官への負担を考えれば酒は優良な食品であった²¹⁾。明治2、30年代の乾田馬耕時代以前と考えられる時代には、朝3時に起きて昼前の11時頃までには仕事を終え、その後「ドブコク」を飲んで寝るという東北の農民の暮らしぶりも存在した²²⁾。両大戦間期の時代にもなれば農作業の効率化も進展していたと考えられるが、それが重労働であったことに変わりはなく、エネルギー補給を目的とした酒の必要性もまた変わらなかったのではないか。

確かに、1898（明治32）年の自家用酒製造禁止によって、農家でも酒を購入せざるを得ない状況にはあったが、その後も「奥州の最も貧しい田舎、もしくは山陰の、ことに引込んだ山の村」²³⁾では密造者の摘発が絶えなかった。秋田県は最も密造検挙数が多かったことで知られるが、その北東端に位置し、近くに尾去沢、小坂、花輪といった鉾山を抱える鹿角郡の農家では、「現金収入が少なく清酒を買えないため、ほとんどの家でクダケ米と麴で濁酒を作っていた」²⁴⁾とされる。自家用の濁酒を製造することによって、農家家計における酒類購入費は減少し、他方でそれは飯米用支出に置き換えられていたとも見做せるのである。また自家用ではなく販売用として低価格の濁酒が流通していたことも当該期の変化であり²⁵⁾、それは農村における酒類支出の節約に一役買っていたといえよう。

ただし、秋田のような事例が全ての農家に当てはまるわけではもちろんない。再度表8により地域別で比較すると、例えば支出全体に占める酒類支出比率は、最小の1.3%（愛

知県や福岡県）に対し最大

は2.9%（広島県）という

ように2倍以上の開きが

みてとれる。表9からは、

わずかではあるものの山

形、新潟の小作農にビール

の購入が確認される。また

焼酎の消費については小

表9 地域別でみた農村の酒類消費（1930～31年）

単位：円

	山形、新潟			埼玉		
	自作	自作小	小作	自作	自作小	小作
1戸当たり清酒消費量/月(升)	3.59	2.62	1.66	1.75	1.66	1.88
1戸当たり清酒消費額/月	3.77	2.76	1.75	1.87	1.78	2.01
焼酎購入量(升)	1.21	2.58	2.05	2.78	1.91	0.59
焼酎購入額	1.52	3.14	2.64	2.67	1.82	0.51
ビール購入量(本)	2.1	0.4	0.5	3.00	0.6	---
ビール購入額	0.95	0.21	0.21	1.29	0.24	---

出所：東京帝国大学農学部農政学研究室『農村生活の調査』（岩波書店、1933年）より作成。

備考：焼酎及びビールには、現実には酒を購入した自作、自作小、小作、其の他の平均値を示す。

ただし、それが1年間の購入なのか、1か月間の購入なのかについては、具体的記載がない。

数値からは、おそらく年間購入額を示していると思われる。

作農が最も少ない埼玉に比べ、山形、新潟では自作農が最も少ない²⁶⁾。農村における酒類消費のあり方については、先の自家用濁酒製造問題以外にも、例えば平均耕作面積や農業機械の導入により農業者の労働負担量が低下したところでは飲酒量が少なくなるなどの様々な要因により、地域差が発生したものと考えられる。

以上、主に家計調査の統計から職業別の酒類消費の動向を探った結果、指摘しうるのは次の点である。まず、家計消費に占める酒類支出は、労働内容別に必要とされるカロリーが大きくなるほど増大した。また、ホワイトカラー層を中心とする都市生活者ほど食事による栄養摂取の選択肢が拡大したため、彼らにとって酒の日用必需的性格は農村生活者に比べて弱まったといえよう。

3 酒類消費を規定した諸事情の検討

(1) 供給者による需給調整の可能性

1920年代以降酒類消費の実態が変化するなかで、メーカーや流通業者は如何にして市場への対応を図ったのであろうか。本節では、供給者側の構造再編の可能性まで含めて、高級酒の生産・販売に乗り出した清酒の大手ブランドの事例を用いながら検討する。

都市で消費される酒は、バーやカフェーといった洋酒も提供する酒場の広がりもあって多様化した²⁷⁾。また外出先ではなく比較的家で酒を飲むことが多かったと考えられる労働者たちの間でも、1930年前後にはすでにビールの飲酒が一般化していたと思われる。大阪市の調査ではあるが、特に夏場の都市労働者によるビール消費量は40.4%と清酒の52.1%にかなり肉薄する状況にあった（表10参照）。

表10 都市労働者の季節別酒類消費量比較

	清酒	ビール	葡萄酒	焼酎
春	89.5%	7.1%	2.5%	0.3%
夏	52.1%	40.4%	3.4%	3.5%
秋	84.7%	9.8%	2.7%	2.2%
冬	95.8%	0.1%	3.1%	0.3%
平均	80.5%	14.3%	3.0%	1.6%

出所：前掲『家計簿より見たる労働者の消費量』より作成。

一方の清酒は1926年には516万石あった全国造石高が1932年に353万石まで落ち込み、業界は苦境に立たされていた。そうしたなか、灘や伏見の大手メーカーが需要の減少する夏場の打開策としてこぞって投入したのが冷用酒²⁸⁾（現在の生酒のようなもの）である。麴の温度を低めにし、低温発酵されてできた酒は、そのまま当時最新の冷凍蔵に入れられ、夏になると意匠を凝らした瓶に詰められ出荷された。冷用酒の原料となる酒米には上質米が使われたが、製造原価の6～7割を占めた原料米費の抑制を可能にしたのは、昭和初期の米価の下落が大きかった²⁹⁾。都市における「酒の嗜好品化」が進んだとすれば、清酒が売れないながらも、資本力のある大手酒造メーカーはより積極的な理由によって冷用酒の製造販売に乗り出したともいえよう。しかしメーカーの思惑とは裏腹に、冷蔵庫の未普及による保存の困難、原酒をそのまま瓶詰めしたことで高濃度甘口となったため飲み過ぎに

なりやすい、爛酒に移行する秋までの需要期間が短いといった理由から、この高級酒はわずか数年で姿を消すことになった³⁰⁾。

他方で、業界による市場への対応は、激化する乱売競争により不安定化していた市場の矯正を目的として製販共に展開した。例えば、酒造組合中央会では1929～31年の3年連続で一割の減産を議決し自発的な生産統制が実施されたが、必ずしもそれは徹底されなかった。清酒醸造業は「独占企業になっているのでもなければ、独占価格を吊上げて大衆消費者をしてその負担に堪えざらしめたのでもな」³¹⁾であったのである。したがって、昭和恐慌下には中小メーカーが整理されてゆく地域もあったが、戦時に国家による直接的な統制が実施されるまでは、供給者側の構造に急激な変化は起きなかったともいえよう。

(2) 酒類消費に関わる諸政策とその影響

最後に、酒類消費に影響を及ぼす各種政策について検討する。ここでは、酒類消費を増大させるのか否かに焦点を絞って、それらを大括りで捉えたい。

まず、酒税について。国家としては税収面で無視できない大きさとなった酒税が、1920年代に更なる増徴をみたことはすでに確認した。それは商品へ上乗せされ、直接的に酒価の上昇へとつながるため、家計における酒類消費は抑えられる方向にはたらくものであった。ところで、造石税ゆえ仕込んだ分に対してかけられる酒税は年4回に分けて徴収され、その都度当座の資金が必要となるなど、経営悪化により苦境に立たされた酒造家の中には、商品が市場で安く買い叩かれる状況を甘んじて受け入れざるを得ないものもいた。また都市を中心にして酒類小売業者により過当競争が繰り広げられたのも大正時代末期から昭和時代初期にかけての出来事である。東京酒類仲買小売商同業組合（1917年設立）や大阪酒類商同業組合（1906年結成）では価格安定や乱売防止の諸策が度重なり実施されたが³²⁾、1938（昭和13）年4月に酒類販売免許制度が実施されるまで、いずれも業界内の過当競争を排除する決定打とはならなかった。結局酒税を確保したい国家も酒造業者や酒類販売業者の利益を守るという意味では後手に回り、結果として、酒価の上昇は一面では緩和されたのである。しかしそれでも、1930年代に入ると家計支出に占める酒類費の比率は減少傾向にあった（前掲表2）。おそらくその背景には、飲酒にまつわる社会問題が広く認識されるようになったことや³³⁾、勤儉貯蓄が奨励されてきた風潮のなかで女性たちのなかに科学合理的家事や家計簿を通じた計算がもつ重要性への認識が高まりをみせていたことの影響が少なくなかったといえよう³⁴⁾。

1922（大正11）年に制定された未成年者飲酒禁止法は、1927（昭和2）年にその適用年齢を20歳から25歳へと引き上げる改正法案が議会に提出された際、将来の酒類消費を減じる可能性を生んだ。禁酒の目的が未成年者の学業成就のためではなく、生涯酒を飲まない人物を育成するためであったことが明るみに出たのである。すると、それまで同法の意

義を認めて静観していた各地方の酒造家たちも団結して禁酒反対運動を展開し、結局同改正法案が議会を通過することはなかった。なお、未成年者飲酒禁止法に関わった議員は禁酒会や婦人会、宗教団体を支持母体とし、かつ禁酒を経済的節制と結びつけて緊縮財政を掲げた民政党議員が多かったことから、禁酒運動とは実質的に政治活動でもあった³⁵⁾。

国家としては、税収確保の面では酒造業者の利益保護が必要な反面、各種社会問題が顕在化するなかで酒類消費を手放して増大させる政策の実施も難しく、それらの板挟みとなりながら酒類に関わる諸政策は推移したといわねばならない。

おわりに ―1920～30年代の家計消費にみる酒類消費を中心に―

戦前期日本の酒類消費に関する検討から確認された点は、以下の通りである。

まず、都市におけるサラリーマンや工場労働者は、家計消費に占める酒類の比率がそれほど高くはなかった。とりわけホワイトカラー層を中心に所得階級が上がるほど飲食物支出中の嗜好品支出が増えたが、そのなかに占める酒類支出比率は小さかった³⁶⁾。その理由としては、仕事内容に規定される必要カロリーの相対的低さや、栄養確保のための食事の選択肢が充実したことがあげられる。そして都市においては、酒の種類だけでなく、それを飲む場所や目的も多様化するなかで、量よりも品質や「違い」を楽しむような酒の「嗜好品」的性格がより強まってゆくのである。

一方で農村においては、農産物価格の低落時など農業者の生活が困難を窮めるなかでも栄養補給面における酒の「必需品」的性格が根強かったといえよう。したがって、酒類の購入が増えたとはいえ、相変わらず自家製造の濁酒がもつ酒類消費の補完的役割が大きかった地域も残存したのである。また漁村まで含めると、貧しい人びとには安価に少量で酔うことができる焼酎が志向されることもあった。こうしたことは、家計調査など統計上の数値に、飯米用支出への置き換えや酒類費の過少となって現れたと考えられる。

また炭鉱労働者にとっても、農業者同様に酒は必需品であったが、彼らはそれらをすべて購入に頼るよりほか手に入れる手段もなく、他の職業者に比べると家計における酒類の負担は大きかった。

1920年代以降にみられた酒類消費の減少傾向とは、都市化とともに増加したサラリーマンや工場労働者にとっての酒が日用必需品としての役割を弱め、深刻化する社会問題や勤儉思想などが徐々に浸透するなかで家計に占める酒類費の節約が計られるようになったことと、その役割が変わらなかった農業者にとっても自家用酒による代替や安価な地酒、焼酎などの選択による節約が可能であったこととの、いわば複合的な要因によってもたらされたのである。

注

- 1) 本章で取り扱う「酒」には、清酒、ビール、焼酎、その他酒類（合成清酒、ワイン、ウィスキー、スピリッツ、リキュール等）が含まれる。
- 2) 篠原三代平『長期経済統計 6 個人消費支出』東洋経済新報社、1967 年、16 頁。同書はまた、人口 1 人当たり実質食料消費額支出において酒類が「酒類・茶その他飲料」として一括りにされているため、特殊酒類的な変化の論理を導き出すには限界も抱えている。
- 3) 宮本又郎「酒と経済—生産・消費・酒税の一〇〇年」山崎正和監修・サントリー不易流行研究所編『酒の文明学』中央公論新社、1999 年。
- 4) 柳田國男『明治大正史 世相篇 新装版』講談社学術文庫、1993 年、同「酒の飲みやうの変遷」『木綿以前の事』創元社、1939 年。
- 5) 青木隆浩「第三章 飲酒規範と未成年者禁酒禁止法の制定」『近代酒造業の地域的展開』吉川弘文館、2003 年。なお、近代における大量飲酒の要因を各「家」の中でかつて女性が所持した酒の管理権の喪失とすることについては、本稿が家計戦略を検討するうえでも重要な論点となる。
- 6) 日置弘一郎『経済学・経営学』高田公理 / 嗜好品文化研究会編『嗜好品文化を学ぶ人のために』世界思想社、2008 年、143 頁。
- 7) 宮本は、家計に占める酒消費支出に関しても検討し、酒／全消費、酒／食料費ともに戦後よりも戦前の方が高かったことを指摘しているが、全家計としての分析ゆえ、本章が目的とする階層・階級別の違いを見出すには至っていない。
- 8) 谷本雅之は、同じ醸造品である醤油や他産業の需要と比較してこの点について既に言及しているが、氏の需要動向の把握は清酒造石量の動向による検討であった（谷本雅之「醸造業」西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編著『日本経済の 200 年』日本評論社、1996 年）。
- 9) 中澤彦七『日本酒党入門 一味わい / 酒器 / 酒席の作法 / 銘柄』池田書店、1977 年、60 頁。
- 10) 前掲青木『近代酒造業の地域的展開』。
- 11) こうした傾向は、100%アルコール換算の 1 人当たり酒消費量を分析した宮本又郎氏の指摘にもほぼ合致している（前掲宮本「酒と経済」、141 頁）。
- 12) 前掲宮本「酒と経済」155-156 頁および 175 頁。宮本の試算によれば、戦前期に酒税がまったくなかったとすれば、酒の消費量は平均で 20%ほど増えていた可能性があるという。
- 13) 大島朋剛「ビール業における大企業体制の変容」加瀬和俊編『戦前日本の食品産業—1920～30 年代を中心に—』東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.32、2009 年。
- 14) 内閣統計局『家計調査報告』（各年度版）。
- 15) ただし、給料生活者世帯の酒類による家計負担を論じるには、出前や外食による出費の影響も考慮しなければならない。内閣統計局『家計調査報告』により得られる「出前・外食/飲食物費」は、1930 年代を通じて給料生活者が労働者を 2～3%上回っていた。外で飲む酒が如何に高いものであり、良い酒を如何にして安く手に入れ、亭主に家で晩酌をさせるかといった啓蒙記事（「生活地獄脱出記 高物価の怒涛を越えて」『読売新聞』1937 年 1 月 28 日付）が紙面を賑わせるほど、その負担は小さくはなかったのである。
- 16) 本調査は平均 50 円以上 100 円未満の月収入がある勤労世帯を対象とするが、最終的に調査対象となり得た世帯のうち 60 円未満以下は 1 世帯もなく、一方で 100 円以上の世帯は公職員で 34%、銀行会社員で 48%を数えた。
- 17) 本消費量調査は、内閣統計局による家計調査に基づくものであるが、そのうち 1931 年 9 月から 32 年 8 月にかけて大阪市の労働者 93 世帯（1 ヵ年延 1,166 世帯）を対象に同市が実施した。
- 18) 表 6 の福岡鉱山監督局や表 7 の筑豊に限っては、「酒類費/嗜好品費」こそ他の地域と大きく変わらないが、そもそも「嗜好品費/飲食物費」が小さいため、総支出に対する酒類費の金額も少ないことがわかる。こうした傾向の背後には、総支出額自体が他の地域より低水準であったことが大きかったが、九州では他の酒類より価格の安い焼酎がよく飲まれたことでカバーされていた可能性がある。
- 19) 社会局鉱業労働事情調査会編『炭礦鑛夫家計調査』産業福利協会、1926 年、XXV-XXVI 頁。
- 20) 東京帝国大学農学部農政学研究室編『農村生活の調査』東京帝国大学農学部農業経済学教室、1933 年。

- 21) 前掲篠原『長期経済統計 6 個人消費支出』79 頁。
- 22) 神谷慶治『農村の強みと弱み』同分館、1956 年、12-14 頁。
- 23) 前掲柳田『明治大正史 世相篇 新装版』237 頁。
- 24) 鹿角市編『鹿角市史 第四巻』鹿角市、1996 年、250 頁。
- 25) 北秋田郡の酒造会社がわずかに 20 銭の濁酒に勝てず事業不振で倒産するという事態が起きたり、県南地方で増加した密造検挙数 620 件余り（1934 年）のうち 4 割が販売での検挙であったりと、昭和初期の酒の密造は自家用から販売用に移行したともいわれる（小泉武夫「日本酒なるほど物語」『NHK 知るを楽しむ 歴史に好奇心』日本放送出版協会、2006 年、171 頁）。
- 26) 焼酎は当時農山漁村の下層階級に多く飲まれていたといわれ、その原因として、清酒と同一価格でその倍のアルコール分を摂取できることや、清酒と違って酒の肴を必要とすることなく簡単に飲めることなどがあげられている（『世帯調査資料 第十號』司法省調査部、1939 年、7-8 頁）。
- 27) 大正中頃まで、庶民はあまり盛り場で酒を飲まなかったとされるが、明治 40 年代以降に登場したバーやカフェーは、その後の拡がりとともに都市における大衆酒場を創出した。カフェーが繁栄した理由の 1 つには明治末期の一品料理屋の普及があったとされる。料理が一品ずつ運ばれてくるようになると、客はそれをつまみに長時間ちびちびと酒を飲むようになるのである。また素人同然の女給が接客するカフェーにおいては、彼女らに会うことが目的化し、酒の味へのこだわりが稀薄な出入り客も少なからず存在した。そのため、客は安酒を高価格で飲まされることも多かったという。上記の盛り場に関しては青木隆浩「酒と盛り場」新谷尚紀・岩本通弥編『都市の暮らしの民俗学 2 都市の光と闇』（吉川弘文館、2006 年）が詳しい。
- 28) 神戸新聞社会部編『生一本 灘五郷一人と酒と』神戸新聞出版センター、1982 年、182-184 頁。
- 29) 西宮酒造株式会社社史纂纂室編『西宮酒造一〇〇年史』西宮酒造株式会社、1989 年、197-188 頁。
- 30) 『第 2 巻 白鹿営業を株式会社に組織変更後の業歴書（上巻）』（辰馬本家株式会社、稿本）13 頁。
- 31) 鹿又親「統制強化と酒造業の前途」『日本醸造協会雑誌』第 32 巻 10 号、1937 年 10 月、2 頁。
- 32) 鎌田毅『酒販昭和史』酒販昭和史刊行委員会、1985 年、61-62 頁。
- 33) 例えば、都市部では高価な清酒や焼酎の代替品として人体に有害なメチルアルコールが摂取されるという、節度のない飲酒が行われた。1933（昭和 8）年には、東京で焼酎の有名銘柄のラベルで販売されたメチルアルコールの希釈液と焼酎との混和酒の飲用者約 30 名が死亡するという事件も発生した（宝ホールディングス株式会社環境広報部編『宝ホールディングス 80 周年記念誌』宝ホールディングス株式会社、2006 年、88 頁）。また、昭和初期の禁酒違反者数は毎年 4~6 万人に達していたが、1927~31 年の 5 カ年平均で全国の 4 割弱の違反者を出した兵庫県では、「親が幼児に酒をすすめ、それが遂に児をして自ら酒屋の門に立たしめる動機を作る事実を、児童の口を通じて語ら」れる記録が残されるというように、貧民窟における小学児童の飲酒が問題となっていた（賀川豊彦編『家庭科学大系 第 27 回』家庭科学大系刊行会、1930 年）。
- 34) 1920 年代以降には、地方都市でも勤儉貯蓄に矛盾し「家」の没落を招く家長や夫の女遊びや飲酒に対する批判が、禁酒会などにより拡大していた地方廃娯運動のなかにもみられた（小野沢あかね『近代日本社会と公娯制度 一民衆史と国際関係史の視点から一』吉川弘文館、2010 年）。また、1930 年代の酒類費支出の減少要因として、本稿注 5 で述べた失われた女性による酒の管理権が、再び形を変えて彼女らの手に戻ったとすることもできないだろうか。
- 35) 禁酒反対運動の展開についての記述は、前掲青木『近代酒造業の地域的展開』による。
- 36) やや時期は下るが、1938 年 6 月 8 日付『東京朝日新聞』の「家計の調査（下）労働者階級」という特集のなかにも「給料生活者は酒類よりも煙草に多額の金を費やしてゐるが、之に反して労働者が煙草よりも酒類に多額の金を費やしてゐる」という記事が掲載されている。

〔付記〕 本稿は JSPS 科研費 20619192 の助成による成果の一部である。

煙草消費の変容と煙草専売の運営

——消費の階層性に注目して——

西川 邦夫

(茨城大学・農学部)

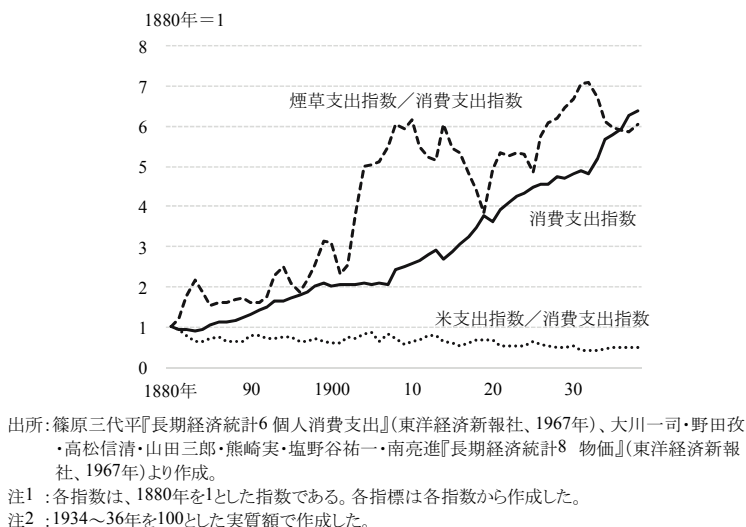
はじめに

本章の課題は、戦間期における煙草消費の変容、及びそれが煙草専売に与えた影響について、消費の階層性に注目しながら明らかにすることである。

検討に当たり、煙草という商品の特性について、以下の2点に留意する必要がある。第1に、煙草が所得水準に大きく左右される嗜好品¹⁾であるということである。図1は、1880年を1とした消費支出に関する各指数から作成した、指標の推移を見たものである。消費支出指数の上昇に対して、米支出指数／消費支出指数は低下し、相対的に米支出は減少している。対照的に、煙草支出指数／消費支出指数は大きく伸びていることが分かる。煙草支出は、消費支出全体の伸びを上回って増加したのである。しかし一方で、1910年代後半から20年代にかけての煙草支出指数／消費支出指数の低下・停滞は、煙草消費の変容を予想させる。本章で明らかにするように、戦間期においては低所得層向け低価格銘柄の販売が拡大したが、そのことが反映されている可能性がある²⁾。

第2に、煙草は政府による専売品であったということである。1898年から段階的に始まった煙草専売の導入は、1916年までに葉煙草生産、製品製造、販売までを政府が一元的に管理する体制へと移行した。煙草専売の導入は、日清・日露戦後経営における財源確保の

図1 消費支出に関する指標の推移



ために租税政策として強行されたものである³⁾。その後、一般会計歳入(決算)に占める大蔵省専売局益金(ほとんどが製造煙草売払代)の割合は、1920年の6.2%から1925年の7.4%へ、そして1930年には12.4%にまで急激に上昇した⁴⁾。財源確保の面から、煙草専売はますます重要になっていったのである。一方で、1920年代以降は社会政策の拡充が政策課題となる中で、煙草専売も単なる租税政策から変化を迫られることになった。国家財政の依存が強まったにもかかわらず、低所得層へ配慮した「社会政策的租税政策」⁵⁾の一環として、煙草専売は抑制的に運営されざるを得なくなったのである。

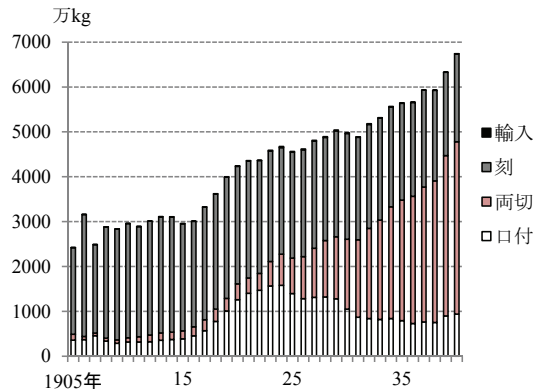
本章の構成は、以下の通りである。「1」では、戦間期における煙草消費の需給関係について、口付煙草と両切煙草の質的違いに注目して整理する。「2」では、両切煙草を受容した煙草消費の階層性について、家計調査式統計の分析を通じて接近する。「3」では、1920年代後半に沸騰した煙草価格引き上げと煙草専売への批判を取り上げ、煙草消費の階層性との関連と、煙草専売の運営への影響を検討する。そして「おわりに」では、それまでの分析を整理して総括としたい。

1 戦間期における煙草の需給関係

(1) 煙草消費の量的・質的変容

支出額で見た煙草消費は、図1にあったように1910年代後半から20年代にかけて停滞したが、消費量で見ると増加を続けていた。図2は、品目別煙草消費量の推移を製造段階における葉煙草使用量によって示したものであるが、この間に順調に拡大を遂げているこ

図2 品目別煙草消費量の推移



出所：大蔵省『専売局年報』（1937年）、同省『煙草販売統計』（1937年）より作成。

注1：口付、両切、輸入の紙巻（口付＋両切）は、1940年における製造本数と使用原料の比によって、葉煙草量に換算した。

注2：葉巻とパイプ煙草は、ほとんど生産量が無かったので含めなかった。

とが分かる。一方で、消費量の構成にも変化がみられる。この時期の全体の消費量の増大は、刻煙草の停滞と口付煙草・両切煙草の増加、特に 1920 年代中頃以降はもっぱら両切煙草の増大によってもたらされていることが分かるだろう。

（2）口付煙草と両切煙草

1) 商品としての違い

口付煙草と両切煙草は同じ紙巻煙草に分類されるにかかわらず、製造開始の経緯や原料、製造方法等、全く異なる商品である。口付煙草が国内で生産される在来葉を用いて、江戸時代以前から続く刻煙草の製法を引き継ぎ発展させたものであるのに対して⁶⁾、両切煙草は外国葉（導入当初の名残から「米国葉」と総称）を用い、海外から導入された新しい製造方法に基づくものであった。

口付煙草の製造においては、大正期に至るまで巻上工程（さや紙（巻紙）製造→原料填充→仕上）に手作業が残存した。口紙挿入と、他端からはみ出した煙草を切断する先切からなる仕上工程を、手作業に頼らざるを得なかったからである⁷⁾。そのような中でも、口付煙草の本格的な製造・販売に最初に成功したのは、1884年に「天狗煙草」を売り出した東京の岩谷商会である。岩谷商会では、巻上工程の原料送り出しを機械化した足踏填充機を導入し、1879年頃には600本／人・日であった製造能力を、1903年には10,000本／人・日にまで増大させた⁸⁾。飛躍的な生産性の上昇が、岩谷商会の第1の特徴である。第2に、東京と大阪の直営工場以外に、賃工への製造委託である「自宅内職賃巻制」と「家内集団賃巻制」を設け、大量生産体制を整えた。第3に、在来葉の使用にこだわった。

一方で両切煙草の方は、1890年に京都の村井吉兵衛が「サンライズ」を発売したことに始まる。当初、サンライズには在来葉が使用されていたが、1894年に村井兄弟商会が設立

されて「ヒーロー」の本格的な製造・販売が始まると、原料から製造方法、販売方法まで全てがアメリカから導入されることになった⁹⁾。村井商会による製造・販売の特徴は、第1にボンサック式巻上機を導入することで、巻上工程が完全に機械化されたことである¹⁰⁾。両切煙草は、仕上工程では巻き上げた煙草を包丁で切断するだけなので、口付煙草が抱えていた手作業の残存という生産力的桎梏から解き放たれた¹¹⁾。村井兄弟商会の両切煙草製造能力は、1907年には51,556本／人・日¹²⁾に達した。両切煙草製造の生産力の高さは、1899年の村井兄弟商会とアメリカン・タバコによる日米煙草トラストの成立という巨大独占資本の形成へとつながり、さらには煙草専売の導入を準備することになる¹³⁾。第2に、先述の通り米国葉を使用した¹⁴⁾。

2) 両切煙草への転換の要因

口付煙草から両切煙草への消費の転換は、生産力、価格の両面から説明できる。

第1に、両切煙草の生産力的な優位が強まった。両切煙草と口付煙草の生産力格差は、明治期においては両切煙草が口付煙草に決定的な生産力格差をつけられなかったこと、また口付煙草製造が賃金水準の低い家内工業を広範に利用していたことによってカバーされていた¹⁵⁾。しかし、1920年代以降の生産力格差の拡大は、両者の競争関係に決定的な影響を与えた。表1は、巻上機毎の製造能力の格差について示したものである。口付煙草については、手作業を排除できなかったこともあって1924年の13年式巻上機においても41,340本／台・日に、1920年にスウェーデンから導入されたレコード式巻上機でも53,850本／台・日とどまった。一方で、両切煙草は飛躍的な製造能力の向上を見、1925年のスタンダード式巻上機は270,000本／台・日、1930年の中研式巻上機は350,000本／台・日と、口付煙草を圧倒した。

表1 巻上機毎の製造能力の変化

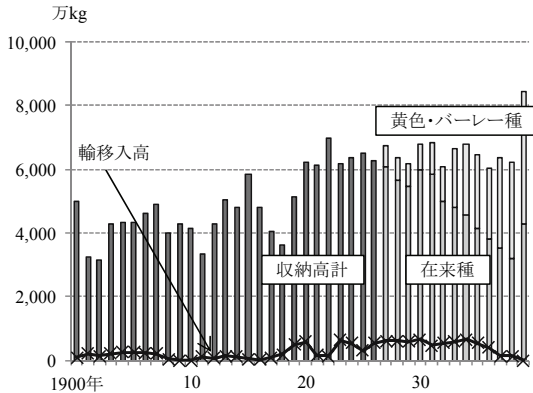
口付煙草			両切煙草		
導入時期	機械	生産量	生産量	機械	導入時期
1898年	足踏填充機	10,000本／人・日	150,000本／台・日	ボンサック式巻上機	1900年以前
1902年	廣瀬式巻上機	28,160本／台・日			
1920年	レコード式巻上機	53,850本／台・日			
1922年	11年式巻上機	30,000本／台・日	270,000本／台・日	スタンダード式巻上機	1925年
1924年	13年式巻上機	41,340本／台・日	350,000本／台・日	中研式巻上機	1930年

出所：口付煙草については、神田前掲書(837頁)から、両切煙草については、村上了太『日本公企業史—タバコ専売事業の場合—』(ミネルヴァ書房、2001年、33頁)から作成。

煙草専売の実施も両者の格差に大きな影響を与えた。官営工場への製造の集中が進められ、1916年には製造を民間業者に委託する場外作業担当者制度¹⁶⁾が廃止されて、家内工業は駆逐された。そのため、口付煙草は両切煙草に対抗できる生産量を維持できなくなった。

さらに米国葉の国内生産が進み、原料供給体制が整備されたことも見逃せない。第1次世界大戦の勃発によって、米国葉の輸入が危機に瀕したことをきっかけに、国内生産の強

図3 葉煙草収納高と輸移入の推移



出所: 大蔵省『専売局年報』より作成。

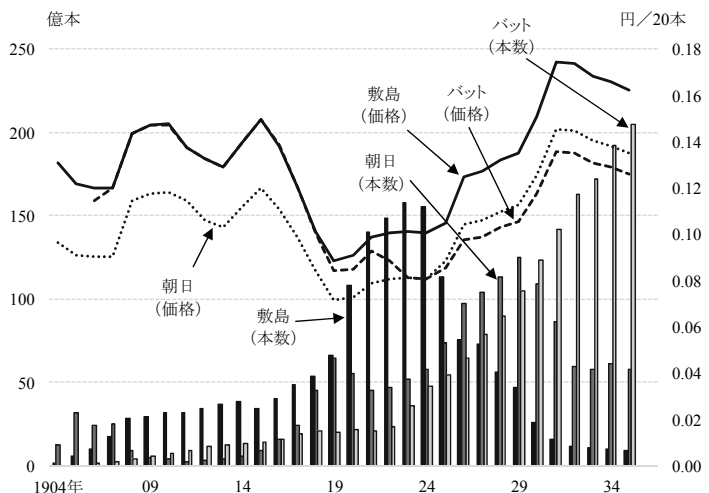
化が政策的に推進された¹⁷⁾。図3は、葉煙草収納高と輸移入の推移を見たものである。両切煙草消費の増大にもかかわらず、1920年代以降の輸移入の増加はわずかにとどまっているが、これは米国葉の国内生産が増大したためである。1920年代後半から、在来葉は黄色・バーレー種（米国葉を示す）によって置き換えられていった。立地移動を伴いつつも国内の葉煙草生産は消費の転換に対応し¹⁸⁾、また安定的な供給体制の確立は両切煙

草のさらなる消費拡大を後押しした。また、1920年代は貿易収支の大幅入超が続いた時期でもあるので¹⁹⁾、外貨節約の面からも安定供給体制構築の意義は大きい。

第2に、生産力格差の拡大を反映して両切煙草の価格優位性が強まった。図4は、口付煙草の代表的銘柄として「敷島」と「朝日」を、両切煙草として「ゴールデンバット」を取り出し、販売本数と価格の推移を示したものである。1920年代中頃から後半にかけて、まずは口付煙草の中で敷島から朝日へと消費が転換する。1923年に157.6億本に達した敷島の販売本数は1929年には46.4億本にまで減少し、代わって朝日は52.2億本から125.1億本にまで急増する。景気の低迷によって、高級品であった高価格の敷島から、中級品で価格が低い朝日への消費の移行が進んだためと考えられる²⁰⁾。1920年代後半から30年代にかけては、朝日に代わ

ってゴールデンバットが販売本数を伸ばしていく。朝日は1935年には58.1億本にまで減少するが、一方でゴールデンバットは1923年35.9億本が1929年104.7億本へ、1935年には205.0億本へと急増した。ここで朝日とゴールデンバットの価格関係を見ると、1920年代中頃まではゴールデンバットの

図4 主要銘柄別販売本数と価格水準の推移



出所: 大蔵省『煙草販売統計』(1937年)、大川他前掲書、より作成。

注: 価格は販売金額を販売本数で割って求めた。また、1934~36年平均=100の消費者物価指数で実質化した。

方が高かったが、20 年代後半からは逆に朝日の方が高くなっている。1920 年代後半以降は、3 銘柄の中でゴールデンバットだけが 1920 年代以前の価格水準を下回り、最も安い状況が定着した。これは、この時期にスタンダード式巻上機、中研式巻上機が出現して、両切煙草の生産力水準が飛躍的に上昇したことで軌を一にする²¹⁾。

ゴールデンバットは、主に低所得層の煙草消費に対応していったと考えられる。1910 年代後半には、既に銘柄と所得階層の対応関係が形成され、口付煙草は上層に位置していたと思われる人々や社交界で、ゴールデンバットは主に労働者や農民といった低所得層が消費するものとされていた²²⁾。ゴールデンバットは、次節で明らかにするように、高所得層と比べて煙草消費による家計への圧迫が強い低所得層に安価な煙草を提供することで、爆発的に普及していったのである。

2 煙草消費の階層性

(1) 階層性の概観—内閣統計局『家計調査』分析—

煙草消費の階層性を検討するに当たって、まずは内閣統計局『家計調査』を利用して大まかな傾向を把握しておこう²³⁾。表 2 は、1926 年について、収入階級別に酒・煙草支出を見たものである。表からは、収入の低い階級ほど支出総額に占める煙草の割合が高いこと、同じく嗜好品で煙草との相性がいいと思われる酒についても同様であることが分かる。収入階級区分で最下層となる 60 円未満層では、煙草 1.8%、酒 3.0%、合計 4.8%、その次に収入が低い 60-80 円層では、煙草 1.6%、酒 2.5%、合計 4.1%である。低所得層では支出の 4~5%が煙草・酒の消費に充てられているのであり、決して低い値とは言えない。最上層の 200 円以上層では、酒 1.6%、煙草 0.9%、合計 2.5%であり、負担は相対的に小さい。ちなみに、60 円未満層の煙草支出額 94 円を当時のゴールデンバットの価格 1 箱 7 銭で割ると、1 ヶ月当り消費量は 13.4 箱となる。200 円以上層の 1 円 81 銭を敷島の 18 銭で割ると 10.1 箱となる

ので、量的にも低所得層の消費が多い。

昭和恐慌期とその回復過程における動きを見ると、低所得層は煙草への支出

表2 1926年『家計調査』における収入階級別煙草・酒支出

単位:世帯、円

	総数	-60円	60-80円	80-100円	100-120円	120-140円	140-160円	160-180円	180-200円	200円-
世帯数	4,785	200	733	1,213	912	688	405	249	178	197
支出総額	102.23	52.59	67.96	83.05	99.42	115.54	130.79	148.57	162.94	193.56
飲食物費	37.74	26.25	29.80	33.91	37.05	40.92	44.79	48.24	49.70	56.21
	36.9%	49.9%	43.9%	40.8%	37.3%	35.4%	34.2%	32.5%	30.5%	29.0%
煙草	1.33	0.94	1.11	1.29	1.26	1.32	1.66	1.71	1.74	1.81
	1.3%	1.8%	1.6%	1.6%	1.3%	1.1%	1.3%	1.1%	1.1%	0.9%
酒	2.37	1.56	1.73	2.20	2.36	2.68	3.06	2.94	2.81	3.07
	2.3%	3.0%	2.5%	2.6%	2.4%	2.3%	2.3%	2.0%	1.7%	1.6%

出所:内閣統計局『家計調査』(1926年)より作成。

注 :各欄下段のパーセント値は支出総額に対するもの。以下同じ。

表3 1931年『家計調査』における収入階級別煙草・酒支出

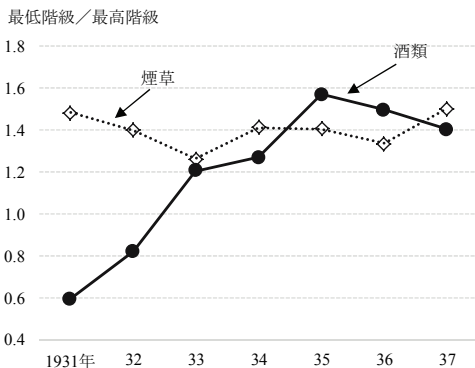
	総数	単位:世帯、円						
		-50円	50-60円	60-70円	70-80円	80-90円	90-100円	100円 -
世帯数	1,517	15	78	251	254	287	258	374
実支出総額	76.33	46.04	51.73	59.31	66.74	75.65	82.13	97.13
飲食物費	26.00	19.87	20.66	22.26	23.94	25.96	27.85	30.04
	34.1%	43.2%	39.9%	37.5%	35.9%	34.3%	33.9%	30.9%
煙草	1.25	1.06	0.96	0.99	1.18	1.20	1.37	1.51
	1.6%	2.3%	1.9%	1.7%	1.8%	1.6%	1.7%	1.6%
酒	1.54	0.54	0.89	1.24	1.39	1.42	1.78	1.92
	2.0%	1.2%	1.7%	2.1%	2.1%	1.9%	2.2%	2.0%

出所:内閣統計局『家計調査』(1931年)より作成。

をより重視していたことが分かる。表3は、『家計調査』の1931年のデータを示したものである。収入の低い階級ほど実支出総額に占める煙草の割合が高くなるのは1926年と同じであるが、酒は低所得層が大きく減らしたために収入が高い階級ほど割合が高くなっている。例えば、1926年60円未満層の酒消費額は1円56銭であったが、1931年50円未満層は54銭にまで大きく減少した。その結果、実支出総額に占める割合は3.0%から1.2%にまで低下した。高所得層はこの間、1926年100～120円層が2円36銭で2.4%、1931年100円以上層が1円92銭で2.0%と、酒の消費をほとんど減らしていない。一方で煙草は、1926年60円未満層の94銭から、1931年50円未満層の1円6銭へ逆に増加し、割合も1.8%から2.3%へ上昇している。低所得層は経済状況に応じて酒の消費を柔軟に調節していたのに対して²⁴⁾、煙草の消費は固定的であった。1926年時点と同様に煙草の消費量を推計すると、50円未満層は1円6銭を7銭で割って15.1箱、100円以上層は1円51銭を、朝日1箱15銭で割って10.1箱となる。ここでも、低所得層の方が量的にも多く煙草を消費する傾向が不変であることが分かる。

以上の点は、その後の景気回復過程でより明瞭になる。図5は、煙草支出と酒支出について、実支出総額に占める割合の最低階級と最高階級の比を見たものである。酒支出につ

図5 実支出総額に占める酒・煙草費の割合の階層性の変化



出所:内閣統計局『家計調査』(各年版)より作成。

注1:酒・煙草が実支出総額に占める割合について、最低階級の最高階級に対する比の推移を示した。

注2:最低階級は、調査世帯数が10を切った場合は1つ上の階級に繰り上げた1932年までは50円未満、37年までは60円未満。最高階級はいずれも100円以上である。

いては、1931年は0.6と最低階級の方の支出割合が低かったが、景気回復とともに上昇し、35年には1.6、37年には1.4とむしろ最低階級の方がより酒に支出するようになった。1926年時点での傾向を回復したのである。一方で煙草の方は、1931年から37年にかけて1.4前後で安定し、固定的な支出項目を形成している。以上の検討を両切煙草の普及と関連させると、両切煙草は低価格を武器にして、経済状況にかかわらず固定的に煙草を消費する低所得層によって受容され、彼らの消費を口付煙草から置き換えてい

ったと考えられる。

(2) 低所得層の煙草消費—『細民調査』『改良後調査』分析—

以上の傾向は、より都市下層に焦点を絞った家計調査式統計である、1921 年の内務省社会局『細民調査』を検討することでより明瞭になる。巻末付表 6 からは、全般的に煙草・酒支出の実支出に占める割合は高く、多くの層が 1926 年『家計調査』の総数の水準を上回っていることが確認できる。収入 40-50 円層では煙草 2.7%、酒 2.3%、合計 5.0%、60-70 円層では煙草 2.7%、酒 4.4%、合計 7.1%、80-90 円層では煙草 2.6%、酒 5.7%、合計 8.3% にまで達する。いかに煙草・酒支出が、低所得層の家計を圧迫していたかが分かるだろう。

表4 1932年『改良後調査』における収入階級別煙草・酒支出

	総数	-20円	20-30円	30-40円	40-50円	50円-
世帯数	189	44	49	37	25	34
実支出総額	36.16	17.08	27.10	34.71	45.95	68.28
飲食物費	19.03	10.93	16.90	20.04	22.62	28.84
	52.6%	64.0%	62.4%	57.7%	49.2%	42.2%
煙草	1.15	0.83	1.04	1.45	1.24	1.35
	3.2%	4.8%	3.8%	4.2%	2.7%	2.0%
酒	0.72	0.32	0.50	0.81	0.72	1.48
	2.0%	1.9%	1.8%	2.3%	1.6%	2.2%

出所：同潤会『不良住宅地区改良後に於ける地区内居住者生計調査』（1933年）より作成。

1930 年代については、1932 年 6～11 月を対象とした、同潤会『不良住宅地区改良後に於ける地区内居住者生計調査』（以下、『改良後調査』）を検討しよう。1931 年『家計調査』が 50 円未満層を一括しているのに対して、『改良後調査』ではその詳細が分かる。表 4 によると、煙草、酒ともに『家計調査』と比べて実支出に占める割合が

高く、低所得層ではそれらへの依存が強いことが分かるが、特に煙草の割合が高く、収入 20 円未満層では 4.8%、20-30 円層 3.8%、30-40 円層 4.2%と高い値をとっている。一方で酒の方は、いずれもどの階層も 2.0%前後にとどまっており、『家計調査』の 50 円未満層よりは高いが、煙草と比べると割合は低い。『細民調査』と『改良後調査』の結果は直接接続するわけではないが、低所得層における煙草消費の固定性と家計への圧迫を、ここでも確認することができた。

3 煙草価格引き上げ問題

(1) 1925 年の煙草価格引き上げに対する反発

低所得層の家計における煙草支出の圧迫と安価な両切煙草の普及は、それら層を両切煙草価格の変動に敏感にさせることになった。1925 年に実施された煙草価格の引き上げは、低所得層の家計を直撃するということで大きな反発を呼んだ。

大正期において煙草価格が引き上げられたのは、1917 年の寺内正毅内閣、1919 年の原敬内閣（政友会）、そして 1925 年の加藤高明内閣（憲政会単独）においてである（1922 年

表5 主要銘柄価格引き上げの経過

単位:銭、箱

		製造 専売 開始時	1907年		1917年		1919年		1922年		1925年		1936年	
			価格	引上 幅	価格	引上 幅	価格	引上 幅	価格	引上 幅	価格	引上 幅	価格	引上 幅
口付	敷島	8	10	2	12	2	15	3	15	0	18	3	20	2
	朝日	7	8	1	10	2	12	2	12	0	15	3	17	2
	カメリア	5	7	2	8	1	10	2	10	0	10	0	12	2
両切	ゴールデンバット	4	6	2	7	1	7	0	6	-1	7	1	8	1

出所: 大蔵省『煙草販売統計』(1937年)より作成。

は引き下げ)²⁵⁾。表5は、各回の引き上げ状況を見たものである。1925年は口付煙草だけでなく、両切煙草のゴールデンバットの価格が引き上げられていることが注目される。しかし、ゴールデンバットの引き上げ幅は1箱当り1銭に過ぎず、1ヶ月に13箱購入とした先の計算からも負担増は13銭、1926年『家計調査』60円未満層の支出総額に占める割合は0.2%に過ぎない。高級品と比較して、低所得層が利用するゴールデンバットの引き上げ幅は抑えられたのである。それにもかかわらず、この値上げは憲政会政権の緊縮財政・社会政策重視路線²⁶⁾と絡めた、激しい非難を浴びた²⁷⁾。

まず、引き上げまでの経過を見ておくと、11月7日に大蔵省から発表されて即日実施されるまで、引き上げは秘密裏に計画された。9月の時点で大蔵当局は明確に引き上げを否定しており²⁸⁾、前言を翻すかのような突然の引き上げが各方面に大きな衝撃を与えたことも、反発を大きくした一因となった。

価格引き上げが憲政会政権の緊縮財政路線に沿って実施されたことは明らかであるが、それがもう1つの政策の柱である社会政策重視と反するのではないかという観点から、まずは批判された。当時、社会行政の第一人者であり、また学会にも大きな影響力を持っていた大阪市社会部長の山口正は、「煙草は殆んど生活上必需品とされている今日その値上によって最も影響を受けるのは下層労働者であり、「これに伴ふ労働賃金の値上要求が起るのも蓋しやむを得ぬ」ことを指摘している²⁹⁾。また野党政友本党は、「現内閣は成立以来政策に重きを措くべきを声明し殊に浜口蔵相の如きは今回の税制整理を行うに当り特に社会政策に意を用いた旨を言明しているに拘わらず一種の生活必需品とも云うべき国民多数の嗜好品たる煙草の値上げを断行するに至っては常に社会政策を口にする現内閣の一大矛盾である」と非難した³⁰⁾。

しかし、批判の中で最も突出していたのが、東京朝日新聞によるものである。東京朝日新聞の批判の特徴は、引き上げばかりでなく、煙草専売自体に対する批判に及んでいたことである³¹⁾。東京朝日新聞によると、「何がぼろいといっても世の中に煙草専売程ぼろい商売はない」のであり、「暴利をむさぼりたいだけむさぼり得るの」が煙草専売であった³²⁾。

(2) 反発の背景

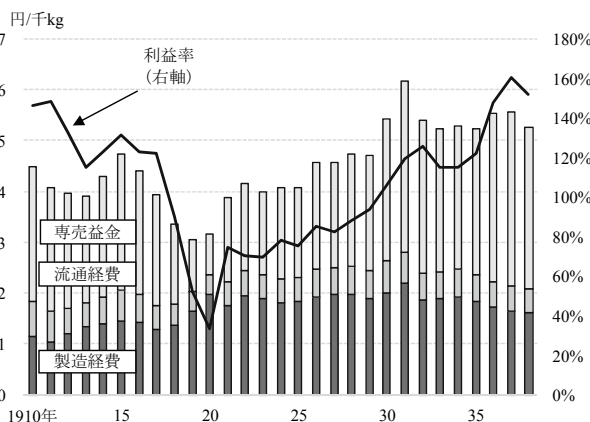
東京朝日新聞は、独自の原価計算を行うことによって莫大な専売益金の実態を暴露した。

生産費は、「口付両切上下各品を平均して一個五錢二三厘、敷島が五錢三厘、朝日が四錢四五厘、バットは米葉を使う関係上比較的に高くついて三錢八九厘」であるが、その「生産費と改正定価の差は敷島が二十二割余の十二三錢朝日が二十四割程度の十錢五六厘になり」、「約三十割程原価より高く売って居る」³³⁾。つまり、原価に対して販売価格は4倍にも達しており、そこから元売、小売への手数料を差し引いた莫大な利益が政府の収入となっているというのである。「昭和五年度の専売局の煙草売上高予算は二億八千九百七十八万五千元である。この売上から利益として一般会計に繰り入れる益金が一億七千余万円である。この不景気に減配、減資、人べらし、失業のこの時代に二億八千万円を売上れば一億七千万円ももうかるという」³⁴⁾。

では、なぜこの時期になって、煙草専売から政府が莫大な利益を得ていることが問題とされたのだろうか。図6は、固定資本の減価償却を推計して原価計算に組み込み、製造経費、流通経費、専売益金³⁵⁾の推移を示したものである。煙草の種類別に計算することができなかったので、口付・両切・刻・葉巻・パイプを葉煙草使用量に還元し、合算した。大体の価格水準を示してはいるだろう。

1910年代後半から20年代初めにかけて、第1次世界大戦によるインフレーションのため、1917年と19年に2回価格を引き上げたにもかかわらず実質販売価格は低下し、製造

図6 製造経費・流通経費・専売益金の推移



出所：大蔵省『専売局年報』各年版、日本専売公社専売史編集室編前掲書（第2巻）、大川他前掲書、より作成。

注1：消費者物価指数によって実質化したもの。消費者物価指数は、大川他前掲書（134頁）によった。1934-36年平均＝100。

注2：煙草売払代から製造経費と流通経費を引いたものが専売益金。利益率＝専売益金／（製造経費＋流通経費）

注3：製造経費の項目のうち、「事業費」からは「アルコール製造委託費」「樟脳委託調理費」「監委託洗浄及び再製費」を除いた。

注4：固定資本の耐用年数は、大蔵省「主税第一七七号主税局長通牒」（1918年）を参照した。工場用建物（煉瓦）1.5%＝建物、船舶（木船）6.7%＝船舶（鉄製）4.0%＝器具機械、機械（木製）8.4%＝第一類所属備品、とした。耐用（堪久）年数表については、藤森三男「減価償却理論の成立一わが国減価償却論の展開一」（『三田商学研究』第6巻第3号、1963年、119-120頁）を参考にした。

注5：流通経費は、1930年までは元売捌人割引歩合（第1級）による。元売捌制度が廃止された1931年以降は、小売人の割引歩合によった。日本専売公社専売史編集室編前掲書（第2巻、48頁および86頁）を参照。

経費はむしろ上昇したので利益率（購買者から見ると税負担率）は低下した。1915年には130%を超えていた利益率は、1920年には33.2%にまで低下した。しかし1920年代に入ると、物価水準の下落のために実質販売価格は上昇を続けた。煙草生産力の増大によって製造経費の上昇が相対的に抑えられる中で利益率は上昇し、1930年には100%を回復した。1920年と比べて、10年で利益率（税負担率）は急上昇したのであり、煙草消費者の間で反専売が盛り上がる背景が形成されたといえる。その後も利益率は上昇を続け、1937年には150%を超えるに至って、第1次世界大戦前の水準を上回った。

実質負担率が高まる中での煙草価格の引き上げは、1箱1銭という引き上げ幅以上のインパクトを消費者に与えたことが考えられる。さらに、低所得層の家計への煙草支出の圧迫が強いという一般的な認識がある中で、煙草価格引き上げが社会政策に反する行為として象徴的に取り上げられた³⁶⁾。政友会と憲政会・民政党が交互に政権を担当するという政治状況の中では、政党に対する攻撃材料として経済政策が利用された側面も強い。特に憲政会・民政党の場合は、緊縮政策と社会政策の重視を強く打ち出していたこともあって、攻撃に晒されやすい立場にあった³⁷⁾。以上の結果、1925年を最後に煙草価格の引き上げを政党内閣が実施することはできなくなった。次に煙草価格が引き上げられるのは、準戦時体制期に当たる1936年11月、廣田弘毅内閣下の馬場財政まで待たねばならなかった。

おわりに

1920年代後半から30年代にかけての煙草消費の変容は、高級品の口付煙草から大衆品の両切煙草への転換を伴いつつ、全体の消費量が大きく増加するというものであった。そして、そのような変化を規定したのが、両切煙草の生産力増大による口付煙草と比べた相対価格の下落であり、また低所得層の家計における煙草支出の圧迫の強さである。特に、1920年代初めには既に低所得層に受け入れられつつあったゴールデンバットは、その後爆発的な普及を見せたのであった。低所得層が、この間の煙草消費の変容に大きな寄与を成したのである。

また、低所得層が重要な消費グループとして浮上したことで、煙草専売自体も変容を迫られることになった。1925年の価格引き上げに対する反発は、物価水準の下落による煙草実質価格の上昇の下で、また二大政党制下で政権担当者が世論の動向を強く意識せざるを得なくなったこともあって、政府に収入確保の手段としての煙草専売の運営を抑制的なものとさせた。国家財政の依存が強まったにもかかわらず、単なる租税政策として運営されることはできなくなり、「社会政策的租税政策」としての展開を余儀なくされた点に、戦間期の煙草専売が抱える矛盾があったのである。

注

- 1) ここでいう嗜好品とは、家計消費支出全体を上回る支出の伸びを見せる商品のことを指す。
- 2) 図1の作図で利用した篠原前掲書における煙草消費の推計において、最も疑義が呈されるのは、それが大蔵省専売局の統計に依存していることである。その結果、当然ながら専売違反の生産量については把握できないことになる。『専売局年報』では専売違反件数を毎年計上しており、そこからヤミ煙草の流通量を推計することも可能ではある。しかし、表に出ないからこそそのヤミであり、それを含めて推計し直すことは不可能である。
- 3) その過程については、遠藤湘吉『明治財政と煙草専売』（御茶の水書房、1970年、93-238頁）、近藤康男「煙草専売制度と農民経済」（『近藤康男著作集 第3巻』、農山漁村文化協会、1974年（初出は、近藤康男『煙草専売制度と農民経済』、西ヶ原刊行会、1937年）、253-368頁、）を参照。
- 4) 大蔵省『大蔵省統計年報』『専売局年報』各年版より計算。
- 5) 神野直彦「社会政策的租税政策の展開—1920年代の租税政策—」（『経済学雑誌』、第86巻第3号、1985年、15-16頁）を参照。
- 6) 江戸時代以前の喫煙習慣は、国内で生産された在来葉を乾燥後に切り刻み、煙管を使って喫煙する刻煙草によるものであった。そして、明治初年に海外から紙巻煙草が伝わった際に、東京の土田安五郎が刻んだ在来葉を紙で巻いたものを口付煙草として販売し始めたことが、日本における紙巻煙草製造の最初とされる。神田孝一『日本煙草考』（たばこ産業史資料別録）、たばこ総合研究センター、1988年（初出は、『専売協会誌』、専売協会、53～234号、1917～32年、に130回にわたって発表された神田執筆の論文）、355頁）を参照。
- 7) 日本専売公社専売史編集室編『たばこ専売史 第1巻』（日本専売公社、1964年、639-641頁）を参照。大正期以降は、口紙を巻取式にしたり、初めからさや紙と一体としたりすることによって、問題の解決が図られた。
- 8) 「この紙巻機械は外国品の模造などには非ず純粋の日本の発明品なり」（神田前掲書（359頁）を参照）。
- 9) 「両切紙巻煙草製造作業の様式は、既に述べたやうに大体に村井兄弟商会の手により亜米利加から輸入されたものであって、本邦綿紡績におけるやうに純然たる輸入工業である」（神田前掲書（531頁）を参照）。
- 10) 1899年に、ボンサック式巻上機は池貝鉄工によって国産化された。遠藤前掲書（176頁）を参照。
- 11) 両切煙草販売当初は、製品小箱内に吸口を入れていたが、吸口をつけずに喫煙する習慣が普及していったことで、1926年の「チェリー」新製以降廃止されていった。日本専売公社専売史編集室編前掲書（第1巻、599頁）を参照。
- 12) 神田前掲書（543頁）を参照。1日10時間作業の場合である。
- 13) 近藤前掲書（265-277頁）を参照。ただし近藤は、必ずしも口付煙草と両切煙草の間における、生産力の質的な差を踏まえずに独占の成立を論じている。
- 14) 両者の違いとして、マーケティング戦略の違いも挙げられる。岩谷商会は、手巻の存置による雇用機会の創出と在来葉の使用をセットにし、愛国主義を強調したマーケティング戦略を展開した。岩谷商会の社主である岩谷松平は、自らの事業を「慈善職工」や「国益の親玉」等、様々に規定したが（大溪元千代『たばこ王 村井吉兵衛』、世界文庫、1964年、139-140頁）、それは日清戦争時に岩谷製の口付煙草が「恩賜」煙草として兵士に下賜されたことも影響しているとされる（神田前掲書、552頁）。一方で村井商会は、当時は珍しかった宣伝方法を導入し、目新しさを強調することで販売の拡大を図った。例えば、音楽隊による宣伝、大広告の設置、景品付販売等である（大溪前掲書、26-30頁、43頁）。ただし、以上の違いは煙草の自由製造・販売が認められていた煙草専売導入以前についてであり、導入後に政府販売に一元化された後では問題とならない。
- 15) 1903年における岩谷商会の製造能力は、東京府内で700万本/日だった（神田前掲書、561頁）のに対して、村井商会の1902年における京都工場での製造能力は、1,000万本/日であり（大溪前掲書、153頁）、両者の間に決定的な差はなかった。
- 16) 場外作業担当者制度とは、生産力の低さのために政府直営では採算が取れない刻煙草と口付煙草製造を対象として、従来の製造業者へ製造委託する制度である。近藤前掲書（283-294頁）、日本専売公社専売史編集室編前掲書（第1巻、628-629頁）を参照。

- 17) 日本専売公社専売史編集室編前掲書（第1巻、578-580頁）を参照
- 18) 近藤前掲書（445-454頁）を参照。在来葉を生産していた関東・鹿児島の産地が縮小し、米国葉の生産に適した瀬戸内沿岸地域での生産が拡大した。また、米国葉は短時間での火力乾燥を必要とするため、新興産地では乾燥室の耕作者による共有が進んだが、その設置に対しては政府による補助金が支給された。
- 19) 例えば、三和良一『戦間期日本の経済政策史的研究』（東京大学出版会、2003年、135-156頁）を参照。
- 20) 原料として、敷島には高級在来葉である鹿児島産在来種と水府葉が約60%（鹿児島産在来種だけで40%を占める）使用されているのに対して、朝日は40%にとどまっていた（日本専売公社専売史編集室編前掲書、第1巻、557-558頁）。なお、鹿児島産在来種は、国分種を中心に江戸時代からその名声は高く、天明年間（1780年代）からは既に大阪市場への大量出荷が開始されていたとされる（服部満江『日本煙草経済論』、東京大学出版会、1957年、23頁）。口付煙草と刻煙草の連続性はここでも確認できるのであり、基本的に大正期まで日本人の煙草の嗜好は江戸時代の延長線上にあったといえる。
- 21) 口付煙草から両切煙草への消費の転換は、消費者の嗜好の側面からも説明できる。口付煙草が消費を伸ばしたのは、在来葉の利用による刻煙草との味覚面からの連続性（喫味の強さ）によったが、1920年代の急速な消費増加によって香喫味原料が不足したために喫味が不足し、品質の劣った原料葉を利用したために、消費の減退を招いたとされる（日本専売公社専売史編集室編前掲書、第1巻、555-556頁）。一方で、濃厚な味付けの両切煙草の普及と、肉食の増加を関連させる見解もある（近藤前掲書、429頁）。
- 22) 「併し京都では敷島よりも朝日が歓迎される、其理由は「ニコチン」が少いのと朝日は乃木将軍が愛喫していられたことが喫煙者に好感を与えたらしい、将校や芸妓や料理屋に最も歓迎される、両切は労働者煙草とさえ云われて煙の草刈るお百姓さんでも「リリー」や「ゴールデンバット」を口にしている」（大阪朝日新聞「煙と消えた三百万円—京都人が喫す一年の煙草代—」（1919年5月5日付）。以下新聞記事からの引用は、神戸大学付属図書館『新聞記事文庫』による。引用に当たって漢字の旧字体は新字体に改めた）。
- 23) 本章で利用する家計消費統計の特徴については、本書序章加瀬論文を参照されたい。
- 24) 1920年代以降の酒消費の減退については、本書第5章大島論文も合わせて参照されたい。価格低下の一方で消費量の増加が進んだ煙草と異なり、酒の場合は価格低下による消費額の減少だけでなく、消費量自体の減少も起こっていることを大島論文は明らかにしている。ただし、本章で観察できた低所得層での減退という階層性が、全体の消費減退にどのように影響しているかは、大島論文の検討からは分らない。
- 25) 1922年の価格引き下げは下級品に限ったものであり、低所得層への配慮によるものであった。日本専売公社専売史編集室編『たばこ専売史 第2巻』（日本専売公社、1964年、144頁）を参照。
- 26) 財政政策をめぐる積極・緊縮という対立軸とは異なり、社会政策をめぐる両党の相違は必ずしも明瞭ではない。憲政会・民政党は労働組合法の制定に積極的であり、また1928年「七大政策」、1929年「当面緊急の十大政綱」と社会政策審議会の設置等、社会政策を意識的に強調したこともあって、緊縮財政の補完政策としての社会政策に積極的であったとの評価がある（三和前掲書、240-241頁）。一方で、民政党内閣は財政支出を要しない社会政策には熱心であったが、要するものに対しては冷淡であったという評価もある（加瀬和俊「戦前日本の失業保険構想」『社会科学研究』第58巻第1号、2006年、137頁）。また政治史の立場からは、二大政党下で両党の国内政策はともに社会政策を意識し、実際は似通ったものになっていたことが明らかにされている（井上寿一『政友会と民政党—戦前の二大政党制に何を学ぶか—』（中公新書2192）中央公論新社、2012年、71-72頁および84-88頁）。とりあえずここでは、憲政会・民政党が社会政策を重視するスタンスを意識的にとっていたことに留意しておきたい。
- 27) なお、帝国議会においては、法律改正を要しない煙草価格の改定方式について、立法府の協賛権と絡めて執拗な質疑の応酬が繰り返された。また新聞紙上等でも、税制改正の審議を待たないで煙草の値上げを行うことは立法府を無視したものであること、煙草専売は消費税負担の一変形であるから、定価の改定は法律によるべきであるとの批判があった。日本専売公社専売史編集室編前掲書（第

2 巻、148 頁)を参照。

- 28) 大蔵省当局者は 9 月の時点では、「煙草の値上げは財界が次第に景気に向い増収を挙げつつある際に断行すべきであって、今日は決して其時機ではない」と、表向き引き上げに否定的であった(中外商業新報「煙草は値上げせぬ」1925 年 9 月 24 日付)。しかし、既に 6 月から引き上げの準備に入っていたことが後に明らかにされた(大阪朝日新聞「煙草の値上 今七日から直に実施」1925 年 11 月 7 日付)。
- 29) 大阪朝日新聞「不意討の煙草値上は各方面にどう響く?」1925 年 11 月 8 日付。山口正と大阪市社会部については、永井良和「山口正と大阪市社会部—昭和初期の社会学と社会調査—」(戦時下日本社会研究会『戦時下の日本—昭和前期の歴史社会学—』行路社、1992 年、157-177 頁)を参照。
- 30) 大阪朝日新聞「煙草の値上 今七日から直に実施」1925 年 11 月 7 日付。
- 31) このような東京朝日新聞の論調は、加瀬和俊「新聞社の資本特性と社論—労働組合法案の論評を事例として—」、加瀬和俊編『戦間期日本の新聞産業—経営事情と社論を中心に—』((東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.48)、東京大学社会科学研究所、2011 年、48-55 頁)で検証された、労働組合の権能拡充を目指した労働組合法内務省案への賛成的態度と親和的と言える。
- 32) 東京朝日新聞「煙草専売(上) 直上げしたがる訳」1925 年 11 月 20 日付。
- 33) 東京朝日新聞「煙草専売(下) 敷島の実価五銭余」1925 年 11 月 25 日付。
- 34) 東京朝日新聞「官営の御威光 ボロイ商売—原価は定価の三割八分—」1930 年 11 月 25 日付。
- 35) ここでの専売益金の計算方法は、政府によるものとは異なる。政府による専売益金の計算方法とその推移については、日本専売公社専売史編集室編前掲書(第 2 巻、514-524 頁)を参照。
- 36) 1925 年の煙草価格引き上げは、「社会政策的租税政策」が強調された 1926 年税制改革の一環として実施された。酒税とともに増徴の対象となった煙草は、通行税、醤油税等の間接消費税廃減とセットで行われ、政府の考えとしては後者が低所得層への配慮であり、前者はむしろ奢侈品課税として「消費節約」による民間貯蓄形成を狙ったものであった(神野前掲論文、33-43 頁)。しかし、本章での検討からも予想できるように、煙草専売は極めて逆進性の強い税であり、価格引き上げが社会政策に反するものとして受け止められる可能性は高かったといえる。
- 37) 「国民の生活必需品ともいべき煙草を値下しないために与論はこれを要望し与党民政党内においてさえこれが値下の声があるにも拘らず政府はこれを無視し依然高い値段で暴利をむさぼって居るのは我国の財政が極めて困難で、少しでも専売局益金の繰入れが少くなると困るからである。だから煙草の値下は財政改革が実現し煙草を喫わぬ井上蔵相や浜口首相のいる限りまあ難しいのではあるまいか」(東京朝日新聞「官営の御威光 ボロイ商売—原価は定価の三割八分—」1930 年 11 月 25 日付)。

衣類消費と裁縫

—「縫う」という行為に着目して—

棚井 仁

(東京大学大学院・経済学研究科)

はじめに

本章の課題は、両大戦間期の日本を対象として、衣類消費のあり方について検討することである。その際、本共同研究の視角である家計消費に焦点を当て、それとの関連でいくつかの特徴的な問題について論じていく。当該期の衣類消費を検討するに先立ち、これらに関わる先行研究を確認しておきたい。衣料に関する研究は、複数の領域において蓄積されているが、経済史研究においては播州綿織物産地の動向を明らかにした阿部¹⁾、備後地域における織物業の展開とアパレル産業への漸進的な前方統合を論じた山崎・阿部²⁾らの織物業史研究があげられる。また、戦前における中規模仕立業の展開過程を明らかにした岩本³⁾、世界的ミシンメーカー・シンガー社の日本での家庭用ミシンの販売戦略とその普及について論じた A・ゴードン⁴⁾など、既制服産業やミシンの普及に関する研究が近年進められている。他方、服飾史研究においては、洋装化と女性の裁縫技術の関係について明らかにした小泉⁵⁾などの研究が挙げられよう。

このように関連する諸研究を見渡してみると、戦前段階においては洋装が民衆の間に漸次浸透していたものの、なお部分的なものに止まり、和装がいまだに大きな比重を占めていたこと。それとも関連して、既制服は一部の洋服や下着に限定されており、基本的には

布地を購入し、自らの裁縫により仕立てて着用していたことは、現時点での共通理解としてよいと思われる⁶⁾。

以上を前提に、第1節で内閣統計局『家計調査報告』を中心に、統計資料を用いて家計の消費行動と衣類消費のあり方について、支出額、家計支出中の構成比などについて概観する。つづく第2節では、既制服の普及が限定的であった段階においては衣類消費に不可避的に付随する裁縫に注目し、世帯内で「だれ」がそれを担っていたのかを明らかにする。第3節では、内職労働市場において裁縫が大きな比重をもつことに焦点を当て、その担い手の特徴について明らかにしていく。

1 戦間期衣類消費の概観 —『家計調査報告』による接近—

以下では、主として内閣統計局『家計調査報告』（1931～40年）によって、この時期の衣類消費の概観を把握していきたい。当該家計調査では「被服費」は「衣類」および「身廻品」に分けられ、両者を合わせたものが「被服費」となっているが、まずはこの「被服費」の動向を家計支出全体との関連で検討していこう⁷⁾。巻末の付表1により、基礎的支出（いわゆる第1生活費）の構成比をみると、すでに序章で指摘された通り、食

料費が増加する一方で住居費および被服費が減少していること、これら3つの費目の合計が給料生活者世帯で64～65%、労働者世帯で65～67%前後で推移していることを確認できよう。この時期の家計を大きく規定した要因の1つとして、食料費（特に米価）の回復と継続的上昇が挙げられるが、表に示された通り、米麦費だけでなく副食費も支出額・構成比ともに増加させていることから、食料価格が上昇するなかでも「主食＋副食」という、第1次大戦期以降に形成された食生活（とりわけ副食の充実）を維持していたことがうかがえる⁸⁾。他方、その半面で「被服費」支出が抑制され、結果的に基礎的支出の構成比が65%程度に保たれたと考えられる⁹⁾。

次に、「被服費」の動向に立ち入って検討してみたい。当該家計調査の「被服費」全体の支出額を、さらに「衣類」と「身廻品」に腑分けして、それぞれを指数化したものが表1である（「被服費」については実質値も併記）。まず、「被服費」全体を名目値で見ると、

表1 支出額の推移(指数)

1931=100

	給料生活者				労働者			
	被服費		衣類	身廻品	被服費		衣類	身廻品
	名目	実質			名目	実質		
1931	100	100	100	100	100	100	100	100
1932	98	98	97	101	99	99	98	100
1933	100	88	99	104	98	86	98	98
1934	96	81	93	105	98	83	96	102
1935	93	79	91	98	92	78	90	98
1936	94	78	90	104	95	78	93	100
1937	93	65	89	104	90	63	85	104
1938	86	48	80	104	87	49	81	105
1939	96	48	85	130	92	46	79	130
1940	107	46	93	151	107	46	91	154

出所：内閣統計局『家計調査報告』（各年度版）より作成。

注：デフレータには日本銀行統計局『大正11年～昭和42年 東京小売物価指数』の「服飾用品（20品目）」（11頁）を用いた。

「給料生活者」「労働者」とともに漸減しているが、実質値では両方とも1930年代を通じて5割以上も減少している。さらに「衣類」と「身廻品」をそれぞれ見ると、1938年まで「身廻品」がほぼ一定なのに対して、「衣類」で減少しているのを確認できる。これらの「被服費」中の構成比を考えると、「衣類」での支出の抑制が、「被服費」全体の減少に寄与していると考えられる。

表2 衣類および身廻品の小売物価指数(東京)

1931=100

	銘仙	白木綿	綿ネル	半襟	シャツ	足袋	靴足袋	下駄	靴
1927	183	163	214	177	150	112	174	153	109
1928	176	183	214	161	144	106	162	154	109
1929	163	179	165	164	144	105	151	158	109
1930	127	128	126	127	124	102	123	119	104
1931	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1932	100	117	127	93	89	98	97	96	95
1933	103	153	176	95	104	106	97	118	95
1934	96	160	185	99	106	106	97	125	95
1935	91	161	171	101	112	106	97	126	95
1936	94	161	173	106	110	97	100	142	95
1937	100	195	279	124	112	108	115	154	101
1938	106	303	404	125	131	133	165	188	128
1939	163	295	478	135	176	149	183	251	137
1940	290	295	478	204	202	159	191	318	137
1941	320	295	478	222	213	165	192	325	137

出所: 日本銀行統計局『大正11年～昭和42年 東京小売物価指数』(1968年)より作成。

では、この支出額の減少を当該期の物価と合せて検討してみよう。表2として、衣類および身廻品の小売価格(指数)の推移を示した。絹織物価格の低下とは対照的に、為替相場の影響もあり、綿織物価格の上昇を確認できる。1931年を100とした場合、白木綿・綿ネルなど日常的衣類の材料となる綿織物では、種類による違いはあるものの、概して1932年以降は上昇する傾向にある。さらに、日中戦争勃発後の1938年以降は統制の影響で1931年の3～4倍に高騰している。一方で、銘仙などの絹布は1936年まで100を切っており、この間絹織物消費が増える可能性も考えられるが、それでも衣類全体で見れば大きな伸びは見られないと考えられる。よって、ここで把握された新中間層世帯では、1930年代の景気回復過程において物価(なかでも米価)が上昇するなかで、食生活を維持することが重視される一方、衣類消費の大きな伸びは見られず、実質的にはむしろ減少させていたと言えよう。

では次に、世帯全体の被服費を世帯員別に見てみよう。ただし、この点に関しては内閣統計局『家計調査報告』ではデータが得られないため、1941年4月から1942年3月に行われた厚生省勤労局『労働者生活状態調査』によって見ていきたい。表3として、世帯員別に見た被服費の内訳(月当たり)を掲げた。「世帯主」について見ると、年齢が若いほど支出額、構成比とも大きく、年齢が上がるにつれて両者ともに減少している。他方で、それと対照的なのが「子

表3 世帯員別にみた被服費の内訳(1941～42年)

単位: 円, %

世帯主の年齢	20歳以上		25歳以上		30歳以上		35歳以上		40歳以上	
世帯主	5.67	45.1	4.16	38.1	3.45	30.9	3.27	26.8	3.70	26.0
勤務用	1.14	9.1	1.07	9.8	0.79	7.1	0.84	6.9	0.88	6.2
他	4.53	36.0	3.09	28.3	2.66	23.8	2.43	19.9	2.82	19.8
配偶者	2.39	19.0	2.24	20.5	1.90	17.0	1.91	15.7	1.99	14.0
子女	2.43	19.3	3.12	28.6	4.48	40.1	5.66	46.4	6.98	49.1
他の世帯員	0.93	7.4	0.28	2.6	0.22	2.0	0.10	0.8	0.12	0.8
他の者	1.15	9.1	1.12	10.3	1.12	10.0	1.25	10.3	1.44	10.1
計	12.57	100.0	10.92	100.0	11.17	100.0	12.19	100.0	14.23	100.0

出所: 厚生省勤労局『労働者生活状態調査』(1943年)より作成。

女」で、「20 歳以上」世帯では 2.43 円、構成比で 19.3%であるのに対し、「40 歳以上」世帯になるとそれぞれ 6.98 円、49.1%と 2.5 倍以上の増加となっている。被服費の内実が、子どもの成長に合わせて変化していることがわかる。また、特異な位置を占めるのが「配偶者」である。年齢が上昇するにともない、支出額・構成比ともに減少する点で「世帯主」と同じ動きをしているが、最大でも 20 歳代の間、月額でわずかに 2 円台前半、構成比でも 2 割程度である。後述するように、主婦にあっては、彼女たちの裁縫労働なしには世帯員の衣類消費は成り立たなかったのだが、そうしたなかで自らの衣類への消費は抑えつつも、夫や子どもへ資源（金と時間）を振り向ける姿が浮かび上がる。

2 女性と裁縫 ―世帯内における女性の労働供給―

戦前期の日本においては、既製服の供給が限定的であったことから、衣服の消費にあたっては「布地を購入する」だけでなく、そこに「裁縫」という工程が不可避のものとして付随していた。また、和服の場合、洗濯する際に一度反物に戻してから洗濯（洗張）し、再度仕立てるという工程を含むため、新調する際に裁縫が必要なだけでなく、メンテナンスにおいてもまた裁縫を必要とする。実際、戦間期のある調査によれば、「1 人分の着物（単衣 10 枚、袷 6 枚、羽織 5 枚）の調製（解く、洗張り、仕立）にかかる時間」¹⁰⁾は年間 265 時間 13 分にも上ることが示されている。田中陽子氏は、この値を「1 人分の着物の半数を縫いかえるとして、さらに主婦の 1 日の裁縫洗濯時間を 4 時間、家族を 5 人と仮定して、1 年間に着物の調製に 165 日が費やされること」¹¹⁾になるとしている。

そこで本節では、以上のような環境にあって、世帯内の「だれ」がその仕事を担っていたのかという問題について接近してみたい。結論を先取りすれば、それは世帯内の女性、とくに主婦によって担われたのだが、そこに職業や年齢による差異が存在する点に着目してみたい。また、それが性差によって規定されていたのは、「良妻賢母」という規範が前提にあったことは言うまでもない¹²⁾。本稿では、そのことを踏まえて、学校教育における女子児童に対する裁縫教育に着目し、それが性別による分業の形成および技能習得に果たした「役割」について検討していきたい¹³⁾。

(1) 学校教育のなかの裁縫

前述のように、戦前日本においては衣服の消費に裁縫労働が不可避免的に付随すること、それが主として女性によって担われることを指摘したが、以下では、そうした社会的・文化的文脈が形成されるなかで学校教育が果たした「役割」について検討していく¹⁴⁾。表 4 として初等教育＝尋常小学校における教科ごとの授業時間数（週当たり）を示した。1911

表4 尋常小学校における科目別授業時間数(週あたり)

	学年	修身	国語	算術	歴史	地理	理科	図画	唱歌	体操	裁縫	農業	商業	計
1908-	1年	2	10	5					4					21
	2年	2	12	6					4					24
	3年	2	14	6				1	1	3	1			27/28
	4年	2	14	6				1	1	3	2			27/29
	5年	2	10	4	3		2	2/1	2	3	3			28/30
	6年	2	10	4	3		2	2/1	2	3	3			28/30
1919-	1年	2	10	5					4		-	-		21
	2年	2	12	5					4		-	-		23
	3年	2	12	6				1	1	3	-	-		25
	4年	2	12	6			2	1	1	3	2	-		27/29
	5年	2	9	4	2	2	2	2/1	2	3	3	-		28/30
	6年	2	9	4	2	2	2	2/1	2	3	3	-		28/30

出所:教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第5巻』(1939年刊)38-39頁、125-127頁より作成。

注:男女で授業時間数が異なる場合には「男/女」で表記した。

みに裁縫が課されることになる。時間数でみると、3年生では1時間ほどであるが、学年が上がり5・6年にもなると週に3時間設けられ、国語・算術に次ぐ時間数となっている。授業時間数の合計も、女兒はその分だけ男子に比べて多くなっている。次に、そこでの教授内容を見てみると、第3学年では「運針法、通常ノ衣類ノ縫ヒ方」、第4・5学年では「通常ノ衣類ノ縫ヒ方、繕ヒ方」、第6学年では「通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方」とされている。このうち第3学年に運針法とあるように、「運針練習は裁縫の基礎技術として非常に重視され」¹⁶⁾、「当時の裁縫教授書は運針について詳しい指導法や留意事項を示してい」¹⁷⁾た。しかも、「運針練習を十分にすると姿勢が整い、衣類製作の耐久力が養えるなど心身を陶冶することをねらいとしていた面もみられ」¹⁸⁾て、技術習得以上の意味を付与されていた。

では、実際に、どのような内容が教えられていたのだろうか。家庭科教育を専門とする越智信子氏らが愛媛県を対象に行った聞き取り調査の結果を示したのが表5である¹⁹⁾。運針や雑巾は100%の人が習ったと回答しているほか、一つ身単衣も90%、ものさし袋などの袋物類、つくろい方、襦袢は75%の人が習ったと答えている。概して「和裁中心の教材」²⁰⁾

であるが、「袋物、エプロン、ズロースなど洋裁教材といえるものが一部見られ」²¹⁾たとされており、運針から始まり、基礎的ではあるが、一つ身単衣やズロースなどを縫うことが可能になる段階まで到達するようカリキュラムが編成されていた。また、「製作は学校だけでなく自由に家庭作業が許され、進度に応じた個別指導によって」²²⁾いたことから、授業時間数以上の時間が費やされた可能性も考えられよう。さらに付

年に小学校令が改正され、そのなかで「尋常小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ〔傍点一引用者〕」¹⁵⁾として、3年生以上の女子にの

表5 尋常小学校における裁縫教材の学習状況

教授書細目例	%	教授書細目例	%
運針	100	ズロース	27
雑巾	100	一つ身単衣	90
腰ひも	57	三つ身単衣	55
こども帯	57	四つ身単衣	60
ものさし袋・袋類	75	本裁女物単衣	58
糝袋	48	ちゃんちゃんこ	32
前掛け	51	座ぶとん	36
よだれ掛け	48	ひじすけ	29
腹掛け	40	エプロン	45
つくろい方	75	お手玉	54
襦袢	75	-	-

出所:越智信子ほか「愛媛県における家庭科教育の歴史(第4報)一大正期における小学校の家事・裁縫教育の内容について」図3より作成。

言すれば、上位の教育課程である高等小学校における裁縫の授業時間は、週に4時間（総授業時間数28時間）、高等女学校も同様に週4時間（同28時間）と増加する。また、一般教養に傾斜しがちな高等女学校に対し、「もっと実用的な教育を中心にした学校を」という声を反映して郡部を中心に設置されていた実科高等女学校では、裁縫を中心にカリキュラムが編成され、設置当初の1911年段階では、週の授業時間数が14～18時間と高等女学校の4倍に上り、全授業時間数の40～50%を占めていた²³⁾。

以上のように、女性に対しては、義務教育段階から教育課程のなかで裁縫技術を習得させるべく授業が編成されていた。また、上位の学校に進学した場合も同様であり、むしろ裁縫の授業時間は増えることから、女性が裁縫技術を習得する上で学校教育が果たした「役割」は大きかったと言えよう。

(2) 女性の労働供給と裁縫

以下では、世帯における女性の労働供給（生産労働・家事労働の両方を含む）と裁縫の関係について検討していきたい。表6は、1日の時間の使い方についての調査から、女性の「針仕事」および「家事」「内職」の時間数を世帯（主）の職業別に示したものである²⁴⁾。アジア太平洋戦争開戦直前、1941年11月時点での調査であるため注意が必要だが、おおよその概況は把握できるだろう。表からは、小経営世帯（「小売業世帯〔以下、括弧略〕」および「農業世帯」）と賃労働者世帯（「俸給生活者世帯」および「工場労務者世帯」）との間に大きな差異が見てとれる。それは、小売業世帯における「従業」時間、農業世帯における「農事」時間が大きなウエイトを占めている点である。なかでも農業世帯の農事時間は、調査時点は11月で農閑期であるにもかかわらず、全年齢の平均値で見ても439分と7時間を超えている。両者とも、小経営における自家労働力を「完全燃焼」させる労働のありかたを示している。同時に、その裏返しとして、労働時間に圧迫されるかたちで「家事」および「針仕事」の時間が短くなっている点も特徴といえるだろう。他方で、賃労働者世帯においては、いずれも「家事」に費やされる時間が多く、俸給生活者世帯で395分（平均値）と6時間半、工場労務者世帯では469

表6 職業別に見た女性の1日あたりの労働時間 単位:分

年齢	俸給生活者世帯				小売業世帯			
	針仕事	家事	内職	合計	針仕事	家事	従業	合計
16-20	178.2	310.6	27.3	516.1	110.5	218.2	291.5	620.2
21-30	178.7	442.0	9.7	630.4	88.7	337.8	264.2	690.7
無配	185.6	346.3	10.5	542.4	109.0	251.3	264.7	625.0
有配	177.1	463.2	9.5	649.8	81.2	369.5	264.1	714.8
31-45	177.3	456.6	10.0	643.9	78.1	327.7	308.0	713.8
46-60	143.3	435.9	11.4	590.6	77.0	301.1	280.4	658.5
61-	100.7	359.4	6.7	466.8	78.5	291.8	151.9	522.2
平均	160.4	395.3	12.6	568.3	89.1	293.3	260.1	642.4
年齢	工場労務者世帯				農業世帯			
	針仕事	家事	内職	合計	針仕事	家事	農事	合計
16-20	-	-	-	-	54.0	141.7	495.3	691.0
21-30	209.5	452.3	48.4	710.2	55.5	188.1	492.9	736.5
無配	-	-	-	-	68.5	137.7	493.1	699.3
有配	-	-	-	-	50.5	207.5	492.9	750.9
31-45	192.8	470.7	50.3	713.8	46.5	204.8	487.6	738.9
46-60	158.6	484.1	45.4	688.1	37.4	229.5	418.1	685.0
61-	-	-	-	-	28.8	300.3	247.7	576.8
平均	187.0	469.0	48.0	704.0	47.6	203.6	439.1	690.3

出所: 社団法人日本放送協会『国民生活時間調査(昭和16年調査)』(1943年)より作成。

表7 独身勤労者の世帯内における家事時間

単位:分

男子俸給生活者					女子俸給生活者				
年齢	針仕事	家事	内職	合計	針仕事	家事	内職	合計	
16-20	-	6.9	-	6.9	42.7	59.0	-	101.7	
21-30	-	11.9	0.5	12.4	-	-	-	-	
無配	-	9.3	-	9.3	-	-	-	-	
有配	-	18.3	1.9	20.2	-	-	-	-	
31-45	-	26.1	0.3	26.4	-	-	-	-	
46-60	-	32.3	0.6	32.9	-	-	-	-	
男子工場労務者					女子工場労務者				
年齢	針仕事	家事	内職	合計	針仕事	家事	内職	合計	
16-20	0.3	5.9	0.2	6.4	52.8	43.3	0.1	96.2	
21-30	0.2	8.1	0.2	8.5	68.3	60.3	1.0	129.6	
無配	0.3	6.7	0.1	7.1	-	-	-	-	
有配	-	10.2	0.3	10.5	-	-	-	-	
31-45	-	12.6	1.1	13.7	66.0	120.7	5.9	192.6	
46-60	-	13.4	0.6	14.0	-	-	-	-	

出所: 社団法人日本放送協会『国民生活時間調査(昭和16年調査)』(1943年)より作成。

うな家族のライフコースとそこでの分業が想定される。子供が生まれ世帯規模が大きくなる過程では、必然的に「針仕事」が増加する。一方で、子供（この場合は女兒）が成長して義務教育を修了する段階にもなれば、その子女が家族の分も含めて「針仕事」を担う（いわゆる「花嫁修業」の一環として）という分業を想定することは可能だろう²⁵⁾。さらに前述のように、学校教育における裁縫技術の習得や被服費中に子女が占める構成比なども考慮すると、母子による分業は十分考えられよう。

次に、給料生活者世帯と工場労務者世帯の間の差異（階層性）に目を向けてみたい。「針仕事」では、俸給生活者世帯において160分なのに対し労務者世帯では187分と、俸給生活者世帯の方が30分ほど短い。この時間にどれほど有意な差を認めるかは議論の余地があるが、ここでは以下の点を可能性として考えてみたい。それは、子供服やワイシャツ、下着²⁶⁾など既製品の購入、さらに仕立業者への外注など「被服の外部化」である。巻末付表1に示された通り、給料生活者世帯と工場労務者世帯では被服費支出の水準に違いがあったのだが、収入の安定した給料生活者世帯において、既製品の購入を含む「被服の外部化」がより進展していたことは想定しえよう²⁷⁾。

こうした、既製品の購入などによる「被服の外部化」は、一面では女性の負担を軽減し、また一面では、裁縫とその他の（家事）労働とのトレードオフという衣類消費における制約を緩和したと考えられるが、いずれも市場を通じて供給される財・サービスであり、その恩恵に浴することができるかどうかは、階層によって異なっていたと推察される²⁸⁾。

ちなみに、働いている独身者の裁縫および家事に要した時間を示せば表7の通りである。女性は俸給生活者で42分、工場労務者で1時間前後の時間を費やしている。他方、男性は工場労務者で多少時間が投入されているが1分にも満たず、「女性と裁縫」の関係に比した場合に、その非対称性が際立っているといえよう。

分（平均値）と8時間近い時間が費やされている。賃労働者世帯における性別役割分業とそこでの主婦の役割が見て取れよう。

また、針仕事へ費やされた時間を見ると年齢による差異があることがわかる。20歳代～30歳代にピークがあり、その上の年齢では漸減している。さらに、「21～30歳代」のうち「無配」、つまり未婚の女子が最大になっている（労務者女子家族についてはデータが得られない）。ここから、以下のよ

3 内職労働市場と裁縫

前節では、裁縫が世帯内の女性によって担われていたことを指摘したが、その負担は重く、また得意／不得意などの個人差もあるため、女性たちの間で外部化への志向が喚起されたと考えられる。本節では、戦間期の内職労働市場において、裁縫を労働内容に含む職種への就業者数が多いという事実に着目し、そうした内職労働市場のあり方と供給側の特徴について検討していく²⁹⁾。当該期の内職労働市場について、定量的に把握し得る資料は、東京・大阪・名古屋といった大都市部の行政が行った調査が残されているのみである。それらは、対象とする時期も調査の目的・方法も異なるもので³⁰⁾、しかも一時点でのデータであるという限界はあるが、これらの資料を用いて可能な限り上記の問題に迫ってみたい³¹⁾。その際、内職労働においてミシンのもつ意味についても注目してみたい。

(1) 内職労働従事者の特徴

以下では、内職労働に従事している者の特徴を、年齢、性別、収入階層などの点から確認していきたい。表8として、内職従事者の性別・年齢別の分布を示した。ここから、まず、男女別では圧倒的に女性が多数を占めていること、また、女性の中でも25歳から49歳までの年齢層を中心に分布していることがわかる。こうした女性の世帯内での地位については、東京市では「その大部分を占めるものは妻の内職従事員で」

表8 内職従事者の性別・年齢別分布

年齢	東京市(1935年)					大阪市(1938年)				
	男		女		計 (人)	男		女		計 (人)
	人	%	人	%		人	%	人	%	
-9								1	0.0	1
10-	4	1.3	21	0.4	25	7	2.8	32	0.4	39
15-	14	4.5	122	2.2	136	10	4.0	179	2.4	189
20-	15	4.9	206	3.8	221	9	3.6	440	6.0	449
25-	16	5.2	597	10.9	613	14	5.6	1,110	15.2	1,124
30-	19	6.2	937	17.1	956	22	8.8	1,300	17.8	1,322
35-	15	4.9	1,200	21.9	1,215	18	7.2	1,238	16.9	1,236
40-	27	8.8	950	17.4	977	13	5.2	968	13.2	981
45-	33	10.7	617	11.3	650	11	4.4	702	9.6	713
50-	42	13.6	424	7.8	466	21	8.4	509	7.0	530
55-	32	10.4	197	3.6	229	31	12.4	351	4.8	382
60-	91	29.5	198	3.6	289	93	37.3	484	6.6	577
計	308	100.0	5,469	100.0	5,777	249	100.0	7,314	100.0	7,363

出所：東京市社会局『内職調査 昭和十年度』(1936年)、大阪市社会部『本市に於ける内職調査』(1940年)より作成。

³²⁾、4,080人を数え、内職に従事する女性5,469人中の74.6%を占める³³⁾。大阪市においても「妻たるもの5,651人の多数に及び、これは女子従事者総数に対して77.27%の高い割合を示して」³⁴⁾いる。

さらに、これらの内職従事者の職業については、東京市では「内職従事員にして本業を有する者僅に78名、内職総従事員の僅に13.5%〔千分比一引用者〕を占めるに過ぎず、他の986.5%即ち大部分は本業を有しない者」とされている。同様に、大阪市でも、「その本業を考察するに世帯主と異り有業者の数は282人。3.72%に過ぎ」ず、「残余の7,281人96.28%は無業者であって殆んど全部は本業即ち所謂職業を持っていない」とされている。以上から、ここでの内職労働の主たる担い手が、20歳代から50歳代までを中心とする「無

業」の「妻」であることがわかる。

つぎに、こうした内職労働に従事する世帯の特徴を、世帯主＝夫の職業と世帯全体の所得から検討していきたい。表出はしていないが、世帯主の職業を見ると、東京市では調査方法の影響もあってか、「無業」(27.1%)が大きなウエイトを占めている。これを除くと、その他では「工業」(31.4%)が最も多い。以下、「商業」(14.5%)、「その他有業者」(18.7%)などが続く。また、「公務自由業」＝ホワイトカラーはわずかに3.1%に止まっている。一方、大阪市においては、「無業」は11.8%と東京の半分以上の水準になっている。それ以外では、「工業」(46.6%)が半数を占め、「商業」(15.6%)と「交通業」(10.2%)がそれに次ぐ。以上から、共通する特徴として、両者ともに最多となっているのが「工業」であり、労働者世帯の妻がその供給源となっ

ていことがわかる³⁵⁾。では、世帯収入の分布を見てみよう。表9として掲げたのが、世帯全体の収入(月収)の分布である。東京市では、「21-30円」(21.6%)「31-40円」(28.8%)、「41-50円」(20.0%)の3つの階級に集中し、総じて50円以下に83.9%が分布しているのに対し、大阪市では「51-60円」(17.0%)、「61-70円」(22.2%)、「71-80円」(19.2%)、「81-90円」(12.9%)の4つの階級で71.3%を占めている。

以上、内職労働従事者の特徴を見てきたが、労働者世帯や自営業世帯など、非ホワイトカラー世帯の主婦であったと考えることができよう。

(2) 女性内職労働市場の特徴

前項で確認したように、内職労働市場において非ホワイトカラー層の主婦が多くを占めていたことを前提として、そうした労働力をどのような業種が吸収したのかを検討していきたい。表10として、業種別の従事者数を示した。1935年時点の東京市では、上位3業種に「裁縫品」(29.4%)、「履物」(14.4%)、「メリヤス及靴下」(13.0%)といった繊維品

表9 世帯収入(月収)の分布

(円)	東京市		大阪市	
	人	%	人	%
-10	188	3.3	1	0.0
-20	576	10.2	29	0.4
-30	1,216	21.6	76	1.0
-40	1,620	28.8	233	3.1
-50	1,125	20.0	615	8.1
-60	423	7.5	1,287	17.0
-70	168	3.0	1,679	22.2
-80	67	1.2	1,455	19.2
-90	20	0.4	977	12.9
-100	9	0.2	510	6.7
-150	17	0.3	634	8.4
-200	4	0.1	47	0.6
200-	-	-	20	0.3
計	5,433	100.0	7,563	100.0

出所:東京市社会局『内職調査 昭和十年度』(1936年)、大阪市社会部『本市に於ける内職調査』(1940年)より作成。

表10 業種別女性内職従事者数

東京市(1935年)			大阪市(1938年)		
業種	人	%	業種	人	%
裁縫品	1,609	29.4	服装雑貨	1,033	14.1
履物	786	14.4	メリヤス製品	1,028	14.1
メリヤス及靴下	709	13.0	履物	1,024	14.0
玩具	674	12.3	和服裁縫	733	10.0
紙製品	585	10.7	紙工品	581	7.9
製本	324	5.9	装飾用品	365	5.0
雑業	253	4.6	洋傘	347	4.7
武道具	81	1.5	洋服	341	4.7
染色	59	1.1	小間物	298	4.1
洋傘	44	0.8	玩具	286	3.9
刷毛及刷子	41	0.7	製本	203	2.8
皮革製品	37	0.7	木竹藤製品	160	2.2
包装	36	0.7	帽子	159	2.2
木竹等加工	36	0.7	運動用具	146	2.0
機械器具	35	0.6	雑	130	1.8
帽子	34	0.6	刷子及刷子	122	1.7
食料品	30	0.5	食料品	107	1.5
紡織品	29	0.5	金属製品	80	1.1
電球	21	0.4	軍装品	66	0.9
文房具	21	0.4	文房具	65	0.9
袋物製造	12	0.2	セルロイド製品	40	0.5
運動具	7	0.1	計	7,314	100.0
藤製品	6	0.1			
計	5,469	100.0			

出所:東京市社会局『内職調査 昭和十年度』(1936年)、大阪市社会部『本市に於ける内職調査』(1940年)より作成。

関連および身廻品関連の業種（以下、衣類関連業種）が並んでおり、これらで 56.8%と半数を占めている。他方、1938 年の大阪市でも、「服装雑貨」（14.1%）、「メリヤス製品」（14.1%）、「履物」（14.0%）、「和服裁縫」（10.0%）と、東京市と同様、衣類関連業種が上位を占め、これら 4 業種で 52.2%を占めている。さらに、東京市については、この下位の分類（小分類）によって、これらの中にどのような職種が含まれているかが判明する。このうち「裁縫品」について、従事者数上位 10 種をリストアップしたものが表 11 である。これによれば、大分類で「裁縫品」とされているもののうち、81.1%が「和服仕立」によって占められている。和服裁縫は大阪でも 4 番目に多い業種であったが、東京市では最多であることがわかる。また、このほかに従事者数では少ないが、「ミシン掛」を作業工程に含む職種を確認することができる。資料から判明する限りで、作業内容にミシンの使用を含む職種に従事する者は 102 名で、裁縫品全体（1,643 人）の 6.2%に過ぎない。大阪市については、使用する道具に関するデータが判明する。衣類関連 8 業種（洋傘 30.5%、履物 21.5%、帽子 4.9%、メリヤス製品 4.4%、服飾雑貨 4.3%、洋服 2.3%、小間物 0.3%、和服裁縫 0%）のうち、ミシン使用率が目立って高いものは「洋傘」と「履物」である。それ以外では 5%以下の水準に止まっており、8 業種全体で見ても 8.8%（5,098 人のうち 450 人）程度で、東京市に比べてわずかに高い水準になっている。以上から、東京市および大阪市の二大都市では、内職労働市場のおよそ半数が衣類関連業種で占められていること、なかでも和服裁縫が大きなウエイト占めていることを確認できた。さらに、ミシンを使用する者については、その数は限定的で、多くは手縫いによるものだったといえよう。

(3) 職種と賃金

本節では、賃金および労働時間・労働日数について検討していきたい。東京市、大阪市のともに平均月収でみた上位 10 業種を表 12、表 13 として掲げた。まず、東京市では「和服裁縫」をそのうちに多く含む「裁縫品」が 7.1 円で 5 番目に位置している。その他の衣類関連業種では、「袋物製造」が 7.8 円で 3 番目になっている。就業者の数で「裁縫品」に次いで多かった「履物」「メリヤス及靴下」は、それぞれ 5.7 円（11 位／23 業種）、4.2 円（23 位／23 業種）で、いずれも 23 業種の平均 6.1 円を下回っている。次に大阪市を見ると、「和服裁縫」は 13.8 円で最も高い値になっている。21 業種の平均である 7.8 円と 2 倍近い開き

表 11 「裁縫品」の職種別就業者数

職種	全市域		旧 市域	新 市域
	人	%		
和服仕立	1,332	81.1	578	754
洋服釦付	92	5.6	62	30
エブロンミシン掛	28	1.7	11	17
洋服裁縫	20	1.2	7	13
シャツ釦付	20	1.2	18	2
洋服穴かがり	15	0.9	6	9
蒲団外皮縫	14	0.9	6	8
子供服ミシン掛	14	0.9	8	6
足袋縫い	14	0.9	6	8
刺子	11	0.7	2	9
10種小計	1,560	94.9	704	856
37種合計	1,643	100.0	734	909

出所：東京市社会局『東京市 内職調査 昭和十年度』（1936）より作成。

注：ここでは就業者の多い上位10種のみを掲げて「小計」とした。合計の欄にトータルの職種数を示してある。

表12 東京市の月収額上位
10業種

業種	合計 (人)	平均 月収
運動具	8	9.4
文房具	26	8.6
袋物製造	15	7.8
電球	21	7.7
裁縫品	1,643	7.1
木工等の加工	53	6.6
食料品	35	6.5
洋傘	51	6.4
製本	344	6.2
機械器具	40	5.8
計(23業種)	5,777	6.1

出所: 東京市社会局『内職調査 昭和
十年度』(1936年)より作成。

注: 元資料では、30円以下については
1円単位での人数の分布が判明す
るが、それ以上については「31円
以上」と一括されているため、こ
こでは31円として推計した。そのた
め、実際の数値よりもいくぶん小さ
い値になっていると思われる。

表13 大阪市の月収額上位
10業種

業種	合計 (人)	平均 月収
和服裁縫	752	13.8
洋傘	364	11.0
運動用具	148	9.3
履物	1,075	8.8
洋服	345	8.2
帽子	162	7.6
金属製品	80	7.3
紙工品	625	7.2
軍装品	66	7.2
刷子及刷子	124	7.1
計(21業種)	7,563	7.8

出所: 大阪市社会部『本市に於ける
内職調査』(1940年)より作成。

表14 業種別の平均労働時間/日

業種	(人)	(時間)
洋傘	51	7.1
帽子	35	7.0
メリヤス及靴下	728	7.0
袋物製造	15	6.9
紡織品	30	6.7
履物	843	6.7
裁縫品	1,643	6.6
染色	59	6.0
計(23業種)	5,777	7.2

出所: 東京市社会局『内職調査 昭和十年
度』(1936年)より作成。

がある。さらに「洋傘」(11.0 円
／2 位)、「履物」(8.8 円／4 位)、

「洋服」(8.2 円／5 位) など、衣類関連業種が上位を占めてい
る。

では、こうした月収はいかなる労働日数と労働時間による
ものなのであろうか。東京市については、残念ながら労働日

数についてはデータが得られない。そのため、労働時間についてのみ示せば、表 14 の通
りである。ここでは、衣類関連 8 業種の労働時間と 23 業種全体での平均値を掲げたが、
いずれも平均の 7.2 時間より短くなっている。「裁縫品」は 6.6 時間で、0.6 時間ほどであ
るが、平均より短いことがわかる。これを、前述の月収との関連で言えば、平均よりは短
い時間で平均以上の月収が得られる業種だということができよう。

他方、大阪市については、1 日の平均労働時間、1 月あたりの労働日数、平均月収が判
明する。さらに、そこから、1 月あたりの労働時間と時給を算出し、東京市の場合と同様
に衣類関連 8 業種に限って示したものが表 15 である (月当たりの労働時間が多い順に並
べた)。「和服裁縫」に注目すると、1 日の労働時間において最も長く、21 業種の平均 (6.91
時間) よりも 0.7 時間多い。さらに、
労働日数でも 20.1 日で小間物 (21.7
日) に次いで多く、1 月あたりの労
働時間でも 152.8 時間と最長になっ
ている。また、賃金についてみれば、
前述した月収だけでなく、時給にお
いても最も高い (9.0 銭) ことがわ
かる。ミシンの使用率の比較的高か
った「洋傘」(7.6 銭) と「履物」(6.7
銭) がそれに続くが、労働日数、労

表15 業種別の労働時間, 労働日数, 賃金

	従事 者数	時間/日	日数/月	時間/月	平均 月収	平均 日給	平均 時給
	(人)	(時間)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(銭)
和服裁縫	752	7.61	20.1	152.8	13.8	0.69	9.0
小間物	300	7.01	21.7	152.3	4.9	0.23	3.2
洋傘	364	7.43	19.4	144.4	11.0	0.56	7.6
洋服	345	7.26	19.4	140.5	8.2	0.42	5.8
帽子	162	6.98	19.8	138.1	7.6	0.38	5.5
履物	1,075	6.75	19.4	131.1	8.8	0.45	6.7
服装雑貨	1,046	6.68	18.8	125.7	6.5	0.35	5.2
メリヤス製品	1,054	6.31	17.9	112.8	5.9	0.33	5.2
小計(8業種)	5,098	7.00	19.6	137.2	8.3	0.43	6.1
合計(21業種)	7,563	6.91	19.5	134.5	7.8	0.40	5.8

出所: 大阪市社会部『本市に於ける内職調査』(1940年)より作成。

働時間ともに「和服裁縫」よりも少なく、1月あたりの労働時間で比べた場合「洋傘」で8.4時間、「履物」では21.7時間の差がある。ここから、「和服裁縫」の月収（表13）は「高い時給」と「長い労働時間」によって実現されていたことがわかる。もちろん、これら2業種へ従事する者がすべてミシンを使用するわけではないが、和服の裁縫ができれば、ミシン使用率の高いこれらの業種と同等か、それ以上の賃金を稼ぐことができたと言えよう。

(4) 技能と熟練

前項では、和服裁縫が高い賃金を稼得可能な職種であることを確認した。しかし、内職労働は時間給ではなく、基本的には出来高払いであり、工賃単価（着物1着につき1円など）があらかじめ設定されている場合がほとんどである³⁶⁾。であるとすれば、前述の労働時間・労働日数の多さは賃金の多寡を一義的には意味しない。和服裁縫の従事者が内職労働市場で高い賃金を稼得できていたとすれば、長い労働時間のほかに、高い時給に示されるような、ある種の「熟練」による高い労働生産性という、もう1つの要因が想定されよう。内職労働従事者の生産性を検討し得るデータは得られないが、以下では技能の習得に着目し、いつ、いかなる過程で彼女たちが技能を身につけたのかという点について、とくに学歴とのかかわりにおいて検討していきたい。

表16として、東京市における内職従事者の「練習期間」を示した。ここでも、衣類関連8業種とそれ以外の15業種、それらすべてを含めた23業種の数値を掲げた。まず、衣類関連8業種においては、訓練期間「無」（43.7%）が全体23業種（50.6%）およびその他15業種（60.6%）に比べて小さく、また「1年以上」（20.0%）においては、その他（1.0%）との間には20倍、全体（11.9%）との間にも2倍の開きがあることがわかる。資料によれば、「和服裁縫を除いた他の内職の練習期間は、勿論職業により千差万別であるが、例外を除き大體に於て、極めて短期間のものが大部分を占めてゐる」³⁷⁾た。一方で、和服裁縫については、「和服裁縫

の如き長期の練習期間を要するのは、内職従事員が当該内職を行ふ為の技術習得を直接の目的として練習したのではなく、所謂「針仕事」を修得する事を目的として自宅又はその他で練習した期間が記

表16 内職労働従事者の練習期間（東京市）

	無		2ヵ月以内		6ヵ月以内		1年以内		1年以上		計
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
裁縫品	773	47.0	94	5.7	90	5.5	57	3.5	629	38.3	1,643
履物	257	30.5	499	59.2	35	4.2	32	3.8	20	2.4	843
メリヤス及靴下	353	48.5	296	40.7	61	8.4	1	0.1	17	2.3	728
染色	34	57.6	13	22.0	5	8.5			7	11.9	59
洋傘	31	60.8	11	21.6	4	7.8	3	5.9	2	3.9	51
帽子	18	51.4	15	42.9	2	5.7					35
紡織品	12	40.0	12	40.0	3	10.0	1	3.3	2	6.7	30
袋物製造	11	73.3	0	0.0	2	13.3			2	13.3	15
飾製品	2	22.2	4	44.4	1	11.1			2	22.2	9
計(衣類関連8種)	1,491	43.7	944	27.7	203	5.9	94	2.8	681	20.0	3,413
計(その他15種)	1,432	60.6	803	34.0	87	3.7	18	0.8	24	1.0	2,364
合計(23業種)	2,923	50.6	1,747	30.2	290	5.0	112	1.9	685	11.9	5,777

出所：東京市社会局『東京市 内職調査 昭和十年度』（1936年）より作成。

表17 内職労働従事者の訓練期間(大阪市)

単位:人, %, 日

	即日		2ヵ月以内		6ヵ月以内		1年以内		1年以上		計	平均 期間
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
履物	110	10.2	768	71.4	111	10.3	84	7.8	2	0.2	1,075	53
メリヤス製品	288	27.3	732	69.4	23	2.2	8	0.8	3	0.3	1,054	12
服装雑貨	180	17.2	821	78.5	33	3.2	7	0.7	5	0.5	1,046	19
和服裁縫	63	8.4	132	17.6	76	10.1	60	8.0	421	56.0	752	765
洋傘	41	11.3	232	63.7	68	18.7	22	6.0	1	0.3	364	62
洋服	41	11.9	287	83.2	11	3.2	3	0.9	3	0.9	345	34
小間物	201	67.0	94	31.3	5	1.7					300	5
帽子	63	38.9	91	56.2	5	3.1	3	1.9			162	16
計(衣類関連8業種)	987	19.4	3,157	61.9	332	6.5	187	3.7	435	8.5	5,098	
計(その他13業種)	799	32.4	1,505	61.1	83	3.4	38	1.5	40	1.6	2,465	
合計(21業種)	1,786	23.6	4,662	61.6	415	5.5	225	3.0	475	6.3	7,563	104

出所:大阪市社会部『本市に於ける内職調査』(1940年)より作成。

注:「平均期間」は元資料では「年、月、日」で表記されているが、年=365日、月=30日で換算した。

入された爲である」³⁸⁾と説明している。ここからは、不熟練労働が多い内職労働市場にあって、和服裁縫には技能習得のために長期の訓練が必要とされること、またその就業者の一部は、それ以前の段階でなんらかの訓練を受け、ある程度の技能を習得していたことが示唆されている。

では次に、大阪市の場合を見てみたい。ここでも、衣類関連 8 業種とそれ以外の 13 業種、さらに 23 業種全体のデータを表 17 に掲げた³⁹⁾。「即日」(東京市調査で言う「無」)は、東京市に比べていずれの業種でもウエイトが小さく、全体として「2 ヶ月以内」に 61%が集中している。また、業種に注目すれば、ここでも「和服裁縫」は特異な分布をしている。従事者の半数以上(421 人)が 1 年以上を要し、平均で 765 日と最長になっていて、東京市と同様、長い訓練期間を要することがわかる。前述の相対的に高い時給は、こうした長い訓練期間を経て形成される熟練によるものと考えることができよう。

しかし翻ってみると、もう半数が「1 年以内」以下に分布していることも明らかである。東京市の調査においても強調されたように、和服裁縫では技術の習得に長い期間を要するとすれば、ここで 1 年以内にその訓練を終える者や、東京市の訓練期間「無」(47.0%)をどのように考えればよいのだろうか。それに対する手がかりが、内職従事者の学歴にあるように思われる。以下では、内職従事者の最終学歴がわかる大阪市のデータを手がかりにして、この問題に接近してみたい。

表 18 として、内職従事者の最終学歴を示した。まず、衣類関連 8 業種、その他 13 業種、全体 23 業種のいずれにおいても、「尋小卒」が 50.0%と最も多く、そのほか「不就学」「高小卒」に 15%前後が分布している。また、表中に示した衣類関連 8 業種を個別に見ると、特異なあり方をしているのはやはり「和服裁縫」であろう。「尋小卒」が 33.6%と 8 業種中で最も低く、代わって「高小卒」(33.6%)、「中等卒」(13.5%)で高くなっている。他の業種に比べて、高学歴であることが明らかである。すでに、本章第 2 節で検討したよう

表18 内職従事者の最終学歴(大阪市)

単位:人, %

	計	在学中		不就学		尋小中退		尋小卒		高小中退		高小卒		中等中退		中等卒		高専中退		高専卒以上	
服装雑貨	1,033	2	0.2	107	10.4	95	9.2	573	55.5	19	1.8	203	19.7	13	1.3	20	1.9	1	0.1		
メリヤス製品	1,028	6	0.6	250	24.3	99	9.6	521	50.7	17	1.7	121	11.8	6	0.6	8	0.8				
履物	1,024	2	0.2	210	20.5	139	13.6	524	51.2	37	3.6	99	9.7	4	0.4	9	0.9				
和服裁縫	733	0	0.0	44	6.0	31	4.2	246	33.6	23	3.1	246	33.6	43	5.9	99	13.5			1	0.1
洋傘	347	1	0.3	56	16.1	45	13.0	185	53.3	9	2.6	41	11.8	5	1.4	5	1.4				
洋服	341	0	0.0	143	41.9	13	3.8	130	38.1	5	1.5	42	12.3	2	0.6	6	1.8				
小間物	298	0	0.0	20	6.7	21	7.0	211	70.8	3	1.0	35	11.7	5	1.7	2	0.7			1	0.3
帽子	159	1	0.6	26	16.4	8	5.0	90	56.6			28	17.6	3	1.9	3	1.9				
計(衣類関連8業種)	4,963	12	0.2	856	17.2	451	9.1	2,480	50.0	113	2.3	815	16.4	81	1.6	152	3.1	1	0.0	2	0.0
計(その他13業種)	2,351	23	1.0	437	18.6	293	12.5	1,176	50.0	40	1.7	331	14.1	18	0.8	32	1.4	1	0.0	0	0.0
合計(21業種)	7,314	35	0.5	1,293	17.7	744	10.2	3,656	50.0	153	2.1	1,146	15.7	99	1.4	184	2.5	2	0.0	2	0.0

出所:大阪市社会部『本市に於ける内職調査』(1940年)より作成。

に、戦前日本の学校教育においては、女子に対して初等教育段階から一貫して教科としての裁縫を課していたのであるが、課程を進むにつれて、その授業時間数が増えていく制度であった。よって、こうした初等教育以上の教育を受けた女性たちは、裁縫に関してある程度の技能を習得していたと考えられる。そして、そのことが、「一人前」になるのに必要な訓練期間を短縮したと推察される。実際、ここでの「高小卒」と「中等卒」を合せた値は 47.1%で、1 年以内に訓練を終えたとされる 44.0%とおおむね符合している。東京市の訓練期間「無」(47.0%)についても、データが得られないため推測の域を出ないが、ある程度同様の事態は想定し得るだろう⁴⁰⁾。また一方で、「尋小卒」以下の者は、内職労働に従事する過程(OJT)で技能を習得していったと考えられる。いずれにせよ、家計補助的＝低賃金とされる内職労働市場において、「和服裁縫」従事者が相対的に高い賃金を稼得できていたとすれば、出来高制のもとにあっては、それは技能を磨くこと＝生産性の上昇と労働時間の延長という2つの経路を通じてのみ可能だったと言えよう。

おわりに

本章では、両大戦間期、とくに 1930 年代を対象として、衣類消費に焦点を当てて検討してきた。以下、その要約と戦後＝大衆消費社会への展望を述べてまとめにかえたい。

まず、『家計調査報告』の分析からは、昭和恐慌とそこからの景気回復、そして戦時体制へという時代にあつて、新中間層においては実質的な衣類消費の伸びは観察されなかった。他方で、既製の供給が限定的で、なおかつ和装が未だ人々の衣生活のなかで大きな位置をしめていた歴史的段階においては、衣類の消費には裁縫が不可避免的に付随したが、それを担ったのは世帯内の女性であり、そこでは学校教育が技術習得の場として重要な「役割」を果たしていた。一方で、内職労働について検討したとおり、裁縫の重い負担は一部ではあれ市場を通じて「外部化」されたが、そうした需要を内職労働として稼得機会にしていたのも、また女性(非ホワイトカラー層)であった。

以上のように、戦前段階においては、衣類消費にあたって女性による裁縫が重要な「役割」を果たしたのだが、そのことが物理的な面から消費(量)を規定していたと思われる。一部には、既製服の購入、仕立業者への外注など「被服の外部化」が進展していたが、ミシンによる裁縫が可能な洋服の広範な普及と既製服産業の展開という条件が整って初めて、衣服における大衆消費社会の成立は可能となるように思われる。

注

- 1) 阿部武司『日本における産地綿織物業の展開』東京大学出版会、1989年。
- 2) 山崎広明・阿部武司『織物からアパレルへー備後織物業と佐々木商店ー』大阪大学出版会、2012年。
- 3) 岩本真一『ミシンと衣服の経済史ー地球規模経済と家内生産ー』(思文閣出版、2014年)。
- 4) アンドルー・ゴードン『ミシンと日本の近代』みすず書房、2013年。
- 5) 小泉和子『洋裁の時代ー日本人の衣服革命ー』OM出版、2004年。
- 6) なかでも、前掲山崎・阿部『織物からアパレルへ』は、その「結語」において、供給側に視点を置きながら、戦前から戦後への衣服の変化について見通しを与えている。
- 7) 本稿では、「支出額」と言う場合、とくに断らない限り名目額を指す。
- 8) 江原絢子『家庭料理の近代』吉川弘文館、2012年。
- 9) 住居費については第8章(齋藤論文)に譲るが、住居費と被服費では後者の方が、より家計が主体的に対応し得る余地が大きいことを指摘しておきたい。
- 10) 田中陽子「小学校裁縫科における洋裁教育推進の背景ー大正後半期および昭和戦前期を中心にしてー」『日本家庭科教育学会誌』第47巻第1号、2004年、40頁。オリジナルの出典は熊谷辰次郎編輯『生活の合理化』(大日本青年団、1930年)で、調査自体は東京女子師範学校訓導松尾まきを「着物仕立換所要時間調」による。
- 11) 前掲田中「小学校裁縫科における洋裁教育推進の背景」40頁。
- 12) 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年。なお、小山静子『家庭の生成と女性の国民化』(勁草書房、1999年)は、第1次大戦期の新中間層の形成とそこでの性別役割分業の定着を指摘している。
- 13) 家事労働に熟練が必要であることを指摘したものとして、上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』(岩波書店、1994年)、第3章第2節「技術革新と家事労働」がある。ただし、そこでは、そうした熟練がいつ、どこで、どのように形成されるかは不問にされている。
- 14) 学校教育と性別役割分業の関係については、小山静子『子どもたちの近代 学校教育と家庭教育』(吉川弘文館、2002年)、永原和子『近現代女性史論ー家族・戦争・平和ー』(吉川弘文館、2012年)、第1部第2章「良妻賢母主義教育における「家」と職業」などを参照。
- 15) 教育史編集会『明治以降教育制度発達史 第5巻』(1939年刊)29頁。
- 16) 越智信子ほか「愛媛県における家庭科教育の歴史(第4報)ー大正期における小学校の家事・裁縫教育の内容についてー」『日本家庭科教育学会誌』第21巻第2号、1978年、2頁。
- 17) 同上。
- 18) 同上。
- 19) この調査は「大正期の小学校において裁縫教育を受けた人」100名を対象に行われた。このうち、43名が高等小学校卒業者、残りは尋常小学校卒業者である。「明治33年生まれから大正5年生まれ」で「調査時にはすでに60~76才の年齢に達している」とされている。調査方法は不明である。
- 20) 前掲越智ほか「愛媛県における家庭科教育の歴史(第4報)」4頁。
- 21) 同上。
- 22) 同上。

- 23) 板垣恭子『女学校と女学生—教養・たしなみ・モダン文化—』中央公論新社、2007年、17-18頁。
- 24) 同じ資料を用いた分析に、谷本雅之「近代日本の女性労働と「小経営」」氏家幹人他編『日本近代国家の成立とジェンダー』（柏書房、2003年）、谷本雅之「近代日本の世帯経済と女性労働—「小経営」における「従業」と「家事」—」（『大原社会問題研究所雑誌』第635・636号、2011年）、Masayuki Tanimoto, “The Role of Housework in Everyday Life : Another Aspect of Consumption in Modern Japan” (Penelope Francks and Janet Hunter eds, *The Historical Consumer : Consumption and Everyday Life in Japan, 1850 - 2000*, Palgrave Macmillan, 2012) がある。谷本氏は、主として小経営（農業世帯と商業世帯）に焦点をあて、そこでの女性労働力のあり方について分析している。本稿では、小経営だけでなく給料生活者世帯および労働者世帯を含めて、世帯内での女性の労働のあり方を把握することが課題である。また、労働科学研究所の資料を用いて、農家世帯の女性労働を論じたものに、大門正克「1930年代における農村女性の労働と出産—岡山県高月村の労働科学研究所報告をよむ—」（『エコノミア』第56巻第1号、2005年）がある。
- 25) 前掲谷本「近代日本の女性労働と「小経営」」および同「近代日本の世帯経済と女性労働」は、小経営世帯内での家事労働における女性間の分業の重要性を強調している。
- 26) 高本明日香「戦前の日本における婦人洋装下着の担い手」『京都マネジメント・レビュー』第19号、2011年。
- 27) 1931年に東京市が「旧市域十五区内の各小学校児童を選び、尚冬期に於ては近接特殊地域の十二校に就き選定調査」を行ったところ、男子児童46万3,866人のうち和服を着用する者は2,437人（0.5%）、一方で洋服を着用する者は46万1,429人で99.5%を占めていた。また、和服着用者については、「浅草区最も多く本所、深川之に次ぎ山手方面に於ては四季を通じ和装者無かりし区を見出す」とされており、いわゆる細民地区で和装の児童が観察された。また、洋装については、「四季を通じ通学服最も多く」、46万1,429人のうち38万320人（82.4%）を占め、「其他は夏季に於けるシャツ、簡単衣、猿股類の増加（夏季に於ける約50%）及秋、冬のセーター（冬季の12%）及長ズボン（冬季の6.5%）」などが見られた。女子については、44万3,699人のうち「和服を着用せるは3,867人にして総数の1.9%、洋服の者43万9,832人にして98.1%を占め」ていた。洋服着用者については、「春、夏、秋に於てはセーラー着用者最も多く、調査人員21万1,684人中9万9,935人（47%）を算したり。冬期に於てはセーター着用者激増し、冬季調査人員9万9,825人中7万9,424人にして79%を示」した。さらに、同調査の「製作の推定」によれば、男子児童の「被服総数91万9,506点中、家庭製と推定せらるるもの3万1,931点にして、総数に対し2%に過ぎ」ないとされている。また女子については、「被服総数75万236点中、家庭製と推定せらるるもの1万3,156点にして16%に当り」、「地域的に見れば山手方面（芝区を除く）に自家製僅少の傾向多」いとしている（東京市役所「小学児童被服調査」『東京市社会局時報 昭和十一年四・五・六月号』1936年刊、17-19頁）。
- 28) 前掲谷本「近代日本の世帯経済と女性労働」、前掲Tanimoto “The Role of Housework in Everyday Life” は、戦前日本の家計消費には、家事へ投入される労働量と消費水準とが相関するような「労働集約的」な特徴があることを指摘している。また、前掲上野『近代家族の成立と終焉』は、家事労働と技術革新〔耐久消費財＝家電製品—引用者〕の関係について、アメリカにおける洗濯機の導入の事例を紹介し、「家事労働の技術革新がほんとうに家事労働を軽減したかどうかについては、検討してみなければなら」（172頁）ず、「〔家事労働に—引用者〕かけた時間からだけ判断するのは難しい」（179頁）ことを指摘している。
- 29) 本項の課題に関連する先行研究としては、2つの研究群を挙げておきたい。まずは、性別役割分業の形成を論じた研究として、高橋桂子「在来産業と女子労働—1920年国勢調査を用いて」中村隆英編『日本の経済発展と在来産業』（山川出版社、1997年）、千本暁子「日本における性別役割分業の形成—家計調査を通して—」永原和子編『日本家族史論集11 家業と役割』（吉川弘文館、2003年）がある。もう1つの先行研究は、近年進展しつつあるミシンに関する研究である。前掲ゴードン『ミシンと日本の近代』のほか、前掲岩本『ミシンと衣服の経済史』は、ミシンの消費財としての側面だけでなく、生産財としての側面にも焦点を当てている。

- 30) 東京市が1935年に行った『東京市 内職調査 昭和十年度』(1936年刊)については注意が必要であろう。資料(1頁)によれば、「本調査は家内工業調査の一部として、小工業調査と並行して全市一斉に行ったのであって、小工業調査と相関聯せしめる爲に工業的内職に限定し」、「先づ九一の各種同業組合を訪問し、それ等の組合に属する問屋製造業者等の住所を聞き、更にそれ等の問屋、製造業者等につき、順次内職従事員の住所を聞いて實地調査の対象を求めたが、斯くして得られた対象は餘りに少数であったので、更に全市の各方面事務所備附の要保護世帯カードより内職従事員である世帯を全部抽出して之等を個別訪問し完了した」とされている。その結果、「得られた対象は五、七、七、七名」で、そのうち「問屋、製造業者等より得られた対象」はわずかに394名(6.8%)にすぎず、残りの「五、三、八、三名は方面事務所備附カードより得られた対象」である。従って「本調査に於ける内職は要保護世帯に於ける工業的内職と云う傾向が濃厚」であると指摘している。一方、大阪市社会部『本市に於ける内職調査』(1940年刊)は、組合名簿を手がかりに、各種同業組合加入の組合員(5,979社)および内職従事者(7,563人、飛び込み調査で新たに収集した3,100人分を含む)の下へ職員が直接訪問して調査票を記入する方法によるものである(3-4頁)。こうした調査方法によるバイアスは、需給関係の点においても反映されていると思われる。それを示すデータとして、東京市の「裁縫品」従事者(1,643人)のうち、「原材料仕入地」について74.2%が「個人依頼主」と回答している。また「製品渡先」についても、74.3%が「個人依頼主」と回答しており、「裁縫品」の多くが依頼主から内職従事者の下へ直接持ち込まれていたことがわかる。一方の大阪市においては、需給関係を示す指標として「集配分担」についてのデータがある。これによれば、「和服裁縫」に従事する752人のうち、「供給業者持」(579人)が最も多く、その他「従事者持」(172人)、「仲介人持」(1人)となっていて、個人間の需給関係にはなっていないと考えられよう。
- 31) 東京市社会局『内職に関する調査』(1926年刊)を用いた研究として、谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済—高格差社会の個人計量経済史学—』(日本図書センター、2004年)、「第6章 東京圏における低所得労働市場の静かな変容」がある。
- 32) 東京市社会局『東京市 内職調査 昭和十年度』3頁。
- 33) 同上。
- 34) 大阪市社会部『本市に於ける内職調査』(1940年)18頁。
- 35) さらに、この「工業」の内訳を多い順に示せば、東京市(1,769人)では「土木、建築」(35%)、「金属工業、機械器具製造、造船運搬用器具製造」(20%)、「木、竹、草蔓類に関する製造」(9%)となっている。一方、大阪市(3,234人、うち「自営業主」120人・4%を含む)は「金属機械器具工」(27%)「土木建築工」(23%)、「その他の職工」(8%)となっている。
- 36) 前掲大阪市『本市に於ける内職調査』(132頁)によれば、生地によっても工賃が異なる。「着物及羽織」1着当たりの平均工賃額は、「銘仙衿 0.74円、綿紗衿 1.168円、御召衿 1.312円、其他の絹織物衿 0.989円、木綿物衿 0.508円、銘仙単衣 0.615円」となっている。
- 37) 前掲東京市『内職調査』18頁。
- 38) 同上。
- 39) 大阪市の当該調査では、「習練期間とは一つの内職仕事に従事して一人前の稼得金を得るに至るまでに要する所の仕事習練の期間を言ふ」と定義されている。
- 40) 東京市の場合、内職従者の世帯主の職業構成や世帯所得の分布を考慮すると、学校教育だけでなく、個人経営の「針教室」など、インフォーマルな機会もそのうちに多く含まれることが推察される。

都市家計の居住行動と生活水準

——東京市を中心に——

齋藤 邦明

(立教大学・経済学部)

はじめに

本章の課題は、戦間期における都市家計の居住行動の特徴と動態について、東京市を中心に実証的に把握することである。この作業を通じて、都市家計の住居に関わる生活水準の展開とその帰結を明らかにしたい。

まず、戦前日本の家計消費において、住居費を検討する意義を明らかにしておこう。戦前日本の家計に関する長期系列のデータが得られるものとして、『長期経済統計』¹⁾と内閣統計局『家計調査』が挙げられる。両者から、比較可能な1931～1940年における住居費の家計支出額に対する比率を示すと、『長期経済統計』は14.9%から13.1%、『家計調査』は18.0%から13.5%へと推移する²⁾。この間一貫して、家計支出において最も比率の高い食料費(同前 50.2%→48.9%、34.1%→42.9%)に次いで住居費は高い比率となっており、戦前日本の家計にとって住居費は家計支出の動向を大きく左右する費目の一つであった。

なお、現在の日本の家計における住居費比率は国連の93SNA基準の最終消費支出で25%前後、『家計調査』では20%弱で推移している³⁾。このように住居費比率が20%前後を占めるというのは、SNAベースで国際比較をした際に先進諸国に共通してみられる現象で⁴⁾、住居の持家化を反映している⁵⁾。一方、新興国や途上国では10%台を推移している。相対

的に低い住居費比率は、賃貸借ベースの住居形態をとっているためである。日本の場合に照らしてみても、戦前日本社会は借家中心であるのに対し、戦後日本社会は持家中心で、住居のあり方が大きく異なっている。

続いて住居という観点から、本章で検討する生活水準の内容に触れておこう。斎藤修は、生活水準は多面的であるとしながら、収入や消費水準から接近する伝統的な「所得－消費アプローチ」と、アマルティア・センの「潜在能力」を参照しつつ、生活の質を対象とした「潜在能力－機能アプローチ」の2つの接近方法を示している⁶⁾。これを住居に即していえば、前者は家計における住居費を検討することが該当する。ただし、住居費には住居という財がもつ「異質性」によって⁷⁾、食料消費におけるエンゲル係数のような家計法則は認められていない⁸⁾。よって、住居費だけで生活水準を把握することは困難である⁹⁾。後者の、生活の質に該当する、住宅内外の環境（住環境¹⁰⁾）についても検討する必要がある。

また人々の「生存と生活の基盤」¹¹⁾である住宅については、戦前から高い関心をもって研究が進められてきた。日本における住宅の歴史的展開や家計との関係に着目した先駆的な研究として、西山卯三があげられる¹²⁾。西山以後、建築史、都市史、不動産業史などが住宅研究を進展させてきた。戦前日本社会では住宅の供給がさまざまな面において制約を受けており、先行研究はその制約条件を丹念に明らかにしてきている。すなわち、住宅の基盤となる宅地の供給制約（農地転用・耕地整理事業における社会的摩擦¹³⁾、都市地主による大土地所有¹⁴⁾）、住宅の建築技術制約（手工業的性格とその実態として大工の普請過程¹⁵⁾）、住宅の建築資金に対する政策補助の限界性（住宅組合法¹⁶⁾）が、それである。近年は都市史研究が住宅の需給関係に注目しながら、日本の「住宅問題」を明らかにしつつあり¹⁷⁾、戦前日本の住宅研究は供給側から需要側へと移行しつつあるといえる。

しかしながら、現時点において研究史は住宅の需要者である家計そのものは十分に検討していない¹⁸⁾。この点に関して今日なお研究史の到達点といえるのは、西山の戦前の研究である『住宅問題』であろう。西山は、欧州各国の家計データと日本を比較しながら、東京市や大阪市の家計調査型統計、内閣統計局『家計調査』を検討している。しかしながら、西山は、低所得階層ほど消費額中の住居費の比率が高いという「シュワーベの法則」を確認することにとどまっており、階層性や世帯の差異を十分に検討しているものではない。また、西山が『住宅問題』で展開している住宅理論は、住宅の需給関係のみを論じており、1920～30年代に展開する住宅政策の影響を考慮していない。本章では、これらの点に留意しながら検討を進めていく。

本章の構成は次の通りである。1で戦間期の都市の人口動態と1920年代の家計と住居の関係を検討する。2で1930年代の家計調査から住居費を中心に家計支出の特性を把握する。3で不動産経営者の史料から、都市家計の居住行動と家主の対応の実態を明らかにする。

1 戦間期の都市と家計

(1) 都市の発展と都市家計

第1次世界大戦期における重化学工業を中心とした経済発展と都市化の進展に伴い、都市に人口が大量に流入していった¹⁹⁾。表1に、6大都市および1930年代の内閣統計局『家計調査』が対象とした都市の人口動態を示した。

日本の内地人口は1920年の55,963千人から1940年の73,114千人へと1.31倍に増加している。それに対し、6大都市すべてが、日本内地人口の増加率を上回る人口増加を示している。これらの都市では、いずれも数回にわたる市域拡張があるため（とくに名古屋は10回）、自然増と人口流入による人口増加を純粋に表わしているわけではないが、これらの都市に人口が向かっていった傾向は概ね読み取ることが出来よう。また、家計調査対象となった都市の多くも、全国を上回る人口増加率となっている。ここから、本書で検討している都市とそれらを対象とした家計調査は、戦前日本社会の中でも人口成長が著しい地域を扱ったものであるということを、まず確認しておきたい。

表1 戦前日本の主要都市の人口

単位:千人

		1920 (a)	1925	1930	1935	1940 (b)	b/a
全国(内地)		55,963	59,737	64,450	69,254	73,114	1.31
六大都市	東京	3,359	4,110	4,987	5,896	6,778	2.02
	大阪	1,768	2,115	2,454	2,990	3,252	1.84
	(空家率)	0.3%	3.9%	5.3%	4.2%	1.1%	
	名古屋	620	784	926	1,110	1,328	2.14
	京都※	702	826	952	1,081	1,089	1.55
	神戸※	654	715	801	930	990	1.51
家計調査対象	横浜※	579	595	704	797	968	1.67
	札幌	109	155	185	213	223	2.05
	仙台	165	196	225	250	255	1.55
	金沢	147	158	168	176	186	1.27
	広島	194	238	270	340	343	1.77
	徳島	97	106	113	122	119	1.23
	八幡	114	131	171	212	261	2.29
	長崎	190	202	218	225	252	1.33

出所:東京市市政調査会編『日本都市年鑑』(第11巻、1942年)、大阪市編『大阪市統計書』(各年次版)より作成。

注:「※」は家計調査に採用されていない都市をさす。

表1には大阪市の空家率のデータも示した。これによれば、第1次大戦後の1920年に空家率は0.3%と全期を通じて最も低くなっており、その後20年代後半から昭和恐慌期にかけて空家率は上昇していく。そして30年代後半から戦時期にかけて、空家率は再び低下していった。人口増加の趨勢が大阪市と似たような傾向をもつ都市では、同じような状況が生じ

たものと思われる。このことから戦時期を除けば、第1次大戦前後の住宅不足は最も深刻な状況であり、各種の社会調査が集中したこと、研究史上もこの時期を対象としたものが多いことは、十分理解できる。研究史は、第1次大戦前後に都市では家賃をはじめとする住居費が高騰し家計を圧迫していたこと、物価上昇に伴い建築費が高騰したため、新築が手控えられ住宅供給は需要増加に対応しなかったこと、などを明らかにしている²⁰⁾。

ここでは1920年代に実施された家計調査および社会調査を利用して、都市家計の住居費と住環境を概観する。利用するのは、①内閣統計局『家計調査』(1926-27年)、②内務

省社会局『細民調査』（1921年）、③協定会『家賃調査』（1923年）である。これらはいずれも、家計と住環境に関するデータが得られる点の特徴である。表2に、①～③の世帯人員・住居費・室数・畳数を示した。なお、住居費は1934-36年を100とする消費者物価指数で実質化した²¹⁾。以下、本章でデータの実質化を行う場合、同じ方法をとる。

日本全体の状況を示したものとして、まず①をみよう。世帯人員では給料生活者と労働者にほとんど差がない。家賃では給料生活者が労働者よりも高く、10円程度の差が見られる。住居費支出に比例して、室数・畳数も給料生活者の方が広い。注目すべきは収入階級の上昇によって、給料生活者と労働者の間

にある住居費、室数、畳数の差が縮小することなく、維持されていることである。したがって、両者は都市生活を開始した時点で住環境の条件が異なっており、初期条件がその後の住み方も規定していたといえる。

次に②をみる（浅草・深川のデータもあるが、四谷と同じ傾向をもつため省略）。長屋住まいが多く、自営業者も含んだ②の内容は、①の労働者よりさらに家賃水準は低い。また室数は所得にまったく比例していない。したがって、「細民地域」に供給されている住居には、住環境の多様性がないことが伺える。最後に、③には東京と大阪の職工のデータを示した。大阪が室数・畳数でやや広くなっているが、総数は変わらない。東京と大阪の労働者は、家賃と住環境でみれば、同じような生活していたといえる。

表2 1920年代の家計調査

単位: 戸、人、円、室、畳

①内閣統計局『家計調査』（1926年9月-27年8月調査）

収入階級	給料生活者					労働者				
	世帯	人員	住居費	室数	畳数	世帯	人員	住居費	室数	畳数
総数	1,575	4.2	28.9	3.5	15.8	3,210	4.2	18.2	2.5	11.0
50-60円	9	3.3	11.9	2.5	11.8	191	3.8	9.4	2.1	9.3
60-80円	112	3.4	15.8	3.0	13.6	621	3.9	12.7	2.3	10.0
80-100円	255	3.7	19.9	3.3	14.6	968	4.1	16.1	2.5	11.0
100-120円	254	3.9	24.8	3.5	15.5	658	4.2	20.4	2.7	11.6
120-140円	290	4.3	28.5	3.7	16.8	398	4.5	23.3	2.8	12.3
140-160円	217	4.3	31.1	4.0	18.5	188	4.9	25.4	2.9	12.7
160-180円	151	4.7	33.4	4.0	18.7	98	4.8	29.6	3.1	13.5
180-200円	131	4.6	39.2	4.1	19.2	47	4.7	31.9	3.6	15.4
200円～	156	4.8	45.4	4.3	20.5	41	5.5	35.0	3.3	15.1

②内務省社会局『細民調査』（1921年11月実施）

収入階級	総数					四谷				
	世帯	人員	家賃	室数	畳数	世帯	人員	家賃	室数	畳数
総数	497	4.3	5.4	1.1	4.5	161	4.5	5.6	1.2	4.9
～30円	3	3.7	4.5	1.0	3.0	-	-	-	-	-
30-40円	10	3.5	4.3	1.1	4.0	2	3.5	5.8	1.0	4.5
40-50円	51	3.8	5.2	1.0	3.6	13	3.7	4.6	1.0	4.0
50-60円	82	4.2	5.2	1.1	4.3	22	4.7	5.4	1.0	4.5
60-70円	111	4.2	5.3	1.1	4.4	41	4.2	5.7	1.1	4.6
70-80円	95	4.5	5.7	1.2	4.7	30	4.6	5.8	1.2	4.8
80-90円	67	4.5	5.4	1.1	4.8	26	4.6	5.3	1.2	5.1
90-100円	26	4.7	5.9	1.1	4.9	8	4.6	6.4	1.3	5.8
100-120円	35	4.9	5.5	1.1	5.1	12	5.3	6.2	1.2	6.1
120-150円	14	4.5	6.0	1.1	4.9	4	3.5	5.0	1.5	7.0
150円～	3	6.7	8.2	2.0	7.0	3	6.7	8.2	2.0	7.0

③協定会『全国家賃調査』（1923年11月実施）

月収段階	東京・職工					大阪・職工				
	世帯	人員	家賃	室数	畳数	世帯	人員	家賃	室数	畳数
総数	250	4.0	19.3	2.3	10.2	190	4.3	19.4	2.9	11.7
～50円	20	3.2	13.7	1.9	7.7	4	3.5	19.8	2.3	8.9
50-100円	182	3.9	19.0	2.3	10.1	139	3.9	18.4	2.7	10.8
100-150円	38	4.5	21.6	2.4	12.1	40	5.3	21.0	3.3	13.2
150-200円	6	5.0	22.9	2.7	11.8	6	6.8	28.4	5.5	22.6
200-250円	4	7.0	34.7	3.0	15.9	1	8.0	31.5	4.0	18.0

出所: ①～③より作成。

続いて、1920年代前半の高物価期において家計がどのように対応したかについて、『細民調査』と大阪市『生計調査』を利用して確認する。まず、『細民調査』の中の「家賃支出が無い」世帯に着目して、それらを抽出したのが表3である。幅広い層で「家賃支出が無い」世帯が存在することがわかる。なお調査では、これらは「不詳」に分類されている。この家賃支出0という結果が調査方法によって生じたのか、それとも調査対象によって生じたのかはわからない。『細民調査』は1921年11月のみを調査したものであるから、月ごとの支出動向を考慮する必要がある。

そこで月ごとの家賃支出の動向を知るために、1919年6月～20年6月に大阪市が労働者を対象に行った生計調査の

個票を利用する²²⁾。個票から同一世帯で12ヶ月分記帳した家計64世帯、13ヶ月分記帳した家計10世帯、計74世帯分のデータが得られる。その中で家賃支出が0となっている世帯は25世帯(33.9%)あった。25世帯のうち、1ヶ月のみ0となっている世帯は22世帯であった。12ヶ月間ないし13ヶ月間の家賃支出がすべて0となっている世帯は存在しなかった。このことから、「家賃支出が無い」という世帯の多くは、家賃を滞納している可能性が高いと推察される。第1次大戦期から1920年代前半の物価と家賃高騰期において、幅広い階層の都市家計が、家賃を滞納することで高物価下における家計支出増へ対応していた²³⁾。1920年代後半に入ると、景気は徐々に後退していき、1927年の金融恐慌を契機として不況期に入る。景気と物価が低迷する中でも、住居費は高止まりしたまま推移し、1920年代後半に家賃問題と認識されるようになった。

(2) 1920年代末の家賃問題

1920年代末の家賃問題については、小野浩が本章と同じく東京市を対象として検討を行っている²⁴⁾。ここでは借地借家法制に着目することで、1920年代の家賃問題に接近する。

新聞記事によれば、「世界一高いといわれた日本の物価も大正九年の大不景気風と共にジリジリに引下り、殊にこの一両年は全般的には下る一方である(中略)これに引かえ東京市を中心とした家賃間代、地代等は好景気時代の馬鹿げた高い値段ほとんどそのままである」²⁵⁾という。景気後退期の1920年代後半に至っても、1920年代初頭における家賃水準で高止まりを続けていたのである。高止まりした家賃をめぐって、1920年代末から借家人による「家賃値下運動」が展開したことが知られている。そこでは借地借家法を利用して、家主に対し家賃引下を要求していった。「借家人同盟」を組織し、運動の指導者であった布施辰治は「借家争議の戦術」²⁶⁾の中で、「借りた貸したと云ふ根本の約束さへ崩れな

表3 『細民調査』の家賃無世帯

単位: 戸、%

	世帯 (a)	家賃無 (b)	b/a
合計	497	59	11.9%
～30円	3	0	0.0%
30-40円	10	4	40.0%
40-50円	51	2	3.9%
50-60円	82	10	12.2%
60-70円	111	17	15.3%
70-80円	95	13	13.7%
80-90円	67	7	10.4%
90-100円	26	2	7.7%
100-120円	35	4	11.4%
120-150円	14	0	0.0%
150円～	3	0	0.0%

出所: 内務省社会局編『細民調査統計表
大正10年施行』(1922年、28頁)。

いやうに契約してしまへば、家主の吹き掛けるままに高い家賃を承知しても、目的の借家に這入った後で、相当な家賃に減額することが出来る」というように、強硬な論調を展開した。その後、司法も借家訴訟において、家賃引下を支持する判決を出している²⁷⁾。

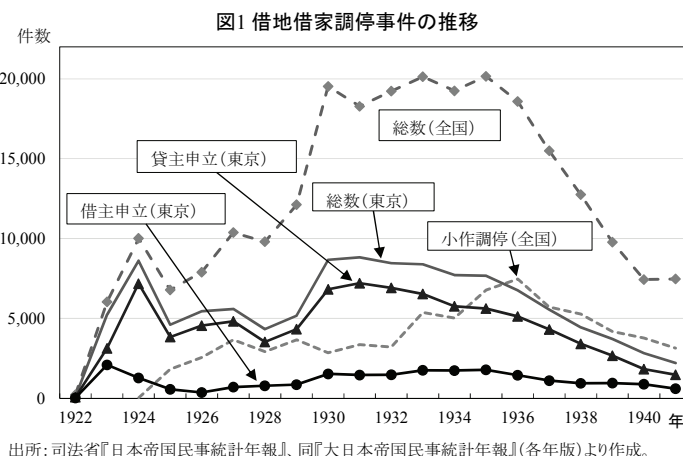
図1に借地借家調停事件の推移を示した。1928年までは、申立件数が全国でおよそ7千件から1万件の間で前後しており、その過半数を東京が占めていた。そして1929年に入ると申立件数は急増し、1930年には2万件に達し、東京だけでも8千件にまで膨れ上がった。また、図1には東京について貸主と借主それぞれの申立の推移を示してある。借地借家調停は一貫して貸主側による申立が多くなっている²⁸⁾。貸主側の申立事由(1929年、8,692件)の最上位は「家屋明渡」であり(5,921件)、次いで「家賃支払」であった(1,362件)。

借家調停件数で貸主の申立が急増していることは、貸主の申立数を上回る規模で借家人による家賃値下運動や家賃滞納が発生していることを意味する²⁹⁾。借家人は住居を追い出されるまで、家賃を契約金額よりも少なく支払うか滞納する行動に出るため、借家人の家計の住居費支出は減少する。昭和恐慌前後において借地借家法制は、社会運動の展開と司法によって社会的承認を受けつつ、借家人＝消費者保護を達成していったといえる。

2 1930年代の都市家計における住居費支出の特徴

本節では、1930年代の都市家計における住居費支出について、家計調査を利用して、その特徴を把握することが目的である。1930年代の内閣統計局『家計調査』については、序章でその性格が論じられているが、ここでは住居費に関わる点について、特徴を述べておこう。

家計調査の対象者は12の条件を設けて選定された(「調査の要綱」³⁰⁾)。12項目のうち、住居に関わる項目としては、「収入相応の賃借料を支払う借家または借間に居住する世帯」が挙げられる。これに関連して大阪市が1931～32年の調査実施に関する報告書を作成し



ている³¹⁾。その中に家計簿記入中止世帯（サンプル脱落）に関する報告がある。1931-32年調査では、応募総数 2,000 世帯に対し、記入中止となったのは 239 世帯であった³²⁾。なお、最終的に『家計調査報告』に利用されたのは 1,517 世帯である。239 世帯のうち、「収入不相応の家賃」に該当して中止となった世帯が 30 世帯あった（記入中止世帯のうち 12.6% に該当）。これは「失業又は退社」（47 世帯）、「地域外移動」（45 世帯）、「世帯主又は家族の病気又は死亡」（33 世帯）に次ぐ記入中止事由となっている。以上、内閣統計局『家計調査』の選定条件は徹底されており、調査段階で家計が有する分散性は相当排除されていた。

以上を踏まえて、内閣統計局『家計調査』における住居費支出をみていこう。総数でみたとき（巻末付表 3）、1930 年代から 40 年代初頭にかけて、住居費比率の低下傾向がみられる。次に、給料生活者と労働者に分けてみる（巻末付表 1）。構成比ではいずれも低下傾向にあるものの、実額では前者が 15.60 円（1931 年）から 15.25 円（1936 年）、16.10 円（1940 年）、後者が 12.69 円、12.33 円、13.20 円となっている。このことから給料生活者と労働者の間に、第 1 に共通点として、実額ではほぼ一定であるが、住居費比率では一貫して低下傾向にあること、第 2 に相違点として、実額で 3 円程度の住居費支出の差があること、の 2 点が指摘できる。

1 つ目の共通点について、年が経過するごとに支出総額（名目）が上昇している一方で、住居費は固定的に推移しているため、比率は低下している。とくに比率の低下が著しいのは 1939・1940 年だが、これは 1939 年 4 月以降に実施された地代家賃統制令の影響であると考えられる。すなわち支出総額は物価騰貴の影響を受けて上昇しているものの（1938→39 年の上昇率は給料生活者、労働者で共に 11%）、家賃は固定的となっている³³⁾（1%、マイナス 0.5%）。また 1930 年代の物価上昇を踏まえると、実質的な住居費は低下傾向にあった。

2 つ目の相違点について、給料生活者と労働者の差異は、『家計調査』では金額差のみしか判明しない。1930 年代は、家計調査と各都市による住宅調査が関連づけられることなく実施されたため、1920 年代のように家計に帰属させながら住居の分析を行うためのデータは得られない。ここでは視点を变えて、給料生活者と労働者の住環境条件がほぼ同水準の場合、両者にどのような差が生じるかという観点からアプローチしたい。

使用するのは、同潤会『アパート居住者生計調査報告書』（1936 年）である（以下の記述は『報告書』参照）。給料生活者の住居（青山・渋谷アパート）は平均室数 2.3 室・2.2 室、畳数 12.9 畳・11.7 畳、1 畳当平均家賃 1.55 円、1.40 円であるのに対し、労働者（清砂通・柳島アパート）は 2.0 室・2.0 室、畳数 10.8 畳・8.7 畳、1 畳当平均家賃 1.30 円、1.35 円である。1 契約の家賃に換算すると、青山が 20.0 円、柳島が 11.8 円となるので、金額では大きな差になるが、同潤会は家賃を畳 1 畳当りの標準額を定めて算出していたので、個々

表4 アパート居住者の基礎的支出の構成比

単位:%

	食料費(a)			(主食費)			住居費(b)			被服費(c)			衣食住(a+b+c)		
	給料	労働	差	給料	労働	差	給料	労働	差	給料	労働	差	給料	労働	差
総数	27.9	34.1	▲ 6.2	5.0	10.2	▲ 5.1	17.6	17.9	▲ 0.3	9.4	9.0	0.4	54.9	61.0	▲ 6.2
～70円	34.2	37.2	▲ 3.0	6.9	11.0	▲ 4.1	21.0	20.0	1.0	7.6	7.2	0.4	62.8	64.4	▲ 1.6
70-80円	25.5	33.5	▲ 8.0	6.9	11.9	▲ 4.9	18.9	17.7	1.3	6.8	8.6	▲ 1.8	51.2	59.8	▲ 8.6
80-90円	32.0	34.9	▲ 3.0	6.2	9.6	▲ 3.4	23.4	17.9	5.5	8.6	9.2	▲ 0.6	64.0	62.1	1.9
90-100円	30.8	26.7	4.1	6.9	8.5	▲ 1.7	18.5	14.7	3.8	6.4	14.0	▲ 7.6	55.7	55.4	0.3
100-110円	30.6	31.8	▲ 1.2	4.1	7.1	▲ 3.0	16.0	14.8	1.2	8.8	8.1	0.7	55.5	54.8	0.7
110-120円	32.4	32.6	▲ 0.2	5.7	5.8	▲ 0.1	18.4	13.4	5.0	9.9	12.5	▲ 2.6	60.7	58.4	2.2
120-130円	29.7	37.2	▲ 7.5	5.3	10.0	▲ 4.7	15.1	14.7	0.3	10.6	9.8	0.8	55.4	61.8	▲ 6.4

出所:同潤会『アパート居住者生計調査報告書』1936年(内田青蔵編『同潤会基礎資料Ⅱ』第6巻、1998年所収)。

注:表中の「▲」はマイナスを表す。

の家計の事情によって家賃差が生じない。それゆえ職業による家計行動の差を明瞭に観察することが期待できる。またアパートの構造は鉄筋コンクリート造で、玄関・台所・水洗式便所が敷設され(単身者向けを除く)、全戸が水道・電燈を利用できた。アパート居住者は、当時の最先端の設備が整えられた環境に低廉な家賃で住むことができたのである。

表4に給料生活者と労働者の衣食住の構成比とその差(前者-後者)を示した。住居費率は給料生活者の方がやや高めにしている層(80円以上、90円以上)があるものの、総数は同じといえる。注目すべきは食料費で、90円以上層を除くとすべての階層で労働者が給料生活者より多く支出している。さらに内訳で主食費だけを取り出して検討してみると、その傾向はより明瞭に出てくる。序章で『家計調査』からは衣食住の基礎的な支出が65%前後で推移していることが指摘されているが、アパート居住の給料生活者は55%前後、労働者は60%前後と基礎的支出の割合が低くなっている。低廉な住居費と良質な住環境という条件下では基礎的支出は大きく構成を下げ、他の支出に振り向ける余地が生じた。ここから住居が家計に与える影響の大きさが見て取れよう。

3 事例——東京市京橋区不動産業者「福井家」——

(1) 福井家の概要

本節では、東京市京橋区本湊町(現中央区湊1丁目)で不動産業を行っていた、福井家の史料を用いて³⁴⁾、同家の借家人の特徴について分析する。それによって『家計調査』からは捕捉できない、都市居住者の行動実態や1930年代の住居費下落の要因を把握したい。

分析に先立ち、福井家についての概略を述べる³⁵⁾。福井家は幕末維新期に相模国から江戸へ進出して酒問屋業を営み、その後、「宮城屋」を名乗って質商となった。初代・新助(1845～1917)が、質業で得た資金を元手に1905～1910年に下記の土地を取得したことがわかっている。その所有地(1912年)は、因幡町55坪、佃島154坪、本湊町764坪、

本八丁堀 83 坪、塩町 29 坪、南新堀 344 坪の計 1,429 坪であった。その後、日本橋区呉服橋 123 坪、牛込区戸山町 263 坪、牛込区鶴巻町 97 坪などを取得し、東京市内における宅地面積は 1,959 坪にのびた。そして福井家は第 1 次世界大戦中に質屋から不動産業へと転身した。上記のうち、本湊町を中心に八丁堀や南新堀といった福井家居住地近辺の土地で貸家業を行い、比較的遠方に位置する佃島・日本橋・牛込では貸地業を行った。福井家は転業後、家賃と地代収入だけで生計を営んでおり³⁶⁾、不動産業を専業としていた。

初代が亡くなった後、息子である 2 代目・久信（1897～1937）が慶応義塾大学理財科在学中に家督を相続し、卒業後そのまま家業継いだ。久信は 1937 年に 41 歳の若さで亡くなり、そのあとは 3 代目・隆之（1934～）が継ぐことになっていたが、相続した時点で 3 代目は幼少だったため、戦中・戦後期は新助の妻・たけと久信の妻・階子（しなこ）が経営を担った。本節では戦前期のうち、とくに 1928 年から 1939 年までの久信経営期とその後の戦時初期を中心に分析を行っていく。久信経営期で 1927 年以前を除く理由は、1920 年代前半から半ばにかけて京橋区では、1923 年の関東大震災とその後の帝都復興事業が展開し、福井家の不動産経営もそれへの対応に追われていたことによる。27 年以前の復興過程についてはすでに研究があるため³⁷⁾、ここでは被害の状況と復興過程をごく簡単に述べるにとどめる。福井家は、関東大震災によって自家と所有家屋の大半（58 棟中 43 棟）を焼失するという被害を受けた（被害総額 67,660 円）。京橋区では 1927～1929 年にかけて帝都復興事業による区画整理を実施したが、久信は地域の区画整理委員を担った。福井家の関係地所で復興事業が完了し、換地を行うのが 1928 年の初頭である。

主に利用する史料は、「家賃地代収入簿」、「家屋台帳」の 2 つである。前者からは地所ごとに住所、家屋の構造、建坪、造作、家賃の変遷、借家人の氏名・契約日・敷金・保証人・退去日・家賃納入日・家賃納入額といったデータが得られる。福井家が不動産業を行っていくうえでの基本台帳が「家賃地代収入簿」であった。後者の「家屋台帳」は、家屋税算定の基礎として京橋区へ提出した資料の写しである。この史料からは家屋の所在地、賃貸価格（年間）、種類、構造、用途、建坪、取得事由、取得届日、所有氏名、家屋平面図がわかる。「家屋台帳」には借家人の氏名についてメモ書きがあり、家屋と借家人との照合が可能になる³⁸⁾。

ここでの分析は、福井家が不動産業を行っていた貸家群のうち、京橋区本湊町に所在していた家屋に限定している。その理由は、同一種類・同一規模の家屋でも建設時期や立地などによって家賃・敷金が異なるためである（住宅の「異質性」）。福井家が京橋区本湊町で貸家に出していた家屋は 30 棟あり³⁹⁾、分析対象とする 1928～1939 年で変化しない。

最後に福井家が提供した家屋の賃料の範囲を示しておくと、最低 5 円～最高 55 円となっていた。すでに検討した家計調査型統計では、最高でも家賃 30 円程度までの世帯しか捕捉できていなかった。『東京市住宅調査』（1930 年）で東京市内の家賃分布を参照すると、

福井家の家賃の範囲は市全体の家賃分布の 90%程度をカバーする。福井家の史料からは、都市家計の居住行動の実態とその多様性により接近することが可能であるといえよう。

(2) 借家人の特徴——「地代家賃収入簿」分析——

以下で借家人の特徴をみていくが、その前に福井家の不動産契約について簡単に触れておこう。分析対象の期間に福井家と契約した借家人は、延べ 139 名いる（重複は 9 名）。福井家における不動産契約は、借家人と契約する際、大半が保証人を立てていた。保証人は、福井家の居住する京橋区の住民が 9 割近くを占めている（延べ 126 名）。

一般に戦間期の都市における住宅の探し方は⁴⁰⁾、商店などの軒先にかけられた貸家札、新聞・雑誌・鉄道駅の掲示板などに掲載された案内広告⁴¹⁾、紹介業者の紹介が広く採られた方法であった。知人・親類の伝手を頼ることも一般的であっただろう。そうした中、福井家が提供する家屋にアクセスするためには、京橋区に住む人々との関係性を有することが求められた。保証人は「借主本人の債務履行の補充的の立場」とされるが、福井家の契約においては保証人が借家人の債権を肩代わりすることはなかった。ただし、借家人が何らかの問題を起こした場合は、福井家からまず保証人へと話が持ち込まれた。福井家の経営にとって、保証人は福井家と借家人との中間的な交渉人として存在した。

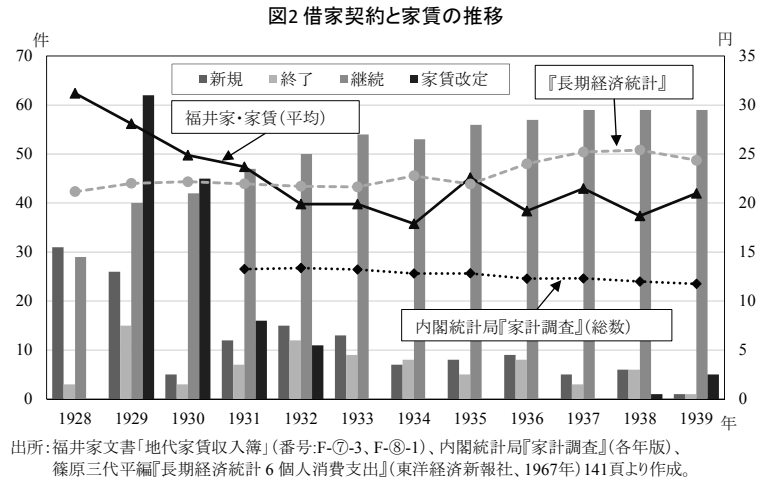
さらに福井家では借家人に対し、必ず敷金を納めさせている。これは契約時に一括して支払うか、2 回に分割して支払うかといった違いはあったが、いずれも入居からまもなく契約敷金を納付させている。敷金の水準は、金額で最高 300 円～最低 34 円、平均 90 円（最頻 100 円）、対家賃（1 ヶ月）の倍率で最高 6.5 ヶ月分～最低 1.6 ヶ月分、平均 3.6 ヶ月分となっている。一般に東京における敷金は、「家賃の 2 ヶ月乃至 4 ヶ月分くらゐで、平均 3 ヶ月」とされていたので、福井家の敷金水準は幅広い設定となっていた。敷金は、契約が終了時に家賃や水道料などの借家費用に滞納がなければ全額返金され、滞納がある場合は、それに充当した。敷金は「一種の保証金」として機能していたのである。

以上のことから、福井家は契約時に保証人の確保と敷金の支払いを徹底させることで、借家費用の滞納や借家人の問題行動（近隣住民とのトラブル等）など不動産経営が抱えるリスクに対して、十全な対策をとっていた。

借家人は福井家と契約するために敷金、保証人のほか、畳を用意する必要があった。福井家の家屋では、襖・建具・ガス・水道・電気がほとんどの家屋に備え付けられていたが、畳の用意は借家人の負担となっていた。ガス・水道・電気の利用料も借家人が負担した。

本湊町における借家人について、借家契約の内容と家賃の推移を示したのが図 2 である。継続契約世帯数は、新規契約世帯数（1929 年以降は、新規契約世帯＋前年度契約継続世帯）から契約終了世帯を差し引くことで算出した。つまり、継続世帯数は当該年度末における契約数を示し、契約のストックを表している。また図に「家賃改定」とあるのは、契約世

帯が契約期間中に家賃の改定があった場合をカウントして、その回数を示した。同一世帯であっても、当該年次に2度改定があれば、家賃改定「2」としてカウントしている。家賃改定がもっとも行われた1929年と1930年では、家賃改定数が継続契約世帯数を超えている。



また図2には、福井家の借家契約の家賃平均の推移を示した。参考として、内閣統計局『家計調査』の住居費(総数)、『長期経済統計』の1人あたり住居費も示してある。図2によれば、福井家の借家契約において、1928年から1934年にかけて家賃は低下傾向にあり、1935年以降は20円前後(右軸)で横ばいに推移している。『家計調査』と比較すると、東京市の中心部にあった福井家の家屋は高家賃であったといえる⁴²⁾。京橋区は、北西に銀座・東京駅、南に築地市場、東に佃島・月島に囲まれた、東京の商工業地帯の中心であり、居住者には徒歩圏内でさまざまな労働市場へとアクセスできる条件にあった。

図2で注目されるのは、継続契約世帯が1930年代初頭から半ばにかけて増加傾向にあり、後半では横ばいとなっている点である。この間、福井家の家屋が30棟で増減がなかったことは既に述べた。家屋が増えない中で、契約世帯が増加しているということは、借間世帯が増加していることを意味する。それが家主(貸主)の史料によって1棟当たりの契約世帯数の増加を把握できることから、福井家では家主自身が借家契約から借間契約へ切り替えていったといえる。

この点について研究史では、もっぱら借家人(借主)が借間を創出したと指摘されているが⁴³⁾、福井家の事例からは借間の展開が借家人だけではなく、貸主によっても行われ、戦前日本の借間供給が多様なルートを通じて展開した事実を示している。また借家人が借間を行うことは、東京という地域の特殊性が反映されていると考える。戦前の東京における不動産経営は、地主と家主が分離する傾向にあったとされる⁴⁴⁾。家主は専門の貸家業者だけでなく、会社員などの副業として行うケースが多かった。他の職業者が貸家業を行う場合には、賃料収入を家計補助として得ることを意図する者がいる一方、投資先として選択する者もいた。大阪をはじめ他地域の不動産経営は、地主が家主を兼ねるか、専門の貸家業者が行うことが多かった⁴⁵⁾。神戸市の住宅調査によれば、借家人が借間を行うケース

はほとんど見られない⁴⁶⁾。つまり、1つの住居契約で「地主一家主―借家人―借間人」という関係が成り立つのは東京だけであり、全国的には「地主兼家主―借家（借間）人」、「貸家業者―借家（借間）人」といった1対1の契約関係が一般的であった。福井家は、借地・借家が分離する傾向にある東京ではやや例外的な存在であるが、日本全国でみれば、鈴木博之がいうところの「小規模土地所有―貸家経営」⁴⁷⁾の典型的な事例だと言える。1930年代の借家の家賃が低下した要因は、福井家のような貸主の対応に起因すると思われる。

こうした借家から借間への切り替えは、そこに居住する世帯にとっては、生活水準を切り下げることにつながった。すなわち福井家が提供した住居における間取り、造作といった住環境は、当初1つの世帯に借家する目的で建設されている。それを階ごと（1階と2階をそれぞれ別世帯に貸出）ないし部屋ごと（2間を1間ずつ等）に分割した場合、多くは住環境の共有を余儀なくされる。このように福井家の不動産経営が、借家から借間へと転換していく中で、借家人はどのように対応していったのであろうか。

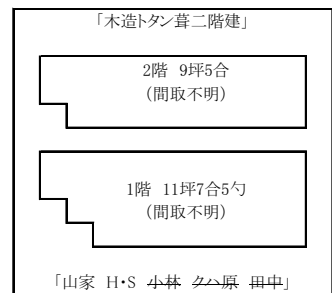
第1にあげられるのは⁴⁸⁾、借家契約を終了し退去するタイプである。全期を通じて契約終了者は80名いたが、1929～1932年の間に37名が契約終了となり、退去している。そのほとんどが家賃の支払いが困難となったためである。また、家賃滞納が長期化した場合、借家調停が行われた。1927年以前から福井家と契約していたT・Nという人物を例に挙げてみよう（契約開始不明。1928年、再契約。1932年、契約終了）。この人物は、木造トタン葺2階建（1階5.6坪、2階5坪）を店舗兼住居として利用していた。1928年の契約家賃は31円で、1929年7月1日から29円に引き下げられた。この家賃改定の前から家賃の滞納があったようである。そして、1930年11月20日に「延滞金莫大ナル故弁護士J・H氏依頼」して、和解調書を作成している。和解内容は、①家賃を1930年11月から26円に改正すること、②滞納金377円を毎月3円ずつ月賦で支払うこと、③賃料2ヵ月、月賦を3円以上延滞した場合は賃貸借解除、明渡すること、という内容であった。

しかしながら、和解条項の履行も長くは続けられなかったようである。1931年6月に「和解条項ヲ違背スル様子」があり、家屋明渡^{ママ}を実行するため6月13日に執達吏へ各種手続きを行い、6月15日に執達吏による家財等の差押えが実行され、T・Nに家財の競売通知（22日実施予定）を送っている。「（6月）17日朝来ル詮方無キ故競売受クル覚悟ナリト其ノ不利ヲ説」くというかたちで説得を試み、延滞金を「一時解放スル事」にした。福井家は不動産経営者としての合理性をもちながらも、借家人の事情を斟酌した柔軟な対応をとっていたのである。第11章でも言及されているように、家主は家賃滞納を一定程度許容することで、事実上の資金融通を行っていた。また家主は借家人の居住継続を許すことで、その生活を保護していたといえる。しかしながら、T・Nの場合、その後も家賃及び月賦の延滞が続いたため、翌1932年7月7日に家屋明渡となった。滞納された家賃は契約終了後も月賦というかたちで支払う事になっていたが、未回収となることが多かった。

借家人の家賃滞納、調停条項の不履行といった行動は、家主である福井家の借家人に対する信頼を低下させていったらう。この時期、家主は借家人の家賃滞納に苦悩し、「家主は余儀なく慈善事業をやっている。こんなことなら、家をたてる金を軍部にでも献上したらよかった」⁴⁹⁾と、貸家業に対し諦観する者もいた。そうした中で、福井家は貸家を借家人が許容し得る家賃水準に下げ、借家経営を安定化する方法として、貸家を借家から借間へと転換させていったと推察される。福井家は住居の提供方法を変えながらも、敷金や保証人、造作の負担については方針を変えなかった。借間を許容する世帯でも、比較的資金的な余裕がある世帯との契約を行う姿勢は維持したのである。

第2に挙げられる借家人の対応は、福井家の対応に順応するタイプである。すなわち、借家から借間へと住み換えを行うタイプである。史料から、福井家をもつ借家の中で移り住む者がいた(9名)。例としてH・Sという女性と思しき契約者をあげる。当初、家賃30円(後に27円へ改定)の家屋に住んでいたが(契約期間1925-29年)、その後、家賃22円の家屋へと移り住んだ(同前1929-46年)。契約書には「木造トタン葺二階建 建坪5坪、2階4坪」としか書かれていないが、H・Sが移り住んだ先の家屋は「家屋台帳」によって把握できる。図3をみると、メモ書きからはこの住居に2〜5名が居住していたことがわかる(メモ書きの氏名の上に取消線が引かれている者は、契約が途中で終了した者である)。

図3 H・Sの契約家屋の構図



出所:「家屋台帳」(番号:E-②)より作成。
注:「」は福井家によるメモ書きである。

第3に、家計が主体的な対応を行った事例として、持家への引越しを行ったタイプが挙げられる。Y・Tという人物がそれに当たる。借家契約はおおよそ1年で(1928年10月-1929年8月)、木造トタン葺2階建(建坪5.75坪、階上5坪)の家屋に家賃29円、敷金130円を支払っていた。家賃の滞納が見られず、敷金も返還されている。Y・Tは、この家屋とは別に福井家と契約があり、それは店舗として利用していた。この契約は戦時中(1945年)まで継続している。

ここで所得と職業の関係から郊外への転出者を定量的に検証した、藤岡洋保・岡崎敦子の研究を参照しよう⁵⁰⁾。注目されるのは、区から郡への転居が多くなっている者(総数233名)が所得で(所得税から算出)、年収2,000〜3,000円69人、3,000〜5,000円52人、1,500〜2,000円41人の順で多いという点である。転居者が最も多い年収階級の中央値2,500円は、単純計算すれば月収にして200円程度になる。時期は異なるが、『東京市中等階級生計費調査』(1922年)で月収200円層に着目すると(紙幅制約のため表出はなし)、住居費(実質)は32.5円となっている。Y・Tの家賃は29円(実質24.9円)、それに家具什器費・水道費などが加わることから、同水準といえよう。Y・Tは月収200円を超えるような裕

福な中間層であったと推察される。しかしながら、当時としては比較的高額な家賃を支払っていた福井家の借家人の中でも、こうした対応を見せたのはY・Tの1名のみである。

京橋区で不動産経営を行っていた福井家の事例からは、恐慌期に家主によって借家から借間への転換が進められたこと、それに借家人である都市家計は、①家賃を滞納せざるを得ず、退去するタイプ、②借家から借間への住み換えを行うタイプ、③持家へと転居するタイプ、といったそれぞれの経済事情に応じた居住行動によって対応した。このうち、③はより良質な住環境を獲得できる家計であったのに対し、①と②は結果的には住環境を悪化せざるを得なかった家計であったといえよう。このように、戦間期の都市家計の居住行動は、住居に関する生活水準を大きく二分する結果を招いたのである。

おわりに

本章で検討した内容を要約しつつ、本稿の分析結果と日本経済全体との関係を示しておこう。最後に戦時・戦後への見通しと今後の課題を示して、おわりとしたい。

戦前日本経済の到達点となる戦間期は、農村部や地方都市から大都市へと人口が移動することによって労働力が供給され、経済成長を続けた。そうして大都市での生活を開始した家計がまず対応しなければならなかったのは、都市における割高な住居費であった。家計は、他の支出を切り詰めるか、短期的には家賃を滞納することで対応していた。しかしながら、都市における割高な住居費は1920年代を通じて維持されていった。

個別家計の支出抑制の努力もむなしく、景気後退期に入ってなお割高な住居費は維持されたため、家計は家賃値下運動へと駆り立てられていった。1920年代末から昭和恐慌期にかけて、こうした運動は社会的にも容認され、家主側も対応せざるを得なかった。

1930年代の景気回復期に入ると、家賃値下運動によって引き下げられた家賃と借家人の家賃滞納は、家主に住居の供給形態を転換させる誘因を与えることになった。福井家の事例にみられたように、それは借家から借間への転換である。家賃値下運動は短期的には社会的承認を受け家賃を引き下げること成功していったが、長期的には住宅供給者である家主の借家人に対する信頼を低下させ、借家よりも住環境が劣悪な借間の供給を増加させていった。つまり、戦間期に都市へ流入した家計は、都市の労働市場へのアクセス、水道や電気といった都市的なサービスを楽しむことができたが、一方で狭小な住環境での生活を強いられていったのである。

住環境の悪化から借家人が抜け出すためには、持家の取得や供給数の限られたアパートへの入居といった、わずかに開かれた機会にルートを見出すより他なかった。福井家の事例からは、高額な家賃を支出する家計が持家へと引っ越していた。持家やアパートといっ

た良質な住環境を獲得できる家計がいる一方で、多くの家計が借間という劣悪な住環境を強いられていったことは、大局的にみれば生活水準が二分していったことを意味する。

このことは、マクロ的な戦間期における日本経済と所得分布の関係にも照応するといえよう。すなわち、戦間期の日本経済は持続的な経済成長を遂げていったが、そのもとで所得分配は悪化の一途をたどったことが知られている⁵¹⁾。戦前日本は、住宅組合法に見られるように国家による不動産金融支援政策が十分に整備されず⁵²⁾、金融機関による不動産金融とそれへのアクセスも限定されていた⁵³⁾。つまり、持家に代表される高額な不動産の取得は、基本的に個々人の経済力のみで行われていた。持家は少なくとも 1,000 円以上の価格で供給され、頭金を現金で支払うことが求められた。家計による住環境の主体的な改善は、それに耐え得る所得階層にのみ可能であった。したがって、多くの都市家計は持家の取得やアパートでの居住を羨望しつつ、日々の暮らしに堪えていたのである。

しかしながら、戦間期に都市へ流入した人々の多くは、それを実現することなく、戦時経済を迎えることになった。戦時期は軍事経済化の進展の下、都市に労働力が動員され、都市は再び深刻な住宅不足となった。戦時末期には空襲に対応するべく建物疎開を開始するが、多くは空襲によって灰燼に帰した。本章でみた福井家の事例でも、家屋の多くは空襲の被害を受け、史料からは「戦災」「焼失」と書かれたメモが見出される。戦時・戦後の住宅困窮の中で、人々は「炊事場と便所がついた独立した家、どんなに小さくともよいから家族だけで平和に暮らせる家」⁵⁴⁾という住宅への欲求を醸成していった。そして都市に住む人々は、戦後の混乱期に家屋の所有化を進め⁵⁵⁾、ここから日本社会の都市における本格的な持家化が開始する。持家取得を行う家計の実態や不動産金融の影響、戦間期の東京市以外の家計の居住行動の実態など、検討すべき課題は多い。今後の課題としたい。

注

- 1) 篠原三代平『長期経済統計 6 個人消費支出』東洋経済新報社、1967 年。
- 2) 『長期経済統計』における住居費は、家賃地代に関する税務統計（『主税局統計年報書』）をベースに推計された数値であること（篠原、同上、93-94 頁）、持家に対する「帰属家賃」を含む。
- 3) 総務省統計局「日本の長期統計系列」（<http://www.stat.go.jp/data/chouki/03.htm>、原資料名；内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算書確報」、総務省統計局編『家計調査（家計収支編）（二人以上の世帯）』などを参照（2014 年 9 月閲覧確認）。
- 4) United Nation Statistics Division, National Account (<http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/>)（2014 年 9 月閲覧確認）。
- 5) 平山洋介『住宅政策のどこが問題かー<持家社会>の次を展望する』光文社新書、2009 年、第 2 章。
- 6) 斎藤修『賃金と労働と生活水準ー日本経済史における 18-20 世紀ー』（一橋大学経済研究叢書 48）岩波書店、2002 年、ix、2-7 頁。
- 7) 高橋孝明『都市経済学』有斐閣ブックス、2012 年、240-241 頁。「異質性」とは、住宅は規模・構造が同じであっても、立地・環境などの外部経済の影響を受けるため、財として同質ではないということを指す。不動産業史研究でも、不動産は「差別された財」と位置づけられている（橘川

- 武郎・粕谷誠編著『日本不動産業史』名古屋大学出版会、2007年、序章。
- 8) 住居費に関する家計法則の仮説としては「シュワーベの法則」がよく知られている。しかし、「シュワーベの法則」には、地域や住宅条件を一定にするなどの前提が必要といった議論があり、戦前から法則としての妥当性に論争がある（多田吉三『日本家計研究史』晃洋書房、1989年、第5章）。今日では住宅は財としての「異質性」が考慮され、この法則はほとんど用いられていない。
- 9) 檜谷美恵子・多治見左近・小伊藤亜希子『『住宅困窮』実態の把握方法とその支援方法をめぐる課題』『生活科学研究誌』Vol.2、2003年。檜谷らは現代においても、家計調査や住宅調査といった統計から住居の生活水準（たとえば「住宅困窮」について）を把握することが困難であるという。
- 10) 浅見泰司編著『住環境－評価方法と理論－』東京大学出版会、2001年、第1・7・8章。
- 11) 大本圭野編『証言 日本の住宅政策』日本評論社、1991年。
- 12) 西山卯三『住宅問題』（建築新書7）相模書房、1942年。
- 13) 沼尻晃伸『1930年代の農村における市街地形成と地主』『歴史と経済』第200号、2008年、高嶋修一『都市近郊の耕地整理と地域社会－東京・世田谷の郊外開発－』日本経済評論社、2013年。
- 14) 鈴木博之『都市へ』中公文庫、2012年、名武なつ紀『都市の展開と土地所有－明治維新から高度成長期までの大阪都心－』日本経済評論社、2007年。
- 15) 宮澤智士が在地の一次史料に基いて精力的に研究を行っている。近年、近代以降の民家普請過程を明らかにしている（同「新潟県松之山の一民家の明治27年主屋建替えと大正14年屋根葺替え普請の考察」『長岡造形大学研究紀要』第3号、2006年）。
- 16) 加瀬和俊「戦前日本の持家推進策－住宅組合制度の歴史的意義－」『社会科学研究』第58巻3・4号、東京大学社会科学研究所、2007年。
- 17) 山口由等「第1次大戦後の都市構造の変容－住宅問題を中心として－」『土地制度史学』第156号、1997年、小野浩『住空間の経済史』日本経済評論社、2014年。
- 18) 小野浩は同上書において家計調査型統計を利用しているが、家計の特性を把握するのではなく、家賃の推移を確認するというかたちで利用している。
- 19) 加瀬和俊「1920年代における男子労働力の都市流入構造についての一考察」『東京水産大学論集』（第26号、1991年）は国勢調査から都市別、職業別、年齢別の流入構造を明らかにしている。
- 20) 山口、前掲論文、小野、前掲書、第2章を参照。
- 21) 大川一司・篠原三代平・梅村又次編著『長期経済統計 8 物価』東洋経済新報社、1967年。
- 22) 大阪市役所労働調査課編『労働調査報告 第八輯 生計調査』1921年3月刊。
- 23) 時期と対象は異なるが、谷沢弘毅は『要保護世帯調査』（1931年）の検討を通じて、低所得者層にとって家賃滞納が生活資金不足に対する重要な補填手段であったと指摘している（同『近代日本の所得分布と家族経済－高格差社会の個人計量経済史学－』日本図書センター、2004年、318頁）。
- 24) 小野、前掲書、第5章。
- 25) 「物価はガタ落ち 東京商業会議所の調べ 相変わらず高い家賃」『東京朝日新聞』1927年9月22日
- 26) 大宅荘一編『社会問題講座』第13巻、新潮社、1927年所収。
- 27) 『「家賃を値下せよ」と暗示深き新判決 争議の前途に刺戟を与えた借家法第七条の初活用』『東京朝日新聞』1930年9月27日。
- 28) この点は、小作調停とは異なる動きである。小作調停では施行当初、地主による申立が小作人による申立より多いかほぼ同数であったが、1930年代以降は後者が前者を凌駕していく。
- 29) 石見尚『日本不動産業発達史』日本住宅総合センター、1990年、55頁。
- 30) 内閣統計局編『家計調査報告』（各年度版）の巻頭に掲載されている。
- 31) 大阪社会部労働課編『大阪市第一次家計調査報告』社会部報告第165号、1933年。
- 32) 1年間を通して家計簿が採集された数は1,761世帯になる。『家計調査報告』の中にも、1年間で家計簿の記入が完結したのは1,761世帯であったという報告がある（「結果の概要」、1頁）。
- 33) ただしこの点について、家賃は所得弾力性が低いことや、物価に対して遅行的な傾向があるという指摘もあることから（小野、前掲書、第2章）、留保が必要である。
- 34) 福井家文書の調査・閲覧を行うにあたり、和光大学付属梅根記念図書・情報館職員の皆様に大変お世話になった。記して謝意を申し上げる。

-
- 35) 福井家については、塩崎文雄「江戸の地霊・東京の地縁―鉄砲洲本湊町の「福井家文書」を読む」(塩崎文雄監修『東京を暮らす』八月書館、2013年、第1章)、鈴木努「本湊町立て直し―「福井家文書」にみる震災復興―」(塩崎、同上、第2章)を参照した。
- 36) 「第三種所得金額及乙種資本金額決定通知」(福井家文書)によれば、福井家の所得は1928年21,680円、1931年13,483円(うち資本金子金額13円)、1933年12,610円(同20円)、1935年15,340円(同0円)と推移する。1930年代を通じた福井家の不動産経営の解明は、今後の課題である。
- 37) 関東大震災の被害と復興過程については、鈴木、前掲論文を参照。
- 38) 史料に記されている番地は「丁一番一枝」までで、家屋が密集した場所では同じ番地となるため、家屋と借家人を照合することが困難である。例えば本湊町1-7-2に位置する家屋は7軒あった。
- 39) その内、3軒は商工業者へ貸しており、借家人の店舗兼住居として利用したものと推測される。
- 40) 以下、戦前の貸家事情は、玉塚締伍『貸家投資の研究』(実業之日本、1938年)を参照した。
- 41) 案内広告については、拙稿「新聞広告をめぐる諸論点―研究史の到達点と今後の課題」(加瀬和俊編著『戦間期日本の新聞産業―経営事情と社論を中心に―』東京大学社会科学研究所研究シリーズNo.48、2011年)を参照。
- 42) 「大東京市内家賃調べ 労働者に比べて恥しいサラリーマン生活」(『東京朝日新聞』1935年6月11日)によれば、旧市域で最も高いのが京橋区で1畳2.6円(旧市域平均1.51円)とある。
- 43) 小野、前掲書、53頁、159-160頁。
- 44) 瀬川信久『日本の借地』有斐閣、1995年、第2章。
- 45) 大阪市都市住宅史編集委員会編『まちに住まう―大阪都市住宅史―』平凡社、1989年、333頁。
- 46) 神戸市社会部庶務課編『勤労所得者の住宅調査』1938年7月刊、129-130頁。
- 47) 鈴木、前掲書、185-192頁、240-244頁。
- 48) 以下の借家人に関する情報は、福井家文書「地代家賃収入簿」(番号:F-⑦-3、F-⑧-1)による。
- 49) 「家主難」『東京朝日新聞』1933年2月18日。
- 50) 藤岡洋保・岡崎敦子「1921年と1931年発行の『人事興信録』に掲載された東京府在住者に見られる郊外への転居について」『日本建築学会計画系論文報告集』第405号、1989年11月。
- 51) 南亮進『日本の経済発展と所得分布』(一橋大学経済研究叢書45)岩波書店、1995年、同「日本における所得分布の長期的変化」『東京経済学会誌 経済学』第219号、2000年、谷沢、前掲書。
- 52) 加瀬、前掲論文、2007年。
- 53) 橘川・粕谷、前掲書、第2章第5節(植田欣次)。東京府農工銀行や大阪農工銀行(1937年、日本勧業銀行大阪支店)の不動産金融に関する貸付先の多くが、資産家か会社役員となっている。
- 54) 扇田信「住宅困窮者の住宅観」『日本建築学会研究報告』(6)、1950年、4頁。また、戦時・戦後の住宅難については、西山卯三『日本の住宅問題』(岩波新書、1952年)に詳しい。
- 55) 東京大学社会科学研究所編『戦後宅地住宅の実態』東京大学出版会、1952年、第2・4章。

保健衛生費をめぐる家計行動

——清潔規範の浸透と医療費支出法に着目して——

田中 良一

(東京大学大学院・人文社会系研究科)

はじめに

本稿は戦間期日本の保健衛生費をめぐる家計行動の解明を課題としている。保健衛生費とは、医療・売薬・衛生等に関わる費目である。医療・薬などの利用や衛生的な生活習慣を通してなされる、清潔・健康そして生存の維持は、家計の維持あるいは保健衛生以外の消費生活の維持向上といかにして両立されたのか。またこれらが両立しがたく見えた場合、家計はどこに活路を求めたのか。以上が本稿の問題である。まずは医療・衛生史に関する先行研究において、保健衛生費に関わる消費生活がいかに扱われて来たのかを確認しよう。

日本を対象とした従来の医療・衛生史の先行研究では、医療・衛生をめぐる消費実態への関心は長い間希薄であり、特に医療費の歴史研究は活発とは言えなかった。高岡裕之は、従来の医療史において病院への関心が弱かったと指摘しているが¹⁾、これもまた、医療史の先行研究において消費実態への関心が低かったことと関わっているといえよう。

ではなぜこれまで保健衛生をめぐる消費実態への関心が低かったのか。ここでは2つの要因を指摘したい。第一の要因は、医療に関する消費実態の解明に不可欠な、疾病横断的考察が容易でないことであり²⁾、第二の要因は、川上武の医療史研究が影響力を持ち続けたことである³⁾。川上の業績は貴重な通史だが、開業医制に矛盾をしわ寄せする日本の医

療制度への批判という規範的な関心が前面に出るあまり、消費実態の解明はあくまで副次的なテーマとして扱われている。

だが近年では、川上の医療史研究の相対化を掲げた研究動向が現れ⁴⁾、これと時期を同じくして、医療をめぐる消費実態の解明を目指す動向も現れるようになった。ここでは「健康保険制度が不十分であった戦前の貧困層は、医師に掛からず売薬で対処する」といったステレオタイプの克服が目指されている。代表的なものとして、鈴木晃仁や中村一成による滝野川健康調査(1938-39)の研究⁵⁾と、二谷智子による研究がある⁶⁾。滝野川健康調査は、日中戦争期の厚生省が東京市滝野川区で実施した包括的な医療調査であり、療病に関する当時の民衆の対処法について、医療費も含む貴重な統計データを提供する。また二谷論文は、戦前の地方資産家の家計簿による詳細な通時的医療費分析を行っている。いずれも従来の研究史の空白を埋める貴重な業績といえよう。

これに対し本稿では、次の点で以上の動向と異なる視角を採る。まず二谷論文では、論文前半で富裕層の医療費が検討され、論文後半で戦間期の民衆医療費の全体的な検討がされているが、後者は取扱史料も限定されている。そのため本稿では戦間期の保健衛生費に関して、下層の人々を含む当時の消費実態の解明を目指したい。また滝野川調査を検討した鈴木や中村の議論は、医療費それ自体については精緻な検討がなされたものの、家計の全体的連関における医療費という観点は弱い。本稿では高額な医療費を捻出する際の資金調達法や他費目支出の抑制策についても言及したい。

1 家計調査から見た保健衛生費の特性

(1) 家計における保健衛生費の位置

消費実態の解明に入る前に、まずは家計調査における保健衛生費の位置・特性を確認しよう。保健衛生費は、各調査により医療費を除いて単に衛生費とされたり、医療も含んで保健費とされたりすることもある。また医療費・薬物医療費・売薬費・理容清潔費などと内訳が明示される場合もある。本稿では以上を保健衛生費と総称して議論する。では戦間期の家計調査において、保健衛生費はいかなる位置づけを与えられていたのだろうか。

「東京市在職者生計調査」(1931)は、支出を生活必需費・社会生活費・文化生活費に大きく三分した上で、社会生活費を「社会生活の一員として、集団生活を営む以上其欲すると否とに拘はらず出費のさく可からざるもの、又は社会生活の対人関係の円滑を計らんとすため等の種々なる支出」⁷⁾としており、保健衛生費をこれに含めている。つまり保健衛生費は、食費等の生活必需費と修養娯楽費等の文化生活費の間で、中間的な位置づけを与えられているのであり、生活必需費について「出費のさく可からざるもの」、つまり下方硬

直的な支出とみなされている。

ところで特に医療費に関わる特徴として、私たちはいついかなる病気にかかるのかを事前に予測できないということが挙げられる。現代の医療経済学においても、医療費に関して、需要の予測不可能性・不確実性という特徴が指摘されており⁸⁾、このことは保健衛生費の短期的な推移を不安定化する要因となりうる。さらに罹病期には職業・所得喪失の可能性をはらむという意味で、病気は貧困の原因としての側面を有する。例えば東京市社会局「被救護者に関する調査」(1934)では、貧困原因の最多は「労働需要欠乏」(14.1%)で、「疾病」(12.2%)は第2位であった⁹⁾。また病気に伴う医療の利用は家計をさらなる困窮に追い込みうるリスクでもあった。このことは1935年の京都市における調査からもわかる。同調査によると、医療費調達方法を件数別に見た場合、多い順に貯金引出(71.3%)、親より送金(7.8%)、親族より借入(4.1%)、友人より借入(3.2%)等となっており、金額別にみると、貯金引出、親より送金、親族より借入、妻の里より送金、不動産売却、友人より借入の順であった¹⁰⁾。通常の収入では医療費を調達できず、貯金引出や借金が多くを占めることに、当時の医療支出の困難が示されている。

(2) 保健衛生費の費目内容例

では次に、家計調査において保健衛生費として計上された費目内容の具体例を、内務省社会局編「細民調査」(1921)を事例に見ておこう。同調査の収入支出費目内容表によれば、保健衛生費は「清潔費」・「医療費」・「売薬費其他」から構成される。「清潔費」の例として「歯磨楊子、鼻紙、歯磨粉、刷毛、オトシ紙、入浴料、床屋、髪油代、溝掃除代、理髪料、白粉紅、髪洗粉、髪結賃、石鹼、クリーム、水油、ツケ油、髪油、楊子代、猫イラズ、化粧石鹼、元結、子供理髪料、浅草紙、汗シラズ、都染粉」、「医療費」の例として「医師車代、医師茶代、診察料、母ノ腕治療、歯科手術、オブラート、種痘料、医師払」、「売薬費其他」の例として「ヨードホルム、ロート目薬、歯薬及リスリン、売薬、絆創膏、宝丹、仁丹、実母散、及中将湯、カイロ胃散、風薬、大学目薬、頭痛膏、万金膏、子供虫薬、アンマ膏、赤膏薬、及浅田飴、相撲膏、救命丸、耳薬、ヒビ薬、石炭酸、咳薬、精心丹」などが挙げられている¹¹⁾。以上を見れば、細民地区の住民も各種油脂製品(石鹼・クリーム・水油等)を利用して清潔保持を図っていたこと、また彼らも医師に掛かっていたことがわかる(「医師車代」「医師茶代」などの医療に付随する支出については第2節参照)。

(3) 保健衛生費支出水準の特性

次に各種家計調査により、保健衛生費の典型的な支出水準を基にその特性を確認しよう。まず都市労働者のみならず農業者をも対象に含めて行われた内閣統計局の「家計調査」(1926-27)により、1時点における共時的な分析を行ってみよう(表1)。

実額について見ると、高収入層ほどほぼ上昇している。高収入層になるほど、給料生活者のほうが労働者よりやや高い支出を行っている。他方、構成比について見るならば、必ずしも高収入層ほど上

表1 保健衛生費 収入階層別1世帯1ヶ月あたり実額および支出構成比

月収	給料生活者		労働者		農業者		自作農		自小作農		小作農	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
50-60円	2.92	5.40	3.15	6.00	1.75	2.93	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
60-80円	4.66	6.69	4.19	6.19	2.30	3.03	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
80-100円	5.56	6.46	5.46	6.64	2.47	2.65	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
100-120円	6.38	6.18	6.39	6.52	2.71	2.52	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
120-140円	7.12	5.92	7.41	6.61	3.59	2.84	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
140-160円	8.67	6.53	7.63	5.94	4.37	3.15	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
160-180円	9.30	6.09	8.70	6.12	4.01	2.86	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
180-200円	10.61	6.39	8.97	5.80	5.85	4.20	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
200円-	11.31	5.72	9.75	5.50	4.69	2.77	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
総数	7.68	6.18	5.84	6.39	2.71	2.81	3.24	2.96	2.95	2.93	1.98	2.44

出所:給料生活者および労働者については、内閣統計局編『家計調査報告 自大正一五年九月至昭和二年八月』第1巻、1929年、316、328頁。農業者については同書第4巻、126、130頁より作成。

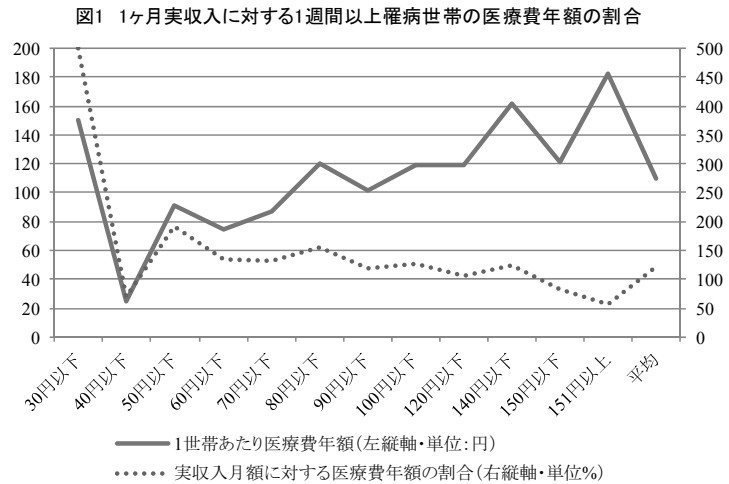
昇とは言えず、特に都市の給料生活者と労働者はいずれの収入階層も5～6%とほぼ一定である。このことは、保健衛生費に関する所得弾力性の上昇に一定の限界が画されていることを示す。その理由としては、低収入層でも一定の支出をせざるを得ないこと（かつ支出可能であったこと）、および高収入層は医療需要を充たした上でさらに他費目の支出増額も可能なため、結果的に保健衛生費の構成比上昇が抑制されるのだと考えられる。同様の傾向は俸給生活者に対象を絞った「東京市在職者生計調査」（1931）でも現れており、同調査では、保健衛生費よりも、育児費を含む教育費のほうが所得弾力性が高い（収入が増加した場合、保健衛生費よりも教育費のほうが伸びが鋭い）との結果が出ている¹²⁾。

次に都市と農村の比較に移ると、表1の実額・構成比いずれにおいても、都市の給料生活者・労働者の保健衛生費が農業者のそれより大きい。これは、同時期の農村における入浴は湯銭がかからないものが主流（共同浴場・自家浴室・行水）であること¹³⁾と、都市と農村における清潔規範の拘束力¹⁴⁾や医師利用の差異などが原因と考えられる。

続いて「細民調査」（1921）を見ると（巻末付表5参照）、収入階層が上昇するにしたがい保健衛生費実額は上昇している。同じく構成比について見ると、最も低い月収30円未満の階層が2%を下回るのに対し、その他の階層はおおむね4%前後の数値を示す。細民内部において低収入層とそれ以上の収入層の間に断層があり、その閾値を超えて収入が伸びた場合、保健衛生費構成比は伸び悩むが、その水準を下回る収入の場合は構成比も低下せざるをえないという関係がうかがえる。細民内部のみならず、細民と都市における正規労働者層の間にも、医療支出をめぐるこうした断層が存在していた（序章参照）。

以上の議論は罹病者がいない世帯も含む平均値によるため、次に1935年に実施された京都市の「俸給生活者医療状況調査」に基づき、治療に1週間以上要した罹病者がいた世帯¹⁵⁾に絞って階層差を確認しよう（図1）。これによると実収入月額30円以下の世帯（標本1世帯）を除けば、おおむね医療費年額は高収入層ほど上昇しており、享受可能な医療水準が、高収入層で高かったことがうかがえる。他方、実収入月額に対する医療費年額割

合のグラフは、おおむね右下がりである。しかも（40 円以下の収入層を例外として）150 円以下の収入層でようやく 100%（つまり実収入 1 ヶ月分）を下回るのであり、低収入層ほど家計圧迫的だったことが分かる。また、実収入月額 30 円以下の 1 世帯に見られる

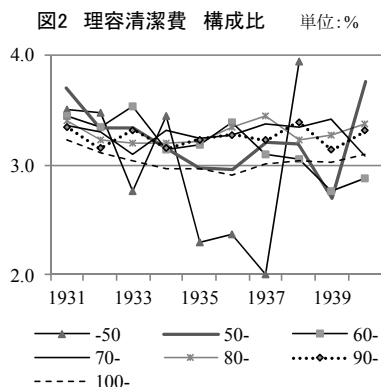


出所:京都市社会課編『俸給生活者医療状況調査』京都市役所、1936年、36頁。

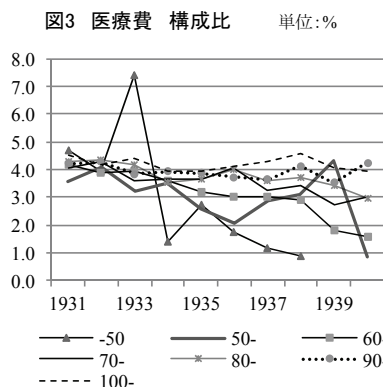
ように、貧困層でも月収の 500%に相当する高額な医療費を支出した世帯が存在しており、医療支出による家計圧迫を示す極端な例として注目できよう。

次に（理容）清潔費と医療費の関係を確認したい。まずは「細民調査」（1921）を見よう。同調査の対象全 497 世帯で、医療費と売薬費の合計を清潔費と比較した場合、清潔費＞医療費＋売薬費は 393 世帯、清潔費＜医療費＋売薬費は 91 世帯、清潔費＝医療費＋売薬費が 13 世帯となっており、清潔費が、医療費＋売薬費の合計を上回る世帯が圧倒的に多い。前者が後者を上回るのは、同調査の対象期間が 1 ヶ月と短期であったゆえに偶々病気をしなかった可能性もあるが、より上層を対象とした内閣統計局「家計調査」（1931-40）がおおむね医療費＞理容清潔費で推移することを考慮するならば（後述）、疾病保険が制度化されていない状況において生活困窮時に見られる現象と考えられる。細民の衛生状態は決して良好なものではなかったが¹⁶⁾、それでも清潔費が下方硬直的となっており、生活困窮時においても一定の支出をせざるを得ないという生活規範が定着しつつあったと考えられる。

続いて内閣統計局「家計調査」（1931-40）における理容清潔費（図 2）と医療費（図 3）の構成比を比較してみよう。低収入層のグラフ（月収 70 円未満の 3 本）の動きが不安定なのは、この層の標本世帯数の漸減も一因だが¹⁷⁾、理容清潔費はおおむね 3%前後で推移している。だが医療費は、特に日中戦争後の動きが収入層で異なる。月収 70 円未満 3 本のグラフとそれ以上の収入層のグラフ 4 本を比較すると、月収 70 円以上の各層の医療費は、戦時期も 3～4%を維持しており、医療費が理容清潔費と同水準かそれ以上であるのに対し、月収 70 円未満の各層は、戦時期になると医療費が理容清潔費を下回るようになる。



出所:内閣統計局『家計調査報告』各年度版。



出所:内閣統計局『家計調査報告』各年度版。

なぜだろうか。

「家計調査」の対象期間における食費構成比の上昇傾向は、全ての収入階層に見られるが（序章参照）、特に日中戦争期の月収 70 円未満の各収入層ではいずれも食費構成比が 5 割を超えており、食費による圧迫度が上位の収入層より大きかったといえる。月収 70 円以上の各収入層の医療費は、実額・構成比ともに戦時期もほぼ横ばいに近い形で推移するのに対し、理容清潔費が医療費を上回るという現象は、月収 70 円未満の低収入層のみに見られる。したがって、同時期の月収 70 円未満の各収入層で医療費構成比が低下して理容清潔費を下回るという上述の現象は、戦時の食費上昇期における家計調整法の階層差に起因するものと考えられる。つまり低収入層が食費による家計圧迫の下で、医療費より理容清潔費の支出を優先したことの結果だと考えられる。だとするならば、これも先述の「細民調査」と同様、生活苦特有の現象といえよう。これはまた、戦時期の低収入層においても清潔規範の強さが維持されたことの裏返しであろう。

2 療病における家計行動選択と医療供給動向

ここでは都市下層・都市正規労働者層・農村それぞれについて、療病時における家計行動選択の諸相を探る。家計行動の制約要因としての医療の供給面に着目した場合、戦間期の大きな変化は、医学系高等教育機関の整備により医師数が急増し医師の高学歴化が進んだこと¹⁸⁾、またこれに歩調を合わせるように医師の都市集中と無医村数の増加が進んだことであった¹⁹⁾。例えば 1935 年の人口 1 万人対医師数を見た場合、全国平均 7.45 に対して、8.00 を超えたのは、東京 (14.84)・京都 (14.23)・大阪 (10.29)・石川 (10.22)・兵庫 (8.23)・宮城 (8.16) であり²⁰⁾、いずれも帝大医学部もしくは官立医科大学が置かれた府県やその近隣県であった。医師数増加を通じて医師分布の地域格差はかえって定着し、全国的に見

でも、医師数増加の効果は人口増に吸収されて対人口比の医師数増加を帰結しなかった。

医師の都市集中の背景には、医師数増加が医療価格低下に直結しないという事情が存在した。1923年の日本医師会設立（前身の大日本医師会は1916年設立）により医師の組織化が進み、地域別の医師会による報酬規程——つまりカルテル——が整備された²¹⁾。ただし次節で見るように、患者の生活状態によっては、一部弾力的な価格適用がなされていた²²⁾。こうした都市と農村の医療供給格差も念頭に置きながら、療病時の行動選択を検討したい。

まず都市細民について、「細民調査」（1921）における療病方法に関する調査項目を参照しよう（表2）。世帯主は1名除き男性、配偶者は全員女性である。世帯主・

表2 細民の療病方法

単位：％，人

	医療	施療	売薬	医薬施療	医薬売薬	施療売薬	不詳	計
世帯主	18.2%	11.4%	43.2%	2.3%		6.8%	18.2%	44
配偶者	19.5%	22.0%	43.9%	4.9%	2.4%		7.3%	41
児女	12.9%	29.0%	29.0%	16.1%	3.2%		9.7%	31
尊属	16.7%		66.7%				16.7%	6
卑属					100.0%			1
計	17.1%	18.7%	40.7%	6.5%	2.4%	2.4%	12.2%	123

出所：内務省社会局編『細民調査統計表 大正十年』内務省社会局、1922年、218-219頁。

配偶者の売薬比率が高く（4割強）、子供は3割弱である。医療利用について夫婦に大差はないが、施療比率は子供＞配偶者＞世帯主の順になる。医療と施療の合計は、配偶者・子供は4割強、世帯主は3割前後となり配偶者・子供が優先されているといえるが、特に子供の場合は施療利用を増やすことで支出抑制を図っているといえる。これに対し、子供より体力のある世帯主・配偶者は、売薬利用を高めることで費用を抑制しつつも、必要不可欠な機会を厳選して子供以上に医療を利用していると言え、配偶者や子女の医療費支出が優先された日中戦争期の労働者世帯の行動様式と大きく異なることがわかる（序章参照）。細民の場合、子供を医療に掛かせたとしても、家計の都合で施療を利用せざるを得なかったのであろう。都市下層の細民の場合、医療の最も中心的な利用者は世帯を支える世帯主・配偶者であり、彼らの健康維持を軸にして世帯員の健康維持と家計維持の両立が図られていたといえよう。

細民の健康維持に欠かせなかった施療だが、施療施設が直接罹病者に診療券を交付し診療するものの他に、方面委員が整備されるにつれ、無料での受診に際し、方面委員の調査に基づく証明が必要となる場合も存在した。この場合は、調査結果を元に方面事務所（あるいは役所や警察署）に無料施療券が配布され、困窮者に交付される仕組みであった²³⁾。後年（1936年）の調査によると、こうした診療券の有効期限は、無期限・1ヶ月・20日間の3種がほとんどであった²⁴⁾。1920年代までの施療は、それまでの医療保護制度の弱さを反映して、精神病・らい病（ハンセン病）・結核等の対策と未分化な位置づけを与えられていたが、結核病床が増床されて結核対策が整備され、他方で1920年代後半に救護法制定（1929年公布）に向けた論議が進展するにつれ、施療は他の精神病・伝染病対策と明確

に区別されるようになった²⁵⁾。1930 年前後の昭和恐慌期には、施療病床数はやや増床される一方で、恐慌期の社会事業財政難を考慮して、一部は無償から有償（一部患者負担）へと転換が図られた²⁶⁾。また、対象者が限定的であった救護法の不備を補うものとして、公営や民間による各種無料診療の試みも存在していた²⁷⁾。

次に細民より上層を含む都市住民について検討しよう²⁸⁾。戦間期の都市俸給生活者層については、1935 年 10 月に 1 ヶ月間実施された京都市社会課による調査がある。これによると、治療方法別延べ人員比率は、開業医（44.8%）、売薬（20.8%）、病院（11.3%）、開業医＋売薬（10.4%）の順であり、治療方法別金額比率を見た場合、開業医（45.1%）、病院（20.4%）、開業医＋売薬（10.5%）、病院＋開業医（6.5%）、売薬（3.8%）の順であった²⁹⁾。俸給生活者層で開業医や病院（公立等）の利用が定着しつつあり、20 年代の細民とは大きな違いを見せている。また、売薬の利用者数比率に比べ、金額比率が低いため、売薬が支出抑制手段になっていることや、病院の利用者数比率に比べ金額比率が高くなっており、病院利用が家計の負担になっていたことも分かる。

京都市社会課によるこの調査では、医療制度への希望も質問されている。希望を寄せた 1,010 件中、多い順に、医療料金値下割引（157 件）、実費診療所設立（86 件）、市民病院設立（84 件）、健康保険制度（65 件）等となっており、高額な医療支出の軽減や低廉な病院の整備が望まれていたことが分かる。農村と異なり、医師の供給自体は一応満たされているという認識が前提されていると言えよう。他に、医師の人力車夫への心付（医師車代）や医師への応対・贈答用の「お菓子料」（ほぼ医師茶代に相当）への苦情も寄せられており、医師利用に付随する費用負担への不満が募っていたことも示されている³⁰⁾。

続いて農村について確認しよう。1920 年代の農村については内務省により「農村保健衛生実地調査」が行われ、それによれば農村における医療費対売薬費の平均値は 8 対 2 であった³¹⁾。先程の京都市の俸給生活者調査と比べ、売薬費の比率が高いことがわかる。農村では、高額な医療費に加え、医師の都市集中で近距離の医師が少なく、売薬での対処に委ねざるをえなかったと考えられる³²⁾。

1930 年代の農村医療費については、「農家経済調査」の 1931-34 年の平均値が戦前・戦後を通じて度々引用される

（表 3）。これによると、「売薬購入」は小作農・自小作農・自作農でほぼ変わらないが、「医師への支払」に大きな差がある。小作農では売薬利用が医師利用を代替していたと考えられる。

表3 農家経済調査1931-34年 年間平均医療費

単位:円

	小作農		自小作農		自作農		平均	
	1戸	1人	1戸	1人	1戸	1人	1戸	1人
医師への支払	10.86	1.72	15.27	2.44	18.88	2.98	14.99	2.38
歯科医師への支払	0.77	0.12	1.36	0.22	1.78	0.28	1.30	0.21
売薬購入	4.12	0.65	4.60	0.74	4.13	0.65	4.28	0.68
その他	2.58	0.41	3.34	0.53	5.44	0.86	3.79	0.59
医療費計	18.33	2.90	24.57	3.93	30.23	4.77	24.36	3.86
保健衛生費	23.99	3.79	29.08	4.70	34.24	5.44	29.07	4.64

出所:社会局保険部編『疾病及医療に関する調査資料』1937年1月、120頁。

備考:表中の「その他」は「滋養品購入」・「医療用具購入」・「看護婦・付添人」・「あんま・針灸等」・「保養湯治費」・「その他」の合計。

本節の最後に、医師利用と疾病の種類との関係を確認しよう。1938年の千葉の農漁村である木更津保健所管内において実施された、医療費支出と疾病の関係に関する調査結果が表4である³³⁾。同調査では、面積が広い無医村の三島村と、医師がいる隣村にも近く、開業医も居住し、面積が狭い飯野村が比較されている。三島村のほうが罹病率が高く、

表4 千葉県三島村(1938)調査結果

単位:人、円

順位	医療費を支出した疾病	疾病者	うち死亡	1人平均医療費
1	感冒	209	2	0.51
2	胃腸病	125		23.36
3	筋肉ロイマチス	31		2.28
4	脚気	30		8.26
5	外傷	19		90.00
順位	医療費を支出せざりし疾病	疾病者		
1	感冒	91		
2	胃腸病	57		
3	筋肉ロイマチス	10		
4	脚気	9		
5	寄生虫病・歯痛・皮膚病	各8		

出所: 千葉県木更津保健所編『千葉県木更津保健所事業報告 第老輯』
木更津保健所、1939年、106-114頁。

医師利用者の割合も多いが、1人あたり医療費は、三島村 21.46 円、飯野村 27.71 円であり、無医村の三島村のほうが安い³⁴⁾。一人あたり村租税負担が安く、貧しい三島村³⁵⁾のほうが健康状態が悪化しがちで、無医村であるにもかかわらず結果的に医師利用も多くなっているが、かといって高額な支出には限度があり、飯野村より低度の医療で我慢せざるを得ないことがうかがえる。また表4によれば、医師を利用する病気は、医師を利用しない病気の上位でもあるため、病気の種類で一義的に受療行動が決まるとは言えず、症状の軽重や医療費負担等の理由で家計行動選択の判断がされているのであろう。胃腸病のように死者のある病気でも医師に掛かっている人がおり、高額な医療費を敬遠したと考えられる。また上位でないので表中にはないが、医師に掛かった病気に登場する心臓病(患者 10 名 [うち死亡 1 名]、1人平均医療費 29.1 円)も「医療費を支出せざりし疾病」に登場しており(患者 2 名)、致死性のある疾病でも医療費負担や医師が遠距離であることを考慮して、医師利用を回避した人が存在していたといえよう。

3 高額医療費支出時の家計調整——『主婦之友』の看病体験談による事例分析——

本稿の最後に、個別家計のミクロな消費行動に焦点をあて、高額医療費支出時の家計の具体像に迫りたい。本稿第1節(1)で述べたように、医療費は家計において予測不可能で突発的な高額支出を迫られる費目であり、家計を貧困に陥れるリスクでもある。そうしたリスクを回避して家計を維持しつつ、高額な医療費を支出して健康を回復するのはいかにして可能か。ここでは『主婦之友』投稿記事を題材に用いる。『主婦之友』1933年8月号は、「病人のある家庭の経済の実験」という企画を組み、収入層の異なる3例の投稿を1ヶ月の収支表つきで掲載している。3例のうち、1つは高収入者(月収150円)世帯の事例であり³⁶⁾、これも興味深いので、本稿では紙幅の都合で割愛し、2例のみ紹介する。投稿

者はいずれも女性であり、ともに患者本人ではない。ここでは各投稿者を掲載順にそれぞれ A、B と呼んでおこう³⁷⁾。A は農村、B は都市という違いはあるが、ともに俸給生活者世帯である。2 例とも結核性疾患³⁸⁾であったため長期療養が必要であり、全て健康保険の対象外であった。いずれも療養中も『主婦之友』購読を続け、修養費に計上されている。2 例とも幸運な条件が重なった事例にすぎないなどの限界はあるが、消費額のみならず消費量に関する記述があること、および家計戦略の論理や心理が吐露されていることなどの利点があるため、ここで順に検討したい。

まず A「肺炎加答児の妹を養生させる月収五十二円の小学教員の家計：二十円の妹養生費と六円五十銭を貯金する生活」³⁹⁾（ルビ引用者）では、長崎の小学教員の夫の新妻である A が、義妹の看病を報告している（表 5）。A の夫婦には別居する姑があり、夫の収入から月々 15 円を姑が持ち去るという生活であった。そこへ姑の娘 S（夫の妹であり、A の義妹）が肺炎カタルに罹り、肺病を嫌った姑は、S を A 夫妻の家庭に押しつける。1932 年 11 月より、A 夫妻は義妹 S と同居し 3 人暮らしでの療養を余儀なくされた。S の年齢は不明だが、彼女を気の毒に思った A は義妹を「S ちゃん」と呼ぶ。結婚前の A にも同病の経験があり、A が姑に嫌われる要因になっている。S と彼女を見捨てた義理の両親について「この哀れな人達を救ふのは、神の私に与へた職分なのだ」と A は語るの、彼女はクリスチャンであろう。療養時の家計は表の通りである。

収入は夫の月給 52.3 円なので、A は専業主婦である。S との同居開始により、姑による月々 15 円の持ち去りはなくなったようで、表には記載がない。S の療養のための食事代は、食費でなく妹養生費に含まれる。医療代は「最初はこの二倍」であったが、「幸ひ年末賞与と貯金で追ひ」ついたとあるので、医療代低下後の数字であることが分かる。「お医者さんの同情により薬代なども割引」されたという。医薬分業が未確立な状態の下で、医師は「薬代」等の名目で診療代を徴収していた。果物代はリンゴやバナナ、特別副食費は「^{じやうひん}滋養品のお菜」（ルビ原文）である。農村のため「主食副食共安価」で「野菜類は、生徒の家庭から頂くもので間に合」うため、食費は「米二斗五升代と魚肉代くらゐ」であり、頂き物と引き換えに買いだめした鉛筆などを生徒の家庭にあげている。S の食事が進むよう、「味の素その他の調味料を用ひることが多い」。住居費は「二人だけなら、三円前後で恰好な家もあるのですが、病気の妹のため、場所や間取を考慮して、八畳、六畳二間、三畳の家

表5 Aの家計収支表

単位:円

○収入		52.30	
月俸		52.00	
当直料(月2度)		0.30	
○支出		52.30	
妹養生費	20.30	修養費	0.50
医療代	14.00	交際費	1.00
牛乳代	1.80	衣服費	0.80
果物代	1.50	小遣	1.30
特別副食費	3.00	学校入費	2.00
食費	9.45	家庭雑費	1.80
米代	5.25	村税	1.05
副食費	2.70	貯金	6.50
調味料代	1.50	主人簡易保険	1.50
住居費	6.45	主婦月掛貯金	2.00
家賃	5.50	学校規約貯金	1.00
電燈代	0.95	家庭貯金	2.00
燃料費	1.15		
木炭(平均)	0.75		
柴・薪	0.40		

出所:「病人のある家庭の経済の実験」『主婦之友』1933年8月号、217頁。

を借りて」いるという。療養のために転居したことがうかがえる。節約したというより、むしろ奮発して支出したという認識のようである。電燈は、「間取の工合^{ぐあい}がよいため、廿四燭光一個」(ルビ引用者)で間に合うという。燃料費は木炭で、2ヶ月3俵だが、冬は月3俵である。ただしAの実家が自家産のものを10俵ほど送ってくれるという。衣服費は「主人のシャツ、ズボン下、靴下」と妹の肌着など。「私の衣類は、こゝ五年は間に合います」とあり、主婦であるAの衣類を節約して調整している。貯金は夫の簡易保険が「五年前から加入」、主婦月掛貯金、家庭貯金は「三月から」つまりSの療養中に始めたものであり「かねて願つてゐた貯金ができる嬉しさ、心強さ」とその喜びを語る。以前は姑による月々15円の持ち去りや当初2倍だった医療代のため、貯金は困難だったのであろう。

Aの家計(1933年)を、内閣統計局「家計調査」(1931-40)における1932年(1932年9月-1933年8月)の給料生活者月収50円以上60円未満13世帯の平均(実人員3.68/消費単位2.91)と比較してみよう⁴⁰⁾。後者では実支出54.33円、うち食費が21.82円(うち米6.72円[277合]、米以外の米麦0.59円、調味料・牛乳・卵含む副食8.58円)、住居費10.07円、光熱費3.33円、被服費5.24円、保健衛生費2.95円(=理容清潔費1.29円+医療費1.66円)、交際費4.45円、修養娯楽費3.19円などとなっている。調査が異なるため厳密な比較はできないが、「家計調査」の食費に対応するAの支出は、牛乳代+果物代+特別副食費+食費=15.75円となり、約6円Aの家計が安い。他に住居費(光熱費除く)が約4.6円、光熱費は約1.2円、被服費は約4.4円、交際費は約3.5円、修養費も約2.7円Aのほうが安い。Aの節約分のほとんどが、医療代と貯金にまわっていると考えられる。

次にB「父亡き家に病人のある姉妹で月収七十二円の家計：姉は交換手に妹は百貨店に働いて病妹を養ふ生活」⁴¹⁾を検討しよう(表6)。ここでは京都に住み、1929年に稼ぎ手である父を亡くした一家の姉B(1929年時点で「十九歳」のため、掲載時は23歳前後)が、3姉妹の中の妹の看病を報告している。Bは電話局に交換手として勤務し、父の死後は、母と妹2人の4人暮らしである。中の妹(掲載時21歳前後)は知人の家で裁縫を習い、そこで働いていたとされ、女中のような生活だったのであろう。父の死の際、末の妹(掲載時19歳前後)は市立高女に通っていたが、「後二年余りだから」という母が親戚の反対を押し切って学業を継続させた結果、父の保険金や貯金、Bの収入で無事卒業し、デパートへ就職した。その後Bは呉服問屋の交換台に勤務し昇給する。そこへ1932年10月頃より中の妹

表6 Bの家計収支表

単位:円

○収入		72.00	
	姉(交換手)		42.00
	妹(デパート)		30.00
○支出		72.00	
住居費	11.10	修養費	1.40
家賃	9.50	新聞	0.90
電燈料	1.30	主婦之友	0.50
町費	0.30	交際費	1.50
賄費	23.80	家庭雑費	3.00
米代	7.50	小遣	4.00
副食物	9.00	姉	2.00
調味料	1.80	妹	2.00
牛乳代	3.00	医療費	19.80
鶏卵代	2.50	薬代	15.00
燃料費	2.00	往診料	2.00
木炭	1.20	運転手料	0.30
おが屑・副木	0.80	消毒薬	2.50
		貯金	5.40

出所:「病人のある家庭の経済の実験」『主婦之友』1933年8月号、220頁。

が「肺尖を患ひ」、療養することになった。肺尖カタルか肺結核であろう。

月収は交換手である姉 B の 42 円とデパート勤務の妹の 30 円で、計 72 円である。住居費は「上下共四畳半に三畳の四間」だが、家主が親類のため水道つきで安く借りている。電燈は上下とも 40 ワット各 1 個である。賄費として胚芽米を月三斗、副食物は 1 日あたり 30 銭で「市場の特価日」(ルビ原文)を利用する。食事は『主婦之友』の料理記事を参照して母が調理し、病人用に牛乳 1 日 2 合、鶏卵 1 日 3 個ずつ消費する。燃料費はおが屑竈を利用しており、夏はほとんど用いないため、月割りで表の額である。交際費は見舞い時の接待用など、家庭雑費として父の月命日に寺へのお布施 50 銭、風呂代や石鹸代などの衛生費もここに含まれる。姉 B と妹はともに職場が近いため通勤費がかからない。小遣は勤め人である 2 人の「クリーム程度の化粧品」などで、妹の勤務先であるデパートから特価品や割引での入手となっている。医療費は当初月 3 回、1933 年 2 月から月 2 回、4 月から月 1 回の往診があるが「薬代も低廉、往診料も規定(最低三円)以下、運転手さんへの心付も極く僅か」という。表の往診料は回数が減少し月 1 回となつてからの金額である。ここでの「薬代」も、A の事例と同様に、売薬ではなく医師が「薬代」の名目で徴収しているものであり、「規定」とは、各地の医師会における報酬規程料金を指す(本稿第 2 節参照)。消毒薬は「アルコール、クレソール、石鹼水、洗濯ソーダ、ガーゼなど、高熱時は、氷枕、氷嚢その他と随分かゝりました」と述べる。昨今は「病人が回復期に入つたのと、私が家計に慣れたのとで」郵便貯金ができるようになった。妹の年 2 回の賞与は彼女の結婚費用に貯金させ、B 自身の賞与は一家 4 人の簡易保険の掛け金と、「先生」(中の妹の裁縫の先生のことと思われる)への盆暮れの贈答品にあてている。1 回 2 円程度の往診回数が減少したので、貯金の余裕ができたと言えよう。「妹の全快の暁は、衣服費と娯楽費に少し取り」たいと述べており、この 2 費目が節約されていることが分かる。

B の家庭の場合、父の死後も末の妹の学業を継続させ、彼女がデパートに職を得て B と並ぶ稼ぎ手になったことが、中の妹の療養時にも幸いしたといえる。強気の教育投資が結果的に功を奏したのである。支出で注目すべきは、肺病の療養に都合のよい、患者を隔離可能な家屋を親類のおかげで安く借りたこと、往診料や運転手料(医師車代)の抑制に成功したこと、妹のデパート勤務により特価品を入手していることであろう。

以上 2 例とも看病の困難を、努力とさまざまな幸運を頼りに対処する事例となっており、読者に希望を与える投稿が意図的に採用されているといえよう。また本稿の事例では、いづれも主たる稼ぎ手は罹患していないため、稼ぎ手が罹患した際により深刻な困窮状態には迫ることができない。さらに 2 例とも医療費調達における借金がなく、家計が最も逼迫した時期の記録ではないこと、入院の例がないことも事例としての限界であろう。こうした限界はあるが、以下の点で示唆的である。

第一に、療養中の収入源の確保の重要性である。本稿で扱った低収入層においては、多

額の医療費支出がもたらす困窮の回避が喫緊の課題であったと言えよう。

第二に、『主婦之友』の購読層にとり、療養が軌道に乗ったり治癒が近づいたりして、家計が常態に復しつつあることの指標として、貯金の開始（再開）があったということである。貯金には療養生活からの出口の兆しや快癒後の希望としての含意があり、過酷な看病の精神的支えになったと言える。このことは容体が改善し医療費が低下して初めて貯金が可能となるような低収入層には、より切実であった。

そして第三に、高額な医療費支出を可能にする上で、比較的容易な被服費・交際費・修養娯楽費等の削減に加え、硬直的な必需費としての食費・住居費の抑制がもつ重要性である。特に低収入層では患者以外の（あるいは患者も含む）食費の抑制は必須だったと考えられる。農村の A の場合、食費は物々交換で削減し、住居費は元々相場が安かったと見られるが、都市の B は、物々交換ではなく市場の特売等で食費を削減し、住居については、都市の家賃が高額なため親類を頼っている。わずかな事例ではあるが、都市と農村における食費・住居費抑制法の相違が現れたと言えよう。療養期でなくとも抑制困難な食費・住居費だが、前者は、患者の体力向上のためには副食も十分に摂取せざるをえないこと、後者は、病気によっては患者の隔離のためにかえって広い住居の確保が必要となる場合があることが、各々の費用削減と矛盾しうる課題であったといえる。

そしてここで扱った2例が有する幸運の最たるものとして、療養中の家計を取り巻く人間関係がある。贈与による食料・燃料の調達（A の事例）や親族による住居費の引き下げ（B の事例）などの要請に応じてくれる、カネやモノなどの資源を所有する他者との関係——今日風に言えば、経済的資源の所有者でもあるような社会関係資本 *social capital*——の有無が、高額な医療費支出の可否を左右する重要な分岐点だったといえる。医療費調達時の借金が、親・親族や友人からのものが多いこともその一例であろう（本稿第1節(1)参照）。A、B よりさらに貧しい階層かつ施療が整備された地域で、より軽い疾患であれば、無料診療券による受診という対処もあり得たかもしれないが、A、B とともに無料診療⁴²⁾を利用しておらず、またそうした診療では重度の疾患に対処するのは困難であった。つまり低所得でありながら重度の病気を患い、無償医療供給の対象から外れた場合には、個々の家計を取り巻く人間関係で私的に補完代替せざるをえなかったのであり、この点に戦前の医療保障の弱さがあったと言えよう。

おわりに

戦間期は、それまで農村より高率であった都市の乳児死亡率が低下して、農村を下回ったことに象徴されるように⁴³⁾、都市と農村の衛生面での優劣が逆転する時期にあたる。本

稿で確認した、清潔費支出の下方硬直性に示される清潔規範の都市下層をも巻き込んだ定着は、都市衛生の改善に一定の寄与を果たしたと考えられる。また医師利用について言えば、都市と農村の医療供給格差が生じるなかで、都市下層・都市中上層・農村の家計行動に差異が見られるが、本稿で論じた都市細民や『主婦之友』の事例に見られるように、たとえ貧しくとも医師に掛かるのを断念するとは限らず、高額な医療費を捻出するべく家計の制約を突破する抜け道を必死に模索する主体的な家計行動のあり方が浮かび上がってこよう。戦時期には戦災や戦傷病、結核死亡率の上昇など、生存を脅かすさらなる困難が人々を待ち受けることになるのだが、戦間期を主題とする本稿はここでいったん結びとしたい。

注

- 1) 高岡裕之「近代日本の地域医療と公立病院」『歴史評論』726号、2010年10月号。
- 2) 鈴木晃仁は、医療史研究において、単一の疾病を掘り下げる『『垂直的』アプローチ』と複数の疾病を横断的に扱う『『水平的アプローチ』』の存在を指摘し、日本では前者が主流であったと指摘する（鈴木晃仁「治療の社会史的考察」川越修・鈴木晃仁編『分別される生命』法政大学出版局、2008年）。
- 3) 川上武『現代日本医療史』勁草書房、1965年。
- 4) 高岡裕之『『医師の近代化』と地域の分布』（『歴史科学』199号、大阪歴史科学協議会、2009年）、および、猪飼周平『病院の世紀の理論』（有斐閣、2010年）を参照。
- 5) 前掲鈴木論文および中村一成「戦前・戦時の都市民衆と医療」『民衆史研究』75号、2008年。
- 6) 二谷智子「近代日本の家計における医療関連支出」『経済科学』58巻4号、名古屋大学大学院経済学研究科、2011年。
- 7) 東京市役所編『東京市在職者生計調査』東京市役所、1932年、27頁。
- 8) 大森正博『医療経済論』岩波書店、2008年、128頁。
- 9) 社会局保険部編『疾病及医療に関する調査資料』1937年1月、54-55頁。
- 10) 京都市社会課編『俸給生活者医療状況調査』京都市役所、1936年、40-43頁。
- 11) 内務省社会局編『細民調査統計表 大正十年』内務省社会局、1922年、2頁。なお「風葉」は原文では「風楽」となっているが、誤記と思われるので本稿では訂正した。
- 12) 前掲『東京市在職者生計調査』30頁の第三表参照。同調査では高収入層ほど世帯員数が大きくなっており（同9頁）、教育費構成比上昇の一因になっている。換言すれば、育児費を含む教育費と比較した場合、保健衛生費は世帯員数に左右される度合いが弱いといえよう。
- 13) 共同風呂の例として内務省衛生局編『佐賀県杵島郡佐留志村ニ於ケル農村保健衛生状態調査報告』1923年、80-81頁。長州風呂の例として同編『山口県吉敷郡平川村ニ於ケル農村保健衛生状態実地調査報告』1921年、221頁。行水の例として同編『農村保健衛生実地調査成績』1929年、191-192頁。
- 14) 1920年代に各地で内務省衛生局が実施した一連の「農村保健衛生実地調査」では、入浴頻度の男女差でなく季節差に関心が払われており、基本的に夏季のほうが冬季より頻度が高い。また夏季の頻度が高い地域で冬季の頻度も高い（温暖な地域のほうが夏季の入浴頻度がおおむね高く、冬季も高くなる）傾向が出ている。また、岡山県の漁村調査では、季節差ではなく男女差に関心が向けられており、おおむね女性の頻度が高いが、町により男性が高い地域もある。これは入浴の意味が、身だしなみのような生活規範的なものではなく、肉体労働の疲労回復を主眼としたためと考えられる（岡山県学務部社会課編『漁村の生活状態に関する調査』1929年、39-40頁）。同様に男女差に関心を向けた「月島調査」（1918-20）では、女性の入浴頻度が高い傾向が出ており、同調査の対象と

なった都市労働者世帯における入浴が、労働の疲労回復のような実用的なものから、身だしなみのような生活規範の意味に移行しつつある状況を示していると推測される（内務省衛生局編『東京市京橋区月島に於ける実地調査報告第一輯』1921年（『生活古典叢書6 月島調査』光生館、1970年復刻、187頁））。

- 15) 有効回答 2,755 世帯中 1,289 世帯が該当する。なお同調査は、家計簿法によらない。
- 16) 細民の衛生状態については、次のように記述されている。「細民家屋が非衛生なることは単に狭小なるに因るのみならず、窓、押入、障子、襖、流し及上下水等無く便所の共同なること等原因枚挙に遑あらず。神戸市葺合新川の地区にては八千人に対し水道活栓僅に五箇あり、震災前に於ける東京市の細民窟にては十五家族に便所一ヶ所の割なりし有様なり。」（『細民地区改善に関する調査』簡易保険局編『社会公共事業に関する諸調査 其二』簡易保険局、1928年、185頁）。正確な調査時期は不明だが、震災後は、浅草・深川の細民地区でほぼ 100%の世帯が飲料水に上水道を利用しているのに対し、四谷では全て井戸利用となっており、地域差があった（同書、187-188 頁の表を参照）。
- 17) 月収 50 円未満層の標本は 1938 年を最後に途絶える。
- 18) 医師数推移については、厚生省医務局『医制八十年史』印刷局朝陽会、1955年、805-809 頁参照。
- 19) 医師分布の地域格差をめぐる当時の議論として「我国医師分布の現況」『内務時報』1 卷 10 号、1936 年 10 月、および黒川泰一『保健政策と産業組合』三笠書房、1939年、107-117 頁参照。特に黒川の議論は、無医村問題の背景として、恐慌期農村の窮乏に加え、高学歴化した医師が農村の文化を敬遠すること、交通の発達により患者が都市の病院に流れること、農村の病院における医療器具への投資難等の要因を多面的に指摘しており、興味深い。
- 20) 内務省衛生局『衛生局年報 昭和十年』内務省衛生局、1937年、195 頁。
- 21) 「郡市区医師会に於て、医業の公共的性質に鑑み大体の標準を示すために設けたのが医業報酬規程である。」北島多一「医療費問題に就て」『日本医事新報』421 号、1930 年 9 月 6 日。各地の医師会の一覧は、日本医師新報社編『医事衛生年鑑 大正 15 年』日本医事新報社、1926年、535-578 頁。
- 22) 「診察料と薬価は医師会の規定に依つて一定せられてゐる、規程外の診察料や薬価を高く取るは特別の理由が無ければ不可ない、これと反対に安くするものもその理由が必要である、高く取るは別問題であるけれども、安くする事に於ては患者の生活状態に依つて何程でも斟酌が出来る。」水野嘉蔵『医院病院経営の秘訣』図南舎、1926年、16 頁。
- 23) 無料施療券については、東京市社会局編『方面愛の零』東京市社会局、1925年、272 頁以下の「施療券でも無暗に渡さぬ」参照。東京における各施療施設（割安な実費診療所含む）の利用手続きについては、東京市社会局保護課編『東京府管内社会事業施設概要』（東京市、1929年、117-122 頁）参照。
- 24) 東京市社会局編『東京市に於ける無料診療券利用状況の調査』東京市社会局、1938年、4 頁。
- 25) 病床数の推移は、前掲『医制八十年』820-823 頁参照。施療病床は、1927 年から翌年にかけて大幅に減少しているが、これは、それまで施療病床に分類されていた精神病床・らい病床・結核病床がそれぞれ独立して統計がとられるようになったことによる、見かけ上のものである（内務省衛生局『衛生局年報』内務省衛生局、昭和 2 年版、1929年、256-262 頁、および同昭和 3 年版、1930年、192-194 頁参照）。なお、施療施設が精神病院へ発展した例として、東京府立松沢病院がある（精神医療史研究会編『松沢病院九〇年略史稿』精神医療史研究会、1972 年参照）。
- 26) 代表的な施療団体である恩賜財団済生会は、1931 年 7 月に診療費患者一部負担への変更を実施した（『彙報』『公衆衛生』49 卷 7 号（1931 年 7 月号）63 頁参照）。また東京帝大セツルメント医務室は、当初診察料無料（薬価有料）であったが、1926 年には診察費 5 銭となっている（『東京帝国大学セツルメント年報』第 1 号、1925年、35 頁、および同第 3 号、1927年、31 頁）。
- 27) 1931 年の東京市では、12 月 18 日から 10 日間、「一般市民」を対象とする市立病院の歳末無料診療を実施している（『東京市公報』1931 年 12 月 10 日号参照）。また、京都のある低収入夫婦世帯の妻は「主人は赤十字病院の無料診察を受けられますし、また二人とも生命保険の無料診察を利用できますから、町医者にかゝる必要は殆どありません」と記している（「月収五十円以下の家計の実験」『主婦之友』1932 年 6 月号、251 頁）。

- 28) 「物凄い勢ひで感冒大流行 全市民の一割が罹病 死者も多い」(『東京朝日新聞』1925.1.27 夕刊)では、同年1月の東京市における感冒流行時の警視庁衛生部による調査結果を掲載している。これによると、調査対象28,472名中2,666名が感冒に罹患し、うち「死亡」9名、「就床」563名、「医者」に罹つてゐるもの」349名(「罹つて」は原文ママ)、「売薬を飲んでゐるもの」749名、「治療してゐない者」996名であった。なおこの数値は、社会医学研究会編『医療の社会化——我国診療機関の現勢』(同人社、1926年、1-2頁)でも典拠なく言及され、その後、戦間期の医療状況を示す典型例として、三浦豊彦『労働と健康の歴史 第3巻 ——倉敷労働科学研究所の創立から昭和へ』(労働科学研究所、1984年、180頁)や、東京医療生協五十年史編さん委員会編『東京医療生協五十年史』(東京医療生活協同組合、1982年、8頁)で繰り返し引用された。
- 29) 前掲『俸給生活者医療状況調査』50-57頁。
- 30) 前掲『俸給生活者医療状況調査』59-60頁。なお健康保険加入の効果は、本稿冒頭で紹介した滝野川健康調査で調査されており、加入者のほうが医師利用を含む治病行動をとる傾向があるとの結果が出ている(前掲中村論文、14頁参照)。
- 31) 前掲『農村保健衛生実地調査成績』206-209頁。
- 32) 無医村における売薬袋の普及例として、内務省衛生局編『愛媛県越智郡清水村ニ於ケル農村保健衛生状態実地調査報告』1922年、117-118頁参照。
- 33) 同調査は全体では1938年7月から12月の調査だが、医療費については「最近一ヶ年間」とあり(千葉県木更津保健所編『千葉県木更津保健所事業報告 第壱輯』千葉県木更津保健所、1939年、103頁)、正確にいつからの調査なのか特定できない。1938年には国民健康保険法が成立したが、各地の国民健康保険組合が設立され事業開始に至った時期には地域差があり、三島村における国保実施は1943年3月1日であった(君津市市史編さん委員会編『君津市史 通史』千葉県君津市、2001年、932頁)。そのため本表の医療費には、国保は関係していない。なお、表中の「ロイマチス」は、リウマチのこと。医療費については、三島村と飯野村の2村が調査されているが、表では三島村の数値のみ利用した。
- 34) 前掲『千葉県木更津保健所事業報告 第壱輯』103-106頁。
- 35) 前掲『千葉県木更津保健所事業報告 第壱輯』11頁。
- 36) 「病人のある家庭の経済の実験」『主婦之友』1933年8月号、222-225頁。
- 37) 記事原文では実名だが、本稿ではアルファベットとした。
- 38) 1930年代初頭は、1920年代に低下を続けた結核死亡率が、再び反転上昇する時期にあたる。
- 39) 前掲「病人のある家庭の経済の実験」、216-219頁。
- 40) 内閣統計局編『家計調査報告 自昭和七年九月至昭和八年八月』1934年、98-101頁。
- 41) 前掲「病人のある家庭の経済の実験」、220-222頁。
- 42) 1937年5月から10月にかけて行われた東京市の要保護世帯の治療費支払方法の調査によると、(診療券含む)公私扶助が44.61%、収入による支払22.19%、公私扶助と収入が16.37%、借入および入質5.96%、などとなっている。「借入および入質」の大半は借金であり、入質はわずかに0.03%である。家主負担の0.02%については、「何か昔の名残りの様な気がして興味があらう」と述べている(東京市社会局編『東京市に於ける要保護世帯罹病状況の調査』東京市、1939年、15頁)。
- 43) 戦間期の乳児死亡率の推移については、伊藤繁「戦前日本における乳児死亡問題とその対策」『社会経済史学』63巻6号、1998年参照。

旅行費の動向と観光産業の展開

高柳 友彦

(一橋大学・大学院経済学研究科)

はじめに

本稿の課題は、1920 年代から戦時期にかけての観光客数増加にみられる旅行の普及が交通機関・観光地（温泉地も含む）・国家政策の動向とどのような関わりを持って展開したのか、家計における旅行費の動向に注目しながら明らかにすることである。

戦間期は余暇利用が拡充され、関連する様々な娯楽産業が進展した時期であった。浅草などの興行街では、映画館や寄席といった施設が賑わい、娯楽の大衆化が進展した¹⁾。人々の生活スタイルの変化に伴って、旅行は家族・職場を中心に楽しむ娯楽の一つとして消費されるようになった。第一次大戦期までの寺社参詣・湯治などの目的を有した旅から、観光・行楽を主とした旅行へと目的が変化するとともに、旅行に費やす日数や同行人数、費用といった旅のあり方自体が大きな変化を遂げたのである²⁾。

こうした 1920 年代から戦時期における人々の消費生活や生活実態の実像をめぐっては、近年多様な角度からの研究が進められている。そこでは、恐慌・戦争へと続く人々の「暗い」生活イメージの克服と 1940 年代初頭までの都市を中心とした消費生活の発展に焦点があてられている。この点代表的な研究として、1930 年代～50 年代を貫戦史の観点から消費・娯楽のありようを捉え直したアンドルー・ゴードンの研究があげられる。ゴードン

は、20世紀初頭から欧米を中心に進展する大衆消費社会が1920年代の日本に到来し、当該期において一部の者にのみ享受されていた新たな消費形態が貫戦史の中で普及し格差が縮まっていく過程であったことを指摘している。また、当該期にブームとなった旅行については、1930年代後半から戦時期に旅行消費の拡大と普及が日中戦争以降の厚生運動の展開と深く結びついていることを明らかにした高岡裕之の研究があげられる³⁾。いずれの研究も、1930年代後半から太平洋戦争開戦時に至るまでの銃後の生活において、旅行ブームやミシンの普及といった新たな消費の拡大が生じるとともに、戦後に続く消費生活の変容が当該期に生じた点を強調している。そして、消費生活が向上した要因について、日中戦争期以降の重化学工業を中心とする経済発展の影響を重視するとともに、厚生運動にみられるプロパガンダ的な宣伝活動が消費生活の変容・進展に大きな影響を与えていたこともあわせて指摘しているのである。

ただ、これら上記の研究では1930年代以降の消費生活が、1920年代以前と比べ大きく変容した様相が明らかになったとはいえ、家計における消費行動の様相など、個々の消費・娯楽の具体的な変化やその様相が明らかになっているとはいえない。実際に消費生活を営む人々の生活実態（都市農村といった地域差、工場労働者、サラリーマンといった職業、階層差によって異なる消費生活のありよう）など、当該期の消費生活の変容過程を明らかにするためには、消費・娯楽に携わる産業や担い手の動向（消費・娯楽をめぐる需要者側と供給側）など主体間の関わりから、その内実に迫ることが必要であろう。

そこで本稿では、戦間期における旅行費のありようから、当該期における旅行ブームの内実と観光産業の展開過程を以下の2点から明らかにしていきたい。第一に、戦間期を通して旅行費がどのように人々に受け止められてきたのか、家計消費と生活のありようとの関わりから明らかにすることがあげられる。第二に旅行に携わる主体の動向に注目していくことがあげられる。単に景気回復による経済状況だけでなく、旅行消費の供給側である観光地・温泉地、旅行幹旋業・交通機関がどのように旅行消費の増加に取り組んだのか、また国家政策がどの程度影響したのか、当該期の観光産業の展開についても明らかにすることができるだろう。

1 第一次大戦前後における旅行・観光ブームの展開

(1) 寺社参詣・湯治療養の旅行費用

近代以前の日本では旅することが広く庶民層にまで普及していた。参勤交代に伴う武士層の移動が頻繁に行われる一方で、百姓や町民といった庶民層では、寺社参詣や湯治療養が頻繁に行われていた。交通機関が乏しい中、人々は徒歩で旅し、多くの費用や日数を費

やしていたのである。そうした長期間に及ぶ旅は、鉄道が開通する明治期以降も継続的に広く行われていた。近代以降の輸送網の近代化と旅文化の変化との関わりを明らかにした中西聡の研究によると、地方資産家層では、信仰と結びつかない新たな文物（例えば博覧会や都市自体）の視察や見物が旅行の主目的となる一方、地方民衆層では遊覧の割合が増えたものの、依然として、信仰の手段としての旅が行われていたことが明らかにされている⁴⁾。新たに整備された鉄道を随所で利用しながらも、いくつかの寺社参詣（例えば、伊勢神宮、金比羅、善光寺など）をめぐるっていたのである。いずれも農閑期などの特定の時期に家族だけでなく地域の人々とともに一月から二月程度の日数と費用をかけていたのが特徴であった。

また、地方だけでなく東京などの都市部においても寺社参詣は盛んであった⁵⁾。例えば1892年に王子町（現北区）で生まれた高木助一郎は、1911年に講中の団参の旅として富士登山へ（5日間）、1925年にも12名で出羽三山講の旅（5日間）に出かけている。上記の例と比べ時期が下るものの、民衆レベルにおける寺社参詣の根強さがうかがえるとともに、都市部では旅行日程の短さが特徴として指摘できるだろう。一方、湯治療養の場合、寺社参詣と同様、長期間に及ぶ旅であったが一つの湯治場に滞在する点が異なり、多くの場合2週間から1月程度滞在し療養に努めていたのである⁶⁾。

では、明治期における寺社参詣、湯治療養がどの程度の費用で行われていたのか、上記で取り上げた研究から確認しておこう⁷⁾。1870年代から1890年代の地方民衆層の寺社参詣では1泊10～30銭程度の宿泊料を要していた。宿泊料、土産代、食費等を含めた1日の必要経費は、20銭から1円程度と家によって異なるものの、60銭から70銭程度が必要であり、1ヶ月程度かけて旅した場合1人20円から25円程度の費用がかかっていた。中西はこの費用総額について、当該期の地方民衆層の支出総額を年間100円から150円と推定し、年間支出総額の5分の1から6分の1をかけ消費生活のなかでも一大行事であったと評価している。一方、資産家や地主クラスでは1泊1円程度支出した家も見られた。1890年時の東京市内における旅館の宿代は「安きは金拾五銭より高きは一円五拾銭位なれども普通金廿五銭から三拾五銭の間」⁸⁾であることを考えれば長期間高額の宿代を支払うことができた層はごく一部であったことがうかがわれる。また湯治療養の場合（1900年代の記録であるが）、草津温泉に滞在した埼玉県男性は56日間で46円、東京男性は49日間で48円を宿に支払っていた⁹⁾。湯治療養では、食糧、燃料、布団や下駄など生活雑貨、賄料などが必要であったため、寺社参詣と比べ宿泊費がかさむ傾向にあった。ただ、湯治場によって費用の地域差が存在しており、草津の場合一日1円程度であった滞在費も大分の湯平では1日25銭から50銭程度で済んでいた。このように、明治期の寺社参詣や湯治療養など長期間に及ぶ旅は、庶民の消費生活においても巨額な費用負担を強いられていたのである。庶民の多くは講を開催し、数年・数十年に一度の機会に蓄積した資金を利用して

旅をし、木賃宿や自炊形態など安価な宿泊施設を利用することで、費用総額を節約する工夫をしていたのである。

(2) 出版メディアからみる旅行形態の変容

寺社参詣や湯治療養を中心とした長期にわたる旅が根強く残る中、第一次大戦期以降、都市部において日帰り旅行が注目されるようになった。近世期にも江戸の人々は日帰りで周辺の行楽地をめぐることが行われていたが、1910年代以降、郊外を前面に押し出した案内書が、田山花袋や松川次郎といった旅行記や紀行文の書き手によって描かれ、東京の郊外への気軽な旅が提唱されるようになった¹⁰⁾。先に紹介した高木家では地元王子の祭礼や興行、東京中心部へ足を延ばしての買い物や博覧会の見学を行う他、季節ごとの行楽の際には周辺地域（足立や東京近郊）に寺社参詣を兼ねて訪れていた¹¹⁾。郊外への行楽が多様な娯楽の一つとして人々の間に受容され、気軽に交通機関を利用（多額の費用も必要なく安価に）するようになったのである。

こうした郊外への注目は、大都市近郊の鉄道会社による沿線開発や乗客数の増加を目的とする様々な施策と結びついていた。例えば、1905年に品川神奈川間を開通させた京浜電気鉄道（現京浜急行）は、1900年代後半に川崎大師、穴守稲荷などの寺社への旅客誘致の他、沿線開発（例えば、羽田に運動場を開設、海水浴場などを整備）を進めるなど、鉄道企業が取り組んだ様々な施策の効果でもあった¹²⁾。

上記のような郊外への関心が高まる中、第一次大戦期以降、全国の観光地、温泉地を紹介した旅行書が数多く出版されるようになった。それまで観光地・温泉地を対象とした案内や旅行書はある特定の地域や温泉地を紹介するにとどまっていた¹³⁾。ただ、旅行書のありようも変化し、1920年には温泉地等を網羅的に扱う温泉地紹介の旅行書として『温泉案内』が鉄道省から出版された¹⁴⁾。同書は全国の温泉地の特徴や旅館、主要都市からの交通アクセスを記した最初の本格的な温泉地案内であった。同様に、観光地についても同年『旅程と費用概算』が鉄道省から出版されている¹⁵⁾。これまで温泉地、観光地の見どころを紹介していた内容に東京や大阪といった都市からのアクセス、具体的に旅行するにあたっての費用や旅館紹介が加わり¹⁶⁾、利用客側である都市部の目線から描かれるようになったのである¹⁷⁾。

また、戦間期は、新聞雑誌の購読、販売が急増した時期でもあった。1920年代以降、旅行をテーマとした雑誌が発刊され、代表的なものとして、ジャパン・ツーリスト・ビューローの『ツーリスト』『旅』などの雑誌があげられる¹⁸⁾。加えて、個別の観光地、温泉地においても雑誌形態の案内が出版され、伊豆半島では『温泉の伊豆』『伊豆の番頭』といった温泉地案内が登場し増刷が繰り返された¹⁹⁾。全国の観光地、温泉地を紹介、案内する旅行書、雑誌の登場は、観光行楽を目的とする旅行を身近な存在とさせるだけでなく、旅行

費用や行程にかかる時間・日数を比較検討する材料を提供した。

こうした施策を前提に増加した観光・行楽を目的とする旅行は、寺社参詣や湯治療養を目的とした旅と異なり宿泊すること自体もその目的の一つとなった。寺社参詣や湯治療養の場合、日程が長期間に及ぶため安価な木賃宿に泊まり費用を節約していたが、都市の新中間層を主体とした観光、行楽目的の旅行では、より快適な宿泊施設が求められるようになったからである。それまで一部の階層が利用するのみであった旅館（かなり高級な）にも1泊、2泊といった短期滞在また旅行案内を見て訪れる一見客が増加した。ただ、旅館の利用が広く普及する中、宿泊費とあわせて支払う茶代の慣行の是非が取り上げられるようになった²⁰⁾。

1930年代以前の日本では、旅館に宿泊する際、宿料や食事料とは別に茶代と呼ばれる費用を支払う必要があった。茶代とは旅館・飲食店で宿泊料・飲食代のほかに、心づけとして与える金銭、チップ、茶銭と定義される費用で、ほとんどの旅館で必要な費用であった。茶代は、宿で働く女中の重要な収入源として位置付けられていたため、茶代の多寡によって案内される部屋のランクが変化するなど、女中サービスに違いがみられたと伝えられている。加えて、茶代の費用は高く、宿料と同額または最低でも3割から5割というのが相場であった。

こうした特徴を持つ茶代は、旅館の宿泊者にとって宿泊費以外で支払う不必要な費用と認識されただけでなく、茶代を含めた宿泊費総額がどの程度必要なのか不確定な点で問題があった。この茶代の是非をめぐり、1925年には約1年間にわたり『旅』の誌上において議論が行われた²¹⁾。旅客側から見た旅館の問題点に対して、旅館側からの応答が掲載されるなど、双方の意見、主張から構成されていた。旅客側は、旅館を利用した際に何らかの不満を持つものが多く、茶代の廃止やサービスの向上を訴える意見が多かった²²⁾。茶代廃止の意見では、「茶代を強いて廃さずともよろしい。ただ何ほど、何割と大体の標準をきめて頂きたい。一般の目安を、そして宿屋規則でそれを認めていただきたい。その方が誰にとっても便利です。」(千葉亀雄)、「旅行にともなふ苦勞の一つ故廃止は望む所ですが、さもなくば一定の律をきめてほしいものです。」(初瀬浪子)²³⁾、「実際、茶代の額を裁量する為に往々当惑すること」(伊東忠太)「茶代の多寡によって待遇に甲乙のあるのは同じ宿泊料を支払ふ旅客にとって不愉快を感じしめることが往々ある」(野口雨情)「茶代などといふ曖昧の名目の支払ひは愉快なものではないと思います。宿屋がもし茶代といふものを要求すべきものならばその額を宿泊料と同様に一定する方が旅客の為に便利だと思ひます」(埴原久和代)²⁴⁾など様々な意見があげられている。茶代の問題点として、多くの論者が指摘していたのは、費用の不透明さや茶代の多寡で異なるサービスの質であった。一定のサービスを受けるための対価が必要な点を多くが認めている一方、不透明な費用への不満が旅客側にあったことがうかがわれる。こうした不透明な茶代への不満から、旅行費

用の明示化を要求する声の高まりを受け、多くの旅館では茶代を廃止する傾向が強まり、以後、旅館広告の中に、茶代不要の文字を掲載する旅館も増加していくこととなる。

2 1930年代における旅行・行楽の変容

(1) 関連産業の動向と旅行費の低下

第一次大戦以後、1920年代の不況期においても旅行客数は大きな落ち込みを見せることはなかった。静岡県伊豆半島の温泉地では、1923年の関東大震災の影響を受けつつも、交通網の進展に伴い利用客数を増加させた²⁵⁾。また、愛媛県の道後温泉でも鉄道開通や博覧会開催による利用客数増加を実現していた²⁶⁾。鉄道輸送における旅客数も同様の動きを示しており、実際、1920年に約4億人だった国鉄の旅客輸送人員は1928年までに8億6千万人に増加し、定期利用の旅客の伸びが著しかったものの、旅行客が含まれる定期外旅客の人員は2億9千万人から4億6千万人に増加した²⁷⁾。こうした観光客数、輸送量増加の背景には、旅行に関連する主体の様々な旅客誘致の施策が大きく影響していた。例えば国鉄では旅客誘致のため、上記で取り上げた『温泉案内』などの旅行書だけでなく、映画を用いた名勝地の宣伝、紹介に加え、1920年からは団体旅客誘致を目的に特別な割引を実施した²⁸⁾。また、1925年には割引回遊乗車券を発売し、近距離に限定していた運賃の割引を遠距離にも適用している²⁹⁾。結果、1920年に年間600万人であった団体旅行客数は1928年までに1,200万人へと倍増したのである。

輸送機関だけでなく、旅行を取り扱う幹旋業の活動が本格的となる契機となったのが1925年にジャパン・ツーリスト・ビューローが発行したクーポン券であった。同社は、1912年3月に訪日外国人向けの旅行幹旋業として設立された鉄道省管轄の外郭団体であったが、このころから日本人向けの旅行幹旋に乗り出すようになった。クーポン券とは、正式には「クーポン式遊覧券」と呼ばれ、乗車券、乗船券、自動車券、旅館券までが一冊にセットとなつてとじ込まれ、出発から到着まで切符を買う手間や面倒を省いたチケットであった³⁰⁾。省線の鉄道運賃1割引や旅館での茶代不要を明記するなど、安価で費用の総額が明示的なチケットは好評を博し、切符を発売する案内所は盛況となった³¹⁾。

ただ、輸送機関、旅行幹旋業による旅客誘致の効果は1928年を境に鈍化した。世界恐慌の影響が及ぶことで、旅客輸送、観光地を訪れる利用客数の減少に見舞われたのである。利用客数の減少が企業経営において大きな打撃となる中、旅行会社、鉄道会社による新たな集客対策が登場していくことになった。ジャパン・ツーリスト・ビューローでは、房総一週、富士五湖めぐりなど関東近郊に限定されていたクーポン券を、1928年には東北方面、29年には九州、31年には台湾、東亜に拡大し、1934年までに樺太、北海道から台湾まで

を含んだ 230 ヶ所の遊覧券を売り出すようになった³²⁾。

クーポン券は交通公社の経営展開に関わって導入された仕組みであったが、割引を含んだチケットは利用客数の減少に苦しむ鉄道会社を中心に広く展開することとなった。鉄道省では、1930 年の夏に「鉄道省線と各鉄道会社線、自動車会社、汽船会社等と一時限りの連帯をして、名称旧跡探勝或いは登山、避暑と等に最も便利且つ重要な割引往復又は回遊乗車券（二、三等約二割引き）を主要駅から発売」³³⁾した。各鉄道局（東京、名古屋、大阪、門司、仙台、札幌）を中心に発売し、いずれの地域からも（門司を除いて）十和田湖や北海道への回遊切符が販売されていたのが特徴であった。東京では茨城、千葉、栃木といった近郊から黒部峡谷、佐渡まで、計 21 ヶ所への切符が用意された。加えて、鉄道省運輸局旅客課では、『旅』において、1930 年 10 月から 1934 年まで毎号、観光地紹介を始めた。例えば、1930 年 10 月号には「秋の旅に相応しい行楽地」と題して、九州、大阪、名古屋、東北、北海道の紅葉の名所等を紹介している³⁴⁾。

こうした取り組みは、私鉄でも盛んに行われるようになった。新宿と小田原を中心に江の島まで開通させたばかりの小田急電鉄は、1929 年に江の島行きの遊覧券の販売を始めた。1920 年代後半に赤字に転落していた小田急は開通したばかりの江ノ島線の利用客数を増加させるため、運賃の大幅割引と直通電車の大増発を実施したのである。片道 96 銭かかる運賃を往復 96 銭に割引くなど大胆な集客対策を行い、7 月半ばから 8 月の海水浴シーズンに新宿―片瀬江ノ島間を 15 分から 20 分おきに直通列車を走らせ、両駅を 1 時間 15 分程度で結んだ。加えて、小田急の観光誘致の拠点でもあった箱根への周遊きっぷを発売し、1931 年ごろには、新宿、箱根湯本、強羅への往復切符とケーブルカー、バスなどの割引がセットになったチケットを販売した。バスの 3 割引に加え、指定された旅館では宿泊費が 3 割引（中食 1 円、宿泊費 2 円 80 銭）で利用できるなど、定額かつ安価に旅行できる仕組みを導入したのである³⁵⁾。同様に、1929 年に栃木県日光まで路線を延長させた東武鉄道では、浅草から日光、鬼怒川を回遊する割引切符（3 日間有効で 3 円 50 銭であった。浅草―日光間の片道が 2 円 18 銭）を販売した。東武鉄道は恐慌下で主力の貨物輸送が停滞したことを受け、その後も日光だけでなく沿線観光地であった赤城山、上州の山々、館林といった地域のパンフレットを発行し、旅客輸送の増加に努めたのである³⁶⁾。

このように、恐慌下で乗車券を割引く施策を導入することで、各社は厳しい経営環境を乗り切ろうとした。割引乗車券の販売は、鉄道運賃を 2 割から 5 割ほど低下させた結果、旅行費の低下を実現し、旅客側にとってもより安価に定額で旅行をするという意識を芽生えさせたのである。恐慌下では人々の消費は減少し、旅行などの娯楽費は減少する費目でもあった。ただ、娯楽の大衆化が進んだ中、少しでも娯楽生活を享受したいと考える多くの人々の間では予算内で旅行を収めようとしたことが考えられるだろう。実際、雑誌においても定額費用の旅を勧める提案がなされていた。1930 年 11 月号の『旅』には簡易旅行

（日帰り旅行）の案内が掲載されている³⁷⁾。そこでは、東京駅、新宿駅、両国駅、上野駅それぞれの拠点から、1 円、3 円、5 円の費用で訪れることができる観光地、温泉地のみどころを紹介していた。1 円では池上本門寺、雨森稲荷、川崎大師など 21 か所、3 円では鎌倉、高尾山など 10 ヶ所、5 円では、箱根強羅、熱海温泉、日光など 31 か所が紹介された。費用には昼食代も含まれ、1 円の場合池上本門寺であれば、東京―蒲田―池上―五反田―東京の交通費が 54 銭、昼食代 45 銭、計 99 銭であった。往復切符等の割引切符をうまく利用する紹介など、割引乗車券は定額費用での旅行の普及に貢献していくことになる。

（2）家計費における旅行費

当該期に行われた家計調査から旅行費がどのように使われたのか、また 1930 年代の家計消費に占める旅行費の割合についてみていこう。家計調査では、旅行費がその 1 項目として採用されており、「遊山的旅行費」と「その他」に分類されていた。日帰り旅行については、修養娯楽費に分類される一方（神社仏閣の参拝費用など）、遊山費には 1 泊以上の宿泊を伴う旅行が含まれた³⁸⁾。序章で指摘されているように、家計調査の対象者は都市部の跡取りではない 30 歳代の労働者や給料生活者などで、小さな子供を抱え、専業主婦がいる核家族の世帯という特徴を持っていた。養育費に加え、子どもが小さい場合、なかなか宿泊を伴うような旅行をすることが難しいことが想定されるものの当該期の都市生活者の娯楽・旅行のありようを考察することは可能だろう。この点、少し時期はさかのぼるが 1921 年から 22 年に行われた俸給生活者・職工生計調査から旅行・娯楽費が多い家計の世帯の特徴を紹介しておこう。この調査では旅行などの娯楽に関わる費用は、第三生活費に分類される娯楽費、交通費、教育費、雑費に含まれていた³⁹⁾。これら第三生活費の割合が高い世帯は、世帯人員が少なく（2 から 3 名ほど）、子供がいないまたは少ない世帯であった。世帯人員別の収支動向では、2 人世帯で一人当たり 9～13%ほどであった第三生活費の割合は、4 人世帯以上になると 5%前後と低い割合を示していた（総額での割合をみても 2 人世帯よりも 4 人、5 人世帯での第三生活費の支出割合は低い）。この世帯人員は子供の有無と関係しており、無児世帯の一人あたりの第三生活費を 100 とした場合、一児 65、二児 51、三児 37、四児 28 など、娯楽等にかけられる費用は子供の有無が大きく影響していたことがうかがわれる。そして、子供の存在は、家計にとって教育費の重い負担となって表れていた。例えば、東京で月収 200 円程度の会社員 A の家計では、17%を教育費で占めていたため、娯楽費が 1%にも満たず、第 3 生活費の割合が 2%程度であった一方、同じ東京の会社員 B は二人世帯のため、娯楽費に 8%以上かけ、第 3 生活費の割合も 10%を超えていた⁴⁰⁾。子供がいない世帯では教育費への支出がないため、その分を娯楽費等に投入できたと思われる。一方子供がいる世帯では、月収が多くても子供が独立するまで重い教育費の負担に耐えていたことが推測され、教育費の支出は衣食住以外の娯楽費などを

節約することで賄っていたのだろう。したがって、旅行、娯楽への支出に多くを振り向けられるのは、子供がいない世帯（＝教育費等の費用がかからない）が中心であったといえる。仮に家族を旅行等に連れていく場合には、厳しい予算制約があった。上述した旅行費用の低下は、子どもがいる多人数の世帯が旅行するといった新たな需要を生み出すことにつながったと思われる。

あわせて、家計調査では対象とされない都市部で持ち家を所有し、土地持ちとして生計を立てていたような富裕層の旅行のありようについても紹介しよう。齋藤論文でも登場する東京市京橋区の鉄砲洲で貸地・貸家業を営んでいた福井家の 1930 年代の余暇・娯楽生活を長尾洋子の研究からうかがい知ることができる⁴¹⁾。1930 年代後半から 40 年代初頭の福井家では 7 月になると「女中ふたりを連れて鎌倉由比ヶ浜に家を借り、1 ヶ月ほど滞在し」⁴²⁾いた。そして、寒い季節になると女中と孫を連れて、熱海温泉の定宿としていた新玉旅館で過ごしたのである。新玉旅館は熱海温泉の中でも高級な旅館で、等級別では 7 段階中上から 2 つ目の 2 等、宿泊料は 1 泊 5 円であった⁴³⁾。福井家のように土地持ちで裕福な家庭では、高級旅館に家族で数週間程度滞在することができたのだろう。その場合、もろもろの費用は数百円以上に及ぶことは想像に難くない。また、熱海には新婚旅行で訪れる観光客も多く、1930 年代半ばのアサヒグラフには、熱海行きの列車に多くの新婚旅行者が利用している姿を写した写真が紹介されていた⁴⁴⁾。富裕層と思われる人々の旅行は、第一次大戦以前と同様に費用を気にすることなく楽しんでいただろう。では、1930 年代の家計調査から旅行費の位置を確認してみよう。

1930 年代を通じて行われた家計調査によって、まずは、給料生活者、労働者相互の動向を確認すると、共に主要な支出項目である住宅費の割合が減少する一方、飲食物費の増加がみられた。日帰り旅行などが含まれる修養娯楽費は、1930 年代半ばにかけて割合を少し上昇させるものの、後半以降その割合は低下している⁴⁵⁾。旅行費についてみれば、大きな変化はなく給料生活者で 1% から 1.4% の間、労働者で 0.8% から 1.1% の間を推移していた。特に遊山旅行費は、0.1% から 0.4% と低い値を示している。この傾向は、都市別にみても大きな変化はなく、1935 年の家計調査では 0.5% ～ 1.4% の間に位置していた。特に、銀行会社員、教職員、給料生活者が労働者（工場、交通）に比べると若干、旅行費の割合が高い⁴⁶⁾。前者が 1% を超える傾向で後者は 1% 未満が多い。また、交通労働者の所得が高い層（90、100 円）では旅行費の割合が急減していた。収入による階層差について比較すると、修養娯楽費に関しては、1931 年時で給料生活者も労働者も収入が高い層の割合が高かった。ただ、1940 年になると調査の対象者の問題もあるが全体的に修養娯楽費の割合の差は減少していた⁴⁷⁾。

一方、旅行費は、必ずしも収入が高い層の割合が高いわけではなかった。階層による差は明確にできないものの、1940 年時に収入が低い層は遊山旅行費の割合が 0% となってい

た（1940 年時、給料生活者の 60 円、70 円層。労働者の 50 円、60 円層）。

以上の調査から当該期の旅行費の特徴を以下の 2 点にまとめることができるだろう。第一に 1930 年代を通して、旅行費の割合が 1 % 程度、物見遊山を兼ねた宿泊を伴う旅行費の割合は 0.1 % ほどであった点である。旅行費は多くても一月数円、100 円の所得でも 1 円程度、年換算で多く見積もっても 10 円から 15 円程度であったと思われる。旅行費は、1930 年代半ばに景気回復が訪れた際でも、支出割合を高めたわけではなかったのである。

第二に 1930 年代半ば以降、家計に占める修養娯楽費（旅行費も含めて）の割合が低下している点である。飲食物費の上昇など、生活必需品に支出の多くが割かれる中で、旅行や娯楽にかかる費用自体が減少している点が確認でき、家計の動向から旅行費等が増加した傾向は見受けられなかった（この点、収入の増加によって娯楽にかかる実費が増加した可能性は高いと思われるが、一般的な階層の上昇に伴う、娯楽費の増加は確認できない）。したがって、娯楽や旅行を楽しむ人々が増加したのは、単に景気回復や所得の上昇に伴う娯楽費、旅行費の増加によるものではなく、旅行費の低下が要因の一つであった。実際、旅行費だけでなく、当該期の他の娯楽の費用も大きく低下しており、例えば、映画の入場料も「全国の常設館に於ける観覧料の平均額は昭和四年度が三十五銭昭和十年度が二十四銭となって」⁴⁸⁾いたと伝えられる。1930 年代に入場人員を飛躍的に増加させる映画産業も恐慌の影響から費用低下の施策を用いて、経営を維持させようとしていたのであった。

以上、家計調査からうかがえる特徴から、当該期の家計と旅行費との関係を見ていくと、1930 年代の都市部では、旅行は必ずしも身近なものではなかったことがうかがえる⁴⁹⁾。多くの階層で旅行費が生計費中約 1 % の支出であった点（仮に遊山費のみではもっと少ない）を考慮すれば、庶民にとって福井家のような旅行は不可能であった⁵⁰⁾。この点、先に紹介した明治期の地方民衆層の場合、年間の生計費に対して 5 分の 1 程度の費用をかけて旅をしていた。ただ、旅の費用は、当時地域社会に根強かった講を利用することで調達し、また、旅する機会も数年もしくは数十年に一度（一生に一度ぐらい）旅することができるかどうかであったと思われる。ただ、恐慌期を経て鉄道運賃、宿泊費が低廉化する中、日帰りや 1 泊程度の小旅行は、家計調査の対象者であっても身近なものになったと思われる。仮に月 80 円程度の収入であれば年間約 10 円程度の旅行費が捻出でき、『旅』で紹介されたような 1 円、3 円での日帰りまたは 1 泊旅行を楽しむことは可能であっただろう。加えて、旅行費には計上されない職場での団体旅行という余暇利用も登場し、第一次大戦期に比べ、旅行を楽しむという点で生活の向上が実現し、旅行の大衆化が進展したといえるだろう。

こうした旅行の大衆化を支えたのが、戦間期に進展した旅行費の「標準化」「明示化」の動きであり、人々の旅行に介在する鉄道会社、旅行会社、旅館といった主体が対応した結果であった。旅行費用の低減、旅行費用の明示化、加えて、様々な施策（メディアを通

じた宣伝、安価で利用できるプランの提示)の意義は大きく、旅行が他の娯楽産業と同様に余暇を過ごす選択肢の一つとなったのである。

3 景気回復期における旅行形態の多様化

(1) 旅行形態の変化－ハイキングの普及－

恐慌以降、消費減退に見舞われていた都市部では、1930年代半ば以降、景気回復を実現するとともに旅行の多様化がみられるようになった。特に1930年代初頭以降流行となったのが、「ハイキング」に代表される徒歩旅行であった。

恐慌下で減少した国有鉄道輸送量は1932年を底に回復し(1929年8億2千万人→1932年7億8千万人→1935年9億8千万人)⁵¹⁾、団体旅行客数は1933年に恐慌以前の数字を回復するとともに輸送人員数が1,700万人まで増加した⁵²⁾。こうした背景には恐慌下に誕生した割引乗車券が引き続いて発売されていたことが要因としてあげられる。1934年夏に東京鉄道局で発売された夏季割引乗車券はその種類が60種類を超えた⁵³⁾。行先は、常陸海岸、水郷周り、房総、富士五湖、箱根、奥伊豆、日光など、近郊の定番の観光地や景勝地として人気の高い十和田、佐渡など以前から販売されていたものの他、上信越、南アルプス、中央アルプスといった山岳地帯への割引乗車券が用意された点が特徴であった。こうした乗車券の行先の拡大に反映されたように、景気回復期には、「山」に対する人々の関心が徐々に高まった。従来、海での旅行の企画を催していた朝日新聞は、「年来夏季の計画を海上で催しましたが今夏はその舞台に山を選び東京鉄道局と共同して次の二計画を行ふことに致しました」⁵⁴⁾と伝えられるように、1933年夏に、上越の山旅(銀山平)と霧ヶ峰への旅を計画した。銀山平ではキャンプを4泊5日計7回実施し(各回100名、計700名)、霧ヶ峰では子供を主体とした4日間の高原教室を開催している⁵⁵⁾。

『旅』1934年9月号では「ハイキング号」と題され、1冊すべてハイキングの話題で埋め尽くされた。大都市を中心としたハイキング案内の特集では、東京周辺のコースとして越生、伊豆、榛名、高尾など12コースが提唱され、いずれも費用は5円程度であった(安価なものは、高尾裏山ハイキング1円91銭、越生黒山ハイキング2円60銭)⁵⁶⁾。こうした特集の効果からか、同年10月のある日曜日には「新宿駅、午前中の人手は△御嶽方面三一〇〇△浅川方面一六〇△奥瀬方面九〇〇△甲府方面六〇〇△日航、黒磯方面二三〇△熱海方面八〇〇武蔵のハイキング一八二、このために午前中臨時列車十三本といふ今年最高記録を示している」と伝えられるように、土日を利用したハイキングブームが生じた。

戦時期におけるツーリズムと厚生運動の展開との関わりを明らかにした高岡裕之は、ハイキングの普及の背景として、大阪市で始まった市民管理政策の一つであった遠足運動が

1934 年から国家によって大規模に展開された点を指摘している⁵⁷⁾。確かに、『旅』の特集号においても、「体力増進」や「スポーツとしての旅」という言葉でハイキングの重要性を強調するなど、当該期の徒歩旅行は、鉄道省の新方針として「都市民衆を『自然』と結びつけることで都市の『不健康性』を矯正せんとするもの」⁵⁸⁾と位置付けられていた。ただ、高岡が指摘する通り、ハイキングを中心とする旅客誘致運動が国家による民衆生活への介入として評価できるものの、それを受容する大衆にとってハイキングは安価な旅の一つであったろう。実際、2 節で確認したように 1930 年代後半以降、娯楽費の家計に占める割合は減少し（旅行費も増加しない）、旅行にかけられる費用は以前と比べ減少していた。周遊・観光を主とした旅行だけでなく、鉄道運賃以外に安価な宿泊費しかかからないハイキングの登場は、利用者の様々な要望に応じる一端となった⁵⁹⁾。多様な旅行のあり方が登場する中、人々は自らの生活や家計にあわせた旅行を楽しむようになったのだろう。

(2) 日中戦争期以降の旅行と統制経済

日中戦争に伴う本格的な景気回復は旅行にも大きな影響を与えた。日中戦争の勃発によって、当初、団体旅行などが制限されたものの、翌 1938 年以降、南京陥落による戦争への関心低下と日常生活への復帰、軍需部門を中心とする好景気の影響から観光客数は回復した⁶⁰⁾。地域ごとに異なる傾向があるものの、奈良、伊勢神宮など観光地によっては平年の 2 倍以上の客数が増加した一方で、松江、宮崎など停滞した観光地も存在した⁶¹⁾。日中戦争以前から、国家による観光事業への取り組みが行われる中で、呉など軍事的拠点への見学を通じた軍港の「観光地」化や紀元 2600 年に向けた建国神話に関する地域の観光地化がすすめられていたのである。日中戦争以降その傾向が強まり、神社・仏閣などの参拝が敬神崇祖の観念を養うものとして信仰とセットで奨励された。実際、『旅』の誌面でも 1938 年 1 月号の巻頭には「国民精神総動員グラフ」と称し、明治神宮を参拝する少年少女の写真が掲げられた他、英霊を祭る靖国神社、大山昨神を祭る日枝神社、大己貴命を祭神とする神田神社（神田明神）、吉田松陰を祭る松陰神社、乃木神社、楠公像の写真が掲載されていた⁶²⁾。3 月号にも「国体観念の明徴」と称して、京都の護王神社などの神社の案内が掲載されるように⁶³⁾、観光の対象地として、国家の威信に関わる宗教施設や軍事施設が取り上げられるようになったのである。

加えて、国民精神総動員運動など国家による旅行政策との中で心身鍛錬の観点からハイキング・スポーツ・登山が奨励されるとともに、「剛健旅行」が推進されるようになった。『旅』1938 年 3 月号には、「剛健旅行の精神」という論説の中で、人生を観察し、自己を完成させるため子女を旅に出させることを推奨し、その方法としてドイツで流行している剛健旅行（徒歩を原則とし、宿舍もそのために設けられたものを利用）の採用を促している。旅行が青少年の育成に関わることとして注目され、青年徒歩旅行運動が青少年を育成

する手段として位置付けられた。各地で青年徒歩旅行のための宿泊所が建設され、修練道場として利用されたのである⁶⁴⁾。

『旅』では青年旅行に関する記述が増え、体験記や展覧会の様子、青年徒歩旅行に推奨されるコースが提案された。鹿島神宮附近を踏破した徒歩旅行の随伴記では、佐原駅を出た 5 人の青年団は、バスを使わず徒歩だけで香取神宮などをめぐった⁶⁵⁾。鹿島を中心とするコースは「敬神崇祖コース」と呼ばれ、南北朝時代の後醍醐天皇に仕えた藤原師賢を祭った小御門神社、香取神宮、鹿島神宮、水郷地帯といった名所に加え、農村修練場にも訪れる内容であった。青年旅行は、目的地までの鉄道運賃は 5 割引、また、対象者もサラリーマン、店員、小僧にいたる特定団体も適用を受けるなど好評だった⁶⁶⁾。安価でかつ剛健の気風を体感し、天皇制国家のありようを学べる青年徒歩旅行は、厚生省でも積極的に推進され、1939 年度予算では全国 94 か所の宿泊所建設が計画されていた⁶⁷⁾。神社仏閣を通しての精神修練、また体力増進の場として旅行は位置付けられ、その際には、費用が掛からない旅行が提唱されるなど、恐慌期を経る中で構築された安価な旅行がここでも採用され、旅行の大衆化を支えることとなったのである。

ただ、旅行客数増加による旅客・貨物輸送量の増大が戦時経済の遂行に影響を及ぼしはじめた。1939 年頃から乗車券・寝台券の入手難、満員列車が出現し、旅行客数の増加と輸送力との間の齟齬が生じるようになったのである⁶⁸⁾。非常時局下の旅行のあり方が問題となっていく中、現実の戦時体制下では太平洋戦争開戦以降、旅行は制限の対象となり、1942 年をもって旅行・ハイキングが自制され、人々の旅行熱は冷める結果となった。

おわりに

明治期に寺社参詣、湯治療養を目的としていた旅は、戦間期に観光・行楽目的を主とした旅行へと変化した。出版メディアの観光地案内や交通機関の発達がそうした人々の旅行への意識を高めたのである。加えて、それぞれの関係する主体による施策が旅行客数の増加を支えた。恐慌期に登場した割引を含んだクーポン券は、旅行費の低下を促すとともに、それぞれの企業経営の維持にも役立った。1920 年代後半の恐慌を経て、旅行費の低下がそれぞれの主体で模索された結果、1930 年代以降の多様な旅行・娯楽の消費増加を支えたのである。実際、1930 年代前半まで増加していた旅行費や娯楽費は、1933 年 34 年をピークに割合を減少させたにもかかわらず、旅行に関わる費用低下が実現したことで旅行ブームは継続したのであった。

ハイキングや徒歩旅行といった国家による政策介入が強い性格を持つ旅行形態も、人々の消費生活のありようから見れば、安価な旅行の提供であったであろう。先行研究が指摘したように、景気回復や所得水準の向上、上からの厚生運動の影響や戦争の存在が人々の

消費の拡大をもたらしたのは事実であるが、旅行産業・娯楽産業の展開がこれらの消費増加を支えていたのである。加えて、安価な旅行が単にプロパガンダ的に普及しただけではなく、旅行や娯楽を享受したい人々が家計消費の中で選択されていく様相としても理解できるだろう。1930年代後半以降の物価高騰によって家計消費が厳しい中、限られた予算内で安価な旅を楽しむ術を身に着けた人々は、旅行を楽しもうとしたのであった。こうした旅行のありようは、第二次大戦以降も団体旅行の普及などより安価で手軽な旅行の普及につながっていくことになる。

注

- 1) 奥須磨子・羽田博昭編『都市と娯楽』日本経済評論社、2004年。
- 2) この点、白幡洋三郎は柳田国男を引用して、旅と旅行を使い分けている。前者を何かを学び、人生上の教訓を得るためのもの、後者を知らない土地や人間、風俗に感動し楽しむ感覚のものと、大正期から旅行が登場したと把握している（白幡洋三郎『旅行ノススメ』中公新書、1996年、7－8頁）。
- 3) 高岡裕之「観光・厚生・旅行－ファシズム期のツーリズム」赤澤史朗・北河賢三編『文化とファシズム』日本経済評論社、1993年。
- 4) 中西聡「輸送網の近代化と旅文化の変容(上)(下) 近代日本における参詣の旅と遊覧旅行」『経済科学』54巻3号、4号、2006－2007年。
- 5) 高木の事例については、羽田博昭「東京近郊地域における娯楽の諸相」奥・羽田、前掲書。
- 6) 山村順次『日本の温泉地』日本温泉協会、1998年、58－59頁。
- 7) 以下、費用等については前掲、中西、山村両氏の研究に依拠している。
- 8) 『東京百事便』三三文房、1890年、719頁。
- 9) 前掲、『日本の温泉地』60－61頁。
- 10) 奥須磨子「郊外の再発見」、鈴木勇一郎「郊外行楽地の盛衰」奥・羽田、前掲書。
- 11) 羽田博昭「東京近郊地域における娯楽の諸相」奥・羽田、前掲書。
- 12) 鈴木勇一郎「郊外行楽地の盛衰」奥・羽田、前掲書。京浜急行株式会社『京浜急行八十年史』1980年。
- 13) 例えば、静岡県熱海温泉では1870年代初頭から1900年代にかけて大内青巒『熱海独案内』、青木純造『熱海鉞泉誌』、斎藤和堂『熱海錦囊』、樋口貞二郎『熱海温泉案内』などが出版されたが、いずれも熱海とその近辺を紹介するのみであった。
- 14) 近代以降の旅行案内書の変遷については、山本光正「旅行案内書の成立と展開」『国立歴史民俗博物館研究報告』第155集、2010年。
- 15) 荒山正彦「「旅程と費用概算」(1920～1940年)にみるツーリズム空間：樺太・台湾・朝鮮・満洲への旅程」『関西学院大学先端社会研究所紀要』、2012年。
- 16) 『旅程と費用概算』以前に鉄道院（後の鉄道省）では、『鉄道旅行案内』が出版されている。これは全国の鉄道沿線の名所等を写真付きで紹介するものである。簡単な費用等の情報は掲載されているが、専ら沿線の状況を知るための資料として用いられた。
- 17) 1920年発行の温泉案内では、巻末に主要温泉交通所要時間賃金表という表があり、主要都市からの所要時間、運賃、料金等がわかりやすく計算されている。
- 18) 『旅』は1924年4月の創刊。『温泉』は1930年4月の創刊。
- 19) 『温泉の伊豆』は第二号が1928年11月。『伊豆の番頭』が1934年9月の発行である。
- 20) 茶代の費用に関して戦前期の議論を検証した先行研究として、平出裕子「旅館の茶代廃止にみる近代の慣行の変化--「万朝報」、ジャパン・ツーリスト・ビューロー、生活改善同盟会の取り組み」『生活文化史』第56号、2009年があげられる。平出の研究によれば、茶代は明治期からその是非が議

論となっており（例えば、明治 30 年代の萬朝報など）、特に 1920 年代以降その動きが顕著となった。

- 21) 1921 年には雑誌『ツーリスト』でも茶代の廃止に関する議論が行われている。
- 22) 旅館側でも茶代廃止への意見が強かった。また、客に対する不満は、他人に迷惑をかける客などを嫌がる程度であった。この点、旅館名を掲載していたため、旅館側が客の振る舞いに関して自由に批判できない状態であった。森正人『昭和旅行誌－雑誌『旅』を読む』中央公論新社、2010 年。
- 23) 以上 2 つの意見は、「旅客から、旅館から（宿屋研究の二）『旅』1925 年 4 月号。
- 24) 以上 3 つの意見は、「旅客から、旅館から（宿屋研究の三）『旅』1925 年 5 月号。
- 25) 拙稿、「温泉観光地の形成と発展－戦間期の静岡県を事例に－」地方史研究協議会編『東西交流の地域史－列島の境目・静岡』、雄山閣出版、2007 年。
- 26) 拙稿「源泉利用を通じた地域行財政運営の歴史的変容－戦前期道後湯之町を事例に」『歴史と経済』223 号、2014 年。
- 27) 日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史 8』1971 年、84 頁。
- 28) 同上、86 頁。
- 29) 同上 87－88 頁。その後、スキー利用者向けの割引切符など様々なニーズに合わせた切符を計画していた。『朝日新聞』1925 年 12 月 12 日。
- 30) 日本交通公社編『日本交通公社七十年史』、1982 年、55 頁。
- 31) 同上。
- 32) 同上。
- 33) 『旅』1930 年 7 月号。
- 34) 『旅』1930 年 10 月号。
- 35) 小田急電鉄『小田急五十年史』1980 年、128－129 頁。
- 36) 東武鉄道株式会社『RAILWAY100』、1998 年、98 頁。『館林市史資料編 5 近現代 1 近代館林の歩みと社会』、2014 年、432－433 頁。
- 37) 『旅』1930 年 11 月号。
- 38) 永藤 清子、田島 栄文「昭和初期における娯楽・旅行費への家計支出－大阪市の労働者・給料生活者家計調査分析から」『甲子園短期大学紀要』28 号、2010 年。
- 39) 協調会『俸給生活者職工生計調査報告』1925 年 3 月刊、12－14 頁に詳細が掲載。
- 40) 紹介した AB の世帯は、世帯番号 314 と 315 の俸給生活者。A は男 4 人女 2 人の世帯。B は男女 1 人の世帯。世帯人数が多い A は食料費が 25%（B は 19%）、住居費はともに 20%前後であり、衣食住の負担は同程度であった。同上、「世帯別収支 俸給生活者(其一六)」、62－63 頁。
- 41) 長尾洋子「昭和戦前期におけるレジャーのかたち－福井家とレジャー革命」『和光大学総合文化研究所年報『東西南北』2011 年、108 頁。
- 42) 同上、108 頁。
- 43) 大日本雄弁会講談社 編『日本温泉案内』東部編、1930 年、66－67 頁。此处では熱海は 7 等に分かれていた。1 等は 1 泊 6 円、7 等は 1 円であり、2～4 円程度（3 等から 5 等）が一般の庶民が利用するレベルの旅館であった。
- 44) 前掲白幡『旅行ノススメ』170 頁。
- 45) 娯楽費は 1933 年、34 年にピークを迎えた後、40 年にかけて低落する傾向にあった。例えば、所得 100 円以上層では 1931 年娯楽費の占める割合が 5.5%、1933 年に 6.4%に上昇したのち、以後低落し、1935 年 5.5%、1940 年 4.5%となった。どの所得階層も同様な傾向を示していた。
- 46) この点、前掲、永藤 清子、田島 栄文論文でも大阪市の事例で給料生活者の中でも教職員と比べ、銀行・会社員が娯楽・遊山の担い手であったことを指摘している。
- 47) この点、1922 年の調査でも、俸給生活者の方が職工よりも交際費、修養費、享楽費の割合が高かった。俸給生活者はそれぞれ 5.85%、2.8%、1.75%、職工は 4.27%、1.97%、0.87%『東京市及近隣町村中等階級生計費調査』71 頁。
- 48) 吉岡重三郎『映画』ダイヤモンド社、1938 年、261 頁。
- 49) 実際、1932 年の東京市勤労階級家計調査では、100 円以上の収入層でも、旅行費の支出が月 0 円か

ら5円強まで幅広く存在していた。先に述べたように、旅行費は個々の嗜好の違いにもよるが、それぞれの家計における構成員（子供の有無）、子供の年齢と教育費の動向などから費用に大きな違いが生じている点を忘れてはいけない。

- 50) 熱海などの温泉地は30年代後半に活況を迎える。家計調査の対象となるような階層ではなく、景気回復が福井家のような富裕層により多くの利益をもたらした可能性がある。この点は、上層の家計や生活実態、30年代後半の資産形成について明らかにしていく必要がある。
- 51) 前掲、『日本国有鉄道百年史 8』84頁。
- 52) ただ、定期外旅客数の回復は遅く、1936年であった。
- 53) 「夏の運賃割引地案内」『旅』1934年8月号。
- 54) 『朝日新聞』1933年6月10日。
- 55) 費用は銀山平で11円40銭、霧ヶ峰で子供7円80銭、大人11円50銭であった。
- 56) 『旅』1934年9月号。
- 57) 前掲、「観光・厚生・旅行―ファシズム期のツーリズム」19頁。
- 58) 前掲、「観光・厚生・旅行―ファシズム期のツーリズム」20頁。
- 59) 実際、1930年代半ば以降、より遠隔地を目指した旅行も増加するようになる。その最も顕著な例は、朝鮮、満州をめぐる旅である。日中戦争期以降活発な宣伝が始まるが『旅』1935年4月号には日鮮満旅行の日程と費用が紹介され、約2週間のコースは一人170円（20名以上の団体であれば110円）の費用がかかっていた。団体旅行客には乗車券が半額になる割引が行われていた。
- 60) 前掲、「観光・厚生・旅行―ファシズム期のツーリズム」24-25頁。
- 61) 前掲、「観光・厚生・旅行―ファシズム期のツーリズム」24-25頁。
- 62) 『旅』1938年1月号。
- 63) 『旅』1938年3月号。
- 64) 『旅』1938年5月号。
- 65) 『旅』1938年7月号。
- 66) 『旅』1938年9月号。
- 67) 『旅』1938年9月号。
- 68) 実際、「混む列車混まぬ列車」の記事が登場し、休日が週末に集中しているので週末の混雑が激しい（週末以外旅行の機会がない）ため、少しでもすいている列車に乗ろうとする工夫が紹介されていた。『旅』1939年9月号。

都市家計によるリスク対応と資金貸借

小島 庸平

(東京大学大学院・経済学研究科)

はじめに

本章では、家計部門における非実収支の中でも、特に負債・貸金にかかわる金銭の動きを検討する。これまで分厚く蓄積されてきた金融史研究は、主として金融機関ないし金融政策・制度ごとに深められてきた。そのため、家計部門は多くの場合、「資金社会化」の客体として扱われる傾向があったように思われる。たとえば伊牟田敏充は、1920年代の銀行破綻にかかわる研究史を「金融構造論的アプローチ」と「経営史的アプローチ」に大別し、「金融商品の購入者としての預金者サイドからの銀行破綻史」研究が欠如してきたことを批判している¹⁾。本章でもかかる視点に学ぶところは大きいが、その最終的な関心が「銀行破綻史」という金融恐慌の過程そのものに向けられていたこともあり、氏にあっては必ずしもいえない。こうした金融史研究の傾向は、個人による預金額が戦前期の金融機関にとって限定的なものに過ぎなかったという事実を反映しているものと考えられるが、ここでは制度的な金融機関を利用しない（できない）世帯も含め、広義の金融活動を行う経済主体として「家計」という視角を設定したい。社会保障制度が未整備であった戦前期には、一種の「保険」として個別家計による預貯金の蓄積が図られるわけであるが、それ

ばかりでなく、人々は様々に取り結ばれた社会的関係の中で盛んに金銭の貸借を行いながら、資産やリスクの管理をそれぞれに試みていた。本章は、そうした多様な金融活動を行う個別家計による収支均衡確保と所得向上のための主体的な努力のあり方を、その限界も含めて検討することを課題とする。

周知のように、個人信用情報の社会的な共有が十分に進んでいない戦前期²⁾にあつては、金融仲介技術の限界によって個人を対象とする資金貸付は債権回収の不確実性に比例してしばしば極めて高金利であつた。仮に家計が自らの預貯金でカバーしえぬ程の大幅な赤字を抱え込んだ場合、他の経済主体からの資金借入が一つの補填手段として考えられるものの、その高利性ゆえにかえって借入資金の利払いにさえ窮する場合もあつたのである。しかし、一方で金輸出再禁止による外国為替相場下落、日銀の有力銀行に対する積極的信用供与、そして1932年11月における国債日銀引受発行制度の開始などにより、1933年以降の日本は本格的な低金利時代を迎えた³⁾。かかる資金需給の変化に伴って、遊資を抱える金融機関や個人は、より有利な資産運用の方途を探る必要に迫られることになる。本章では、こうした資金の貸手と借手双方の事情に注意を払いながら叙述を進めたい。

本章の構成は以下の通りである。まず、1では収支の均衡を達成できない家計がどの程度の数存在したのかを各種の調査から明らかにし、赤字補填の方法として他の経済主体からの資金借入が決定的に重要であつたことを示す。2では、家計調査の主たる対象である俸給生活者や労働者などの世帯が選択しえたと考えられる資金借入のオプションとして個人間金融に着目し、その借入先や借入理由を吟味するとともに、その意外な高利性の理由を検討する。最後に総括を行い、若干の展望にも言及する。

1 家計収支とリスク対応

社会保障制度が未だ十分に整備されていなかった戦間期にあつて、平均的な収入の世帯が貧困世帯へと転落する可能性は、決して無視できるほど低いものではなかった。表1は、要保護世帯を対象として各地で行われた貧困原因調査を類型化して集計したものである。本表によれば、大分類で最も高い比率を占めるのが経済上の理由によるもの(21.2%)となっている。その中でも「失業・転業」(3.3%)のような就業機会そのものの喪失というよりは、「不況・収入減・労賃低廉」(12.6%)といった相対的には軽微な変化がより多く理由として挙げられており、失業まで至らずとも、景気変動による収入減だけで貧困に陥る可能性があつたことが読み取れる。また、小分類では「死亡」と「傷病・虚弱・不具」が最も高く(13.6%)、両者を分離できる調査では圧倒的に後者の比率の方が高い。社会保障制度の未整備下にあつては、家計に大打撃を与えるような激しい変化というよりも、多く

表1 各種調査にみる貧困理由

出所番号		1		2		3		4		5		6		計	
調査年月日		1912年		1928年		1932年		1933年		1934年		1936年			
調査地		東京・大阪		愛知県		東京市		八王子市 多摩三郡		東京市		神戸市			
理由		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
身 心	小計	1,342	12.0	2,022	40.5	780	6.8	988	34.7	176	24.3	3,729	26.2	9,037	19.9
	死亡														
	傷病・虚弱・不具	1,091	9.8	399	8.0	94	0.8	71	2.5	129	17.8	1,026	7.2	6,199	13.6
	無能・無教育	139	1.2	-	-	380	3.3	-	-	29	4.0	-	-	548	1.2
	老衰	112	1.0	888	17.8	-	-	291	10.2	18	2.5	592	4.2	1,901	4.2
	女世帯主・幼年・扶養者なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	389	2.7	389	0.9
経 済	小計	2,430	21.8	233	4.7	4,692	40.8	116	4.1	147	20.3	2,031	14.3	9,649	21.2
	不況・収入減・労賃低廉	228	2.0	189	3.8	3,850	33.5	-	-	33	4.6	1,426	10.0	5,726	12.6
	失業・転業	169	1.5	44	0.9	767	6.7	-	-	77	10.6	397	2.8	1,490	3.3
	事業失敗	481	4.3	-	-	34	0.3	36	1.3	34	4.7	173	1.2	722	1.6
	借財・投機	79	0.7	-	-	-	-	80	2.8	1	0.1	35	0.2	195	0.4
	物価騰貴	1,473	13.2	-	-	-	-	-	-	2	0.3	-	-	1,475	3.2
	支出過大	-	-	-	-	41	0.4	-	-	-	-	-	-	41	0.1
家 族 関 係	小計	334	3.0	220	4.4	271	2.4	309	10.8	22	3.0	1,097	7.7	2,253	5.0
	離別・失踪・入監・遺棄	60	0.5	77	1.5	1	0.0	-	-	3	0.4	133	0.9	274	0.6
	入営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125	0.9	125	0.3
	不和・補助途絶	-	-	-	-	-	-	20	0.7	-	-	107	0.8	127	0.3
	家族過多	274	2.5	143	2.9	270	2.4	289	10.1	19	2.6	732	5.1	1,727	3.8
そ の 他	小計	1,463	13.1	24	0.5	0	0.0	12	0.4	17	2.3	267	1.9	1,783	3.9
	飲酒	107	1.0	4	0.1	-	-	-	-	-	-	17	0.1	128	0.3
	放蕩・賭博・不良	227	2.0	6	0.1	-	-	-	-	-	-	17	0.1	250	0.6
	怠惰	53	0.5	3	0.1	-	-	7	0.2	-	-	16	0.1	79	0.2
	災害	744	6.7	-	-	-	-	-	-	10	1.4	23	0.2	777	1.7
		332	3.0	11	0.2	-	-	5	0.2	7	1.0	194	1.4	549	1.2
	その他														
総計		11,138	100	4,998	100	11,486	100	2,850	100	724	100	14,248	100	45,444	100

出所：1：内務省地方局『細民調査統計表摘要』1914年、2：愛知県社会課編『極貧者調査』1929年、3：東京市社会局『東京市内要保護者に関する調査』1932年、4：東京府学務部社会課『要保護者に関する調査』1933年、5：中央社会事業協会『日本の社会事業』1939年、6：神戸市社会課編『要保護世帯の生活調査』1936年。

の家計が日常的に直面している経済上・健康上のリスクが顕在化したことが、貧困への転落理由として当事者たちに強く認識されていたといえる。

上のようなリスクが顕在化して家計収支に欠損が生じる事態が連年にわたって継続することになれば、その世帯は徐々に貧困に陥っていくことになる。こうした収支の黒字と赤字を分ける要因を家計構造から読み取るために、単年単月（1921年11月）のみではあるが家計収支を戸別に検討しうる『細民調査統計表』を手がかりに作成したのが表2である。この史料からは、戸別世帯の世帯員数、収入、支出に関するデータを得ることができるので、そのうち収支がプラスのものとマイナスのものとを分け、前者から後者を差引くことで求めた平均値の差を表示した。t検定の結果、統計的に有意と判断されるものについて主に触れると、収入総額ではプラス世帯が平均73円41.8銭、マイナス世帯では58円72.1銭となり、当然ながら収入の多寡が収支の過不足を分ける重要な要因であったことがわかる。とりわけ、プラス世帯の「妻」と「家族」の勤労収入が有意に高く、絶対額としては後者の方が多い。世帯員数のうち「男」の多さが有意であることから考えても、「細民」世帯にあっては非世帯主、特に妻と男子の収入如何が収支の過不足を左右していた。序章で指摘されているように、当該期の家計はライフコースによって強く制約されていたといえよう。こうした収入構造に規定され、支出項目では「乾物類」、「豆腐煮豆類」、「蒲

表2 収支過不足・貯蓄有無別世帯人員・収入・支出の差

単位:人、銭

		過 (A)	不足 (B)	差 (A)-(B)	貯蓄あり (C)	貯蓄なし (D)	差 (C)-(D)
N		454	41	-	124	373	-
世帯 人員	男	2.32	1.97	0.35**	2.26	2.30	-0.04
	女	2.13	2.29	-0.16	2.13	2.14	-0.01
	換算人員	3.10	3.11	-0.01	3.15	3.09	0.06
収入総額		7,341.8	5,872.1	1,469.7**	7,714.0	7,064.4	649.6***
勤労 収入	世帯主	5,250.0	4,736.6	513.4	5,240.6	5,196.7	43.9
	配偶者	323.2	173.3	149.9**	342.1	301.3	40.8
	家族	504.8	73.3	431.5***	639.6	414.9	224.7*
支出総額		6,392.1	6,044.5	347.6	6,225.6	6,685.3	-459.7***
食費	米	1,671.1	1,661.9	9.2	1,663.8	1,680.1	-16.4
	麦他	27.1	12.4	14.6*	23.5	30.8	-7.4
	肉類	42.5	28.6	13.9*	39.7	45.6	-5.9***
	牛乳卵脂肪	34.3	22.8	11.5	37.2	26.6	10.5
	魚介類	339.9	276.6	63.3**	322.4	358.9	-36.5**
	蔬菜	298.7	273.8	24.8	290.0	308.6	-18.5
	乾物類	31.6	16.9	14.7*	34.1	22.7	11.3
	豆腐煮豆類	70.1	42.5	27.6***	63.7	76.5	-12.8
	蒲鉾佃煮類	12.9	5.7	7.2***	11.4	13.9	-2.5*
	漬物類	32.1	24.9	7.2**	32.3	29.8	2.5
	その他調理品	94.1	157.1	-63.0	98.6	102.1	-3.5
	塩	8.6	7.1	1.5	7.5	10.3	-2.8
	味噌	87.7	76.2	11.6	87.5	86.2	1.3***
	酢醬油	134.6	140.8	-6.2	129.5	147.6	-18.1
	砂糖	31.1	34.7	-3.6	32.1	29.9	2.3
	その他調味料	21.7	21.4	0.3	20.4	24.4	-4.0
	出前・賄物	80.9	47.9	33.0***	71.2	91.4	-20.1
	酒	260.3	223.5	36.8	260.4	251.6	8.9
	茶	45.0	35.2	9.8	42.9	47.1	-4.2
	煙草	144.9	124.8	20.1	130.1	172.0	-41.9*
	菓子果物飲料	43.9	31.9	12.0	40.5	48.2	-7.7
住宅費	家賃建具費	419.4	443.8	-24.4	412.3	437.7	-25.5
	家具什器類	45.1	56.4	-11.3	46.3	47.0	-0.8*
被服身 の回り品 費	被服	214.7	235.3	-20.6	197.0	258.2	-61.3**
	身回品	157.8	143.5	14.2	142.4	187.9	-45.4
	仕立洗濯他	26.9	11.6	15.3***	25.0	26.7	-1.8***
燃料・灯 火費	寢具他	69.8	67.9	1.9	66.7	79.6	-12.9
	薪	89.1	84.3	4.8	84.5	97.1	-12.5*
	木炭	287.2	277.1	10.1	281.3	298.6	-17.3
	電灯	37.0	46.4	-9.4	35.9	41.9	-6.1
保健 衛 生費	瓦斯他	26.4	21.2	5.2	25.2	26.9	-1.7
	清潔費	163.5	136.3	27.2	153.7	178.6	-24.9
	医療費	70.7	68.1	2.6	50.6	100.2	-49.6
育児 教 育費	売薬他	38.7	35.0	3.7	40.8	33.7	7.0
	学校費	26.4	36.2	-9.8	28.2	25.6	2.5***
	子供小遣	326.8	261.7	65.1	317.0	334.3	-17.2
交通通信費	他	41.5	33.4	8.2***	37.8	47.0	-9.2
		110.2	73.4	36.8	99.7	123.1	-23.4***
交際費	慶弔費	110.4	116.9	-6.5	115.2	108.0	7.3
	来客他	37.5	49.5	-12.0	38.1	39.3	-1.2
負担費		16.1	235.7	-219.6	52.2	13.4	38.8
修養費	宗教費	36.2	48.9	-12.7	41.3	27.6	13.7***
	図書文具房具	26.0	26.7	-0.7	24.7	28.4	-3.7***
享楽費		20.1	13.9	6.2	22.2	14.6	7.6
営業職業費		214.6	549.0	-334.4	232.1	277.5	-45.4
雑費		54.2	50.8	3.5	63.8	33.9	29.9**
記入漏		22.0	34.9	-12.9	32.5	11.7	20.8*
貯蓄保険他		96.3	30.4	65.9***	217.2	0.0	217.2
弁済		379.6	202.5	177.1**	356.0	387.2	-31.2**

出所:内務省社会局『大正十年施行 細民調査統計表』1922年より作成。

注:***は有意水準1%未満、**は同5%未満、*は同1%未満であることを示す。

表3 失業者世帯の家計収支不足額補填方法(1932年10-12月調査)

補填方法	日傭労働失業者		知識階級失業者		工場労働被解雇者		交通労働被解雇者		計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
家賃、間代、地代の滞納	30,300	35.4	1,132	13.4	1,771	24.7	1,371	30.3	34,574	32.7
負債	21,418	25.0	1,608	19.1	1,231	17.2	787	17.4	25,044	23.7
掛買	5,432	6.3	553	6.6	910	12.7	407	9.0	7,302	6.9
入質	7,239	8.5	854	10.1	435	6.1	354	7.8	8,882	8.4
親戚知人よりの補助	13,134	15.3	2,321	27.5	1,205	16.8	765	16.9	17,425	16.5
家財売却	1,993	2.3	349	4.1	106	1.5	82	1.8	2,530	2.4
貯金引出、保険解約、無尽取立	1,930	2.3	1,189	14.1	1,254	17.5	517	11.4	4,890	4.6
その他	2,728	3.2	321	3.8	199	2.8	83	1.8	3,331	3.1
処理方法無し	1,052	1.2	93	1.1	26	0.4	112	2.5	1,283	1.2
注意事項	423	0.5	5	0.1	25	0.3	41	0.9	494	0.5
計	85,649	100.0	8,425	100.0	7,162	100.0	4,519	100.0	105,755	100.0

出所：内務省社会局社会部『失業者生活状態調査』1935年、より作成。

銚子煮類」、「漬物類」などの（半）加工食品、調理の必要がない「出前・賄物」や、「仕立洗濯他」が有意に高い。これらの財・サービスが相対的には高所得層に消費されたという可能性もあるが、おそらくは世帯員の就業によって家事労働を節約する必要がある、そうした事情を反映して、家事の外部化につながるような上記品目の消費が収支プラス世帯において多くなっていたと考えられる。また、収入との相関が強い貯金について正の有意な差があるだけでなく、弁済も収支プラス世帯の方が多という結果になっていた。このことは、収入に比例した信用力の高低にかかわっているものと推測される。

一方、収支プラス世帯では多くの支出項目でマイナス世帯を上回っているにもかかわらず、収支マイナス世帯の方が多く支出している項目もあり、とりわけ「家具什器類」、「被服」、「交際費」、「宗教費」などの冠婚葬祭に関わる支出項目が注目される。その発生がランダムであるために統計的に有意ではないが、これらの項目について多額の支出を強いられた家計にとっては小さくない負担であったのであろう。「営業職業費」、「負担費」なども突発的性格の強いものであり、非世帯主収入の絶対額とともに、こうした不時の支出の有無もまた、家計収支の正負を分ける上では重要であったといえる。

では、実収入の不足を補填するために家計が選択しうるオプションとしてはいかなるものがありえたのであろうか。表3は、内務省社会局が六大都市を対象に実施した『失業者生活状態調査』（1932年10-12月調査）を利用して、失業時における家計収支不足の補填方法を失業以前の職業別に示したものである。本表によって補填方法別の構成を前職ごとに比較すると、日傭労働失業者と知識階級失業者を両極とし、工場および交通労働被解雇者はその中間的位置にあったと見ることができる。すなわち、日傭労働失業者の補填方法としては、「家賃、間代、地代の滞納」（35.4%。以下、「滞納」と略）が最も多く、「負債」（25.4%）がこれに次いでいた。前者は最も身近な有産者である家主・地主に対する緊急時の支払い猶予であり、負債に近い性格のものであるから、「掛買」（6.3%）・「入質」（8.5%）と合わせれば7割以上が他からの資金融通に依存していたことになる。これに対して「貯金引出、保険解約、無尽取立」（以下、「貯金引出」と略）は2.3%に留まっており、前職の

就労環境の不安定さもあって、日傭労働失業者が自らの貯蓄性資金で赤字をカバーすることは困難であったことが推測される。

一方、知識階級失業者では最も多いのが「親戚知人よりの補助」(27.5%)となっており、工場・交通労働被解雇者と比較しても際立って高い数値を示している。高水準の教育を与えられるだけの家庭環境や、高等教育を通じて形成された人的関係の存在によって、知識階級失業者は相対的には他からの支援を受ける機会に恵まれていたのであろう。ただし、2番目に多いのは「負債」(19.1%)であり、「滞納」と「掛買」・「入質」を合わせれば、49.2%と半分近くを占めている。前職の給与水準が相対的には高いものであったとしても、他の経済主体からの資金借入は、知識階級失業者にとっても赤字補填の手段として死活的に重要であった。また、「貯金引出」の占める比率は、日傭労働失業者よりも大幅に高く、14.1%となっている。工場・交通労働者も約11-17%が「貯金引出」に依存しており、その比率は必ずしも高いとは言えないが、都市中間層と都市下層とを分ける最も明瞭な分水嶺は、家計の非常時に利用できる貯蓄性資金の有無にあったといえる⁴⁾。

では、預貯金を蓄積する家計戦略上の条件はどのようなものだったのか。この点について、先の表2に戻って吟味してみよう。本表右側には、貯蓄有無別に家計収入・支出を掲げ、収支の場合と同様に差の検定を行った結果を示した。ここからは、次の4点が読み取れる。第一に、収入総額については、貯蓄あり世帯の方が貯蓄なし世帯よりも約6円50銭多かった。これは、収入が多ければ多いほど貯蓄を形成する可能性が高まるという当然の事情を示しているものと考えられる。第二に、貯蓄なし世帯は貯蓄あり世帯よりも収入が低く、信用力が低いと考えられるにもかかわらず、「弁済」は31銭多い。緊急の支出に迫られた場合に自らの貯蓄を切り崩せないがゆえに、他からの借入に依存せざるをえなかったのであろう。第三に、世帯員数に有意な差は見られなかったが、家族勤労収入については有意な差が認められた。このことは、非世帯主の追加的な勤労収入が貯蓄に貢献した一方で、世帯員数の単純な増加は、非生産年齢人口の増加＝支出の増大を意味する場合もあり、その効果は両義的であることを示唆している。実際、第四に、やや意外ではあるが、貯蓄あり世帯は貯蓄なし世帯に比べて収入総額が多いにもかかわらず、支出総額が約4円60銭ほど少なかった。特に、「肉類」、「魚介類」、「煙草」、「被服」、「薪」、「交通通信費」、「弁済」など、節約の余地が大きい項目で支出額が有意に少ないことが注目される。このことは、家計支出の切り詰めという個別世帯の主体的な努力によって初めて貯蓄が可能であるという、当該期における細民家計の姿をよく示しているものと考えられる。この時期の都市下層の家計にとっては、単純な収入増加策とともに、自らの支出を可能な限り切り詰めるという消費戦略が、貯蓄を蓄積する上で重要な意義を有していたことを、ここでは指摘しておきたい。

こうした家計収支の動向は、当然ながら景気変動の影響を受けたと考えられる。そこで、

表4 『大正十年施行細民調査統計表』に見る月収別実収支過不足世帯数

月収 (円)	第2回細民調査(1921年)							東京市勤労階級家計調査(1932-33年)						
	総世帯 数 (件)	過			不足			総世帯 数	過			不足		
		世帯数		1世帯当	世帯数		1世帯当		世帯数		1世帯当	世帯数		1世帯当
		件	%	金額	件	%	金額		件	%	金額	件	%	金額
20-40	13	8	61.5	33.6	5	38.5	83.0	-	-	-	-	-	-	-
40-50	50	41	82.0	11.4	9	18.0	19.5	-	-	-	-	-	-	-
50-60	81	71	87.7	5.8	10	12.3	32.0	-	-	-	-	-	-	-
60-70	111	100	90.1	6.5	11	9.9	35.8	26	17	65.4	6.45	9	34.6	1.99
70-80	95	92	96.8	10.5	3	3.2	139.9	44	37	84.1	6.39	7	15.9	4.53
80-90	67	67	100.0	16.9	0	0.0	0.0	56	44	78.6	9.88	12	21.4	2.92
90-100	26	25	96.2	70.2	1	3.8	16.0	57	48	84.2	12.18	9	15.8	6.76
100-110	35	34	97.1	60.7	1	2.9	751.0	54	43	79.6	13.61	11	20.4	6.19
110-120	17	16	94.1	187.5	1	5.9	1,091.0	46	42	91.3	19.99	4	8.7	9.56
120-130	-	-	-	-	-	-	-	22	20	90.9	18.01	2	9.1	4.08
130-	-	-	-	-	-	-	-	16	13	81.3	21.64	3	18.8	5.81
計	443	404	91.2	976.5	39	8.8	350.0	321	264	82.2	-	57	17.8	-

出所:内務省社会局『大正十年施行細民調査統計表』1922年、東京市役所『東京市勤労階級家計調査』1934年、p.168より作成より作成。

表4によって、複数年の収支状況を比較しておこう。『東京市勤労階級家計調査』は、『家計調査報告』(1932年8月-33年9月)の東京市分を再集計したものであるが、同調査がしばしば上層への偏りを指摘されるにもかかわらず、収支不足世帯比率は『細民調査統計表』の8.8%を上回る17.8%となっており、恐慌の深刻な影響をみてとれる。『東京市勤労階級家計調査』では、月収70円未満層だと3分の1以上が収入不足であるが、これは『細民調査統計表』の月収20-40円層並みの高水準である。もっとも、前者では翌月への繰越が現金だけで月収70円未満でも28円あるので、10円未満の赤字であれば十分吸収可能ではあるが、130円以上の最上層でも収入不足が一定数発生していたことがわかる。上層にあっても、赤字転落の可能性は特に不況期にあっては無視できるほど低いものではなく、実収入の不足を補填するための何らかの手段(貯金引出、質入、負債など)が必要だったことになる。

では、1930年代の景気変動の過程で、家計は家計収支の変動に対して具体的にいかなる対応を見せたのであろうか。『家計調査報告』には、非実収入として「貯金引出」、「無尽取金」、「保険金」、「貸金受入」、「質入」、「負債」、「掛買」、「その他」が、非実支出として「貯金」、「無尽掛金」、「保険料」、「貸金」、「質受金」、「負債返却」、「掛買払」、「その他」が、それぞれ掲げられており、収入と支出のそれぞれの対となる項目を差し引きすれば、収支を計算することができる。このうち、行論上必要と判断される5項目を表5に示した⁵⁾。『家計調査報告』を利用することのメリットの一つは、10年間にわたって連続的にデータが得られる点にあるが、対象となっている時期は恐慌からの景気回復期に当り、物価はおおむね上昇傾向にあった。したがって、所得階層を固定して調査を行っている『家計調査報告』では、たとえ同じ月収水準であっても、その購買力は実質的には低下していることになる。そこで、本表で網掛けによって各階層の購買力の変化を区別した。すなわち、

表5 月実収入金額別・年次別非実収支の推移

年	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
実収支 (円)	50円未満	-1.61	-0.29	-1.33	1.76	-3.76	1.98	-3.76	8.89	-
	60円未満	4.04	4.42	3.13	3.86	2.86	3.28	3.05	0.30	-1.51
	70円未満	6.04	6.35	5.28	4.79	5.53	5.41	5.63	6.22	6.69
	80円未満	8.40	8.62	8.00	6.38	8.03	7.09	7.69	8.26	6.83
	90円未満	9.30	9.73	9.88	8.61	8.73	8.69	10.78	11.29	10.17
	100円未満	12.39	12.03	12.15	11.55	11.17	10.57	12.83	14.75	11.87
	100円以上	14.85	17.61	17.74	16.09	15.57	17.26	19.74	23.01	21.27
純貯金 額 (円)	50円未満	-1.15	0.22	0.60	0.10	-3.99	-1.48	-7.13	4.99	-
	60円未満	0.98	0.94	2.51	0.13	0.19	-0.34	-0.20	-1.79	-11.39
	70円未満	3.10	2.54	2.70	1.12	1.81	1.93	1.60	2.83	0.73
	80円未満	3.30	4.08	3.97	3.15	4.02	3.30	2.85	4.33	2.63
	90円未満	3.91	5.05	5.13	4.09	3.67	3.64	5.05	5.80	4.86
	100円未満	6.86	5.81	6.72	6.43	5.35	4.90	6.64	8.46	4.72
	100円以上	7.98	10.10	10.75	8.91	8.12	8.81	10.27	13.25	10.74
純貯金 対 実収入 比 (%)	50円未満	-2.59	0.49	1.38	0.21	-9.16	-3.19	-15.70	10.74	-
	60円未満	1.75	1.66	4.41	0.23	0.34	-0.61	-0.35	-3.18	-20.02
	70円未満	4.74	3.89	4.13	1.71	2.76	2.94	2.42	4.28	1.11
	80円未満	4.39	5.44	5.29	4.20	5.35	4.40	3.78	5.71	3.46
	90円未満	4.60	5.95	6.05	4.82	4.32	4.28	5.93	6.80	5.67
	100円未満	7.26	6.12	7.07	6.78	5.63	5.16	6.98	8.91	4.95
	100円以上	7.13	8.83	9.29	7.70	7.03	7.62	8.72	10.86	8.49
負債対 実収入 比 (%)	50円未満	5.51	6.35	5.17	3.47	2.34	0.09	1.28	0.90	-
	60円未満	3.40	3.62	4.39	2.23	2.19	2.21	2.52	1.88	0.00
	70円未満	3.11	3.02	2.75	2.36	2.24	1.86	3.06	2.43	1.46
	80円未満	2.73	2.31	2.45	2.25	2.09	2.43	1.53	3.26	3.03
	90円未満	2.84	3.15	2.62	1.99	2.29	1.81	2.24	1.90	2.07
	100円未満	2.47	2.57	1.58	1.98	2.30	2.48	1.62	1.80	2.19
	100円以上	2.07	1.92	2.46	2.47	2.24	1.70	1.62	1.81	1.94
貸金出 入 (円)	50円未満	0.29	0.05	2.20	0.09	0.01	0.00	0.10	-0.12	-
	60円未満	-0.20	0.05	0.42	-0.14	-0.11	-0.11	-0.14	-0.18	0.00
	70円未満	0.02	-0.10	0.12	-0.16	0.06	-0.07	-0.01	-0.22	0.27
	80円未満	-0.22	0.27	-0.33	-0.18	-0.04	-0.12	-0.25	-0.06	0.17
	90円未満	-0.35	-0.21	-0.28	-0.37	0.03	-0.07	-0.33	-0.42	-0.43
	100円未満	-0.35	0.07	-0.86	-0.51	0.12	-0.19	-0.19	-0.75	-0.79
	100円以上	-0.66	-0.46	-0.26	-0.54	0.06	-0.58	-0.99	-1.89	-1.99
純負債 額 (円)	50円未満	0.44	2.20	1.00	0.96	0.21	-0.43	0.05	0.00	-
	60円未満	0.25	0.75	0.22	0.16	0.11	-0.66	0.54	0.32	-0.05
	70円未満	0.33	0.07	0.46	0.04	0.16	-0.01	0.44	0.40	-0.59
	80円未満	0.02	-0.04	-0.19	0.14	-0.18	0.25	-0.09	0.74	1.07
	90円未満	-0.06	0.31	-0.05	0.08	0.23	0.24	0.17	0.12	0.54
	100円未満	-0.19	-0.23	-0.02	0.31	-0.19	0.11	-0.06	0.19	0.34
	100円以上	-0.20	-0.29	-0.12	-0.03	0.02	-0.25	-0.15	0.11	-0.05

出所:『家計調査報告』各年版、および大川一司編『長期経済統計8物価』より作成。

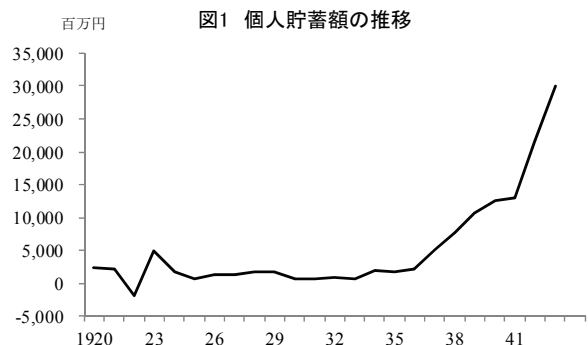
注:網掛け部分については本文を参照。なお、39・40年についてはデータを欠くため網掛けはしていない。

連続する網掛け部分の濃淡が同じであれば、その部分の層の購買力は同程度であることを意味している。さて、本表によって実収支を見ると、慢性的に赤字であった 50 円未満層を除けば、平均値としては概ねすべての階層で収支黒字を実現していたことがわかる。「貯金」額から「貯金引出」額を差引いた純貯金額でも、やはり 50 円未満層ではマイナスと

なっている年が多いが、70円未満層以上では継続的に純貯金額はプラスで推移している。また、すべての年で純貯金額は所得と正の相関を持っており、50円未満層を除けば、恐慌下でも貯蓄を継続していた。ただし、年によっては純貯金額を大きく減らしている場合もあり、対実収入比で5%を継続的に実現できるのは、90円未満層以上に限定されている。逆に負債の対実収入比は下層ほど高く、特に恐慌期に上昇する傾向にあり、借入金に依存して恐慌を乗り切ろうとする家計の姿を見ることができる。貸金出入では70円未満層以上が恒常的な貸金出超となっており、上層ほど出超幅は大きい。上層が貸し手、下層が借り手となっていることの反映であろう。最後に純負債額について見ると、80円未満以上ではほぼ一環してマイナスとなっており、恐慌下にあっても負債の返済を進めていたことがわかるが、70円未満層ではプラスの年がほとんどで、借入が返済を上回って負債が累積する状況にあった。家計収支が黒字であっても、特に都市中層以下の世帯にとっては、こうした負債累積が長期的には家計を圧迫する可能性を持つ一方で、短期的には資金借入機会の存在が家計を営む上で重要であったといえる。

以上、本節では各種の統計調査を利用して、家計の直面するリスクのあり方と、それへの対応を検討してきた。ここでその内容を簡単に小括しておきたい。

戦間期における都市中間層以下の家計は、多くの場合リスクに対して必ずしも十分に強靱ではなく、不況による賃下げや健康上の問題などといった、相対的には軽微なショックによって貧困に陥る世帯も決して少なくはなかった。こうしたリスクが顕在化した場合、親戚・知友人からの補助や、自らの預貯金を取り崩すことで対応することもあり得たが、大多数は支払い猶予を含む他からの資金融通に依存して赤字分を補填しなければならなかった。当時の家計が「保険」としての貯蓄を継続的に蓄積するためには、消費切り詰めという中川清が言うところの「生活構造上の緊張」⁶⁾が不可欠であり、特に下層にあつては自己の努力のみで家計の安定化を図ることは相当に困難であった。上方に偏った調査である『家計調査報告』でも、1930年代における月収50円未満層の慢性的な赤字傾向と、70円未満層以下における負債の累積が明らかであり、実収入の5%程度を継続的に預貯金に回すことができるのは、90円未満層以上に限られていた。マクロレベルで見ても図1に示されるように、フローとしての個人貯蓄が増加傾向に転じるのは30年代後半を待たなければならず、少なくとも消費切り詰めによっても十分な貯蓄形成が困難であった30年代半ばまでは、家計部門は他の経済主体からの資



出所：江見康一・伊東政吉・江口英一『長期経済統計5 貯蓄と通貨』東洋経済新報社、1988年、179頁。

金融通によって家計収支の均衡を図らなければならなかったのである。

次に、節を改めてこうした資金融通のあり方についてより立ち入って検討したい。

2 家計による資金借入の実態

本節では、都市中間層以下の人々が資金を借り入れる際にアクセスしえた金融市場の実態を検討する。具体的には、個別世帯が資金を調達する際の借入先や使途、金利水準などがその対象となるが、こうした関心に応じてくれる戦前期の史料はごく限られている。ここでは、主として①東京府社会課編『細民金融に関する調査』（1935年刊。調査期間 1933年 6-8月）、②京都市社会課編『京都市に於ける俸給生活者状態調査』（1937年刊。調査期間 1935年 10月）、③大阪市社会部『庶民金融事情調査』（1942年刊。調査期間 1941年 9月）を利用して上記の課題に迫りたい。これらの史料は調査時期、調査地、調査対象においてそれぞれ大きく異なっており、以下の分析はそうした各史料の性格を十分に踏まえ、必要があれば一定の留保を付さなければならない。なお、上記史料に言及する際、簡単化のため①～③と呼ぶこととしたい。

まず、15,634世帯の「細民」を対象とする①では、債務のある者は4,670世帯（29.9%）に留まり、「被調査者が概ね極貧階級に属するがため、借金の能力を所持せぬ原因に基き中産階級に比較して債務の率が僅少」⁷⁾とされている。これら債務ある世帯の総債務口数 6,355口のうち、借入先は「営利質屋」4,428口（69.7%）、「親戚知人」1,303口（20.5%）、「金貸」259口（4.1%）となっており、「営利質屋」が圧倒的に多い。これに対し、②で俸給生活者を見ると、借入先は「親戚・知人」384口、「簡易保険」41口、「互助会」39口、「信用組合」26口、「高利貸・金融業」26口、「質屋」4口の順で、6割近い58.0%が「親戚・知人」となっている⁸⁾。もっとも、調査主体は「俸給生活者のプチブル性が斯かる金融機関（高利貸のこと…引用者）を敬遠して居るとも見られるし又一面仮令今回の調査が無記名式であつたにせよ、右の如きプチブル的誇りがその記入を拒否させたものとも見られる」（②、64頁）と述べており、貸金業者への依存度がやや低めに表れている可能性もあるが、ここでは前掲表3の知識階級失業者に見られたような事情から、俸給生活者の借入先に「親戚・知人」が多かったものと理解しておきたい。最後に調査世帯数 194中「労務者」が140世帯をしめる③では、もっとも多いのが「親戚知友人」93件（34.3%）で、これに「金貸」89件（32.6%）、「営利質屋」（26.7%）が次いでいる。時期別・地域別の差異を差し当たり考えないとすれば、①～③の調査からは、大まかにいって細民層＝営利質屋、労働者＝親戚・知友人と金貸拮抗、俸給生活者＝親戚・知友人という借入先の違いを看取することができる。このことは、各階層ないし職業の間で、金融市場へのアクセス条件に何らかの格差があったことを推測させる。

では、これらの借入先は、それぞれどのような性格を有するものであったのだろうか。

表6を手がかりに検討すると、「金貸」と「親戚知友人」は借入金の使途として「医療費」がもっとも多く、これに「生活費」が次いでいるのに対して、「営利質屋」は「生活費」がもっとも多く、「医療費」がそれに次ぐという構成に

表6 借入先別借入金使途別件数

使途	金貸		営利質屋		親戚知友人		その他		計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
医療費	46	51.7	26	35.6	44	47.3	5	27.8	121	44.3
生活費	19	21.3	42	57.5	24	25.8	10	55.6	95	34.8
営業費	8	9.0	3	4.1	10	10.8	1	5.6	22	8.1
借金弁済費	7	7.9	0	0.0	5	5.4	1	5.6	13	4.8
出産費	2	2.2	1	1.4	2	2.2	0	0.0	5	1.8
結婚費	2	2.2	0	0.0	2	2.2	0	0.0	4	1.5
葬儀費	0	0.0	1	1.4	1	1.1	1	5.6	3	1.1
その他	5	5.6	0	0.0	5	5.4	0	0.0	10	3.7
計	89	100.0	73	100.0	93	100.0	18	100.0	273	100.0

出所：大阪市社会部『庶民金融事情調査』1942年、p.16より作成。

なっている。医療費にはある程度まとまった金額が必要であり、小口貸出を中心とする質屋では必要額を十分に賄うことが難しかったために、こうした結果になったのであろう。労働者を主たる対象とする③からは、不時の支出に迫られた場合にいわば緊急避難的に資金を借り入れていた事実を見て取ることができる。

これに対して、俸給生活者を対象とする②から作成した表7によれば、「家屋新築・不動産購入」、「学費」などといった、積極的な投資と見なせるものが75件（13.6%）と一定数に上っていたことが注目される。これらの借入先は、「親族」・「知友人」が45-60%と多数を占めているが、相対的に銀行や各種組合などの制度的な金融機関からの借入が多く、特に「不動産購入・家屋新築」は50%、その他も3割前後に上っている。これらの建設的な投資資金を借り入れる家計は他と比べて経済的に安定しており、優良・安全な貸出の対象として制度的金融機関を利用する道が開かれたのであろう⁹⁾。とはいえ、「病気」・「生活窮乏」・「債務保証・債務継承」・「葬式」・「風水害」などといった生活防衛的な借入理由は、552件中380件（68.8%）と大多数を占め、「病気」・「出産」・「風水害」などでは借入先として「講・互助会」の比率が若干高いものの、全体的には「親戚」・「知友人」が圧倒的に多い。制度的金融機関の利用可能性が都市家計中・上層に開かれつつあったとはいえ、そ

表7 借入先・借入理由別件数

借入先	病気		生活窮乏		不動産購入・家屋新築		結婚		債務保証・債務継承		出産		学費		葬式		風水害		負債整理		計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
親族	81	41.3	35	33.0	14	28.6	22	47.8	11	38.9	12	34.3	8	30.8	10	45.5	3	18.8	5	31.3	204	37.0
知友人	39	19.9	22	20.8	9	18.4	9	19.6	9	27.8	4	11.4	8	30.8	9	40.9	5	31.3	7	43.8	123	22.3
銀行・無尽会社等	5	2.6	6	5.7	9	18.4	3	6.5	5	16.7	0	0.0	5	19.2	0	0.0	1	6.3	1	6.3	37	6.7
簡易保険・保険会社	27	13.8	10	9.4	3	6.1	4	8.7	0	0.0	5	14.3	2	7.7	0	0.0	1	6.3	0	0.0	53	9.6
信用・産業組合等	4	2.0	5	4.7	5	10.2	1	2.2	8	16.7	0	0.0	1	3.8	1	4.5	1	6.3	1	6.3	29	5.3
講・互助会等	25	12.8	7	6.6	3	6.1	2	4.3	1	0.0	9	25.7	0	0.0	2	9.1	3	18.8	1	6.3	53	9.6
高利貸・金融業	6	3.1	9	8.5	0	0.0	2	4.3	5	0.0	2	5.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.3	25	4.5
質屋	2	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.5
勤務先・取引先等	0	0.0	2	1.9	3	6.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.1
低利資金	0	0.0	0	0.0	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
不明	7	3.6	10	9.4	2	4.1	3	6.5	1	0.0	2	5.7	1	3.8	0	0.0	2	12.5	0	0.0	28	5.1
計	196	100	106	100	49	100	46	100	40	100	35	100	26	100	22	100	16	100	16	100	552	100

出所：京都府社会課編『京都市に於ける俸給生活者状態調査』1937年より作成。

の展開はなお端緒的なものに留まっており、大多数は家計収支の不時の欠損を補うために

表8 資金調達日数別借入先件数

	即日		2-4日		5-7日		10日以上		不明		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
金貸	31	34.8	27	30.3	26	29.2	5	5.6	0	0.0	89	100.0
親戚・知友人	53	57.0	22	23.7	14	15.1	4	4.3	0	0.0	93	100.0
共済組合・産報会	3	50.0	0	0.0	2	33.3	0	0.0	1	16.7	6	100.0
頼母子講・無尽	1	16.7	4	66.7	1	16.7	0	0.0	0	0.0	6	100.0
庶民金庫	0	0.0	1	33.3	1	33.3	1	33.3	0	0.0	3	100.0
保険	0	0.0	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0	2	100.0
計	88	44.2	54	27.1	45	22.6	11	5.5	1	0.5	199	100.0

出所：大阪市社会部『庶民金融事情調査』1942年より作成。

表9 借入期間別借入先件数

	2ヶ月以内		6ヶ月以内		10ヶ月以内		1年以内		3年以内		期間なし		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
金貸	2	2.2	69	77.5	16	18.0	2	2.2	0	0.0	0	0.0	89	100.0
親戚・知友人	7	7.5	27	29.0	5	5.4	19	20.4	3	3.2	32	34.4	93	100.0
共済組合・産報会	0	0.0	1	16.7	2	33.3	2	33.3	1	16.7	0	0.0	6	100.0
頼母子講・無尽	0	0.0	1	16.7	0	0.0	1	16.7	4	66.7	0	0.0	6	100.0
庶民金庫	0	0.0	0	0.0	1	33.3	0	0.0	2	66.7	0	0.0	3	100.0
保険	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0	2	100.0
計	9	4.5	98	49.2	24	12.1	25.0	12.6	11.0	5.5	32.0	16.1	199	100.0

出所：前表に同じ。

インフォーマルなネットワークの中での資金融通に依存していたと考えられる。

実際、③から作成した表 8、9 によれば、担保と引き換えにすぐさま資金を借り入れることのできる質屋を除くと、「親戚・知友人」は審査にあまり手間がかからず、即日融資が半数以上（57.0%）、借入期間の定めのないものが 34.4%と 3 分の 1 以上を占め、最も融通の利く借入先であった。借入の選択肢が限られる中で、こうした個人間の資金貸借が緊急の必要に迫られた個別家計にとって極めて重要なものであったといえよう。「金貸」の場合は審査に 2 日から 1 週間程度かかるものが約 6 割を占め、「親戚・知友人」に比べれば不便は多いと考えられるが、特に 6 ヶ月未満の短期金融に意義が認められる。「共済組合」や、「庶民金庫」の利用者は必ずしも多くはなく、「頼母子講・無尽」といった非制度的な金融組織もこの時期にはあまりウェイトが高くはない。以上から概括的に言えば、積極的な投資性資金の一部は制度的金融機関、医療費などのまとまった資金を長期にわたって借り入れる際には親戚・知友人、短期で返済できる（と期待できる）場合には金貸、日々の生活費などの少額資金は質屋というのが、この時期の都市家計が利用しえた資金調達先であったと整理できる。もちろん、こうした資金調達先の使い分けはあくまで理想的なものであり、各主体はそれぞれの信用力や借入を必要とする理由によって、不本意な借入先を選択せざるを得ない場合が多々あったであろうことは言うまでもない。

次に、利率について検討しよう。②は金利水準についての情報を欠いているので、①

表10 利率別・借入先別借入口数

調査地		東京府下集団細民地区				大阪市生業資本借入者旧債			
調査年月		1933年6月～8月				1941年9月			
種別	利率 (%)	金貸		親戚・知友人		金貸		親戚・知友人	
		口	%	口	%	口	%	口	%
月利	無利息	0	0.0	0	0.0	0	0	39	41.9
	0.4-1.0	0	0.0	1	2.0	1	1.1	6	6.5
	1.0-3.0	3	3.9	8	15.7	11	12.4	29	31.2
	3.0-5.0	9	11.7	11	21.6	26	29.2	8	8.6
	5.0-10.0	20	26.0	18	35.3	41	46.1	11	11.8
	10.0-20.0	39	50.6	12	23.5	10	11.2	0	0.0
	20.0-	6	7.8	1	2.0	0	0.0	0	0.0
	計	77	100.0	51	100.0	89	100.0	93	100.0
年利	無利息	0	0.0	204	76.4	n.a.			
	2.0-5.0	0	0.0	6	2.2				
	5.0-10.0	2	8.3	15	5.6				
	10.0-15.0	9	37.5	30	11.2				
	15.0-30.0	8	33.3	11	4.1				
	30.0-60.0	3	12.5	1	0.4				
	60.0-	2	8.3	0	0.0				
	計	24	100.0	267	100.0				

出所：東京府学務部社会課『細民金融に関する調査』1935年、大阪市社会部『庶民金融事情調査』1942年、p.8。

を考えると、「親戚・知友人」は有利な資金の借入先であったといえることができる。しかし、第二に、「親戚・知友人」から資金を借り入れるに際して、利子を取られる者が意外に多かったことも見逃すことはできない。特に①の月利では、「親戚・知友人」にあっても無利息での貸付は皆無であり、月利 5.0-10.0%が 35.3%、同 10.0%以上取るものも 25.5%と 4 分の 1 以上に上っていた。利息制限法では最大でも年利 15%、営利質屋でも月利 3% 以下に規制されていたから、単利であったとしても月利 5%＝年利 60%以上というのは決して低利とはいえない。これらの調査では、親戚と知友人が合計して計上されているため判別はできないが、おそらくは親戚のような血縁上の関係がない知友人からの借入によって利率が引き上げられていると推測できる。先験的にイメージされるような親戚・知友人との資金貸借が持つ利殖動機を離れた互酬的・相互扶助的性格について、これを強調することには慎重でなければならない。むしろ、利子支払いを伴う親戚・知友人からの個人間資金貸借がいかなる性格のものであったのかは、改めて議論すべき重要な論点であろう。

残念ながら、ここでは紙幅の制約から、以下の 2 点を指摘するに止めざるをえない。第一に、特に恐慌期においては、有利子の個人間資金貸借が増えていたとの観察があることである。小汀利得によれば、「三年前の金解禁以来の急激な不景気で、一番目立つて殖えたのが、勤め人向きの素人高利貸」であった。すなわち、「大きい役所なら少なくとも各局、各部に一人以上、銀行諸会社から新聞社に至るまで数段階の所謂「素人」高利貸が居る。彼等は役所なら古顔の属官、雇から中には小使まで」おり、「食べるものも食べない

と③から作成したのが表 10 である。本表からは、第一に、金貸と比較すれば親戚・知友人からの借入は相対的に低利であったことが見て取れる。①では、月利契約と年利契約を合わせた 318 件のうち、無利息は 204 件と約 3 分の 2 を占め、③においても短期の月利契約のみであるが 41.9%が無利息である。「金貸」では月利で 5%以上、年利で 10% 以上が大部分であること

で一生懸命給料を貯める。さうして段々貯まると、自分の周囲の金使ひの荒い、そして人柄のよささうなのに融通を始め」、「極く利息の安いので月三分、まず質屋並みの利息」であったという¹⁰⁾。日常的に接触しうる職場内での資金貸付であれば、債権回収もその分だけ確実・容易になるはずであり、職場の同僚は比較的安全な貸付先であったと考えられる。職場内の日常的な人間関係に基づく資金貸借には相互扶助的なものが多かったと推測されるが、1920年代後半からの相次ぐ郵便貯金金利の引き下げや、1927年の金融恐慌によって顕在化した銀行預金が孕むリスクの存在から、この時期には資産運用のために一種の副業として「素人高利貸」となる者が増えていた可能性がある¹¹⁾。第二に、事実、副業的な貸金業は、相対的には開業が容易であったとされ、戦間期に相次いで出版された小口信用貸付に関わる指南書の大多数が、「素人」を念頭に置いていた。これらの指南書の多くは法曹関係者の手になるもので、確実な信用審査の方法や契約書類の作成手続き、万一回収困難となった場合の民事訴訟、差押、強制執行などといった対処法が平易に解説されている。当時、元手が50円もあれば始められるとされた小口信用貸金業は、副業ないし独立自営の有力な一選択肢として捉えられていたようである¹²⁾。都市中間層以下の人々が直面する信用制約の間隙を縫うようにして、職縁・地縁に基づく「素人」的な金貸が、「食べるものも食べない」という強貯蓄によって蓄積した資金を元手に、親戚・知友と貸金業者との中間的な存在として一定の利息を受け取りながら資金融通を行っていたことを、ここでは強調しておきたい。親戚・知友人からの借入における意外な高利率の理由は、こうした貸金業者と親戚・知友人との狭間にあった「素人金貸」の存在に求めることができると考えられる。

おわりに

最後に、これまでの内容を要約し、研究史に対するコメントと若干の展望を述べることでまとめにかえたい。

戦間期における都市中間層以下の家計は、社会保障制度の未整備という環境下にあつて、経済上・健康上のリスクに対して必ずしも強靱ではなく、不時の支出によって赤字に転落することも決して珍しくはなかった。そうした中で、まとまった資金の必要に迫られた各家計は、しばしば親戚・知人や金貸などのインフォーマルな金融市場から資金を調達することで家計収支の均衡を達成しようと試みていた。第一次大戦後に労賃水準はある程度上昇したとはいえ、多くの世帯にとって継続的に貯蓄を蓄積するには家計支出の切り詰めが必要であり、そうした自助努力によってカバーできる範囲を超えた事態に直面した場合には、他の経済主体からの資金借入に依存せざるをえなかったのである。

しかし、親戚・知人からの借入でさえ高率の利子を要求される場合があり、互酬的なセーフティネットによって不時の資金需要を満たすことは、都市部の家計にとって必ずしも容易ではなかった。むしろ、金利が引下げられる傾向にあった 1930 年代には、「素人高利貸」として自らの地縁・職縁に基づく人的ネットワークのなかで資金をより有利に運用しようという動きさえ見られたのであり、貸金業は有力な副業としての可能性さえ持つものと言われていた。制度的な金融機関による小口信用貸付の機会が限られているなかで、個別家計は景気変動や個別的な心身上のリスクに対処するため、時には利息制限法の水準を越えた金利を甘受しつつ、用途に応じて借入先を選択するなどの限られた選択肢から資金借入を行い、再生産を確保しようとしていたのである。

以上の分析は、いわゆる「サラリーマン金融」の源流について、家計部門と資金仲介技術の視点から再考することを促しているように思われる。渋谷隆一は、後発資本主義国である日本の高利貸規制政策が「法制的圧縮現象」のなかで不十分なものに留まったことが、戦後の消費者金融拡大の余地を残したことを指摘している¹³⁾。この指摘自体は正しいと考えられるが、一方で都市部における信用審査の困難から大手都市銀行は戦後も小口信用貸付には積極的には乗り出そうとしなかったのであり、家計の側には高度成長と大衆消費社会が立ち上がっていく過程とも重なり合いながら強い資金需要が存在していた。政策的規制の不徹底は、高利であっても借入資金を必要とする社会の現実にもその根拠があったのであり、金融機関と家計が接触する金融市場の側からもその要因を解明する必要がある。今後の課題としたい。

注

- ¹⁾ 伊牟田敏充『昭和金融恐慌の構造』経済産業調査会、2002 年、277-278 頁。金融恐慌は取り付けという預金者の行動によって増幅された面が強いため、是永隆文・長瀬毅・寺西重郎「1927 年金融恐慌下の預金取付け・銀行休業に関する数量分析」(『経済研究』第 52 巻第 4 号)や、寺西重郎『戦前期日本の金融システム』(岩波書店、2011 年、第 2-4 章)などでも預金者の預金移動に着目した分析が行われている。
- ²⁾ 日本における消費者信用調査を専門とする機関の嚆矢は、1965 年に設立された信用情報交換所であり、消費者を対象とする信用調査機関が未整備であることは、戦後に至ってもたびたび指摘されるところであった。この点、満園勇『日本型大衆消費社会への胎動—戦前期日本の通信販売と月賦販売』(東京大学出版会、2014 年、288 頁)を参照。
- ³⁾ 志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会、1969 年、67 頁。
- ⁴⁾ なお、要保護世帯の家計収支不足額処理方法を調査した東京市社会局『東京市要保護世帯生計調査』(1932 年、173 頁)では、「家賃滞納宿料不払」49.7%、「借金」24.3%、「入質」13.1%、「補助」4.0%、「支払順延」3.1%、「貯金引出」2.6%の順となっている。下層における家賃不払いの多さと、補助・貯金引き出しの少なさは、要保護世帯において一層明瞭である。
- ⁵⁾ この時期の家計にとって、営利質屋や公益質屋の持った意義は決して小さくはないはずであるが、『家計調査報告』ではその標本抽出上の性格に規定されてか、ほとんどの年次・階層で質入・質受金ともに月 10 銭を超えることはなかった。質屋の場合、一口当りの利用額が小さく、また衣替え

の時期に利用が集中するなどの強い季節性の存在のため（小浜ふみ子『質屋の社会史Ⅱ 日本的展開』愛知大学経営総合科学研究所、2000年、61頁）、月当たりの平均額としては小さなものに留まっているのであろう。紙幅の制約もあるため質屋について本章では詳述を避けるが、近年の成果としては井奥成彦・鎮目雅人「近代日本の庶民金融—東京市芝区T質店の研究—」（『社会経済史学』80(3)、2014年）をはじめとする小特集を参照されたい。

- ⁶⁾ 中川清『日本の都市下層』勁草書房、1985年、69頁。
- ⁷⁾ 東京府社会課編『細民金融に関する調査』1935年、2頁。
- ⁸⁾ ここでの親戚・知人とは、原史料でいうところの友人（150口）、親族（129口）、兄弟姉妹（41口）、親元（37口）、妻の里（27口）の合計である。
- ⁹⁾ たとえば、安田銀行系の日本昼夜銀行では、満二十五歳以上の既婚者で、東京市及び近接町村所在地の官庁又は相当なる会社銀行に二ヶ年以上勤務し、将来も引続いて勤務の見込みの有る者に対して、1929年から年利率8%という低利で信用貸付を行っていた。詳細は時事新報社編『小口金融利用法』（時事新報社、1931年、6-15頁）参照。
- ¹⁰⁾ 小汀利得『漫談経済学』千倉書房、1932年、270頁。
- ¹¹⁾ 戦間期に二度にわたって行われた営業税法改正により、貸金業者に対する課税額は減少傾向にあり、とりわけ1927年1月の改正はそれまで資本金1,000円以上としていた課税対象を営業収益400円以上と改めたため、営業税を納める貸金業者数は1926年度76,201名から翌27年度には43,690名へと大幅に減少した（前掲渋谷『高利貸金融の展開構造』84頁）。渋谷の言うように貸金業者数は減少傾向にあったにしても、こうした課税対象の事実上の引き上げは、統計調査の対象からはこぼれ落ちてしまう零細な個人貸金業者の活動の余地を拡大する効果を持ったと思われる。この点の更なる検討は今後の課題としたい。
- ¹²⁾ たとえば、前掲並木『最新金の貸方と諸債権取立法』（7頁）では、次のように貸金業の有利性が説かれている。「資本金はといふに、少なくて五十円位から、多いのは如何程あつても結構、元来此金融利殖は、本業として専門（ママ）にやつてもよければ、又、ホンの内職的にやる事も出来る。（中略）資本の多少に拘はらず出来るのであるから、コンな便宜な利殖法はないのである」。
- ¹³⁾ 渋谷隆一編『サラリーマン金融の実証的研究』日本経済評論社、1979年。

卷末付表

戦間期日本の家計消費

付表1「家計調査」による家計支出月額

		年度	世帯数	実支出	飲食物 費	住居費					光熱費	被服費				その他 の諸費	保健 衛生費			育児費	教育費
							家賃	住宅 修繕費	水道費	家具 什器及 設備費			衣服費	身廻品	理容 清潔費			医療費			
実額（円）	給料生活者	1931	525	82.46	26.34	15.60	12.50	0.32	0.37	2.41	3.95	10.86	8.13	2.73	25.71	6.34	2.60	3.74	0.70	0.99	
		1932	538	83.02	26.59	15.92	12.45	0.43	0.42	2.62	4.03	10.66	7.89	2.77	25.82	5.81	2.48	3.33	0.65	1.18	
		1933	570	86.25	26.90	15.94	12.69	0.29	0.45	2.51	4.33	10.87	8.03	2.84	28.21	6.15	2.48	3.67	0.74	1.26	
		1934	589	86.12	28.41	15.54	12.42	0.33	0.49	2.30	4.36	10.47	7.60	2.87	27.34	5.68	2.43	3.25	0.67	1.38	
		1935	566	86.89	29.89	15.54	12.42	0.28	0.49	2.35	4.47	10.10	7.43	2.67	26.89	5.71	2.46	3.25	0.68	1.37	
		1936	558	88.37	30.66	15.25	12.39	0.21	0.50	2.15	4.41	10.18	7.34	2.84	27.87	6.08	2.47	3.61	0.78	1.50	
		1937	562	89.17	31.96	15.27	12.22	0.19	0.55	2.31	4.75	10.11	7.27	2.84	27.08	6.28	2.54	3.74	0.82	1.52	
		1938	581	92.67	34.13	15.32	12.63	0.18	0.55	1.96	5.13	9.36	6.52	2.84	28.73	7.00	2.61	4.39	0.97	1.60	
		1939	563	103.31	40.55	15.42	12.35	0.20	0.55	2.32	5.55	10.45	6.90	3.55	31.34	7.47	2.93	4.54	0.98	1.69	
		1940	544	110.99	44.37	16.10	12.56	0.31	0.53	2.70	6.17	11.67	7.55	4.12	32.68	7.81	3.15	4.66	1.12	1.69	
	労働者	1931	992	73.08	25.83	12.69	9.95	0.42	0.33	1.99	3.36	9.35	6.87	2.48	21.85	5.54	2.53	3.01	0.59	0.92	
		1932	1,068	74.57	26.53	12.84	9.96	0.32	0.33	2.23	3.38	9.21	6.72	2.49	22.61	5.70	2.47	3.23	0.61	0.95	
		1933	1,083	75.05	26.94	12.60	9.79	0.34	0.37	2.10	3.59	9.15	6.73	2.42	22.77	5.50	2.52	2.98	0.62	1.10	
		1934	1,082	76.73	29.30	12.43	9.66	0.39	0.36	2.02	3.67	9.15	6.61	2.54	22.18	5.42	2.51	2.91	0.60	1.25	
		1935	1,107	76.65	30.30	12.43	9.90	0.25	0.39	1.89	3.74	8.58	6.16	2.42	21.60	5.36	2.52	2.84	0.55	1.34	
		1936	1,120	79.17	30.99	12.33	9.93	0.25	0.40	1.75	3.72	8.85	6.36	2.49	23.28	5.64	2.62	3.02	0.63	1.50	
		1937	1,039	81.09	32.76	12.66	10.07	0.21	0.42	1.96	4.07	8.43	5.85	2.58	23.17	5.70	2.71	2.99	0.66	1.56	
		1938	1,062	84.05	34.60	12.37	10.08	0.24	0.42	1.63	4.45	8.16	5.56	2.60	24.47	6.13	2.80	3.33	0.66	1.75	
		1939	1,029	94.03	42.05	12.32	9.87	0.21	0.40	1.84	4.95	8.63	5.40	3.23	26.08	6.35	3.01	3.34	0.66	1.91	
		1940	1,000	101.49	45.25	13.02	10.14	0.30	0.40	2.18	5.60	10.05	6.23	3.82	27.57	7.16	3.34	3.82	0.85	1.98	
構成比（％）	給料生活者	1931	525	100.0	31.9	18.9	15.2	0.4	0.4	2.9	4.8	13.2	9.9	3.3	31.2	7.7	3.2	4.5	0.8	1.2	
		1932	538	100.0	32.0	19.2	15.0	0.5	0.5	3.2	4.9	12.8	9.5	3.3	31.1	7.0	3.0	4.0	0.8	1.4	
		1933	570	100.0	31.2	18.5	14.7	0.3	0.5	2.9	5.0	12.6	9.3	3.3	32.7	7.1	2.9	4.3	0.9	1.5	
		1934	589	100.0	33.0	18.0	14.4	0.4	0.6	2.7	5.1	12.2	8.8	3.3	31.7	6.6	2.8	3.8	0.8	1.6	
		1935	566	100.0	34.4	17.9	14.3	0.3	0.6	2.7	5.1	11.6	8.6	3.1	30.9	6.6	2.8	3.7	0.8	1.6	
		1936	558	100.0	34.7	17.3	14.0	0.2	0.6	2.4	5.0	11.5	8.3	3.2	31.5	6.9	2.8	4.1	0.9	1.7	
		1937	562	100.0	35.8	17.1	13.7	0.2	0.6	2.6	5.3	11.3	8.2	3.2	30.4	7.0	2.8	4.2	0.9	1.7	
		1938	581	100.0	36.8	16.5	13.6	0.2	0.6	2.1	5.5	10.1	7.0	3.1	31.0	7.6	2.8	4.7	1.0	1.7	
		1939	563	100.0	39.3	14.9	12.0	0.2	0.5	2.2	5.4	10.1	6.7	3.4	30.3	7.2	2.8	4.4	0.9	1.6	
		1940	544	100.0	40.0	14.5	11.3	0.3	0.5	2.4	5.6	10.5	6.8	3.7	29.4	7.0	2.8	4.2	1.0	1.5	
	労働者	1931	992	100.0	35.3	17.4	13.6	0.6	0.5	2.7	4.6	12.8	9.4	3.4	29.9	7.6	3.5	4.1	0.8	1.3	
		1932	1,068	100.0	35.6	17.2	13.4	0.4	0.4	3.0	4.5	12.4	9.0	3.3	30.3	7.6	3.3	4.3	0.8	1.3	
		1933	1,083	100.0	35.9	16.8	13.0	0.5	0.5	2.8	4.8	12.2	9.0	3.2	30.3	7.3	3.4	4.0	0.8	1.5	
		1934	1,082	100.0	38.2	16.2	12.6	0.5	0.5	2.6	4.8	11.9	8.6	3.3	28.9	7.1	3.3	3.8	0.8	1.6	
		1935	1,107	100.0	39.5	16.2	12.9	0.3	0.5	2.5	4.9	11.2	8.0	3.2	28.2	7.0	3.3	3.7	0.7	1.7	
		1936	1,120	100.0	39.1	15.6	12.5	0.3	0.5	2.2	4.7	11.2	8.0	3.1	29.4	7.1	3.3	3.8	0.8	1.9	
		1937	1,039	100.0	40.4	15.6	12.4	0.3	0.5	2.4	5.0	10.4	7.2	3.2	28.6	7.0	3.3	3.7	0.8	1.9	
		1938	1,062	100.0	41.2	14.7	12.0	0.3	0.5	1.9	5.3	9.7	6.6	3.1	29.1	7.3	3.3	4.0	0.8	2.1	
		1939	1,029	100.0	44.7	13.1	10.5	0.2	0.4	2.0	5.3	9.2	5.7	3.4	27.7	6.8	3.2	3.6	0.7	2.0	
		1940	1,000	100.0	44.6	12.8	10.0	0.3	0.4	2.1	5.5	9.9	6.1	3.8	27.2	7.1	3.3	3.8	0.8	2.0	

		その他の経費(つづき)																			記入 不備
		交通費	通信 運搬費	文房 具費	負担費	公課	その他	交際費	贈答費	その他	修養 娯楽費	新聞 図書費	その他	旅行費	遊山の 旅行費	その他	その他	冠婚 葬祭費	その他		
実 額 (円)	給 料 生 活 者	1.58	0.43	0.18	0.61	0.17	0.44	7.41	4.82	2.59	4.69	1.65	3.04	1.07	0.18	0.89	1.61	0.41	1.20	0.10	
		1.44	0.41	0.16	0.63	0.18	0.45	7.47	4.73	2.74	4.78	1.73	3.05	1.10	0.24	0.86	2.04	0.76	1.28	0.15	
		1.71	0.43	0.19	0.70	0.17	0.53	7.95	4.99	2.96	5.44	1.81	3.63	1.21	0.35	0.86	2.27	0.68	1.59	0.16	
		1.66	0.45	0.15	0.68	0.22	0.46	7.58	4.88	2.70	5.14	1.81	3.33	1.17	0.34	0.83	2.64	0.76	1.88	0.14	
		1.78	0.44	0.16	0.62	0.22	0.40	7.34	4.64	2.70	4.96	1.79	3.17	1.09	0.25	0.84	2.60	0.81	1.79	0.14	
		1.78	0.46	0.24	0.74	0.24	0.50	7.68	4.84	2.84	4.97	1.82	3.15	1.03	0.25	0.78	2.46	0.68	1.78	0.15	
		1.79	0.39	0.12	0.96	0.22	0.74	7.57	4.96	2.61	4.67	1.87	2.80	0.89	0.12	0.77	1.93	0.52	1.41	0.14	
		1.90	0.38	0.14	0.98	0.26	0.72	7.69	4.99	2.70	4.74	1.85	2.89	1.15	0.14	1.01	2.03	0.62	1.41	0.15	
		2.05	0.39	0.14	1.23	0.38	0.85	8.40	5.27	3.13	4.95	1.83	3.12	1.37	0.24	1.13	2.44	0.85	1.59	0.23	
		2.22	0.37	0.19	1.88	0.80	1.08	8.65	5.47	3.18	5.39	2.04	3.35	1.24	0.20	1.04	1.93	0.55	1.38	0.19	
	労 働 者	0.95	0.21	0.11	0.59	0.14	0.45	6.48	4.10	2.38	3.55	1.02	2.53	0.68	0.10	0.58	2.08	0.61	1.47	0.15	
		0.90	0.21	0.11	0.62	0.16	0.46	6.75	4.36	2.39	3.83	1.02	2.81	0.74	0.10	0.64	2.03	0.75	1.28	0.16	
		0.89	0.21	0.15	0.58	0.15	0.43	6.61	4.21	2.40	3.93	1.03	2.90	0.68	0.12	0.56	2.32	0.85	1.47	0.18	
		0.95	0.20	0.10	0.57	0.15	0.42	6.16	3.91	2.25	3.80	1.05	2.75	0.66	0.15	0.51	2.30	0.81	1.49	0.17	
		0.95	0.21	0.10	0.53	0.16	0.37	6.03	3.76	2.27	3.70	1.06	2.64	0.61	0.13	0.48	2.04	0.62	1.42	0.18	
		0.98	0.23	0.22	0.59	0.15	0.44	6.44	4.13	2.31	3.86	1.10	2.76	0.70	0.13	0.57	2.29	0.84	1.45	0.20	
		0.96	0.24	0.10	0.83	0.15	0.68	6.56	4.28	2.28	3.79	1.25	2.54	0.62	0.09	0.53	1.97	0.53	1.44	0.18	
		1.11	0.22	0.10	0.82	0.19	0.63	6.69	4.38	2.31	3.86	1.23	2.63	0.69	0.09	0.60	2.25	0.61	1.64	0.19	
		1.24	0.23	0.12	1.01	0.27	0.74	7.16	4.65	2.51	4.09	1.22	2.87	0.85	0.13	0.72	2.24	0.81	1.43	0.22	
		1.42	0.24	0.15	1.50	0.60	0.90	7.20	4.67	2.53	4.22	1.33	2.89	0.78	0.13	0.65	1.87	0.48	1.39	0.20	
構 成 比 (%)	給 料 生 活 者	1.9	0.5	0.2	0.7	0.2	0.5	9.0	5.8	3.1	5.7	2.0	3.7	1.3	0.2	1.1	2.0	0.5	1.5	0.1	
		1.7	0.5	0.2	0.8	0.2	0.5	9.0	5.7	3.3	5.8	2.1	3.7	1.3	0.3	1.0	2.5	0.9	1.5	0.2	
		2.0	0.5	0.2	0.8	0.2	0.6	9.2	5.8	3.4	6.3	2.1	4.2	1.4	0.4	1.0	2.6	0.8	1.8	0.2	
		1.9	0.5	0.2	0.8	0.3	0.5	8.8	5.7	3.1	6.0	2.1	3.9	1.4	0.4	1.0	3.1	0.9	2.2	0.2	
		2.0	0.5	0.2	0.7	0.3	0.5	8.4	5.3	3.1	5.7	2.1	3.6	1.3	0.3	1.0	3.0	0.9	2.1	0.2	
		2.0	0.5	0.3	0.8	0.3	0.6	8.7	5.5	3.2	5.6	2.1	3.6	1.2	0.3	0.9	2.8	0.8	2.0	0.2	
		2.0	0.4	0.1	1.1	0.2	0.8	8.5	5.6	2.9	5.2	2.1	3.1	1.0	0.1	0.9	2.2	0.6	1.6	0.2	
		2.1	0.4	0.2	1.1	0.3	0.8	8.3	5.4	2.9	5.1	2.0	3.1	1.2	0.2	1.1	2.2	0.7	1.5	0.2	
		2.0	0.4	0.1	1.2	0.4	1.0	8.1	5.1	3.0	4.8	1.8	3.0	1.3	0.2	1.1	2.4	0.8	1.5	0.2	
		2.0	0.3	0.2	1.7	0.7	1.0	7.8	4.9	2.9	4.9	1.8	3.0	1.1	0.2	0.9	1.7	0.5	1.2	0.2	
	労 働 者	1.3	0.3	0.2	0.8	0.2	0.6	8.9	5.6	3.3	4.9	1.4	3.5	0.9	0.1	0.8	2.8	0.8	2.0	0.2	
		1.2	0.3	0.1	0.8	0.2	0.6	9.1	5.8	3.2	5.1	1.4	3.8	1.0	0.1	0.9	2.7	1.0	1.7	0.2	
		1.2	0.3	0.2	0.8	0.2	0.6	8.8	5.6	3.2	5.2	1.4	3.9	0.9	0.2	0.7	3.1	1.1	2.0	0.2	
		1.2	0.3	0.1	0.7	0.2	0.5	8.0	5.1	2.9	5.0	1.4	3.6	0.9	0.2	0.7	3.0	1.1	1.9	0.2	
		1.2	0.3	0.1	0.7	0.2	0.5	7.9	4.9	3.0	4.8	1.4	3.4	0.8	0.2	0.6	2.7	0.8	1.9	0.2	
		1.2	0.3	0.3	0.7	0.2	0.6	8.1	5.2	2.9	4.9	1.4	3.5	0.9	0.2	0.7	2.9	1.1	1.8	0.3	
		1.2	0.3	0.1	1.0	0.2	0.8	8.1	5.3	2.8	4.7	1.5	3.1	0.8	0.1	0.7	2.4	0.7	1.8	0.2	
		1.3	0.3	0.1	1.0	0.2	0.7	8.0	5.2	2.7	4.6	1.5	3.1	0.8	0.1	0.7	2.7	0.7	2.0	0.2	
		1.3	0.2	0.1	1.1	0.3	0.8	7.6	4.9	2.7	4.3	1.3	3.1	0.9	0.1	0.8	2.4	0.9	1.5	0.2	
		1.4	0.2	0.1	1.5	0.6	0.9	7.1	4.6	2.5	4.2	1.3	2.8	0.8	0.1	0.6	1.8	0.5	1.4	0.2	

付表2「家計調査」による飲食物費月額

	区分	年度	飲食物費							副食費	出前										嗜好品費	酒類	煙草	菓子果物	飲料他
			米	米 麦	米 麦	米 麦	米 麦	米 麦	米 麦		魚介	肉類	卵	牛乳	豆 菜	乾物	豆腐 煮物	調味料	外食						
実額 (円)	給料生活者	1931	26.34	7.06	6.37	2.73	0.06	0.63	10.10	2.40	0.91	0.68	0.18	2.06	0.35	1.10	2.42	2.82	6.36	1.30	1.38	3.24	0.44		
		1932	26.59	7.56	6.93	2.83	0.07	0.56	10.05	2.35	0.87	0.61	0.16	2.08	0.39	1.12	2.47	2.82	6.16	1.16	1.24	3.32	0.44		
		1933	26.90	7.75	7.12	2.80	0.07	0.56	10.24	2.44	0.85	0.63	0.18	2.10	0.42	1.19	2.43	2.97	5.94	1.11	1.19	3.21	0.43		
		1934	28.41	9.34	8.60	2.71	0.09	0.65	10.28	2.37	0.84	0.64	0.22	2.11	0.41	1.20	2.49	2.95	5.84	1.03	1.17	3.21	0.43		
		1935	29.89	10.14	9.37	2.81	0.08	0.69	10.66	2.44	0.86	0.65	0.22	2.22	0.42	1.27	2.58	3.01	6.08	1.12	1.19	3.34	0.43		
		1936	30.66	10.32	9.50	2.79	0.09	0.73	10.90	2.43	0.88	0.66	0.22	2.30	0.43	1.33	2.65	3.22	6.22	1.13	1.24	3.39	0.46		
		1937	31.96	10.81	9.97	2.74	0.10	0.74	11.68	2.61	0.94	0.69	0.22	2.54	0.46	1.48	2.74	3.15	6.32	1.06	1.31	3.51	0.44		
		1938	34.13	11.13	10.33	2.72	0.09	0.71	12.78	2.94	0.99	0.76	0.20	2.82	0.54	1.68	2.85	3.44	6.78	1.01	1.35	3.91	0.51		
		1939	40.55	13.33	12.03	2.71	0.28	1.02	15.78	3.62	1.15	0.82	0.29	3.87	0.66	2.18	3.19	3.61	7.83	1.08	1.36	4.86	0.53		
		1940	44.37	12.80	11.16	2.55	0.27	1.37	18.85	4.37	1.43	0.76	0.27	4.71	0.89	2.84	3.58	3.54	9.18	1.08	1.44	6.01	0.65		
	労働者	1931	25.83	8.12	7.46	3.23	0.08	0.58	9.54	2.27	0.71	0.54	0.14	2.08	0.32	1.17	2.31	2.07	6.10	1.66	1.19	2.91	0.34		
		1932	26.53	8.58	8.00	3.29	0.06	0.52	9.69	2.30	0.73	0.51	0.15	2.10	0.32	1.21	2.37	2.14	6.12	1.72	1.12	2.96	0.32		
		1933	26.94	8.93	8.34	3.33	0.07	0.52	9.85	2.33	0.72	0.52	0.15	2.16	0.34	1.29	2.34	2.21	5.95	1.60	1.11	2.92	0.32		
		1934	29.30	11.25	10.55	3.36	0.08	0.62	10.04	2.33	0.72	0.54	0.15	2.19	0.35	1.33	2.43	2.20	5.81	1.51	1.07	2.94	0.29		
		1935	30.30	11.93	11.20	3.37	0.09	0.64	10.39	2.39	0.76	0.53	0.15	2.27	0.37	1.43	2.49	2.20	5.78	1.52	1.04	2.91	0.31		
		1936	30.99	12.06	11.28	3.34	0.12	0.66	10.60	2.43	0.74	0.53	0.16	2.35	0.38	1.46	2.55	2.38	5.95	1.54	1.06	3.01	0.34		
		1937	32.76	12.92	12.12	3.34	0.12	0.68	11.50	2.59	0.78	0.55	0.17	2.65	0.41	1.67	2.68	2.35	5.99	1.45	1.12	3.09	0.33		
		1938	34.60	13.09	12.33	3.31	0.09	0.67	12.55	2.89	0.83	0.63	0.17	2.86	0.48	1.86	2.83	2.47	6.49	1.55	1.18	3.39	0.37		
		1939	42.05	16.03	14.63	3.31	0.42	0.98	15.66	3.69	0.98	0.63	0.20	4.02	0.61	2.37	3.16	2.68	7.68	1.65	1.35	4.29	0.39		
		1940	45.25	14.84	12.95	2.98	0.36	1.53	18.74	4.27	1.18	0.58	0.22	4.92	0.81	3.08	3.68	2.82	8.85	1.51	1.45	5.38	0.51		
構成比 (%)	給料生活者	1931	31.9	8.6	7.7	-	0.1	0.8	12.2	2.9	1.1	0.8	0.2	2.5	0.4	4.2	2.9	3.4	7.7	1.6	1.7	3.9	0.5		
		1932	32.0	9.1	8.3	-	0.1	0.7	12.1	2.8	1.0	0.7	0.2	2.5	0.5	4.2	3.0	3.4	7.4	1.4	1.5	4.0	0.5		
		1933	31.2	9.0	8.3	-	0.1	0.6	11.9	2.8	1.0	0.7	0.2	2.4	0.5	4.4	2.8	3.4	6.9	1.3	1.4	3.7	0.5		
		1934	33.0	10.8	10.0	-	0.1	0.8	11.9	2.8	1.0	0.7	0.3	2.5	0.5	4.2	2.9	3.4	6.8	1.2	1.4	3.7	0.5		
		1935	34.4	11.7	10.8	-	0.1	0.8	12.3	2.8	1.0	0.7	0.3	2.6	0.5	4.2	3.0	3.5	7.0	1.3	1.4	3.8	0.5		
		1936	34.7	11.7	10.8	-	0.1	0.8	12.3	2.7	1.0	0.7	0.2	2.6	0.5	4.3	3.0	3.6	7.0	1.3	1.4	3.8	0.5		
		1937	35.8	12.1	11.2	-	0.1	0.8	13.1	2.9	1.1	0.8	0.2	2.8	0.5	4.6	3.1	3.5	7.1	1.2	1.5	3.9	0.5		
		1938	36.8	12.0	11.1	-	0.1	0.8	13.8	3.2	1.1	0.8	0.2	3.0	0.6	4.9	3.1	3.7	7.3	1.1	1.5	4.2	0.6		
		1939	39.3	12.9	11.6	-	0.3	1.0	15.3	3.5	1.1	0.8	0.3	3.7	0.6	5.4	3.1	3.5	7.6	1.0	1.3	4.7	0.5		
		1940	40.0	11.5	10.1	-	0.2	1.2	17.0	3.9	1.3	0.7	0.2	4.2	0.8	6.4	3.2	3.2	8.3	1.0	1.3	5.4	0.6		
	労働者	1931	35.3	11.1	10.2	-	0.1	0.8	13.1	3.1	1.0	0.7	0.2	2.8	0.4	4.5	3.2	2.8	8.3	2.3	1.6	4.0	0.5		
		1932	35.6	11.5	10.7	-	0.1	0.7	13.0	3.1	1.0	0.7	0.2	2.8	0.4	4.6	3.2	2.9	8.2	2.3	1.5	4.0	0.4		
		1933	35.9	11.9	11.1	-	0.1	0.7	13.1	3.1	1.0	0.7	0.2	2.9	0.5	4.8	3.1	2.9	7.9	2.1	1.5	3.9	0.4		
		1934	38.2	14.7	13.7	-	0.1	0.8	13.1	3.0	0.9	0.7	0.2	2.9	0.5	4.5	3.2	2.9	7.6	2.0	1.4	3.8	0.4		
		1935	39.5	15.6	14.6	-	0.1	0.8	13.6	3.1	1.0	0.7	0.2	3.0	0.5	4.7	3.2	2.9	7.5	2.0	1.4	3.8	0.4		
		1936	39.1	15.2	14.2	-	0.2	0.8	13.4	3.1	0.9	0.7	0.2	3.0	0.5	4.7	3.2	3.0	7.5	1.9	1.3	3.8	0.4		
		1937	40.4	15.9	14.9	-	0.1	0.8	14.2	3.2	1.0	0.7	0.2	3.3	0.5	5.1	3.3	2.9	7.4	1.8	1.4	3.8	0.4		
		1938	41.2	15.6	14.7	-	0.1	0.8	14.9	3.4	1.0	0.7	0.2	3.4	0.6	5.4	3.4	2.9	7.7	1.8	1.4	4.0	0.4		
		1939	44.7	17.0	15.6	-	0.4	1.0	16.7	3.9	1.0	0.7	0.2	4.3	0.6	5.6	3.4	2.9	8.2	1.8	1.4	4.6	0.4		
		1940	44.6	14.6	12.8	-	0.4	1.5	18.5	4.2	1.2	0.6	0.2	4.8	0.8	6.8	3.6	2.8	8.7	1.5	1.4	5.3	0.5		

出典：内閣統計局「家計調査報告」各年度版。

戦間期日本の家計消費

付表3 「家計調査」による月収階層別家計支出(実支出総額に対する構成比)

単位: %

区分	年度	月収 (円)	世帯数	実支出 総額	飲食 物費	住居費	家賃	住宅 修繕費	水道費	家具 什器 設備費	光熱費	被服費	衣服	身用品	その他 の諸費	保健衛生費	清潔費	医療費	育児費	教育費
給料生活者	1931	50-	1	49.85	31.8	33.4	31.4	0.2	1.4	0.4	7.9	5.8	4.1	1.7	21.0	3.1	2.9	0.2	0.0	0.0
		50-	7	55.73	36.9	19.5	16.7	1.3	0.1	1.4	5.1	13.7	10.1	3.5	24.7	6.7	3.9	2.7	1.5	1.2
		60-	57	61.19	35.8	18.3	14.8	0.5	0.3	2.7	5.2	12.7	9.2	3.5	27.9	7.7	3.2	4.5	0.8	1.5
		70-	74	69.16	34.2	20.1	16.4	0.5	0.4	2.7	5.4	12.5	9.2	3.3	27.9	7.2	3.2	4.0	0.7	0.9
		80-	103	75.55	33.0	20.1	16.1	0.4	0.5	3.1	5.1	12.4	9.2	3.2	29.3	7.4	3.3	4.1	1.1	1.0
		90-	106	82.81	32.1	18.1	14.5	0.3	0.4	2.9	4.7	13.6	10.3	3.3	31.4	7.8	3.2	4.6	0.8	1.1
		100-	177	99.91	29.9	18.5	14.7	0.3	0.5	3.0	4.4	13.6	10.3	3.3	33.7	7.9	3.1	4.9	0.8	1.4
		総数	525	82.46	31.9	18.9	15.2	0.4	0.4	2.9	4.8	13.2	9.9	3.3	31.2	7.7	3.2	4.5	0.8	1.2
		50-	5	57.89	39.4	14.5	13.1	0.1	0.4	0.9	5.0	5.9	3.7	2.2	35.2	3.5	1.4	2.1	0.1	0.8
		60-	25	62.17	40.6	19.2	16.6	0.1	0.6	2.0	5.6	8.7	6.2	2.5	25.9	6.6	3.2	3.4	0.4	0.7
労働者	1936	60-	73	67.38	38.8	17.6	14.6	0.2	0.6	2.2	5.7	10.8	7.8	3.0	27.0	6.8	3.0	3.8	0.9	1.3
		70-	91	77.15	37.0	17.3	14.2	0.2	0.6	2.2	5.4	11.5	8.1	3.4	28.8	6.6	2.9	3.6	0.9	1.6
		80-	101	85.9	34.9	17.6	14.4	0.3	0.6	2.4	5.2	11.3	8.2	3.1	31.0	6.5	2.8	3.7	0.9	1.5
		90-	101	85.9	34.9	17.6	14.4	0.3	0.6	2.4	5.2	11.3	8.2	3.1	31.0	6.5	2.8	3.7	0.9	1.5
		100-	263	102.1	32.9	17.0	13.6	0.3	0.6	2.6	4.7	11.9	8.6	3.3	33.5	7.1	2.7	4.4	0.9	1.9
		総数	558	88.37	34.7	17.3	14.0	0.2	0.6	2.4	5.0	11.5	8.3	3.2	31.5	6.9	2.8	4.1	0.9	1.7
		60-	2	59.56	53.4	15.0	12.2	0.2	0.1	2.4	5.3	8.8	4.0	4.8	17.6	4.8	3.1	1.8	0.1	1.1
		70-	3	64.71	43.0	16.3	13.8	0.2	0.9	1.4	6.4	7.3	3.6	3.6	27.0	7.4	5.0	2.4	0.7	2.1
		80-	15	77.33	46.0	14.9	12.7	0.1	0.4	1.7	6.7	8.5	5.3	3.3	23.8	5.6	2.9	2.7	0.6	1.0
		90-	32	89.55	41.9	16.1	13.0	0.2	0.5	2.2	6.5	9.2	5.9	3.2	26.3	7.2	3.0	4.2	1.2	1.5
労働者	1940	100-	492	113.91	39.7	14.4	11.2	0.3	0.5	2.5	5.5	10.6	6.9	3.7	29.7	7.1	2.8	4.2	1.0	1.5
		総数	544	110.99	40.0	14.5	11.3	0.3	0.5	2.4	5.6	10.5	6.8	3.7	29.4	7.0	2.8	4.2	1.0	1.5
		50-	14	45.77	44.0	15.4	13.2	0.2	0.2	1.8	5.7	9.9	7.0	2.9	25.0	8.6	3.6	5.0	0.8	1.0
		60-	71	51.33	40.3	18.2	14.9	0.8	0.2	2.3	5.5	11.6	8.3	3.4	24.4	7.3	3.7	3.6	0.7	1.1
		70-	194	58.73	38.0	18.0	14.4	0.4	0.4	2.8	4.9	12.1	8.9	3.3	26.9	7.6	3.5	4.1	0.6	0.9
		80-	180	65.75	36.6	17.4	13.7	0.4	0.4	2.9	4.8	12.5	9.3	3.2	28.7	7.5	3.4	4.1	0.9	0.8
		90-	184	75.7	35.1	17.5	13.5	0.8	0.5	2.7	4.6	12.7	9.5	3.2	30.1	7.9	3.5	4.4	1.0	1.3
		100-	152	81.65	35.2	17.3	13.7	0.6	0.5	2.5	4.6	12.9	9.5	3.4	30.0	7.4	3.5	3.9	0.7	1.5
		100-	197	94.62	31.9	16.8	13.0	0.5	0.5	2.8	4.1	13.7	10.0	3.7	33.5	7.5	3.4	4.2	0.8	1.7
		総数	992	73.08	35.3	17.4	13.6	0.6	0.5	2.7	4.6	12.8	9.4	3.4	29.9	7.6	3.5	4.1	0.8	1.3
労働者	1936	50-	4	44.43	54.9	13.3	11.6	0.0	0.4	1.2	5.4	11.0	7.6	3.3	15.5	4.1	2.4	1.7	0.4	1.8
		60-	34	52.37	47.1	17.5	15.4	0.1	0.6	1.5	6.0	8.1	5.7	2.4	21.3	5.3	3.2	2.1	1.0	1.0
		70-	131	59.96	45.2	16.9	13.6	0.4	0.6	2.3	5.7	9.8	6.8	3.1	22.3	6.3	3.4	2.9	0.9	1.3
		80-	196	68.09	41.3	16.3	13.4	0.3	0.5	2.1	5.2	10.1	7.1	3.0	27.0	7.5	3.4	4.1	0.8	1.3
		90-	214	76.06	39.5	15.5	12.5	0.2	0.5	2.2	4.8	10.7	7.7	3.1	29.5	7.7	3.5	4.2	0.9	1.7
		100-	201	83.56	38.8	15.5	12.5	0.3	0.5	2.2	4.6	11.5	8.4	3.1	29.6	7.3	3.5	3.7	0.9	1.8
		100-	340	95.4	36.3	14.9	11.8	0.3	0.5	2.3	4.2	12.2	8.8	3.3	32.5	6.9	3.1	3.9	0.7	2.4
		総数	1000	101.49	44.6	12.8	10.0	0.3	0.4	2.1	5.5	9.9	6.1	3.8	27.2	7.1	3.3	3.8	0.8	2.0
		50-	1	44.48	67.1	9.3	7.5	0.1	0.5	1.2	5.6	8.8	2.9	5.8	9.3	4.6	3.8	0.9	0.0	0.0
		60-	9	59.48	54.0	12.7	10.7	0.3	0.6	1.1	6.7	8.3	4.9	3.4	18.4	4.4	2.8	1.5	0.2	0.8
労働者	1940	70-	32	66.46	50.4	13.3	11.0	0.2	0.3	1.9	7.5	8.0	4.5	3.5	20.9	6.0	2.9	3.1	0.4	0.7
		80-	72	77.84	47.5	14.7	12.2	0.2	0.4	2.0	6.7	9.2	5.6	3.6	21.8	6.5	3.5	3.0	1.1	1.5
		90-	121	84.48	47.1	12.7	10.2	0.2	0.4	1.9	6.5	8.8	5.1	3.7	24.9	7.6	3.4	4.2	1.0	1.3
		100-	765	108.6	43.8	12.7	9.8	0.3	0.4	2.2	5.4	10.1	6.3	3.8	28.0	7.1	3.3	3.8	0.8	2.1
		総数	1000	101.49	44.6	12.8	10.0	0.3	0.4	2.1	5.5	9.9	6.1	3.8	27.2	7.1	3.3	3.8	0.8	2.0

区分	年度	月収 (円)	その他の諸費(つづき)																		
			交通費	通信 運輸費	文房具	負担費		交際費		修養娯楽費		旅行費		その他		冠婚 葬祭費	他	記入 不備			
						公課	他		贈答費	他	新開 図書費	他	遊山の 旅行費	他							
給料生活者	1931	50-	0.2	0.2	0.0	0.4	0.0	0.4	8.4	7.7	0.8	2.6	1.6	1.0	0.0	0.0	4.4	0.0	4.4	1.7	
		50-	1.4	0.5	0.1	0.9	0.0	0.9	6.8	4.1	2.7	3.2	1.6	1.6	2.1	0.1	2.1	0.3	0.0	0.3	
		60-	1.7	0.4	0.2	0.7	0.2	0.5	7.5	4.7	2.7	5.1	2.0	3.1	0.9	0.1	0.8	1.2	0.3	0.8	
		70-	1.6	0.5	0.2	0.8	0.3	0.5	8.4	5.4	3.0	5.0	1.8	3.2	1.0	0.1	0.9	1.4	0.3	1.1	
		80-	1.8	0.5	0.2	0.7	0.2	0.5	8.0	5.0	3.0	5.6	2.0	3.6	1.2	0.2	0.9	1.8	0.3	1.4	
		90-	1.8	0.5	0.3	0.8	0.2	0.6	9.3	5.9	3.4	6.4	2.4	4.0	1.0	0.2	0.8	1.6	0.2	1.4	
		100-	2.2	0.6	0.2	0.7	0.2	0.5	9.8	6.6	3.2	5.7	1.9	3.9	1.7	0.3	1.4	2.6	0.8	1.8	
		総数	1.9	0.5	0.2	0.7	0.2	0.5	9.0	5.8	3.1	5.7	2.0	3.7	1.3	0.2	1.1	2.0	0.5	1.5	0.1
		60-	1.1	0.5	0.2	1.5	1.1	0.4	10.6	8.1	2.6	3.0	1.4	1.5	1.4	0.1	1.3	12.3	0.0	12.3	0.3
		70-	1.7	0.3	0.4	0.9	0.3	0.6	8.1	4.4	3.7	4.7	2.1	2.6	0.9	0.1	0.7	1.3	0.2	1.0	0.1
労働者	1936	70-	1.4	0.4	0.3	1.1	0.4	0.7	7.6	4.6	3.0	4.9	2.2	2.7	0.9	0.0	0.8	1.3	0.2	1.1	0.1
		80-	1.7	0.5	0.3	0.8	0.3	0.6	8.0	4.9	3.1	5.3	2.1	3.2	0.9	0.2	0.8	1.9	0.8	1.1	0.3
		90-	2.0	0.6	0.3	0.8	0.2	0.6	8.6	5.3	3.4	6.1	2.1	4.0	1.2	0.2	1.0	2.4	0.4	2.0	0.1
		100-	2.3	0.6	0.3	0.8	0.2	0.5	9.1	5.9	3.2	5.8	2.0	3.8	1.3	0.4	0.9	3.4	1.0	2.4	0.2
		総数	2.0	0.5	0.3	0.8	0.3	0.6	8.7	5.5	3.2	5.6	2.1	3.6	1.2	0.3	0.9	2.8	0.8	2.0	0.2
		60-	0.7	0.0	0.1	1.0	0.2	0.8	7.2	3.5	3.7	2.6	1.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		70-	2.3	0.3	0.9	1.7	0.4	1.3	6.6	2.7	3.9	4.6	2.3	2.3	0.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3	0.2
		80-	1.3	0.2	0.2	1.2	0.3	0.9	6.5	4.3	2.2	4.6	1.5	3.1	1.4	0.3	1.2	1.0	0.0	1.0	0.2
		90-	1.6	0.3	0.2	1.2	0.4	0.9	5.8	3.5	2.2	5.0	2.5	2.5	1.5	0.0	1.4	0.7	0.0	0.7	0.2
		100-	2.0	0.3	0.2	1.7	0.7	1.0	7.9	5.0	2.9	4.9	1.8	3.1	1.1	0.2	0.9	1.8	0.5	1.3	0.2
総数	2.0	0.3	0.2	1.7	0.7	1.0	7.8	4.9	2.9	4.9	1.8	3.0	1.1	0.2	0.9	1.7	0.5	1.2	0.2		
労働者	1931	50-	0.7	0.2	0.1	0.7	0.3	0.4	5.8	3.7	2.1	3.8	1.4	2.4	0.8	0.1	0.7	2.1	0.0	2.1	0.3
		50-	1.2	0.2	0.1	0.7	0.3	0.5	6.8	5.2	1.5	4.3	1.4	2.8	0.6	0.1	0.5	1.1	0.3	0.9	0.1
		60-	0.7	0.2	0.2	0.7	0.2	0.5	7.4	4.7	2.7	4.3	1.4	2.9	0.9	0.1	0.7	2.7	0.9	1.8	0.2
		70-	1.1	0.3	0.2	0.8	0.2	0.6	8.7	5.6	3.1	4.7	1.5	3.2	0.8	0.1	0.7	2.7	0.5	2.3	0.2
		80-	1.4	0.3	0.1	0.8	0.2	0.6	9.2	5.5	3.7	4.5	1.3	3.2	1.0	0.1	0.9	2.5	0.8	1.7	0.2
		90-	1.4	0.3	0.1	0.8	0.2	0.6	9.3	5.7	3.6	5.2	1.3	3.9	0.9	0.1	0.9	2.2	0.7	1.6	0.2
		100-	1.4	0.3	0.2	0.9	0.2	0.8	9.9	6.3	3.6	5.4	1.4	4.0	1.1	0.3	0.8	4.0	1.3	2.7	0.2
		総数	1.3	0.3	0.2	0.8	0.2	0.6	8.9	5.6	3.3	4.9	1.4	3.5	0.9	0.1	0.8	2.8	0.8	2.0	0.2
		50-	0.3	0.1	0.4	0.3	0.2	0.2	3.6	2.7	0.9	2.1	0.3	1.8	0.6	0.0	0.6	1.3	0.0	1.3	0.5
		60-	1.0	0.3	0.3	0.7	0.2	0.5	6.0	4.1	1.9	2.8	1.0	1.8	0.5	0.0	0.5	2.2	0.4	1.8	0.2
70-	0.8	0.2	0.3	0.7	0.3	0.5	6.0	4.0	2.0	4.0	1.4	2.6	0.5	0.1	0.4	1.0	0.3	0.7	0.2		
80-	1.1	0.3	0.3	0.7	0.2	0.5	7.1	4.4	2.7	4.6	1.4	3.2	0.6	0.0	0.5	2.6	0.9	1.7	0.3		
90-	1.2	0.3	0.3	0.7	0.2	0.5	8.4	5.1	3.2	4.7	1.4	3.3	0.8	0.2	0.6	2.6	0.7	1.8	0.2		
100-	1.1	0.3	0.3	0.7	0.2	0.6	8.0	5.1	2.9	5.1	1.4	3.7	0.9	0.1	0.8	3.0	1.1	1.9	0.3		
総数	1.5	0.3	0.3	0.8	0.2	0.6	9.2	6.0	3.2	5.3	1.4	3.9	1.2	0.3	0.9	3.6	1.5	2.1	0.3		
総数	1.4	0.2	0.1	1.5	0.6	0.9	7.1	4.6	2.5	4.2	1.3	2.8	0.8	0.1	0.6	1.8	0.5	1.4	0.2		
労働者	1940	50-	0.4	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	1.1	0.6	0.5	2.9	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
		60-	1.0	0.1	0.1	0.8	0.2	0.6	5.2	4.1	1.1	3.6	1.1	2.5	0.9	0.0	0.9	0.9	0.0	0.9	0.4
		70-	0.9	0.1	0.1	1.2	0.4	0.8	4.5	3.1	1.3	3.7	1.2	2.5	1.4	0.2	1.2	1.6	0.1	1.5	0.4
		80-	1.2	0.2	0.2	1.1	0.3	0.8	5.0	3.2	1.8	3.5	1.1	2.3	0.7	0.1	0.7	0.8	0.1	0.7	0.1
		90-	1.1	0.2	0.1	1.2	0.4	0.8	5.6	3.7	1.9	4.1	1.2	2.9	0.6	0.1	0.5	1.6	0.4	1.1	0.1
		100-	1.5	0.2	0.1	1.5	0.6	0.9	7.5	4.8	2.6	4.2	1.3	2.9	0.8	0.1	0.6	2.0	0.5	1.4	0.2
		総数	1.4	0.2	0.1	1.5	0.6	0.9	7.1	4.6	2.5	4.2	1.3	2.8	0.8	0.1	0.6	1.8	0.5	1.4	0.2

付表4 「家計調査」による飲食物費の実支出総額に対する割合

		月収 (円)	世帯数	実支出 総額 (円)	飲食物費(%)																* 再掲 米麦費 以外%			
					総額	米麦費	米	副食	魚介藻	肉類	卵	牛乳	豆・ 蔬菜	乾物	豆腐 煮物	調味料	出前 外食	嗜好 品費	酒類	煙草			菓子 果物	飲料 他
給料生活者	1931	-50	1	49.85	31.8	12.8	11.5	15.3	1.8	2.1	1.3	0.0	3.0	0.7	6.6	4.4	1.0	2.7	0.8	0.4	1.1	0.3	19.0	
		50-	7	55.73	36.9	12.0	10.6	14.0	2.8	1.2	0.7	0.4	3.2	0.4	4.3	3.8	3.8	7.1	1.4	1.8	3.6	0.4	24.9	
		60-	57	61.19	35.8	11.3	10.3	13.6	3.4	1.1	0.9	0.2	2.8	0.4	3.9	3.4	2.8	8.1	1.7	1.8	4.1	0.6	24.6	
		70-	74	69.16	34.2	10.1	9.2	13.3	3.3	1.2	0.8	0.2	2.8	0.4	3.9	3.3	3.0	7.7	1.7	1.8	3.7	0.5	24.0	
		80-	103	75.55	33.0	9.2	8.3	12.9	3.1	1.1	0.8	0.2	2.8	0.4	4.2	3.1	3.5	7.5	1.2	1.7	4.0	0.5	23.8	
		90-	106	82.81	32.1	8.6	7.9	12.6	3.1	1.2	0.8	0.3	2.4	0.4	4.5	2.9	3.2	7.6	1.5	1.5	4.1	0.5	23.5	
		100-	177	99.91	29.9	7.2	6.4	11.1	2.5	1.0	0.8	0.2	2.2	0.4	4.2	2.7	3.8	7.8	1.7	1.7	3.8	0.6	22.7	
	1936	50-	5	57.89	39.4	14.4	13.5	12.3	3.0	0.5	0.7	0.1	2.6	0.4	4.1	3.5	2.6	10.1	3.0	3.8	2.6	0.7	25.0	
		60-	25	62.17	40.6	15.8	14.7	14.5	3.5	0.9	0.8	0.2	3.3	0.5	4.7	3.5	2.9	7.4	0.9	2.1	3.8	0.5	24.8	
		70-	73	67.38	38.8	14.8	13.7	13.8	3.1	0.9	0.8	0.3	2.9	0.6	4.2	3.5	3.1	7.0	1.1	1.5	4.0	0.5	24.0	
		80-	91	77.15	37.0	13.6	12.6	13.0	3.0	1.0	0.7	0.2	2.9	0.5	4.1	3.2	3.1	7.3	1.3	1.7	3.7	0.5	23.4	
		90-	101	85.90	34.9	12.0	11.0	12.7	2.7	1.1	0.7	0.2	2.7	0.5	4.8	3.0	3.3	6.9	1.0	1.4	4.0	0.5	22.9	
		100-	263	102.10	32.9	10.2	9.4	11.6	2.6	1.0	0.7	0.3	2.4	0.5	4.3	2.8	4.0	7.0	1.4	1.2	3.8	0.5	22.6	
		60-	2	59.56	53.4	19.8	18.6	23.2	5.8	0.5	2.1	0.0	6.3	0.9	4.3	5.3	1.0	9.3	0.3	1.0	7.5	0.5	33.6	
		70-	3	64.71	43.0	15.7	13.9	18.8	4.8	1.1	0.7	0.0	4.6	0.9	6.5	4.0	1.6	6.9	1.4	0.4	4.0	1.1	27.4	
		80-	15	77.33	46.0	14.6	13.1	20.1	4.5	1.6	0.8	0.2	5.0	1.0	6.7	3.9	2.4	8.9	1.3	1.5	5.6	0.6	31.5	
		90-	32	89.55	41.9	12.6	11.3	18.7	4.5	1.5	0.8	0.1	4.8	0.9	6.6	3.4	3.1	7.5	0.9	1.3	4.8	0.6	29.3	
		100-	492	113.91	39.7	11.4	9.9	16.8	3.9	1.3	0.7	0.3	4.2	0.8	6.4	3.2	3.2	8.3	1.0	1.3	5.4	0.6	28.3	
労働者	1931	-50	14	45.77	44.0	17.1	15.8	16.0	4.0	1.3	0.8	0.3	3.4	0.5	3.6	4.1	2.7	8.2	1.2	2.4	4.1	0.5	27.0	
		50-	71	51.33	40.3	15.0	13.9	14.3	3.2	1.0	0.8	0.2	3.2	0.5	4.4	3.6	2.7	8.3	1.8	1.9	4.2	0.5	25.3	
		60-	194	58.73	38.0	13.3	12.3	14.2	3.3	0.9	0.7	0.2	3.2	0.5	4.7	3.6	2.4	8.1	2.2	1.6	3.8	0.5	24.7	
		70-	180	65.75	36.6	12.0	11.1	13.6	3.2	1.0	0.7	0.2	3.0	0.4	4.5	3.4	2.5	8.5	2.3	1.7	4.0	0.5	24.6	
		80-	184	75.70	35.1	10.9	10.1	13.2	3.2	0.9	0.7	0.2	2.9	0.4	4.6	3.2	2.6	8.3	2.2	1.5	4.1	0.4	24.1	
		90-	152	81.65	35.2	10.4	9.6	13.0	3.1	1.0	0.8	0.2	2.8	0.5	4.5	3.0	3.0	8.9	2.7	1.8	4.0	0.5	24.8	
		100-	197	94.62	31.9	8.9	8.0	11.6	2.8	1.0	0.8	0.2	2.4	0.4	4.4	2.6	3.4	8.1	2.2	1.4	3.9	0.5	23.1	
	1936	-50	4	44.43	54.9	28.8	26.1	17.2	3.5	1.3	0.5	0.0	4.1	0.6	3.8	5.1	2.5	6.5	1.9	0.6	3.5	0.5	26.1	
		50-	34	52.37	47.1	21.3	19.9	15.3	3.7	0.6	0.5	0.1	3.6	0.4	4.3	4.1	2.9	7.6	2.5	1.3	3.3	0.5	25.8	
		60-	131	59.96	45.2	19.3	18.1	15.6	3.6	1.0	0.6	0.1	3.6	0.6	4.5	4.1	2.6	7.8	2.0	1.6	3.8	0.4	26.0	
		70-	196	68.09	41.3	16.8	15.7	14.1	3.2	0.9	0.6	0.3	3.2	0.5	4.7	3.5	3.0	7.4	1.6	1.4	4.1	0.4	24.5	
		80-	214	76.06	39.5	15.7	14.8	13.2	3.1	0.9	0.6	0.1	2.9	0.5	4.7	3.2	2.9	7.7	2.1	1.5	3.7	0.4	23.8	
		90-	201	83.56	38.8	14.9	13.9	13.5	3.1	1.0	0.8	0.2	2.9	0.5	4.8	3.2	2.9	7.5	1.9	1.2	3.9	0.4	23.9	
		100-	340	95.40	36.3	13.1	12.2	12.5	2.9	0.9	0.7	0.3	2.7	0.4	4.8	2.9	3.3	7.4	2.0	1.2	3.7	0.5	23.1	
		50-	1	44.48	67.1	23.4	19.1	28.5	5.4	2.0	0.8	0.0	5.1	1.2	11.8	6.2	4.6	10.5	0.0	5.1	5.2	0.3	43.6	
		60-	9	59.48	54.0	22.5	18.2	20.5	3.6	0.7	0.7	0.1	6.3	1.0	6.3	4.8	2.3	8.6	1.3	2.1	4.7	0.5	31.5	
		70-	32	66.46	50.4	19.4	16.6	19.5	4.7	0.9	0.8	0.1	5.0	0.8	5.8	4.3	2.8	8.7	1.4	2.0	4.8	0.5	31.0	
		80-	72	77.84	47.5	17.4	15.7	19.7	4.9	1.1	0.6	0.2	5.0	1.0	6.5	3.8	2.3	8.2	1.7	1.3	4.8	0.4	30.1	
		90-	121	84.48	47.1	16.7	14.6	19.4	4.3	1.2	0.7	0.1	5.1	0.8	7.0	3.9	2.6	8.5	1.1	1.5	5.3	0.5	30.5	
		100-	765	108.60	43.8	14.0	12.2	18.2	4.1	1.2	0.6	0.2	4.8	0.8	6.8	3.6	2.9	8.8	1.6	1.4	5.3	0.5	29.9	

出典：内閣統計局「家計調査報告」各年度版。

戦間期日本の家計消費

付表5 細民地区居住世帯の家計支出月額(内務省社会局調査、1921年11月)

	月収 (円)	世帯 数	実支出	食料費	住宅費	家賃 器具費	家具 什器類	被服身 廻品費	被服	身廻 品費	仕立 洗濯他	寝具他	燃料・ 燈火費	薪	木炭	電灯	瓦斯他	保健 衛生費	清潔費	医療費	売薬他
実額 (円)	-30	3	26.30	17.46	3.15	3.15	0.00	0.03	0.00	0.00	0.03	0.00	2.19	0.42	1.30	0.00	0.47	0.50	0.27	0.23	0.00
	30-	10	35.01	22.93	2.24	2.22	0.02	0.88	0.04	0.59	0.08	0.17	3.86	0.58	2.54	0.30	0.45	1.38	0.98	0.08	0.31
	40-	51	41.39	25.87	4.09	3.88	0.21	2.02	0.54	0.75	0.12	0.62	3.61	0.76	2.26	0.25	0.34	1.17	0.90	0.06	0.20
	50-	82	50.08	30.57	4.25	4.04	0.21	2.53	1.03	0.96	0.15	0.40	4.18	0.96	2.62	0.33	0.26	1.95	1.24	0.33	0.38
	60-	111	56.66	34.84	4.48	4.14	0.34	3.59	1.75	1.32	0.23	0.30	4.30	0.96	2.67	0.39	0.28	2.25	1.65	0.31	0.29
	70-	95	61.08	36.15	4.68	4.29	0.39	4.82	2.23	1.88	0.33	0.39	4.68	0.93	3.08	0.39	0.28	2.79	1.90	0.48	0.40
	80-	67	68.59	39.68	4.74	4.04	0.70	6.18	3.13	2.04	0.34	0.68	4.68	0.81	3.23	0.42	0.23	2.87	1.91	0.65	0.31
	90-	26	69.14	39.90	5.20	4.57	0.62	4.73	2.25	1.84	0.44	0.20	5.45	0.82	4.07	0.43	0.12	3.06	1.78	0.67	0.60
	100-	35	79.39	42.96	5.33	4.67	0.66	8.15	4.40	2.73	0.30	0.72	4.52	0.86	3.04	0.41	0.22	3.14	2.00	0.33	0.81
	120-	14	96.83	39.79	7.41	5.92	1.50	10.77	7.11	2.58	0.30	0.78	4.19	0.69	2.89	0.52	0.09	4.44	2.02	1.86	0.56
	150-	3	152.40	53.64	13.57	8.09	5.48	14.60	9.82	3.50	1.28	0.00	5.34	2.12	2.37	0.61	0.24	6.62	2.98	3.54	0.10
構成比 (%)	-30	3	100.0	66.4	12.0	12.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	8.3	1.6	4.9	0.0	1.8	1.9	1.0	0.9	0.0
	30-	10	100.0	65.5	6.4	6.4	0.1	2.5	0.1	1.7	0.2	0.5	11.0	1.6	7.2	0.9	1.3	3.9	2.8	0.2	0.9
	40-	51	100.0	62.5	9.9	9.4	0.5	4.9	1.3	1.8	0.3	1.5	8.7	1.8	5.4	0.6	0.8	2.8	2.2	0.2	0.5
	50-	82	100.0	61.0	8.5	8.1	0.4	5.1	2.1	1.9	0.3	0.8	8.3	1.9	5.2	0.7	0.5	3.9	2.5	0.7	0.8
	60-	111	100.0	61.5	7.9	7.3	0.6	6.3	3.1	2.3	0.4	0.5	7.6	1.7	4.7	0.7	0.5	4.0	2.9	0.5	0.5
	70-	95	100.0	59.2	7.7	7.0	0.6	7.9	3.7	3.1	0.5	0.6	7.7	1.5	5.0	0.6	0.5	4.6	3.1	0.8	0.7
	80-	67	100.0	57.8	6.9	5.9	1.0	9.0	4.6	3.0	0.5	1.0	6.8	1.2	4.7	0.6	0.3	4.2	2.8	0.9	0.5
	90-	26	100.0	57.7	7.5	6.6	0.9	6.8	3.2	2.7	0.6	0.3	7.9	1.2	5.9	0.6	0.2	4.4	2.6	1.0	0.9
	100-	35	100.0	54.1	6.7	5.9	0.8	10.3	5.5	3.4	0.4	0.9	5.7	1.1	3.8	0.5	0.3	4.0	2.5	0.4	1.0
	120-	14	100.0	41.1	7.7	6.1	1.5	11.1	7.3	2.7	0.3	0.8	4.3	0.7	3.0	0.5	0.1	4.6	2.1	1.9	0.6
	150-	3	100.0	35.2	8.9	5.3	3.6	9.6	6.4	2.3	0.8	0.0	3.5	1.4	1.6	0.4	0.2	4.3	2.0	2.3	0.1

	月収 (円)	世帯 数	実支出	育児教 育費	学校費	子供 小遣	その他	交通通 信費	交際費	慶弔費	来客他	負担費	修養費	宗教費	図書 文房具	享楽費	営業 職業	雑費 他	記入 漏れ
実額 (円)	-30	3	26.30	1.54	0.00	1.54	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.78	0.78	0.00	0.02	0.00	0.30	0.28
	30-	10	35.01	2.00	0.19	1.80	0.01	0.32	0.06	0.06	0.00	0.31	0.24	0.18	0.06	0.04	0.61	0.11	0.05
	40-	51	41.39	2.99	0.10	2.61	0.28	0.51	0.34	0.23	0.11	0.04	0.34	0.26	0.08	0.04	0.11	0.25	0.01
	50-	82	50.08	3.41	0.16	3.03	0.23	0.62	0.67	0.55	0.12	0.33	0.47	0.27	0.19	0.01	0.54	0.46	0.09
	60-	111	56.66	3.47	0.19	3.10	0.19	0.89	0.83	0.64	0.19	0.03	0.60	0.34	0.26	0.07	0.81	0.37	0.11
	70-	95	61.08	3.42	0.18	3.09	0.15	1.21	1.06	0.88	0.18	0.08	0.67	0.36	0.31	0.05	1.00	0.43	0.03
	80-	67	68.59	4.68	0.36	3.88	0.44	1.57	1.75	1.47	0.27	0.11	0.61	0.33	0.28	0.07	0.54	0.85	0.26
	90-	26	69.14	4.10	0.13	3.50	0.47	1.51	2.51	1.29	1.22	0.15	0.89	0.63	0.26	0.03	1.20	0.37	0.04
	100-	35	79.39	4.65	0.41	3.96	0.28	1.53	3.80	3.17	0.64	0.87	1.05	0.66	0.39	0.15	1.55	1.59	0.08
	120-	14	96.83	3.69	0.45	3.21	0.03	2.75	2.18	1.64	0.55	0.25	0.94	0.38	0.56	0.30	18.54	0.59	1.01
	150-	3	152.40	12.16	1.04	8.95	2.17	0.03	0.33	0.33	0.00	0.32	0.45	0.43	0.00	0.00	44.99	0.35	0.00
構成比 (%)	-30	3	100.0	5.9	0.0	5.9	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0	0.0	0.1	0.0	1.1	1.1
	30-	10	100.0	5.7	0.5	5.1	0.0	0.9	0.2	0.2	0.0	0.9	0.7	0.5	0.2	0.1	1.7	0.3	0.1
	40-	51	100.0	7.2	0.3	6.3	0.7	1.2	0.8	0.5	0.3	0.1	0.8	0.6	0.2	0.1	0.3	0.6	0.0
	50-	82	100.0	6.8	0.3	6.1	0.4	1.2	1.3	1.1	0.2	0.7	0.9	0.5	0.4	0.0	1.1	0.9	0.2
	60-	111	100.0	6.1	0.3	5.5	0.3	1.6	1.5	1.1	0.3	0.1	1.1	0.6	0.5	0.1	1.4	0.7	0.2
	70-	95	100.0	5.6	0.3	5.1	0.2	2.0	1.7	1.4	0.3	0.1	1.1	0.6	0.5	0.1	1.6	0.7	0.1
	80-	67	100.0	6.8	0.5	5.7	0.6	2.3	2.5	2.1	0.4	0.2	0.9	0.5	0.4	0.1	0.8	1.2	0.4
	90-	26	100.0	5.9	0.2	5.1	0.7	2.2	3.6	1.9	1.8	0.2	1.3	0.9	0.4	0.0	1.7	0.5	0.1
	100-	35	100.0	5.9	0.5	5.0	0.4	1.9	4.8	4.0	0.8	1.1	1.3	0.8	0.5	0.2	1.9	2.0	0.1
	120-	14	100.0	3.8	0.5	3.3	0.0	2.8	2.3	1.7	0.6	0.3	1.0	0.4	0.6	0.3	19.1	0.6	1.0
	150-	3	100.0	8.0	0.7	5.9	1.4	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.3	0.3	0.0	0.0	29.5	0.2	0.0

出典:内務省社会局「細民調査統計表」1922年6月。

付表6 細民地区居住世帯の食料支出月額(内務省社会局調査、1921年11月)

月収 (円)	世帯数	実支出	食料費	米麦類		肉類	牛乳・卵・脂肪		魚介類	蔬菜類		調理品	豆腐・煮豆・佃煮類		漬物類	他	調味品		塩	味噌	醤油	砂糖	他	出前・嗜好品	酒	茶	煙草	菓子・果物・飲料													
				米	麦・他		魚介類	脂肪		蔬菜類	乾物類		調理品類	煮豆・佃煮類			漬物類	他											調味品類	塩	味噌	醤油	砂糖	他							
実績 (円)																																									
-30	3	26.30	17.46	8.95	8.92	0.03	0.00	0.27	1.95	1.19	1.17	0.02	0.02	0.98	0.08	0.03	0.48	0.39	1.14	0.00	0.37	0.57	0.08	0.02	0.20	2.70	1.83	0.20	0.64	0.03											
30-	10	35.01	22.93	14.19	14.13	0.07	0.00	0.25	1.09	2.16	2.00	0.16	0.16	1.80	0.27	0.07	0.25	1.21	1.84	0.06	0.57	1.10	0.08	0.02	0.26	1.56	0.24	0.28	0.99	0.06											
40-	51	41.39	25.87	14.17	13.83	0.35	0.57	0.51	2.04	2.17	2.09	0.08	0.08	1.60	0.47	0.14	0.35	0.65	2.29	0.08	0.86	1.02	0.23	0.11	0.30	2.63	0.94	0.32	1.11	0.26											
50-	82	50.08	30.57	15.79	15.53	0.26	0.27	0.21	2.81	2.72	2.57	0.14	0.14	1.87	0.53	0.08	0.27	0.99	2.57	0.08	0.82	1.24	0.30	0.14	0.53	3.80	1.99	0.38	1.18	0.25											
60-	111	56.66	34.84	16.94	16.78	0.16	0.39	0.37	3.21	3.06	2.83	0.23	0.23	2.35	0.56	0.09	0.22	1.48	2.89	0.08	0.87	1.47	0.29	0.19	0.77	4.83	2.47	0.44	1.55	0.37											
70-	95	61.08	36.15	17.40	17.22	0.17	0.54	0.29	3.59	3.52	3.29	0.24	0.24	1.95	0.74	0.09	0.43	0.70	2.92	0.10	0.88	1.36	0.34	0.25	0.72	5.21	2.77	0.45	1.52	0.48											
80-	67	68.59	39.68	17.90	17.76	0.14	0.57	0.47	3.77	3.83	3.46	0.36	0.36	2.15	0.91	0.14	0.28	0.81	3.25	0.09	0.94	1.54	0.41	0.27	0.92	6.83	3.92	0.56	1.81	0.54											
90-	26	69.14	39.90	18.36	18.01	0.34	0.48	0.47	3.71	3.94	3.67	0.27	0.27	2.72	0.99	0.13	0.42	1.59	3.47	0.08	0.98	1.73	0.28	0.40	1.20	5.56	3.47	0.57	1.08	0.44											
100-	35	79.39	42.96	20.46	20.26	0.21	0.47	0.41	4.92	3.84	3.39	0.45	0.45	2.22	1.17	0.20	0.37	0.48	2.96	0.06	0.87	1.38	0.40	0.24	1.46	6.23	3.47	0.48	1.45	0.83											
120-	14	96.83	39.79	17.41	16.44	0.97	0.76	0.62	4.11	4.02	3.63	0.39	0.39	2.61	0.75	0.21	0.18	1.47	3.02	0.09	0.90	1.17	0.40	0.47	1.37	5.87	3.10	0.41	1.60	0.77											
150-	3	152.40	53.64	15.92	15.84	0.08	0.33	0.21	6.09	13.39	2.98	10.41	10.41	4.39	1.90	0.51	0.60	1.38	2.97	0.55	0.68	1.20	0.14	0.40	0.40	2.78	7.56	0.93	1.14	3.81	1.68										
構成比 (%)	-30	3	100.0	66.4	34.0	33.9	0.1	0.0	7.4	4.5	4.4	0.1	0.1	3.7	0.3	0.1	1.8	1.5	4.3	0.0	1.4	2.5	0.3	0.1	0.8	10.3	7.0	0.8	2.4	0.1											
	30-	10	100.0	65.5	40.5	40.3	0.2	0.0	3.1	6.2	5.7	0.4	0.4	5.1	0.8	0.2	0.7	3.5	5.2	0.2	1.6	3.1	0.2	0.1	0.7	4.5	0.7	0.8	2.8	0.2											
	40-	51	100.0	62.5	34.2	33.4	0.8	1.4	4.9	5.2	5.1	0.2	0.2	3.9	1.1	0.3	0.8	1.6	5.5	0.2	2.1	2.5	0.6	0.3	0.7	6.3	2.3	0.8	2.7	0.6											
	50-	82	100.0	61.0	31.5	31.0	0.5	0.5	5.6	5.4	5.1	0.3	0.3	3.7	1.1	0.2	0.5	2.0	5.1	0.2	1.6	2.5	0.6	0.3	1.1	7.6	4.0	0.8	2.4	0.5											
	60-	111	100.0	61.5	29.9	29.6	0.3	0.7	5.7	5.7	5.4	0.4	0.4	4.2	1.0	0.2	0.4	2.6	5.1	0.1	1.5	2.6	0.5	0.3	1.4	8.5	4.4	0.8	2.7	0.7											
	70-	95	100.0	59.2	28.5	28.2	0.3	0.9	5.9	5.8	5.4	0.4	0.4	3.2	1.2	0.1	0.7	1.1	4.8	0.2	1.4	2.2	0.6	0.4	1.2	8.5	4.5	0.7	2.5	0.8											
	80-	67	100.0	57.8	26.1	25.9	0.2	0.8	5.5	5.5	5.6	0.5	0.5	3.1	1.3	0.2	0.4	1.2	4.7	0.1	1.4	2.2	0.6	0.4	1.3	10.0	5.7	0.8	2.6	0.8											
	90-	26	100.0	57.7	26.5	26.0	0.5	0.7	5.4	5.7	5.3	0.4	0.4	3.9	0.9	0.2	0.6	2.3	5.0	0.1	1.4	2.5	0.4	0.6	1.7	8.0	5.0	0.8	1.6	0.6											
	100-	35	100.0	54.1	25.8	25.5	0.3	0.6	6.2	4.8	4.3	0.6	0.6	2.8	1.5	0.3	0.5	0.6	3.7	0.1	1.1	1.7	0.5	0.3	1.8	7.8	4.4	0.6	1.8	1.0											
	120-	14	100.0	41.1	18.0	17.0	1.0	0.8	4.2	4.1	3.7	0.4	0.4	2.7	0.8	0.2	0.2	1.5	3.1	0.1	0.9	1.2	0.4	0.5	1.4	6.1	3.2	0.4	1.7	0.8											
150-	3	100.0	35.2	10.4	10.4	0.1	0.2	0.1	4.0	8.8	2.0	6.8	6.8	2.9	1.2	0.3	0.4	0.9	1.9	0.4	0.4	0.8	0.1	0.3	0.3	5.0	0.6	0.7	2.5	1.1											

出典：内務省社会局「細民調査統計表」1922年6月。

戦間期日本の家計消費

付表7 職工の家計支出月額(社会局健康保険部、1921年2月分)

	月収 (円)	世帯数	1世帯平均		生計費内訳																	
			世帯員 (人)	換算員 (人)	合計	食料費	嗜好品 費	被服費	住居費	器具費	光熱費	保健衛生費 入浴 理髪	医療他	教育 図書費	育児費	宗教費	交通 通信費	交際費	娯楽費	営業費	負担	雑費
実額 (円)	30-	19	4.2	2.4	54.21	22.45	5.11	3.77	4.86	0.61	5.51	1.65	3.86	0.41	1.13	0.64	0.86	2.04	0.07	0.00	0.60	0.64
	40-	89	4.4	2.5	54.62	23.50	3.75	4.74	4.23	0.46	5.88	1.43	1.90	0.75	1.41	0.45	0.67	3.43	0.25	0.03	0.50	1.24
	50-	155	4.4	2.6	57.43	24.02	3.79	5.04	5.22	1.01	5.90	1.56	2.32	0.99	1.44	0.27	1.08	2.73	0.31	0.17	0.56	1.02
	60-	226	4.5	2.7	63.57	25.28	4.79	6.55	5.79	1.12	6.26	1.64	2.29	1.14	1.27	0.38	1.18	3.40	0.52	0.09	0.64	1.23
	70-	247	4.7	2.9	68.00	26.19	5.18	6.78	6.13	1.04	6.42	1.82	3.06	1.24	1.72	0.45	1.15	3.20	0.57	0.09	0.75	2.21
	80-	197	4.8	3.0	72.27	27.96	5.11	7.65	6.34	0.91	6.77	1.86	3.46	1.95	1.61	0.65	1.30	3.73	0.57	0.10	0.85	1.45
	90-	182	5.1	3.2	79.32	29.22	6.47	9.10	6.79	1.36	7.16	1.93	3.35	1.77	1.45	0.73	1.36	3.82	0.85	0.21	1.32	2.43
	100-	94	5.2	3.3	84.46	32.81	6.61	9.11	7.69	1.29	7.50	2.06	3.16	1.85	1.99	0.70	1.40	3.94	0.89	0.11	0.78	2.57
	110-	75	5.3	3.6	93.16	34.55	6.64	11.01	7.46	1.41	8.29	2.01	2.59	3.19	1.42	1.12	1.62	4.80	0.92	0.99	1.29	3.85
	120-	43	5.6	3.8	95.84	36.83	7.02	12.99	8.16	1.63	7.58	2.37	4.35	1.65	1.68	0.94	1.55	4.87	0.64	0.00	1.35	2.23
	130-	30	5.2	3.5	101.78	37.52	6.46	11.78	8.17	1.94	8.57	2.45	4.41	2.52	1.51	0.58	2.01	4.89	0.73	0.80	1.94	5.50
	140-	22	5.8	4.0	100.24	36.25	5.98	13.65	10.15	3.69	8.15	1.97	3.63	2.51	1.20	0.86	1.41	3.68	0.51	0.15	0.87	5.58
	150-	34	5.7	4.0	110.03	35.97	8.94	14.70	8.22	1.71	8.35	1.93	6.89	2.05	2.08	1.08	2.99	7.21	1.00	0.04	1.32	5.55
計	1413	5.0	3.2	79.62	30.2	5.83	8.99	6.86	1.4	7.1	1.9	3.48	1.69	1.53	0.68	1.43	3.98	0.6	0.23	0.98	2.74	
構成比 (%)	30-	19	4.2	2.4	100.0	41.4	9.4	7.0	9.0	1.1	10.2	3.0	7.1	0.8	2.1	1.2	1.6	3.8	0.1	0.0	1.1	1.2
	40-	89	4.4	2.5	100.0	43.0	6.9	8.7	7.7	0.8	10.8	2.6	3.5	1.4	2.6	0.8	1.2	6.3	0.5	0.1	0.9	2.3
	50-	155	4.4	2.6	100.0	41.8	6.6	8.8	9.1	1.8	10.3	2.7	4.0	1.7	2.5	0.5	1.9	4.8	0.5	0.3	1.0	1.8
	60-	226	4.5	2.7	100.0	39.8	7.5	10.3	9.1	1.8	9.8	2.6	3.6	1.8	2.0	0.6	1.9	5.3	0.8	0.1	1.0	1.9
	70-	247	4.7	2.9	100.0	38.5	7.6	10.0	9.0	1.5	9.4	2.7	4.5	1.8	2.5	0.7	1.7	4.7	0.8	0.1	1.1	3.3
	80-	197	4.8	3.0	100.0	38.7	7.1	10.6	8.8	1.3	9.4	2.6	4.8	2.7	2.2	0.9	1.8	5.2	0.8	0.1	1.2	2.0
	90-	182	5.1	3.2	100.0	36.8	8.2	11.5	8.6	1.7	9.0	2.4	4.2	2.2	1.8	0.9	1.7	4.8	1.1	0.3	1.7	3.1
	100-	94	5.2	3.3	100.0	38.8	7.8	10.8	9.1	1.5	8.9	2.4	3.7	2.2	2.4	0.8	1.7	4.7	1.1	0.1	0.9	3.0
	110-	75	5.3	3.6	100.0	37.1	7.1	11.8	8.0	1.5	8.9	2.2	2.8	3.4	1.5	1.2	1.7	5.2	1.0	1.1	1.4	4.1
	120-	43	5.6	3.8	100.0	38.4	7.3	13.6	8.5	1.7	7.9	2.5	4.5	1.7	1.8	1.0	1.6	5.1	0.7	0.0	1.4	2.3
	130-	30	5.2	3.5	100.0	36.9	6.3	11.6	8.0	1.9	8.4	2.4	4.3	2.5	1.5	0.6	2.0	4.8	0.7	0.8	1.9	5.4
	140-	22	5.8	4.0	100.0	36.2	6.0	13.6	10.1	3.7	8.1	2.0	3.6	2.5	1.2	0.9	1.4	3.7	0.5	0.1	0.9	5.6
	150-	34	5.7	4.0	100.0	32.7	8.1	13.4	7.5	1.6	7.6	1.8	6.3	1.9	1.9	1.0	2.7	6.6	0.9	0.0	1.2	5.0
計	1413	5.0	3.2	100.0	37.9	7.3	11.3	8.6	1.8	8.9	2.4	4.4	2.1	1.9	0.9	1.8	5.0	0.8	0.3	1.2	3.4	

出典：社会局健康保険部「職工生計状態調査」1923年7月。

付表8 俸給生活者・職工の家計支出月額(協調会調査、1921年6月～22年5月)

		月収 (円)	世帯 数	世帯 員数 (実員)	実支出	第一生活費																																							
						食費					住居費					水道 光熱					衣服費					被服費					身用品					清潔費					公課				
						米麦	味噌 醤油	野菜	肉魚 介類	調味料	家賃 他	家具 什器	水道 光熱	衣服費	被服費	身用品	清潔費	公課																											
実額 (円)	給料 生活者	-50 100- 150- 200- 250- 300-	1 60 77 154 49 19 13	2.42 3.18 3.85 4.35 4.55 5.24 4.76	44.53 60.88 103.53 118.08 166.79 185.88 255.06	10.20 18.43 26.88 29.54 34.27 39.02 40.21	6.11 10.35 13.83 15.42 17.12 19.21 17.71	1.15 1.37 1.96 1.98 2.15 2.96 2.59	1.47 2.75 4.10 4.67 5.68 6.24 6.93	0.97 3.26 5.98 6.37 7.82 9.20 10.98	0.50 0.71 1.01 1.10 1.51 1.41 2.00	8.61 10.36 18.60 20.10 29.91 33.69 45.46	3.55 5.16 9.51 11.09 16.46 18.77 27.53	0.57 2.00 3.87 3.95 7.13 7.53 8.23	4.49 3.20 5.22 5.06 6.32 7.39 9.70	10.36 9.16 16.79 19.54 24.74 28.58 28.18	8.79 7.00 13.50 15.58 19.38 22.45 21.50	1.57 2.16 3.30 3.96 5.36 6.13 6.68	1.62 1.18 1.87 2.24 3.17 3.25 3.79	0.02 0.66 1.16 1.34 1.48 3.03 4.42																									
	労働者	-50 50- 100- 150- 200- 250- 300-	7 132 109 32 7 4 1	3.58 3.81 4.21 4.22 5.75 5.31 3.33	42.04 69.07 97.26 126.87 169.73 214.72 101.10	19.81 24.60 30.95 33.59 40.97 53.25 29.32	12.07 13.68 16.31 16.86 21.31 25.47 14.77	1.61 1.85 2.17 2.27 2.42 2.72 1.97	2.73 4.23 5.56 5.89 6.71 10.74 5.94	2.81 4.13 5.97 7.37 9.16 12.60 5.93	0.58 0.72 0.93 1.20 1.37 1.73 0.71	7.55 12.45 17.19 21.60 24.32 36.77 15.82	5.12 7.10 9.39 12.11 13.50 19.70 7.94	8.23 1.88 2.76 3.07 4.41 8.05 3.59	9.79 10.01 14.03 19.29 21.82 28.92 4.29	16.14 9.82 10.81 15.02 18.61 22.26 17.19	2.04 6.82 10.81 15.02 21.82 22.26 13.78	2.08 2.20 3.22 4.27 6.19 6.66 3.41	0.68 1.53 2.20 3.49 4.74 4.77 3.22	0.81 0.39 0.44 0.54 0.52 1.41 0.00																									
		構成比 (%)	-50 50- 100- 150- 200- 250- 300-	- - - - - - -	- - - - - - -	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	22.9 30.3 26.0 25.0 20.5 21.0 15.8	13.7 17.0 13.4 13.1 10.3 10.3 6.9	2.6 2.2 1.9 1.7 1.3 1.6 1.0	3.3 4.5 4.0 4.0 3.4 3.4 2.7	2.2 5.4 5.8 5.4 4.9 4.3 6.7	1.1 1.2 1.0 1.0 0.9 0.8 0.8	19.3 17.0 18.0 18.0 17.9 18.1 17.8	8.0 8.5 9.2 9.4 9.9 10.1 10.8	1.3 3.3 3.7 3.3 4.3 4.1 3.2	10.1 5.3 5.0 6.2 3.8 4.0 3.8	23.3 15.1 16.2 16.5 14.8 15.4 11.0	19.7 11.5 13.0 13.2 11.6 12.1 8.4	3.5 3.5 3.2 3.4 3.2 3.3 2.6	3.6 1.9 1.8 1.3 1.9 1.7 1.5	0.0 1.1 1.1 1.3 2.0 2.0 1.6																								
			労働者	-50 50- 100- 150- 200- 250- 300-	- - - - - - -	- - - - - - -	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	47.1 35.6 31.8 26.5 24.1 24.8 29.0	28.7 19.8 16.8 13.3 12.6 11.9 14.6	3.8 2.7 2.2 1.8 1.4 1.3 1.9	6.5 6.7 5.7 4.6 4.0 5.0 5.9	6.7 6.0 6.1 5.8 5.4 5.9 5.9	1.4 1.0 1.0 0.9 0.8 0.7 0.7	17.9 18.0 17.7 17.0 14.3 17.1 15.6	12.2 10.3 9.7 9.5 8.0 9.2 7.9	12.9 2.7 2.8 2.4 2.6 3.8 3.6	19.9 13.1 15.2 15.2 3.8 13.5 4.2	3.9 5.0 5.1 5.1 16.5 10.4 17.0	7.0 9.9 14.4 11.8 12.9 10.4 13.6	4.9 3.2 11.1 8.4 12.9 3.1 3.4	2.1 2.2 3.3 3.6 3.6 4.1 3.2	1.6 0.9 2.5 2.4 2.8 2.2 3.2	1.9 0.6 0.4 0.4 0.3 0.7 0.0																						

実額 (円)	月収 (円)	第二生活費										第三生活費							
		教養費	修養費	教育費	子供 小遣	保健費	薬物 医療	滋養品	交際費	通信費	来客 往訪	贈答	嗜好 娯楽	間食	交通費	諸給料	弁済	雑費	
		米麦	味噌 醤油	野菜	肉魚 介類	調味料	家賃 他	家具 什器	水道 光熱	衣服費	被服費	身用品	清潔費	公課	米麦	味噌 醤油	野菜	肉魚 介類	調味料
実額 (円)	給料 生活者	-50	0.61	0.56	0.00	0.05	1.50	1.50	0.00	6.58	0.15	2.68	3.75	1.12	0.77	1.11	0.00	0.00	2.03
		50-	2.49	1.49	0.51	0.49	2.34	1.63	0.70	5.06	0.45	2.17	2.43	2.42	1.37	1.24	0.03	1.27	4.87
		100-	5.29	2.95	1.59	0.76	3.77	3.10	0.68	9.96	0.80	4.38	4.78	4.26	2.51	2.42	0.07	2.12	7.83
		150-	6.86	3.23	2.93	0.70	4.61	3.79	0.81	9.91	0.89	3.87	5.16	4.63	2.80	2.77	0.60	3.47	9.53
		200-	12.65	4.37	7.39	0.89	6.71	4.93	1.78	14.76	1.17	5.38	8.21	6.76	3.86	4.40	0.55	6.50	15.16
		250-	12.59	4.09	7.51	0.99	4.71	3.49	1.22	18.24	1.35	7.84	9.06	8.06	4.56	7.31	1.22	6.70	14.93
	労働者	300-	17.88	7.29	9.54	1.06	9.05	7.15	1.90	21.71	1.73	8.05	11.92	11.84	5.63	8.84	2.33	23.24	32.49
		-50	1.11	0.28	0.10	0.74	0.92	0.67	0.24	2.62	0.12	0.99	1.51	3.08	0.41	0.47	0.00	0.62	1.07
		50-	2.03	0.78	0.37	0.88	2.22	1.78	0.43	4.85	0.26	1.77	2.83	3.52	1.15	0.96	0.06	1.41	4.89
		100-	3.73	1.27	1.32	1.13	3.32	2.61	0.72	7.49	0.32	2.66	4.51	4.08	1.98	1.68	0.05	2.47	7.39
		150-	3.54	1.61	0.97	0.96	4.73	3.70	1.03	12.08	0.45	4.46	7.17	5.28	3.05	2.15	0.09	5.24	12.20
		200-	7.67	2.45	2.79	2.43	10.26	8.60	1.66	15.81	0.79	6.72	8.30	11.95	5.34	3.44	0.00	5.94	10.74
構成比 (%)	給料 生活者	250-	3.91	2.09	0.43	1.39	10.00	7.80	2.21	23.13	0.94	7.06	15.14	10.27	7.87	5.24	1.14	0.08	27.97
		300-	4.16	1.41	2.03	0.72	3.66	3.12	0.54	6.36	0.61	2.12	3.63	2.99	1.32	4.68	0.00	5.85	6.53
		-50	1.4	1.3	0.0	0.1	3.4	3.4	0.0	14.8	0.3	6.0	8.4	2.5	1.7	2.5	0.0	0.0	4.6
		50-	4.1	2.4	0.8	0.8	3.8	2.7	1.2	8.3	0.7	3.6	4.0	4.0	2.2	2.0	0.1	2.1	8.0
		100-	5.1	2.8	1.5	0.7	3.6	3.0	0.7	9.6	0.8	4.2	4.6	4.1	2.4	2.3	0.1	2.1	7.6
		150-	5.8	2.7	2.5	0.6	3.9	3.2	0.7	8.4	0.7	3.3	4.4	3.9	2.4	2.3	0.5	2.9	8.1
	労働者	200-	7.6	2.6	4.4	0.5	4.0	3.0	1.1	8.9	0.7	3.2	4.9	4.1	2.3	2.6	0.3	3.9	9.1
		250-	6.8	2.2	4.0	0.5	2.5	1.9	0.7	9.8	0.7	4.2	4.9	4.3	2.5	3.9	0.7	3.6	8.0
		300-	7.0	2.9	3.7	0.4	3.5	2.8	0.7	8.5	0.7	3.2	4.7	4.6	2.2	3.5	0.9	9.1	12.7
		-50	2.6	0.7	0.2	1.8	2.2	1.6	0.6	6.2	0.3	2.4	3.6	7.3	1.0	1.1	0.0	1.5	2.5
		50-	2.9	1.1	0.5	1.3	3.2	2.6	0.6	7.0	0.4	2.6	4.1	5.1	1.7	1.4	0.1	2.0	7.1
		100-	3.8	1.3	1.4	1.2	3.4	2.7	0.7	7.7	0.3	2.7	4.6	4.2	2.0	1.7	0.0	2.5	7.6
実額 (円)	給料 生活者	150-	2.8	1.3	0.8	0.8	3.7	2.9	0.8	9.5	0.4	3.5	5.7	4.2	2.4	1.7	0.1	4.1	9.6
		200-	4.5	1.4	1.6	1.4	6.0	5.1	1.0	9.3	0.5	4.0	4.9	7.0	3.1	2.0	0.0	3.5	6.3
		250-	1.8	1.0	0.2	0.6	4.7	3.6	1.0	10.8	0.4	3.3	7.1	4.8	3.7	2.4	0.5	0.0	13.0
		300-	4.1	1.4	2.0	0.7	3.6	3.1	0.5	6.3	0.6	2.1	3.6	3.0	1.3	4.6	0.0	5.8	6.5

出典:協調会「俸給生活者・職工生計調査報告」1925年3月。

注:個々の世帯の数値を集計して作成した。

付表9 「中等階級」の支出構成(東京市、1922年11月)

月収 (円)	世帯数	支出 総額	支出										その他										交際費										雑費									
			食料費	住宅費	家賃	水道	家具 什器	被服費	被服	身用品	燃料 灯火費	電灯	瓦斯	その他	保健 衛生	育児	教育	交通	通信	貸出費	公債	保険	その他	交際費 慶弔	その他	修養費	享楽費	備入料	記入 品													
実額 (円)	17	74.14	30.62	14.97	13.06	0.76	1.29	9.19	4.82	3.56	5.15	0.81	0.28	4.28	14.21	3.78	0.98	0.76	1.36	0.19	0.34	0.07	0.24	0.10	4.16	1.64	2.52	1.67	0.31	0.18	0.39	0.09										
60-80	214	80.02	32.31	15.27	12.90	0.62	1.61	10.45	6.89	3.47	5.42	0.86	0.28	4.05	16.57	4.85	1.46	0.39	1.15	0.23	1.53	0.17	0.68	0.68	3.57	1.53	2.04	2.11	0.51	0.12	0.42	0.23										
80-100	251	97.66	38.78	17.62	14.54	1.09	1.99	13.20	9.04	4.16	6.47	1.09	0.37	5.10	21.59	5.40	1.98	1.17	1.46	0.34	2.24	0.52	0.83	0.89	4.01	1.38	2.63	2.16	1.61	0.19	0.72	0.31										
100-120	194	118.68	43.06	21.14	18.01	1.02	2.11	18.02	12.49	5.53	7.01	1.33	0.72	4.96	29.45	5.89	2.25	2.14	3.13	0.41	3.54	1.26	1.38	0.90	5.94	2.43	3.51	2.95	1.50	0.28	1.16	0.26										
120-150	152	137.69	45.77	23.32	19.19	1.58	2.55	21.25	15.29	5.96	7.22	1.44	0.77	5.01	40.13	7.99	2.18	2.96	4.58	0.47	5.12	2.24	1.39	1.49	8.81	3.67	5.14	3.91	1.55	0.23	1.75	0.58										
150-200	127	176.05	54.07	31.61	25.36	1.99	4.26	25.09	18.27	6.82	8.50	1.88	0.91	5.71	56.78	9.61	2.84	3.94	4.82	0.85	9.37	4.74	2.63	2.00	12.29	4.95	7.34	4.59	4.03	1.56	2.37	0.51										
200-250	52	214.58	66.16	35.79	27.23	4.15	4.41	27.91	20.51	7.40	9.15	2.13	1.56	5.46	75.58	15.05	3.26	6.03	6.91	0.93	15.11	8.06	4.73	2.32	12.96	5.16	7.80	5.61	4.31	1.64	3.37	0.40										
250-300	11	234.58	67.14	48.22	42.44	2.18	3.60	23.35	15.72	7.63	11.74	2.27	2.25	7.22	99.94	10.05	2.54	17.53	5.54	1.56	14.33	11.40	1.35	1.58	13.57	5.29	8.28	9.72	3.02	4.53	6.72	4.83										
300-350	5	296.42	71.52	63.26	49.38	1.65	12.23	56.45	40.90	15.55	14.15	3.26	2.72	8.17	91.04	5.99	5.48	4.84	5.78	3.70	26.00	12.52	3.00	10.48	16.14	3.75	12.39	7.19	3.11	8.21	4.60	0.00										
350-平均	4	185.83	52.06	40.69	37.28	1.56	1.85	13.73	7.14	6.59	11.41	2.87	2.46	6.08	67.94	13.01	2.54	4.30	0.62	22.35	9.83	9.00	3.52	9.31	2.37	6.94	7.28	3.97	3.75	0.74	0.00	0.00										
構成比 (%)	-	100.0	41.3	20.2	17.6	0.8	1.7	12.4	6.5	5.9	7.0	1.1	0.4	5.5	19.2	5.1	1.3	1.0	1.8	0.3	0.5	0.2	0.3	0.1	5.6	2.2	3.4	2.3	0.4	0.2	0.5	0.1										
60-80	-	100.0	40.4	19.1	16.1	1.0	2.0	13.1	8.6	4.5	6.8	1.1	0.4	5.4	20.7	6.1	1.8	0.5	1.4	0.3	1.9	0.2	0.9	0.9	4.5	1.9	2.6	2.2	0.6	0.2	0.5	0.3										
80-100	-	100.0	39.7	18.0	14.9	1.1	2.0	13.5	9.3	4.3	6.6	1.1	0.4	5.1	22.1	5.5	2.0	1.2	1.5	0.4	2.3	0.5	0.9	0.9	4.1	1.4	2.7	2.2	1.7	0.2	0.7	0.3										
100-120	-	100.0	36.3	17.8	15.2	0.9	1.8	15.2	10.5	4.7	5.9	1.1	0.6	4.2	24.8	5.0	1.9	1.8	2.6	0.3	3.0	1.1	1.2	0.8	5.0	2.1	3.0	2.5	1.3	0.2	1.0	0.2										
120-150	-	100.0	33.2	16.9	13.9	1.2	1.9	15.4	11.1	4.3	5.2	1.1	0.6	3.6	29.1	5.8	1.6	2.2	3.3	0.3	3.7	1.6	1.0	1.1	6.4	2.7	3.7	2.8	1.1	0.2	1.3	0.4										
150-200	-	100.0	30.7	18.0	14.4	1.1	2.4	14.3	10.4	3.9	4.8	1.1	0.5	3.2	32.3	5.5	1.6	2.2	2.7	0.5	5.3	2.7	1.5	1.1	7.0	2.8	4.2	2.6	2.3	0.9	1.4	0.3										
200-250	-	100.0	30.8	16.7	12.7	1.9	2.1	13.0	9.6	3.5	4.3	1.0	0.7	2.5	35.2	7.0	1.5	2.8	3.2	0.4	7.0	3.8	2.2	1.1	6.0	2.4	3.6	2.6	2.0	0.8	1.6	0.2										
250-300	-	100.0	27.5	19.7	17.4	0.9	1.5	9.6	6.4	3.1	4.8	0.9	0.9	3.0	38.4	4.1	1.0	7.2	2.3	0.6	5.9	4.7	0.6	0.7	5.6	2.2	3.4	4.0	1.2	1.9	2.8	2.0										
300-350	-	100.0	24.1	21.3	16.7	0.6	1.0	19.0	13.8	5.2	4.8	1.1	1.3	2.8	30.7	2.0	1.9	1.6	2.0	1.3	8.8	4.2	1.0	3.5	5.4	1.3	4.2	4.4	2.4	2.1	2.8	1.6										
350-平均	-	100.0	28.0	21.9	20.1	0.8	1.0	7.4	3.8	3.6	6.1	1.5	1.3	3.3	36.6	7.0	1.4	0.0	2.3	0.3	12.0	5.3	4.8	1.9	5.0	1.3	3.7	3.9	2.1	2.0	0.4	0.0										
平均	-	100.0	35.2	17.9	14.8	1.1	2.0	14.1	9.9	4.2	5.7	1.1	0.5	4.1	27.1	5.6	1.8	1.8	2.4	0.4	3.8	1.6	1.2	1.0	5.5	2.2	3.3	2.6	1.5	0.4	1.1	0.3										

出典：東京府社会課「東京市支出統計中等階級生活費調査統計圖」1925年3月。

付表10 工場労働者の月収階層別支出内訳(1940年4月～41年3月)

	実額 (円)								構成比 (%)							
	総計	-60円	60-	80-	100-	120-	150-	200-	総計	-60円	60-	80-	100-	120-	150-	200-
調査世帯数	898	2	31	174	223	224	190	54	-	-	-	-	-	-	-	-
実支出	111.10	61.65	70.22	79.84	95.74	112.93	141.29	188.03	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
飲食物費	46.17	31.16	32.35	36.76	41.47	48.18	54.94	65.14	41.6	50.5	46.1	46.0	43.3	42.7	38.9	34.6
うち米麦費	15.91	8.29	11.67	14.04	15.38	16.29	17.48	19.63	14.3	13.4	16.6	17.6	16.1	14.4	12.4	10.4
住居費	13.11	8.60	8.34	9.13	11.37	13.72	16.45	21.79	11.8	13.9	11.9	11.4	11.9	12.1	11.6	11.6
うち家賃	10.23	6.21	6.83	6.82	8.84	10.87	12.64	17.95	9.2	10.1	9.7	8.5	9.2	9.6	8.9	9.5
水道光熱費	5.68	2.41	3.58	4.52	5.33	5.62	6.86	8.39	5.1	3.9	5.1	5.7	5.6	5.0	4.9	4.5
水道費	0.31	0.00	0.19	0.14	0.24	0.33	0.48	0.51	0.3	0.0	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
電気	1.15	0.88	0.89	0.86	1.00	1.17	1.42	1.85	1.0	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
瓦斯	0.51	0.12	0.20	0.13	0.33	0.51	0.83	1.50	0.5	0.2	0.3	0.2	0.3	0.5	0.6	0.8
薪炭	3.57	1.34	2.19	3.27	3.64	3.47	3.98	4.34	3.2	2.2	3.1	4.1	3.8	3.1	2.8	2.3
他	0.14	0.07	0.11	0.12	0.12	0.14	0.15	0.19	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
被服身用品費	12.14	3.59	7.49	8.89	10.51	12.07	15.76	19.76	10.9	5.8	10.7	11.1	11.0	10.7	11.2	10.5
世帯主	3.77	0.63	2.50	3.13	3.30	3.68	4.82	5.36	3.4	1.0	3.6	3.9	3.4	3.3	3.4	2.9
うち勤務用	0.91	0.02	0.68	0.68	0.83	0.94	1.12	1.23	0.8	0.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
配偶者	2.05	0.45	1.78	1.75	1.94	1.83	2.43	3.17	1.8	0.7	2.5	2.2	2.0	1.6	1.7	1.7
子女	4.86	0.64	2.50	3.09	3.97	5.20	6.52	8.44	4.4	1.0	3.6	3.9	4.1	4.6	4.6	4.5
他の世帯員	0.23	0.01	0.00	0.12	0.17	0.18	0.39	0.61	0.2	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
他の者	1.23	1.86	0.71	0.80	1.13	1.18	1.60	2.18	1.1	3.0	1.0	1.0	1.2	1.0	1.1	1.2
保健衛生費	7.68	7.28	6.31	5.16	6.76	7.77	9.39	15.22	6.9	11.8	9.0	6.5	7.1	6.9	6.6	8.1
理容衛生費	2.92	1.65	1.97	2.09	2.50	2.92	3.79	4.85	2.6	2.7	2.8	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6
医療費	4.76	5.63	4.34	3.07	4.26	4.85	5.60	10.37	4.3	9.1	6.2	3.8	4.4	4.3	4.0	5.5
世帯主	0.53	2.81	0.84	0.41	0.35	0.66	0.58	0.71	0.5	4.6	1.2	0.5	0.4	0.6	0.4	0.4
配偶者	1.59	0.10	0.60	1.21	1.49	1.92	1.65	2.29	1.4	0.2	0.9	1.5	1.6	1.7	1.2	1.2
子女	2.15	0.25	2.58	1.12	1.97	1.80	2.72	6.54	1.9	0.4	3.7	1.4	2.1	1.6	1.9	3.5
他の世帯員	0.12	2.17	0.07	0.09	0.11	0.10	0.17	0.13	0.1	3.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
他の者	0.37	0.30	0.25	0.24	0.34	0.37	0.48	0.70	0.3	0.5	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4
育児教育費	5.64	3.49	1.75	3.36	4.12	5.28	8.17	14.12	5.1	5.7	2.5	4.2	4.3	4.7	5.8	7.5
育児費	2.96	2.93	1.33	1.98	2.63	3.02	3.81	5.14	2.7	4.8	1.9	2.5	2.7	2.7	2.7	2.7
教育費	2.68	0.56	0.42	1.38	1.49	2.26	4.36	8.98	2.4	0.9	0.6	1.7	1.6	2.0	3.1	4.8
交通費	1.99	1.39	1.81	1.26	1.64	2.07	2.68	3.27	1.8	2.3	2.6	1.6	1.7	1.8	1.9	1.7
世帯主通勤費	0.55	0.01	0.56	0.29	0.49	0.58	0.77	0.81	0.5	0.0	0.8	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4
他	1.44	1.38	1.25	0.97	1.15	1.49	1.91	2.46	1.3	2.2	1.8	1.2	1.2	1.3	1.4	1.3
その他の諸費	18.69	3.73	8.59	10.76	14.54	18.22	27.04	40.34	16.8	6.1	12.2	13.5	15.2	16.1	19.1	21.5
負担費	2.58	0.17	0.98	1.12	1.61	2.49	4.00	7.60	2.3	0.3	1.4	1.4	1.7	2.2	2.8	4.0
公課	1.07	0.04	0.32	0.29	0.49	0.89	1.91	0.41	1.0	0.1	0.5	0.4	0.5	0.8	1.4	0.2
他	1.51	0.13	0.66	0.83	1.12	1.60	2.09	7.19	1.4	0.2	0.9	1.0	1.2	1.4	1.5	3.8
交際費	7.63	1.10	3.12	5.90	6.08	7.72	10.87	13.81	6.9	1.8	4.4	7.4	6.4	6.8	7.7	7.3
贈答費	5.50	0.97	2.23	4.41	4.42	5.66	7.83	9.80	5.0	1.6	3.2	5.5	4.6	5.0	5.5	5.2
他	2.13	0.13	0.89	1.49	1.66	2.06	3.04	4.01	1.9	0.2	1.3	1.9	1.7	1.8	2.2	2.1
修養娯楽費	5.14	1.18	2.98	3.02	4.11	5.10	7.61	9.12	4.6	1.9	4.2	3.8	4.3	4.5	5.4	4.9
新聞図書費	1.22	0.21	0.67	0.79	1.04	1.35	1.57	1.89	1.1	0.3	1.0	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0
遊山的旅行費	0.50	0.21	0.58	0.26	0.32	0.49	0.68	1.43	0.5	0.3	0.8	0.3	0.3	0.4	0.5	0.8
他	3.42	0.76	1.73	1.97	2.75	3.26	5.36	5.80	3.1	1.2	2.5	2.5	2.9	2.9	3.8	3.1
文房具通信費	0.45	0.26	0.31	0.37	0.37	0.47	0.50	0.85	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5
冠婚葬祭費	0.81	0.00	0.36	0.30	0.58	0.34	1.10	4.62	0.7	0.0	0.5	0.4	0.6	0.3	0.8	2.5
他	1.99	1.02	0.74	0.00	1.75	2.02	2.86	3.88	1.8	1.7	1.1	0.0	1.8	1.8	2.0	2.1
記入不備	0.09	0.00	0.10	0.05	0.04	0.08	0.10	0.46	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2

出典:厚生省労働局「労働者生活状態調査」1942年3月。

執筆者リスト（執筆順）

加瀬和俊 1949 年生 東京大学社会科学研究所教授。

小濱 武 1986 年生 東京大学大学院農学生命科学研究科博士課程。

植田展大 1986 年生 東京大学大学院経済学研究科博士課程。

齋藤邦明 1985 年生 立教大学経済学部助教。

吉田和彦 1960 年生 東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程。

大澤 篤 1976 年生 明治学院大学非常勤講師。

大島朋剛 1976 年生 兵庫県立大学経済学部准教授。

西川邦夫 1982 年生 茨城大学農学部准教授。

棚井 仁 1979 年生 東京大学大学院経済学研究科博士課程。

田中良一 1974 年生 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程。

高柳友彦 1980 年生 一橋大学大学院経済学研究科講師。

小島庸平 1982 年生 東京大学大学院経済学研究科講師。

2015 年 3 月 17 日発行（非売品）

東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 57

加瀬和俊編
戦間期日本の家計消費
―世帯の対応とその限界―

発行所 〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1
TEL 03-5841-4908 FAX 03-5841-4905
東京大学社会科学研究所
制 作 東京大学社会科学研究所
全所的プロジェクト研究事務局
印刷所 三鈴印刷株式会社

Household Expenditures in Japan during the Interwar Period: Analysis Focused on Family Responses and their Limits

Edited by Kazutoshi KASE

ISS Research Series No. 57

INSTITUTE OF SOCIAL SCIENCE UNIVERSITY OF TOKYO